

第4回定例会会議録目次

第1日目（平成19年12月10日）	頁
○開会宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○開議宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○日程第 1 会議録署名議員指名・・・・・・・・	3
○日程第 2 会期決定・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○日程第 3 議長報告・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○日程第 4 行政報告・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○日程第 5 議案第 1 号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第6号）	
議案第 7 号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例	
議案第15号 不動産の取得について	
議案第16号 不動産の処分について・・・・・・・・	6
○日程第 6 議案第 2 号 平成19年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	14
○日程第 7 議案第 3 号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）	16
○日程の追加について・・・・・・・・・・・・・・・・	19
○日程第 8 議案第 4 号 滝川都市計画大規模集客施設制限地区建築条例	19
○日程第 9 議案第 5 号 滝川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	20
○日程第10 議案第 6 号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例	21
○日程第11 議案第 8 号 滝川市道路占用条例及び滝川市下水道条例の一部を改正する条例	22
○日程第12 議案第 9 号 滝川都市計画特別工業地区建築条例等の一部を改正する条例	23
○日程第13 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）	24
○日程第14 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）	26
○日程第15 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター等）	27
○日程第16 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム）	28
○日程第17 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（総合福祉センター等）	29

○日程第18	議案第17号	空知教育センター組合規約の変更について	33
○日程第19	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	34
○休会の件について			34
○散会宣告			35

第8日目（平成19年12月17日）

○開議宣告		39
○日程第1	会議録署名議員指名	39
○日程第2	一般質問	39
	1番 渡辺精郎君	39
	6番 本間保昭君	53
	5番 関藤龍也君	69
	4番 清水雅人君	81
○議事延長宣告		93
	3番 酒井隆裕君	103
	9番 大谷久美子君	114
○延会の件について		121
○延会宣告		121

第9日目（平成19年12月18日）

○開議宣告		125
○日程第1	会議録署名議員指名	125
○日程第2	一般質問	125
	16番 井上正雄君	125
	2番 窪之内美知代君	141
	11番 堀重雄君	155
	12番 三上裕久君	160
	14番 田村勇君	168
	10番 荒木文一君	177
○議事延長宣告		181
○日程第3	議案第18号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第7号）	
	議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	182
○日程第4	議案第19号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算（第4号）	195
○日程第5	報告第1号 監査報告について	
	報告第2号 例月現金出納検査報告について	199
○日程第6	意見書案第1号 教科書検定に関する要望意見書	

意見書案第2号 BSE全頭検査の実施に関する要望意見書

意見書案第3号 品目横断的経営安定対策に関する要望意見書

意見書案第4号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める要望意見書

意見書案第5号 メディカルコントロール体制の充実を求める要望意見書

意見書案第6号 肝炎患者への医療費助成等についての要望意見書・・・・・・200

○日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について・・・・・・201

○市長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・201

○議長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・202

○閉会宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・203

平成19年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

平成19年12月10日（月）

午前10時01分 開 会

午後 0時16分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 議長報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 議案第 1 号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第6号）
議案第 7 号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例
議案第15号 不動産の取得について
議案第16号 不動産の処分について
日程第 6 議案第 2 号 平成19年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 7 議案第 3 号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）

○追加日程

- 日程第 8 議案第 4 号 滝川都市計画大規模集客施設制限地区建築条例
日程第 9 議案第 5 号 滝川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第 6 号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件
及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第 8 号 滝川市道路占用条例及び滝川市下水道条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第 9 号 滝川都市計画特別工業地区建築条例等の一部を改正する条例
日程第13 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）
日程第14 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）
日程第15 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター等）
日程第16 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム）
日程第17 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（総合福祉センター等）
日程第18 議案第17号 空知教育センター組合規約の変更について
日程第19 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（18名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	窪之内 美知代 君
3 番	酒 井 隆 裕 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	関 藤 龍 也 君	6 番	本 間 保 昭 君

7 番 山 口 清 悦 君
 9 番 大 谷 久美子 君
 1 1 番 堀 重 雄 君
 1 3 番 堀 田 建 司 君
 1 5 番 山 腰 修 司 君
 1 7 番 水 口 典 一 君

8 番 中 田 翼 君
 1 0 番 荒 木 文 一 君
 1 2 番 三 上 裕 久 君
 1 4 番 田 村 勇 君
 1 6 番 井 上 正 雄 君
 1 8 番 山 木 昇 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長 田 村 弘 君
 教 育 長 小 田 真 人 君
 理 事 谷田部 篤 君
 総 務 部 参 事 辰 巳 信 男 君
 保 健 福 祉 部 長 居 林 俊 男 君
 経 済 部 長 中 嶋 康 雄 君
 建 設 部 長 岡 部 豊 君
 教 育 部 指 導 参 事 早 瀬 公 平 君
 監 査 事 務 局 長 山 本 幹 夫 君
 秘 書 課 長 若 山 重 樹 君
 企 画 課 長 舘 敏 弘 君
 行 政 経 営 室 長 五十嵐 千夏雄 君

副 市 長 末 松 静 夫 君
 監 査 委 員 八 幡 吉 宣 君
 総 務 部 長 高 橋 賢 司 君
 市 民 生 活 部 長 狩 野 道 彦 君
 保 健 福 祉 部 参 事 佐々木 邦 義 君
 経 済 部 参 事 江 上 充 明 君
 教 育 部 長 高 橋 一 昭 君
 教 育 部 参 事 佐 藤 好 昭 君
 病 院 事 務 部 長 東 照 明 君
 総 務 課 長 伊 藤 克 之 君
 財 政 課 長 西 村 孝 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 飯 沼 清 孝 君
 書 記 山 本 信 子 君

副 主 幹 田 湯 宏 昌 君
 書 記 寺 嶋 悟 君

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成19年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において三上議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間といたしたいと思いをいたします。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日から平成19年第4回定例会が招集され、諸議案の審議が行われるわけですが、生活保護詐欺事件被害を受けた自治体責任も厳しく糾弾されている中にありまして、改めて全貌を明らかにするとともに、市政全般にわたって前轍を決して踏むことのないように万全を尽くすことを改めて当議会の開会に当たりまして表明をするものであります。

一方、経済や自治体財政の低迷、都市と地方の格差問題が顕在化している昨今の情勢の中で、信念に向かって新しい展望を切り開いていくための重要な局面を迎えているのも事実であります。ご提案申し上げます各議案につきましては、詳しくご説明を申し上げますので、十分議を経て原案に

ご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成19年9月5日から12月3日までの分につきまして、お手元に印刷配付をさせていただいております。ご一読を賜りたいと存じますが、以下4点について口頭でご説明を申し上げます。

その1点目は、市制施行50年記念事業についてでございます。明年、平成20年度は、滝川市が昭和33年7月1日に市制を施行して以来50年を迎える節目の年であります。この節目を迎えるに当たりまして、先達の歩みに深く感謝と尊敬の念をささげるとともに、歴史的な節目として市制施行50年を契機に、さらに全市民が一致協力して新たな滝川市を創造し、あわせて次世代へ継承していくことを目的とした記念事業を実施する必要があるというふうに判断をいたしております。このため、去る11月30日、市民各般の代表者37団体の参加によります滝川市制施行50年記念事業実行委員会が組織されたところでございます。渡辺滝川商工会議所副会頭を会長として、役員も選任されたところであります。今後同委員会におきまして、平成20年度における記念事業実施に向けて検討が図られてまいります。市もこの事務局を担って、質素な中に意義深い記念事業の計画と準備が進められるように期待をしているところであります。

2点目は、まちづくり市民会議の開催についてでございます。平成19年度のまちづくり懇談会が滝川市町内会連合会連絡協議会との共催によりまして、9月27日から10月29日までの間、12会場で開催をされました。402人の市民の皆さん方の参加をいただきました。例年よりは少し少ない参加ではございましたけれども、それだけに滝川の特性を生かしたまちづくりということにも相当多くのご意見が出されて、意義深いまちづくり懇談会であったというふうに考えております。その総括といたしまして、まちづくり市民会議を滝川市町内会連合会連絡協議会との共催で12月5日にたきかわホールで開催をいたしました。130人余りの市民、関係者が集いまして、12会場から出されました課題、要望等を集約、整理した上で、共通する大きな課題について行政としての具体的な考え方、方針を示させていただいたところであります。また、この12地区における地区懇談会からの提言、提案を受けまして、2つのテーマに絞ってパネルディスカッションが行われました。地域コミュニティについて、地域における安心、安全の取り組み、特に自主防災組織の取り組みについてということで行われたわけですが、地域で行われている特徴的な活動を通じて、これからの地域のコミュニティ活動のあり方について大いに参考になったというふうに思っておりますし、さらに自主防災組織の取り組みについて具体的な先進的な市内の地域の事例も交えて、共助の必要性、そしてその具体的活動のあり方ということについて地域と行政のそれぞれの役割と連携についての認識を深めた大いに意義ある市民会議だったというふうに思います。

3点目は、生活保護費の詐欺事件についてであります。11月26日に、生活保護詐欺事件に関する検証委員会を立ち上げましたけれども、事件の経緯や事件発生の原因究明等について内部精査を精力的に進めているところであります。検証を精力的に現在進めております。また、先週12月7日には、市職員3名が北海道福祉部福祉局福祉援護課職員2名とともに、状況報告のために厚生労働省社会援護局総務課指導監査室及び保護課へ出向き、説明をいたしました。それぞれ北海道及び滝川市から説明、事情聴取が行われたわけですが、滝川市からは事件にかかわる経

過報告、検証委員会の設置などについて報告をさせていただいたところであります。なお、この件の詳細につきましては、あす開催の厚生常任委員会においてご報告をさせていただきます。

4点目は、平成19年産米の出荷状況についてであります。本年産米の出荷は、11月16日現在で見ますと、JAたきかわの契約数量15万6,727俵に対しまして出荷予定数量は、見込みであります。15万5,845俵の状況でありまして、出荷予定割合は99.4パーセントとなっております。ほぼ契約数量が達成される見込みであります。豊作であった昨年よりは若干出荷数量は少ないわけではありますが、ことしの作柄からいいますと、5月から7月中旬にかけて少雨並びに日照が多かったことから干ばつぎみとなり、影響が心配されましたけれども、8月の降雨と高温多照ということなどもありまして、平年以上の作となりました。滝川産米の評価が高まりつつありますことは、農業者と研究機関、指導機関の総体の努力の成果でございまして、同慶にたえないところであります。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議長 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 それでは、続きまして教育行政報告でございしますが、お手元にお配りをしております教育行政報告のほか、2点にわたりまして口頭で報告をさせていただきます。

最初に、第3回たきかわ市民ミュージカル「シレニアの歌」の公演について報告をいたします。この事業は、ミュージカルのまちを目指す多くの市民が実行委員会を組織して実施されたもので、独立行政法人日本芸術文化振興協会、財団法人北海道文化財団並びに財団法人北海道市町村振興協会などの助成をいただき、11月18日に文化センターにおいて開催されました。今回の開催は、初のオリジナル作品に取り組み、脚本を山元清多さん、音楽を滝川出身の加賀清孝さん、演出を同じく滝川出身の伊藤明子さん、音楽演奏は滝川市民吹奏楽団の協力をいただいたところでございます。出演者も4歳から73歳までの市民約140名が参加するなど、市民手づくりのミュージカルとして大きな成果があったものというふうに考えております。当日は、昼夜2回の公演を実施をいたしまして、延べ1,100名の来場者を数え、観客から大きな喝采と感動の声をいただき、盛会のうちに実施をすることができました。改めて関係各位のご協力に感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。

続いて、2点目につきましては、小中学校の適正配置の状況についてのご報告でございます。滝川市における教育環境の充実を図るための方策について幅広く市民の意見を聞くことを目的に、公募の市民委員さんや有識者などから成る滝川市小中学校のあり方に関する検討懇談会をことし2月に設置をいたしました。その後7回にわたり検討を重ねまして、11月20日に今後の小中学校における適正規模と適正配置のあり方について意見提言を受けたところであります。教育委員会としましては、この意見提言書を参考に、よりよい教育環境の実現を目指して滝川市立小中学校適正配置基本方針を11月27日の教育委員会議で決定をし、翌11月28日の日に所管の総務文教常任委員会に対しまして報告をさせていただきました。現在懇談会の意見提言書及び適正配置基本方針につきましては、教育委員会のホームページ、また広報たきかわ1月号への掲載、また公民館等でも閲覧できるようにして、広く市民からの意見や提言をいただき、今後作成してまいります適正配

置計画の策定の参考にしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、2点報告させていただきます。

○議長 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

議案第7号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例

議案第15号 不動産の取得について

議案第16号 不動産の処分について

○議長 長 日程第5、議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第6号）、議案第7号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例、議案第15号 不動産の取得について、議案第16号 不動産の処分についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 おはようございます。ただいま上程されました議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第6号）についてご説明させていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2億689万3,000円を増額し、予算の総額を206億5,254万5,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は第2表によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

5ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。除雪機械整備事業債1,900万円の増につきましては、事業費の増に伴うものでございます。臨時財政対策債120万円の増につきましては、発行可能額の確定に伴うものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額30万円につきましては、電子計算事務に要する経費の補正でございます。個人住民税賦課業務につきましては、平成20年度から新システムにて行う予定であります。今年度の確定申告事務の際にもシステムを活用できるようにするため、賦課データパンチ業務を2月までに実施し、システムをより有効に活用したいとするものです。

2款1項4目財産管理費、補正額1億5,133万9,000円につきましては、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正でございます。滝川市土地開発公社が所有しております中央工業団地において、このたび10年ぶりに企業立地による用地処分6,000坪が見込まれることとなったことによるものでございます。中央工業団地の用地売り払いについては、商工業振興条例における5,000万円を上限とした土地取得費の2分の1助成制度により時価との差額を補填し、用地取得、企業立地の促進を図ってまいりましたが、上場企業の場合助成が減損会計の対象となり、

損益計算書の特別損失に計上しなければならず、助成をすることが処分の妨げになることから、市が公社から取得して、時価で処分することとしたいとするものでございます。土地開発公社からの取得額1億5,133万9,000円については、公社の売価1億7,593万5,000円の2分の1の額8,796万7,000円を現在の商工業振興条例における2分の1助成制度を準用する形で市が負担することで従前の取り扱いとのバランスに配慮するとともに、この額に市が処分する時価6,337万2,000円を加算した額1億5,133万9,000円を公社からの取得価格としたいとするものであります。要点としては、企業の減損会計の背景、それから市の企業誘致に伴う土地取得助成、それから公社の健全化の3つの視点から行いたいとするものであります。なお、財源につきましては、市有地売払収入として当該土地に係る売払収入6,337万2,000円、その他の市有地の売り払い代金2,470万4,000円、合わせて8,807万6,000円の市有地売払収入と土地開発基金からの繰入金6,326万3,000円を充当したいとするものです。以上の取り組みを今後も継続することにより、時価での土地処分の活性化による土地開発公社の健全化、企業による土地取得の促進、企業立地の促進により地域経済の活性化が図られるものと考え、商工業振興条例の一部を改正いたしたく、関連議案として提案したところでもあります。なお、関連議案、議案第7号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例及び議案第15号 不動産の取得について及び議案第16号 不動産の処分については、所管部長よりご説明させていただきます。

2款1項8目福祉会館費、補正額101万4,000円につきましては、総合福祉センターに要する経費の補正でございます。現高等看護学院につきましては、市立病院改築に伴い、先行して解体する予定であり、校舎を市内新町の現滝川市医師会立准看護学院に移転することで医師会と合意をしております。これに伴い、滝川市医師会事務局が総合福祉センター2階、生涯学習振興会の跡に移転することとなる予定ですが、同時に滝川市生涯学習振興会事務所の総合福祉センター3階への移転に伴い、改修、それから市民の利便性の低下を防ぐため、現物品庫の更衣室への改修などを実施したいとするものでございます。

3款1項3目老人福祉費、補正額102万円につきましては、北海道後期高齢者医療に要する経費の補正でございます。平成20年度からの後期高齢者医療制度の施行に先立ち、対象となられる皆さんへの説明会の実施や広報による制度周知、賦課決定通知書などの送付経費などについて予算計上したいとするものでございます。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額526万7,000円につきましては、児童扶養手当に要する経費511万8,000円と障害児対策に要する経費14万9,000円の補正でございます。児童扶養手当に要する経費につきましては、離職、転職などの受給世帯の就労状況の変化による支給額区分の変更及び受給者数の増加などを要因とした児童扶養手当支給額の増加による増額補正でございます。障害児対策に要する経費につきましては、こども発達支援センターにおける相談機能の充実を図るため、道の障害児を育てる地域の支援体制整備事業補助金を活用して、主に小学生を対象として、心理学的観点と教育的観点から認知処理過程と習得度について検査する器具を購入したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。４款１項３目保健センター費、補正額３０万円につきましては、栄養改善業務に要する経費の補正でございます。国民的な課題となっている生活習慣病の発症や進行の予防を図るため、財団法人北海道健康づくり財団の助成金を活用して、家庭の健康管理を行う主婦、婦人層を主体として生活習慣の改善、生活習慣病の予防に関するセミナーを実施したいとするものでございます。

６款１項２目農業振興費、補正額９５４万４，０００円につきましては、園芸振興に要する経費の補正でございます。当初予算で施設園芸振興対策事業補助金として、トマト栽培用ビニールハウス８棟、花卉栽培用ビニールハウス８棟の設置費補助金１７７万６，０００円を計上しており、また１号補正において同じく施設園芸振興対策事業補助金として、トマト生産組合における施設園芸用防除機購入費補助２台分並びにトマト、花卉組合におけるハウス用土壌改良器具購入費補助３台分、合わせて２８万円を計上していたところですが、今回トマト栽培用ビニールハウス２７棟、トマト育苗ビニールハウス１棟、防除機３台、土壌改良器具５台が道の地域政策総合補助金の対象として認められたことにより、必要額を補正したいとするものです。補助対象となる事業費の２分の１相当の１，１６０万円が道費補助となり、現計予算額２０５万６，０００円との差額９５４万４，０００円を増額補正したいとするものでございます。

８款２項１目道路維持費、補正額３，４８３万４，０００円につきましては、除雪、排雪対策に要する経費の補正でございます。除雪用トラックの更新を行いたいとするものでございます。除雪用トラックについては、現在市で５台保有しておりますが、いずれも老朽化しているため、早急に更新を行いたく国に補助要望していたところですが、前倒しで今年度１台分が認められたことにより、国土交通省の補助金を活用して購入したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。９款１項１目消防費、補正額２４万３，０００円の減額につきましては、滝川地区広域消防事務組合負担金の減額補正でございます。江部乙雨竜線改良工事の施工に伴い、江竜支署前の土地１３９．８４平米が拡幅の事業用地として道に買収されることとなったため、土地売払収入のうち滝川市分の収入額２４万３，０００円を負担金より減額したいとするものでございます。

１０款３項小学校費、１目学校管理費、補正額８０万円につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。東栄小学校開校１００周年に際し、講演台、教材備品等を整備したいとするものでございまして、その財源としては同校への寄附金８０万円を寄附者の意向に沿って充当させていただくものでございます。

１０款４項中学校費、１目学校管理費、補正額２０６万５，０００円につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。明苑中学校に２０年度進学予定の肢体不自由児童の通学、校内活動を支援するためにトイレ、階段手すり等の施設改修を行いたいとするものでございます。

１０款５項高等学校費、１目学校管理費、補正額６５万３，０００円につきましては、その他高等学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。西高等学校内の暖房機器購入、設置経費に係る補正で、暖房機器の老朽化による損壊があり、既に部品の供給もされていない製品であ

ることから、修繕は困難であり、教育環境の維持のために新たに購入、設置したいとするものでございます。

以上、歳出合計で２億６８９万３，０００円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。１５款１項１目民生費負担金１７０万６，０００円の増、１５款２項２目土木費補助金１，８１９万円の増、１６款２項１目民生費補助金１４万９，０００円の増、１６款２項３目農林業費補助金１，１６０万円の増、１７款２項１目不動産売払収入８，８０７万６，０００円の増は、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。１８款１項８目教育費寄附金８０万円の増は、歳出関連でございます。

１９款２項１目基金繰入金６，１２０万７，０００円の増は、補正に伴う一般財源相当額を基金繰入金で調整したいとするものです。

２０款１項１目繰越金４６６万５，０００円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

２１款５項３目雑入３０万円の増は、歳出関連でございます。

２２款１項１目土木債１，９００万円の増は、歳出関連でございます。

２２款１項３目臨時財政対策債１２０万円の増は、発行可能額の確定に伴うものでございます。

以上、歳入合計で２億６８９万３，０００円の増額となったところでございます。

以上申し上げます、議案第１号の説明とさせていただきます。

○議長 経済部長。

○経済部長 議案第７号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

本条例は、企業の立地及び振興を促進するため、工場及び事業所の新設、移設、増設を行おうとする者に対して、土地取得助成金制度を設け、あわせて滝川中央工業団地内の土地開発公社所有地については、販売促進策としてその土地取得助成金制度に優遇措置を規定していたところでございます。前段補正予算の説明のとおり、中央工業団地の販売に当たりましては、土地開発公社から滝川市が土地を買い戻し、市が適正な価格で相手先に売却をする方法をとっていくことから、中央工業団地内の土地開発公社所有地における土地取得助成金制度の優遇措置の廃止及び中央工業団地内の市または土地開発公社が所有する土地については、土地取得助成金の対象から除外する規定を設けることとしたいとするのが改正の理由でございます。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。第７条第２項は、中央工業団地内の土地開発公社が所有する土地の取得について土地取得助成金の優遇措置を規定しているものでございますけれども、今後市が売却することに伴い、削除したいとするものであります。

現行の第３項は第２項とし、第４項につきましては第２項の優遇措置を受けることができる者の所有権移転登記の完了についての期間を規定しているものでありますが、こちらも第２項と同様に削除したいとするものでございます。

現行の第5項は第3項とし、新たに第4項といたしまして、中央工業団地内における市または公社が所有する土地については土地取得助成金の対象から除外する旨を規定したものでございます。

現行の第6項は、繰り上げて第5項としたところでございます。

別表第1及び別表第2につきましては、関係条文の第7条第2項が削除され、同条第3項が第2項に繰り上がることに伴い、改正するものでございます。

附則におきまして、施行期日を平成20年1月1日とし、経過措置としましてこの改正による施行前の工場等の新設、移設または増設をした者については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議案第15号 不動産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

ただいま副市長からご説明申し上げました一般会計の補正予算に関連し、滝川中央工業団地の一部を市が取得し、事業者に売り払いするため、滝川市土地開発公社から用地を購入したいとするものであります。

不動産の表示及び所有者であります、別紙参考資料をあわせてごらんいただきたいと存じますが、下段の区画図の左側のJR函館本線に隣接する斜線部分でございますけれども、これを土地開発公社から取得をしたいとするものであります。

所在につきましては、滝川市北滝の川816番37。地目は宅地。地積でございますが、1万9,834.78平方メートル。所有者住所、滝川市大町1丁目2番15号、名称、滝川市土地開発公社でございます。購入価格でございますが、1億5,133万9,000円。購入時期は、平成19年度。用途につきましては、記載のとおりでございますが、滝川中央工業団地の一部を取得し、事業者に売り払うことにより商工業の振興に寄与したいとするものであります。

以上議案第15号の説明でございます。

続きまして、議案第16号 不動産の処分について説明させていただきます。

ただいまご説明申し上げました議案第15号に関連し、滝川市土地開発公社から取得する不動産を事業者に処分したいとするものであります。

不動産の表示は、所在、滝川市北滝の川816番37。地目は宅地でございます。地積は1万9,834.78平方メートル。処分の方法といたしましては、随意契約。処分の相手方でございますが、東京証券取引所第1部上場企業であります札幌市中央区大通東3丁目1番地19、株式会社カナモト代表取締役社長、金本寛中氏でございます。主な営業品目は、建設機械器具のレンタル及び鉄鋼製品の販売でございます。処分の予定価格は、6,337万2,000円。用途は、新滝川営業所として利用するためでございます。

以上で議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 大きく2点にわたって質疑を行いたいと思います。

まず、1点目は、今回も民生費で児童福祉費等の補正が出されておりますが、この補正予算を執行していく上で、現在の福祉事務所の人事体制が予算執行に支障を来していないのかと。この補正予算が通った後の12月、1月、最も忙しい時期に入ると思うのです。そういう点で、まず通常業務に今生活保護不正詐欺事件にかかわって新たな業務が発生しているということ、また当然日常業務があるわけです。さらには、来年度の予算に向けたまちづくり協議や政策予算協議がほぼ終わり、経常経費の協議が始まっていると。こういう中で、その業務、また判断、こういったことについて支障が出ているのではないのかということに危惧するものです。そういう点で、支障を来していないのか、また応援等を具体的にどのように行っているのか、あるいは行っていないのか、まずお伺いしたいと思います。2点目は、福祉事務所長は、市長の委任ということになります。福祉事務所の中の運営そのもの、1件目の質疑で言ったように大きくかわるのが、このまま委任でこの予算執行ができるのかどうかということについてもお伺いをいたします。

大きな2点目は、北海道後期高齢者医療に要する経費ですが、これもまた国の紆余曲折といいましか、3年かかるだろうと言われることを無理やり1年半でやっている中で、今回広報あるいは賦課決定通知書の送付等、簡単に書かれておりますが、今後の主なスケジュール、どこでどんな広報を、いつどのような広報を行うのか、いつ賦課決定通知書を送付するのかなど主なスケジュールについて伺います。2点目は、パンフレットの問題なのですが、これが北海道後期高齢者医療広域連合が恐らく市町村の窓口に置くと言われているパンフレットなのです。こういうもので、1枚でかなり値段の張るものだというふうに思うのですが、滝川市には何枚程度送付され、これをどのように活用されるのか。また、広報の内容は、この中の抜粋というふうに大体考えますが、どんな広報になっていくのか、その内容について伺います。3点目は、この4月実施に向けては、住民情報システムの総改定も含めて、コンピュータの改定が同時に行われていると。これもある時期ストップして、やっと始まっていると。凍結問題がつい1週間か10日ぐらい前に決定していますので、そういうことも含めて、4月1日に間に合わせるためにどれだけ人事等の問題で困難が予想されるのか。何とか間に合わせるということはできると思うのですが、住民の納得がいくような間に合わせ方ができるのかどうか。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 清水議員さんのご質疑にお答えをいたします。

今回の生活保護の詐欺事件に当たりまして、市全体として取り組みということも考えてございまして、既に総務部のほうから私どもに応援を1人いただいております。また、緊急の措置として多くの人間を要する場合については、総務部の対応あるいは私どもの保健福祉部内での対応というような、そういった体制をきちっととった中で図っているところです。また、これから予想される予算あるいは政策的なところでの仕事の負担ということにつきましても、現在私どもの今の応援の中で対応が可能かなという判断もしているところでございます。

また、2番目の質疑でございしますが、既に福祉事務所長に委任をされている業務、生活保護の業務のほかにも今回の児童扶養手当等がございします。それらについて、現段階で19年度予算執行に

関しましては、委任の状況で私どもとしてはきちっと努力をして、万全な執行を図りたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目の今後のスケジュールということについてのご質疑でございますけれども、特に市民の皆さんに対する広報につきましては、広報たきかわの1月号にて1回目の制度周知について皆さんにお知らせしたいというふうに考えております。また、その後は、広報たきかわの3月号におきまして2度目の制度周知を図りたいというふうに考えてございます。また、地域におきましてまちづくり懇談会を実施した会場程度は、まず回りたいなということが1点と、そのほかに老人クラブ連合会のほうにお願いをいたしまして関係する皆さんと、市労連のご協力のもとにそういうことも考えていきたいというふうに予定してございます。ですから、まず市民の皆様方に集まっていたいてお話しするのは、新年早々からやるようなスケジュールになろうかなと思っております。

それから、パンフレットの市町村の窓口については、今調べておりますので、後ほどまたお答えをさせていただきたいなと思います。

先ほど広報につきまして内容はどんなものになるのだというようなご質疑だと思いますが、1回目の広報では保険料の仕組み、保険料の軽減の関係、それから納めていただく方法などについて考えてございます。また、3月号におきましては、自己負担の割合ですとか、それから出前講座のPRももちろんやりますし、徴収方法、それから納期、そういうことについても3月の広報でお知らせしてまいりたいなと思っております。

それから、3点目に、システムの改修、変更と同時に事務事業に支障が出ないかというようなお話でございますが、今市民課のほうで鋭意取り組んでございますし、進行過程で何かありましたら、それはその都度改善、対応してまいりたいなと思っております。準備段階では、体制等には今のところは問題ないかと思います。

以上でございます。

パンフレットが市に何枚来ているか、ちょっと確認して、またご報告させていただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、大きな1点目で私は福祉事務所長に対する委任、現在の福祉事務所長への委任を続けていいのかという趣旨で質疑をいたしました。市長のご答弁がないということは、かえる考えはないというふうに受けとめざるを得ません。今この状況を考えるに当たって、一昨年10月のことをちょっと振り返りたいと思うのですが、10月1日に読売新聞が報道して、3日の会見ではいじめが原因だということは否定をしたと、ところが5日にはいじめが原因だということを肯定をして、そして13日には教育長は辞任をされ、関係管理職は異動と、新体制のもとに14日から検証等が始まっているのです。今回はどうかということになると、人事異動がないままに検証が行われ、通常業務も行われると。世論の大きさでこのような違いが生じているのかなと。いじめ事

件は全国ニュースだ、このタクシー詐欺事件は北海道ニュースだと、こういうことで人事異動についての考え方が変わるということでは、市民の生活を守る予算の執行を適正にするために人事異動はあるわけだと思うのです。そういう点で、今の福祉事務所長の任命を変える、つまり異動する、あるいは福祉事務所長に市長そのものになってもいいわけですから、そういったことについていつごろやられるお考えなのか。福祉事務所長は、たくさんの仕事を委任されているわけです。連日事務所長は休みもなく、東京から帰ってきて、本当に体力的にも精神的にもこんばいしているというのか、さらにはそれを支える方たちも同様と。福祉事務所の電気は、土日もずっと夜遅くまで電気がついてます。こういう中で、市長が人事をどうするかということにきちんと事務執行できるかどうかがかかっているというふうに思うのですが、改めて市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 平成19年度においては、基本的に生活保護の国からの委任、法定受託事務、それを福祉事務所に委任をするという考え方に変わりはありません。しかし、生活保護の決定、実行、そして自立指導、生活保護はこういう大きな3つの仕事法定受託事務の中身でありますけれども、この決定権限、それから実行の権限、それは福祉事務所長にあるわけでありましたが、大きな事件が起きまして、指揮監督上の問題が生じてきたと、私は大きな責任があるということを表明させていただいておりますけれども、こういうことを踏まえて19年度中については指揮監督をしっかりやっていくと。そのための生活保護事務の適切な実行、全体的な通常業務を含めた業務の推進、こういうことに支障があるというふうに判断するときは適切な対応をとりますし、現在も先ほど申し上げたような対応をとって進めているところであります。

それと、1つ追加いたします。今検証委員会において検証をしているわけです。福祉事務所長に対して委任していることは、たくさんあるわけです。これを生活保護だけ切り離して別な者に委任するということがどういう影響を及ぼしていくのか、そこら辺のこともあるのだろうというふうに思っております。したがって、委任の形をどうしていくのかというのを検証委員会の中でしっかり検証していただくようにしたいと。これは、既にそういう視点で検証委員会にも検討していただいておりますので、そういう結果を踏まえて、委任の形をどうするのかということを決めていきたいというふうに思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどのご質疑の広域連合からのパンフレットの関係でございますが、今広域連合と調整させてもらっておりまして、住民説明会用としては一応3,000枚程度をお願いしたいということで広域連合と話してございます。また、3月には、被保険者となられる方、対象者全員分についても広域連合に要望して、各被保険者の皆さんにもそのパンフレットを送付したいなと、そんなふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今関係職員の精神状態というのは、想像するに余りある厳しさを持って日々業務に当たられていると思うのです。これが検証委員会が1月の末になるのか、そういった長期間にわたる

と。1つは、職員の精神的な健康問題、いわゆる2次被害が出ないとも限らない。これだけマスコミが随時追う中で、そういった観点からも、また市民は各議員、役所にもたくさん来ていると思います。中には、議員の給料を半分にせよと、問題解明なんか後でいいと、とにかく金返せというところから来る電話も含めて、市民感情はあのいじめ問題のときを上回るぐらい市役所に対する信頼を失っている状態、改善を求めている状態だというふうに思います。それは、直接かかわっている問題だということを市民はよく知っているからなのです、職員がかかわっているということ。そういう中で、市長は今指揮監督する権限が私にはあるのだと、そこで補ったり、検証委員会にもほかの業務も含めた管理が福祉事務所にできるのかお願いをしているとか、いろいろ言いますが、市民の多くは、早く今の体制を変えて一昨年のように早く新体制で新しい事業に取り組んでいくと、日々の業務に取り組んでいくと、こういうことを市民が最も望んでいるし、職員の健康問題も含めて、これは市長が決断しないとずるずるいく話です。市長の認識というのは、まさに世間の常識から大きく離れていると。今すぐ人事を変えて、この補正予算の執行を行っていくということについて、市民感情、また2年前の対応との比較を含めてお考えを伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 いじめの問題も、平常時の対応とあわせて危機管理対応をやってきたわけです。報道かどうのこうのということは、私の判断の中にはありません。平常時の対応は、しっかりやらなくてははいけません。これは、当たり前のことであります。危機管理対応もしっかりやっていきます。そのための福祉事務所に対する指揮監督をしっかりやりたいというふうに思いますから、市民の皆さん方には、そういうことをしっかりやっていくということで一層のご叱正、ご指導、ご助言を賜りたいというふうに思っております。両面でしっかりやります。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号、第7号、第15号及び第16号の4件を一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第7号、第15号及び第16号の4件は、いずれも可決されました。

◎日程第6 議案第2号 平成19年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長 長 日程第7、議案第2号 平成19年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3

号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 平成19年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算案は、1点目は国保オンラインシステムの入れかえに合わせ被保険者証をカード化するための経費などを一般管理費に増額補正したいとすることと、2点目には退職被保険者等療養費、一般被保険者高額療養費、出産育児一時金が不足する見込みにありますことから、それぞれ増額補正したいとするものでございます。3点目としまして、歳入で保険財政共同安定化事業交付金及び雑入に増額が見込まれますので、増額補正したいとすることと、4点目としましては歳入における一般会計繰入金の財政安定化支援事業分が減額となる見込みでありますことから、減額補正したいとするものでございます。

それでは、議案に基づきご説明申し上げます。第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,669万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,442万5,000円とするものであります。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

補正の内容につきまして事項別明細書で歳出からご説明しますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費に159万2,000円を増額するもので、被保険者証のカード化に向けた経費などでございます。

2款1項4目退職被保険者等療養費に183万6,000円、2項1目一般被保険者高額療養費に3,801万8,000円、4項1目出産育児一時金に525万円の増額は、いずれも不足が見込まれることによるものでございます。

以上、歳出の補正額を4,669万6,000円としたいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明しますので、6ページ、7ページをお開き願います。5款1項2目保険財政共同安定化事業交付金に4,222万1,000円の増額。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、先ほどの歳出に伴いますルール分の増額並びに財政安定化支援事業繰入金の減によるものでございます。

9款3項7目雑入に447万5,000円の増額につきましては、高額医療費共同事業基金還付金によるものでございます。

以上、歳入の補正額を4,669万6,000円としたいとするものであります。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第2号を採決いたします。
本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第7 議案第3号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)

○議長 長 日程第7、議案第3号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第3号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

第2条、業務の予定量の補正でございますが、主要な建設改良事業の中の病院改築事業を112万4,000円増額したいとするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の補正でございますが、予算第4条中3億4,310万8,000円とありますのは資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額でございますけれども、これを4億3,241万1,000円に、3億4,287万7,000円とありますのは過年度分損益勘定留保資金でございますが、これを4億3,218万円に改め、同条の表を次のとおり補正をしたいとするものでございます。収入の部でございますけれども、第1款資本的収入で2,882万2,000円の減額補正、第1項企業債につきまして1,590万円の減額補正、第2項補助金につきまして1,292万2,000円の減額補正。支出の部でございますけれども、第1款資本的支出につきまして6,048万1,000円の増額、第1項建設改良費で112万4,000円の増額、第3項資産購入費を新たに設けまして、5,935万7,000円の補正としたいとするものでございます。

第4条の企業債の補正でございますけれども、病院改築事業につきまして限度額を1,590万円減額をいたしまして5,750万円にしたいとするものでございます。

2ページの補正予算の実施計画、3ページの資金計画、4ページ、5ページの予定貸借対照表につきましては、お目通しをいただきたいと思います。

6ページ、資本的収入及び支出の明細書についてご説明を申し上げます。収入の部でございますけれども、1款1項1目企業債でございますけれども、1,590万円の減額でございます。実施設計の委託料の確定に伴います減額で1,940万円、地質調査の委託料に係る分として350万円、合わせて1,590万円の減額ということでございます。

2項1目補助金1,292万2,000円の減額でございますけれども、暮らしにぎわい再生事

業の補助金の額の減額でございます。基本設計の確定に伴うものの減額が4万円、実施設計の確定に伴う減額が1,288万2,000円でございます。

次、支出の部でございますけれども、1款1項1目改築費でございます。112万4,000円の増額補正でございますけれども、委託料、これにつきましては実施設計の委託料の契約差金といたしまして3,225万5,000円の減額、高等看護学院の移転に係りますところの設計委託料57万3,000円、地質調査の委託料350万円、合わせまして2,818万2,000円の減額。次に、工事請負費でございますけれども、高等看護学院の移転先の改修工事費といたしまして2,076万9,000円、フィルム、プロトコールなどの移転先の改修費で321万3,000円、リハビリなどの院内移転に係るところの改修費で532万4,000円、合わせて2,930万6,000円というものでございます。

次に、3項1目資産購入費につきましては、新たに新設でございますけれども、5,935万7,000円でございます。これは土地購入費でございます、参考資料のほうにその土地の位置図を記載してございますけれども、参考資料にあります3カ所の土地購入でございます、購入の総体面積といたしましては3,917.67平方メートル、平方メートル単価といたしましては1万5,151円、坪単価5万円で購入したいとするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 それでは、病院事業会計、高等看護学院の移転に関してお伺い申し上げたいと思います。

まず、高等学院移転に関しまして、計画との差はどのようなになっているのかお伺い申し上げます。

それから、広さと設備についてお伺いしたいと思います。基本構想では、高等学院で想定されることといたしまして建てかえの課題について示されておりました。その場合、提案として他ビルへ移転する場合、学校運営上まとまった面積のビルが必要、移転先の改修が必要な場合があると、このように示されているわけでございますけれども、そのとおり移転先の改修なども必要になっているというふうに思いますけれども、例えば体育館の利用などというのは現在高等看護学院で行われていると思うのですが、准看護学院のほうではたしかそういったものは行われていないというふうに思うわけでございます。こうした事業内容の変更なども想定されるのかなというふうなことも考えられますし、また移転先のところでは同様の施設もありますから、そうしたところを借りることもなるのかなというふうに思いますから、そういった部分で内容についてお伺い申し上げたいと思います。

それから、同様に課題といたしまして、学院の運営上の病院との連携に距離的な問題が生じること、講師、生徒等の移動に時間、交通費等がかかることと、こうした課題がございました。こうした課題について解決されているのか、それとも解決される見込みであるのか、今の現状でどのようにお考えになっているのかお伺い申し上げます。

以上であります。

○議 長 病院事務部長。

○病院事務部長 大変申しわけございません。一番最初に計画とのと言われて、ちょっとそこが聞き取れなかったもので、確認させていただきたいのですけれども。

○酒井議員 高等看護学院の基本計画時点での移転と現在との差と申しますか、内容の違いです。そういったものについてお伺いしたのですけれども。

○病院事務部長 それでは、酒井議員のご質疑にお答えをさせていただきたいと思いますが、高等看護学院につきましては病院の改築に先行して、あそこ場所に建てるということで、移転先を探しておりました。ちょうど医師会の准看護学院につきまして19年度で廃校するというので、その跡地の有効利用というお話もございまして、いろいろ調査をいたしましたら、そこで十分高等看護学院としての機能はやっていかれるということで、そこで進めていくということで協議をさせていただきました。ただ、准看は2年制の学院、高等看護学院は3年制の学院ということで、クラスが1つ多くなるということと、授業の中身につきまして介護等についての施設関係について沐浴等についての設備が必要ということで、今回それらについて改修したいとするものでございますけれども、その内容につきましては、それぞれ高等看護学院の基準を満たすかどうか北海道の担当部局とよく協議をさせていただきまして、了解をいただいているということで進んでございますので、これらについては問題ないと考えております。ただ、体育館につきましては、あそこはございませんけれども、隣に障がい者の福祉センターの体育館がございまして、これについては必要なときに借りるということで担当部局と協議をさせていただいているところでございます。

また、移転先の部分で、現在は隣ということで院内講習につきましてはすぐ移動ができるわけですが、今後医師などが講師として行く場合につきましては若干遠くなるということにつきましては、ハイヤーの移動で対応したいというふうに考えているところでございます。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 1点だけ確認したいのですけれども、先ほど講師の移動についてはハイヤー等で対応したいと、この部分は別の部分なのかなというふうに思いますけれども、生徒が移動する場合は、これは特に対策というものは考えられていないのでしょうか。これだけ確認したいと思います。

○議 長 病院事務部長。

○病院事務部長 学生が実習で病院のほうに来る場合につきましては、一日ほぼそこで実習ということになりますので、そのまんま病院のほうに来ていただくということに考えてございます。ただ、学生さんが病院の実習に行く場合につきましては、白衣に着がえるというようなこともございますし、それから休憩の場所、それから研修の実習の部分についていろいろと学習するというような場所も必要ということで、それらの場所の確保については既にめどをつけて、その対応について十分してございますので、これについても支障がなく行われるものと考えているところでございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第３号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第３号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りをいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、明日の日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第８から第１９までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第８ 議案第４号 滝川都市計画大規模集客施設制限地区建築条例

○議 長 日程第８、議案第４号 滝川都市計画大規模集客施設制限地区建築条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第４号 滝川都市計画大規模集客施設制限地区建築条例の制定についてご説明を申し上げます。

条例制定の理由でございますけれども、平成１８年５月３１日に都市計画法及び建築基準法の改正があり、本年１１月３０日に施行されたところでございます。これにより、床面積１万平米を超える大規模集客施設についての立地地域が変わり、建築することができるのは近隣商業地域、商業地域、準工業地域の３用途地域になったところでございます。滝川市においては、今後の都市機能の適正立地を目的といたしまして、準工業地域にも制限をかけ、特別用途地域である大規模集客施設制限地域として指定したいとするものであります。よって、この地区における必要な建築物の建築を制限するために建築条例を制定したいとするものであります。

第１条でございますが、これは条例の目的であり、制定理由で申し上げましたが、都市機能の適正立地を目的としております。

第２条は、この条例の適用区域であります。

第3条は、用語の定義であり、この条例で使われる用語は建築基準法及び建築基準法施行令に基づくものでございます。

第4条は、建築物の制限であり、この大規模集客施設制限地区において建築してはいけないもの、または用途変更をしてはいけないもので建築基準法に定めているものとこの条例に定めるものがあり、条例によるものは別表に示してございます。ただし、特例がございまして、市長が特に認めたものは滝川市都市計画審議会の意見を聞いて許可することができます。

第5条は、既存の建築物に対する制限の緩和であります。この地区内で既存の建物は、条例制定後増築、改築をする場合、基準時の床面積の1.2倍の大きさまで建築することができます。また、原動機の出力、機械の台数についても基準時の1.2倍まで増設することができます。

第6条は、罰則規定であります。第4条に違反した者は、50万円以下の罰金に処することになります。

第7条は、両罰規定であり、前条に対して法人または人の業務に違反をした場合は、違反した法人の代表者または法人または人に対しても罰金刑に処することになります。

第8条は、施行細目で、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることになります。附則といたしまして、この条例は、平成19年12月15日から施行したいとするものであります。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第9 議案第5号 滝川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第9、議案第5号 滝川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨につきましては、住民情報システムの再構築に伴い、印鑑登録を拒否する印鑑の印影の大きさの範囲の変更とそれに伴う文言整理を行いたいとするものでございます。

新旧対照表でご説明申し上げますので、ご参照いただきたいと思います。

条例中第6条、印鑑の登録拒否の項でございます。第6条の第1号並びに第2号につきましては、文言の整理の部分でございます。

第6条の第5号、ここにおきまして登録ができない印鑑の印影の大きさの下限を現行の1辺の長さ7ミリメートルの正方形に収まるものから1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるものに改正したいとするものでございます。

なお、印鑑登録ができない印影の大きさの上限につきましては変更せず、現行どおり1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないものとしてございます。

この改正の施行期日につきましては、平成20年1月1日から施行したいとするものでございます。

つけ加えますと、1辺の長さ8ミリメートルというのは、今現在国が示す標準のところとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第10 議案第6号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第10、議案第6号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の

勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第6号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本年6月27日に学校教育法等の一部を改正する法律が制定され、この中で学校教育法の一部が改正されたところでございます。本条例におきましては、学校教育法から引用している条項に改正がありましたことから、その整備を行うため改正したいとするものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表をごらん願いたいと存じます。

第1条の3第1号につきましては学校教育法から引用しております「第28条（同法第40条）」を「第37条（同法第49条）」に、第2号につきましては「第50条」を「第60条」へとそれぞれ改正したいとするものでございます。

なお、改正後の条例第37条、第49条、第60条につきましては、それぞれ小学校、中学校、高等学校に置かなければならない校長、教頭等について規定している条でございます。

次に、施行日についてでございますが、附則に記載してありますように、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することといたしております。このいずれか遅い日から施行するといたしましたことは、学校教育法等の一部を改正する法律の施行日は法律の公布の日から六月を超えない範囲内で政令で定めることから、条例の公布の日までに施行されないおそれがあることから、このような規定とさせていただきました。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第11 議案第8号 滝川市道路占用条例及び滝川市下水道条例の一部を改正する

条例

○議長 日程第11、議案第8号 滝川市道路占用条例及び滝川市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第8号 滝川市道路占用条例及び滝川市下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

改正内容でございますが、郵政民営化法の施行に伴い、関係政令の整備等に関する政令の施行に伴いまして改正するものであります。

改正点につきまして参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、次ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、滝川市道路占用条例の一部改正でございますが、第2条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

続きまして、滝川市下水道条例の一部改正でございますが、第8条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とするものでございます。

附則として、公布の日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第12 議案第9号 滝川都市計画特別工業地区建築条例等の一部を改正する条例

○議長 長 日程第12、議案第9号 滝川都市計画特別工業地区建築条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第9号 滝川都市計画特別工業地区建築条例等の一部を

改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

今回改正を予定しております建築条例は、3条例ございます。改正の内容でございますが、罰則規定の罰則金額を建築基準法と同じ罰則金額に改正するもので、現在の罰則金額の上限である20万円を50万円に改めたいとするものであります。

以下、参考資料の新旧対照表にてご説明いたしますので、次ページをお開きいただきたいと思います。

1つ目でございますけれども、滝川都市計画特別工業地区建築条例の一部改正であります。第5条でございますが、文言の整理でございます。

第6条でございますが、罰金を20万円以下を50万円以下に改正するものであります。

2つ目は、滝川都市計画研究研修地区建築条例の一部改正であります。

第5条でございますけれども、罰金を20万円以下を50万円以下に改正するものであります。

3つ目でございますが、滝川市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正であります。

第14条第1項でございますが、罰金を20万円以下を50万円以下に改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成19年12月15日から施行したいとするものであります。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第13 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）

○議 長 日程第13、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第10号 公の施設の指定管理者の指定についての説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市音楽公民館であります。指定管理者となるべき団体は中央ビルメンテナンス株式会社空知支店、支店長、成田均氏でございます。指定期間は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間でございます。

次に、選定経過についてご説明申し上げますので、参考資料をお開き願いたいと存じます。募集及び選定の経過についてですが、10月11日に公募の告示を行い、募集を開始し、約一月間、11月9日までの間申請を受け付けたところでございます。その間、質問の受け付け、現地説明会を実施したところでございます。受け付け期間終了後、副市長を委員長とする滝川市指定管理者選定職員会議において、選定のための審議を慎重に行ったところでございます。第1回については申請内容、選定方法、選定基準を確認、決定し、第2回においては申請者によるプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、第3回において最終的に指定管理者の候補者を決定したところでございます。

申請団体数については、1団体でございました。

選定審査の方法については、提出書類の確認、各委員における事前申請書類等の審査、財務分析の実施、応募者プレゼンテーション及びヒアリング、総合審査と段階を踏みながら慎重に審議を進めたところでございます。

選定方式につきましては、総合点数方式であります。

選定の理由については、指定管理者候補者審査、選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、総得点数が選定基準点数を上回ったためでございます。

なお、選定された団体が主に評価された点であります。1から4まで下記記載のとおりでございますが、特に1にありますとおり管理業務の実績、経営の安定性についての評価、2にありますとおり関連企業との連携による宣伝体制の実績、ノウハウを生かすことができること、3にありますとおり緊急時の職員配置体制に柔軟対応が可能であり、他施設とのスケールメリットが認められたこと、また4にありますとおり機械警備の提案など危機管理意識が高いという部分で評価をしたところでございます。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第14 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）

○議長 長 日程第14、議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第11号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市航空科学センターでございます。指定管理者となるべき団体は社団法人滝川スカイスports振興協会、会長、近藤良四郎様でございます。指定期間は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間でございます。

次に、選定経過についてご説明申し上げますので、参考資料をお開きいただきたいと思います。募集及び選定の経過、それから申請団体数、選定審査の方法、選定方式については、記載のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

5、選定の理由でございますけれども、指定管理者候補者審査、選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、総得点数が選定基準点数を上回ったためでございます。

6の選定された団体が主に評価された点でございますけれども、平成17年から当該施設を指定管理者として管理運営している実績の中で、特に（1）にありますとおり国や関係各機関との連携を図りつつ事業展開が図られること、（2）にありますとおりこれまでのイベントの開催実績など、外客誘致による地域経済への貢献に期待が持てることなどを評価したところでございます。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第15 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター等）

○議長 長 日程第15、議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター等）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第12号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市青年体育センター、滝の川、江部乙市民プール及び東栄小学校プール、滝川市サイクリングターミナル、滝川市B＆G海洋センター並びに滝の川公園その他の都市公園でございます。指定管理者となるべき団体は財団法人滝川市体育協会、会長は柳義文氏でございます。指定期間は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間でございます。

次に、選定経過について説明申し上げます。参考資料をお開きいただきたいと存じます。1の募集及び選定の経過、2、申請団体数、3、選定審査の方法、4、選定方式については、記載のとおりでございます。

5、選定の理由は、指定管理者候補者審査、選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、総得点数が選定基準点数を上回ったためでございます。

なお、6、選定された団体が主に評価された点でございますが、（1）から（3）までに記載のとおりであります。特に（1）にありますとおり平成16年度から指定管理者として当該施設を運営してきた実績、施設の管理運営ノウハウについての評価、（2）にありますとおり自主事業等の提案について地域イベント志向が高いという点、また（3）にありますとおり滝川スポーツセンターなどみずから所有する施設と一体的に管理が可能であり、総合的なスポーツ施策の展開が期待できるという部分で評価をしたところでございます。

以上で議案第12号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第16 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム）

○議長 長 日程第16、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第13号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市勤労青少年ホームであります。指定管理者となるべき団体は中央ビルメンテナンス株式会社空知支店でございまして、支店長、成田均氏でございます。指定期間は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間でございます。

次に、選定経過についてご説明申し上げます。参考資料をお開き願いたいと存じます。1の募集及び選定の経過、2、申請団体数、3、選定審査の方法、4、選定方式については、記載のとおりでございます。

選定の理由につきましては、指定管理者候補者審査、選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、総得点数が選定基準点数を上回ったためでございます。

なお、選定された団体が主に評価された点でございしますが、（1）から（3）までに記載のとおりであります。特に、（1）にありますとおり管理業務の実績、経営の安定性についての評価、（2）にありますとおり関連企業全体でのスケールメリットを生かした利用の増大、責任管理体制の維持向上に期待ができること、また（3）にありますとおり現雇用者の継続雇用に前向きである

ことなどを評価したところでございます。

以上をもちまして議案第13号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第17 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（総合福祉センター等）

○議長 長 日程第17、議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（総合福祉センター等）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第14号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市総合福祉センター、広域生活総合センター、滝川市働く婦人の家及び滝川市中央公民館でございます。指定管理者となるべき団体は、株式会社フジファシリティーでございます。指定期間は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間でございます。

次に、選定経過について説明申し上げますので、参考資料をお開き願いたいと存じます。1、募集及び選定の経過、2、申請団体数、3、選定審査の方法、4、選定方式については、記載のとおりでございます。

選定の理由は、指定管理者候補者審査、選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、総得点数が選定基準点数を上回ったためでございます。

なお、選定された団体が主に評価された点でございますが、（１）から（３）までに記載のとおりであります。特に、（１）にありますとおり長く当該施設に係る管理業務に携わっていることから、設備内容を詳細に把握しており、実績の確かさ、それに伴う信頼感及びさまざまな事象への対応に関する安定性についての評価、（２）にありますとおり経費節減についての提案が具現性が高く、有効と認められること、また（３）にありますとおり自主事業の提案について堅実に計画していることなどを評価したところでございます。

以上で議案第１４号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。清水議員。

○清水議員 まず、大きく６点ありますが、１点目は公募のときの要件にどのような要件をつけられたかということで、市内要件について、また契約価格、たしか何万円以内でという要件を当初からつけられていたのかなというふうに思うのですが、その点についてまず伺います。

２点目は、今後あそこは使用料金のほかに場所を貸しているということで、いわゆる家賃、各種団体についての家賃等についてはどのような扱いになるのか。家賃改定が行われるとすれば、どういう手続を経て行われていくのか。

３点目は、選定された団体が主に評価された点ということでお伺いしますが、まず１点目は長く当該施設に係る管理業務にかかわっているということですが、大きく４つの施設の合築施設ですよ、ここは。それで、何年間ぐらい元富士美装が管理業務にかかわっているのか、直近５年間ぐらいで結構ですから、お示しをいただきたいと思います。

４点目は、総合福祉センター、この合築施設で自殺あるいは自殺未遂、飛びおりですよ、これがたしかことし１件ありました。この数年間にもう一件ぐらいあったというふうに思うのですが、あったかないか、何件あったかということについて、これは管理にかかわることなので、お伺いをしたいと思います。

それと、大きな５点目は、暖房方式の変更について具現性が高く云々と書かれておりますが、これは変更ということは何か設備を新しくされるのか、どういう内容なのかについてお伺いします。

最後ですが、自主事業の提案、フジファシリティーがどのような自主事業を提案され、またもう一社がどのような自主事業を提案されたのか、概要について伺います。

○議長 長 答弁を求めます。

答弁調整いたしますので、若干休憩をいたします。

休憩 午前１１時５５分

再開 午後 ０時０１分

○議長 長 会議を再開をいたします。

答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 清水議員さんのご質疑にお答えしたいと存じます。

公募の要件についてでございますけれども、市内に事業所があるということが要件となっております。

料金の関係、家賃の関係ということでございますけれども、これは行政財産使用料ということで市のほうに直接入ってくるということで、家賃の改定等が必要な場合は市のほうで対応させていただくという仕組みになってございます。

それと、管理業務の関係で直近5年間はということでございますけれども、清掃関係業務委託をさせていただいている業者で、今のフジファシリティーさん、その前は富士美装さんという名前の会社でございます。

4番目の自殺云々というお話なのですが、これは不幸にして本年9月の26日に事故がございました。その前でございますけれども、この5年間ではなく、もうちょっと前かなと、申しわけないので、詳しい日時は不明でございます。ただ、南側のほうの窓からということで、事故があったということでは受けておりますけれども、詳しい年月等については承知しておりません。今調べているのですが、今のところはちょっとわからないということで、ご了解願いたいと存じます。

暖房方式についての提言ということでございますけれども、今あの施設はすべてボイラーで対応しているのですが、その中で休日夜間急病センターの個別暖房についての提案がございました。それによって灯油の消費量等が削減が図られるのではないかとということでご提案がございまして、そういう提案ということで理解しております。

それと、自主事業の提案ということでございますけれども、フジファシリティーさんのほうからは、1つは会社の特徴を生かしてという部分でガーデニングや何かの講座だとか、そういったことを少し進めたいということでお話がございました。それと、もう一つの会社はということでのお話でございますけれども、指定管理者の開示対応ということで、指定されなかった会社から提案された内容についてはお答えができないという内容で、これはあくまでも指定を受けなかった会社の利益を守ると申しますか、基本的にその会社の経営方針等もございまして、そこについては開示をしないということで進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、1点目ですが、選定された団体が主に評価された点ということで、1点目の長く当該施設に係る管理業務にかかわっていることから信頼感、安定性について高く評価できると。これは確かに事実かもしれませんが、こういったことを評価点にしてしまうと競争性が失われるというデメリットがあると、新しい団体の可能性が余り評価されない可能性も出てくるのです。そういうことで、長くやっていたその施設に対する実績ということを過大評価すること、そういったものをここに入れられたということは、私はふさわしくないかと、ここは外してしかるべきかなというふうに思うのですが、お考えについて伺います。

それと、5年間清掃業務をされていたと、毎年入札をやっているわけで、毎年入札をやって5年間連続したと。談合については、95パーセント以上は談合の疑いが濃いか、何年間連続してと

ったら談合の疑いが濃いかということが一般的には言われるのです。ですから、決して長く契約を滝川市としてきた、入札を5年連続で勝ち取ってきたということが評価されるというよりは、逆にそういった面での公正性とかということについて検討する必要もあるのではなかったのかと。2点目の質疑は、5年間連続して入札で勝ち取ってきたと、しかもあの施設は清掃業務ですから、99.9パーセント以上で落札しないための随意契約とか、こういったこともかなりあったということなので、そういうことも含めてお伺いをいたします。

以上です。

○議 長 副市長。

○副 市 長 選定委員長としてのお話であると思いますが、今入札制度を含めて大きく変わってきていることは私も熟知しています。一方は一般競争入札の流れと、もう一つは総合評価方式という、実績だとか技術点だとかそういう品確法をもとに総合評価方式もあるということで、新規性含めてそれらの実績、技術評価というのは当然二面性を持っておりますから、その二面性は絶えず頭の中に置いて審査委員長としてはしているつもりでありますので、そういう点は前提としてご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 私先ほど答弁漏れがございました。上限額の関係でございますけれども、1,515万8,000円でございます。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○議 長 副市長。

○副 市 長 5年間含めてということですが、入札制度そのものを含めていくと、前々回がありましたけれども、官製談合防止の適正化指針のもとで、今回もそれらの柱のもとにやっているわけですから、前回も申し上げましたようにそこには累進性ではいけないということが構成要件としてあるわけですから、入札制度そのものが、5回あるから不思議に思わなかったかではなくて、制度としてはその時点、その時点できちっとやっていっているということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 ほかございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は可決されました。

◎日程第18 議案第17号 空知教育センター組合規約の変更について

○議長 長 日程第18、議案第17号 空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第17号 空知教育センター組合規約の変更についてご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第286条第1項の規定により、空知教育センター組合規約を変更したいとするものでございます。

空知教育センター組合では、研修部門につきましては空知管内25すべての市町が加入しておりますが、研究部門につきましては独自に教育研究所を設置しております岩見沢市、三笠市、美瑛市を除く22市町が加入しているところでございます。美瑛市より、来年の3月末で教育研究所を閉鎖することに伴いまして、平成20年度より研究部門への加入の申し出がございましたので、組合への加入を認めたいとするものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第4条、組合の共同処理する事務におきまして、研究部門から美瑛市を除くための文言整理でございます。

第8条及び第15条につきましても、同様の文言整理でございます。

附則でございますが、平成20年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は可決されました。

◎日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 長 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 人権擁護委員候補者の推薦についてご提案を申し上げますが、滝川市に置かれております人権擁護委員について法務大臣から推薦を求められております。

塩尻文子氏、堀束悟氏が平成20年3月31日で任期満了となりますために、後任候補者といたしまして記載の塩尻文子氏を引き続き推薦したいというふうに考えますのと、新たに長田武文氏を推薦をしたいというふうに考えております。

したがいまして、議会の意見を求めるものでございます。

両氏の略歴書につきましては、参考資料としてお手元にお届けをさせていただいておりますので、ご一読を賜りまして、同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りをいたします。

議事の都合により12月11日から12月16日までの6日間休会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、12月11日から12月16日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時16分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成19年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

平成19年12月17日（月）

午前10時00分 開 議

午後 6時17分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	窪之内 美知代 君
3 番	酒 井 隆 裕 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	関 藤 龍 也 君	6 番	本 間 保 昭 君
7 番	山 口 清 悦 君	8 番	中 田 翼 君
9 番	大 谷 久美子 君	10 番	荒 木 文 一 君
11 番	堀 重 雄 君	12 番	三 上 裕 久 君
13 番	堀 田 建 司 君	14 番	田 村 勇 君
15 番	山 腰 修 司 君	16 番	井 上 正 雄 君
17 番	水 口 典 一 君	18 番	山 木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
理 事	谷田部 篤 君	総 務 部 長	高 橋 賢 司 君
総 務 部 参 事	辰 巳 信 男 君	市民生活部長	狩 野 道 彦 君
保 健 福 祉 部 長	居 林 俊 男 君	保健福祉部参事	佐々木 邦 義 君
経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君	経 済 部 参 事	江 上 充 明 君
建 設 部 長	岡 部 豊 君	教 育 部 長	高 橋 一 昭 君
教育部指導参事	早 瀬 公 平 君	教 育 部 参 事	佐 藤 好 昭 君
監 査 事 務 局 長	山 本 幹 夫 君	病院事務部長	東 照 明 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君	総 務 課 長	伊 藤 克 之 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君	財 政 課 長	西 村 孝 君
行政経営室長	五十嵐 千夏雄 君	農 業 委 員 会	
		事 務 局 長	中 川 啓 一 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	飯 沼 清 孝 君	副 主 幹	田 湯 宏 昌 君
書 記	山 本 信 子 君	書 記	寺 嶋 悟 君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。

欠席の申し出はありません。

遅刻の申し出は、井上議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において三上議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で、30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明されました事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。

では、渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 皆様、おはようございます。市民の声連合の渡辺精郎でございます。今回も大雪の中をたくさんの市民の皆様、大変ご苦労さまでございます。言うまでもなく、今市民の皆様が最も心配しているのは、生活保護にかかわる介護タクシーでの巨額なタクシー代詐欺事件であります。容疑者は、元暴力団員とのこと、やる気でやっているのであります。昨年の少女いじめ自殺事件の経験が生かされず、議会や市民が知ったときは大変むごい結果になっていたことでございます。マスコミを通じまして市民を初め全国民の驚きのニュースになったことは、まことに残念であり、滝川市の名誉は2年続けまして地に落ちたというよりは奈落の底に落ちてしまったという感じでございます。この2年連続の事件も、議会のチェックを知らぬふりの答弁をしていたと、こういうことがありました。許されないことでございます。この事件が明るみに出るに従って、議会は何をやっていたのだと、こういうふうにして市民から言われるわけですが、しかし議会のチェックにも隠ぺいの影がついて回り、暗い気持ちになります。本日の私の質問は、さきの臨時市議会に続き、議会チェックに対する不誠実な答弁についてもしっかりとだしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎1、市長の基本姿勢

1、「生活保護介護タクシーの不正受給」事件、その後の経過について

2、9月の平成18年度決算委員会での生活保護費の質疑に対する「答弁」について

3、タッグ計画と緊急課題について

まずは、通告に従いまして、市長の基本姿勢から申し上げたいと思います。1 といたしまして「生活保護介護タクシーの不正受給」事件、その後の経過について、市長の口からぜひ市民の皆様にご伝えていただきたい。それは、まず11月30日の臨時市議会以降の事件の進捗状況について、その中での問題点についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 おはようございます。生活保護の決定と実施ということについては福祉事務所に委任しておりますから、これに直接かかわることについては福祉事務局長からご答弁を申し上げますことをご希望したいというふうに思いますし、質問の内容によっては所管の部長からご答弁を申し上げることをご希望をいただきたいというふうに思います。

臨時市議会以降の事件の進捗状況ということですが、私どもは報道されている以上のものについて把握をできる状況にはありません。詐欺容疑ということについては処分保留ということでございますが、引き続き覚せい剤取締法違反で再逮捕され、引き続き捜査が行われているという状況にあります。11月26日、第1回の検証委員会を開催いたしましたけれども、過日第2回目の検証委員会を開催をして、作業の中間点検を行って、次の第3回目の委員会における作業の確認を行ったところであります。12月5日、北海道による特別監査結果の口頭報告が行われました。12月7日、厚生労働省で状況報告を行って、今後北海道と協議して移送費の判断基準等の資料を提出をして、国の判断を仰ぐというのが臨時市議会以降の現在までの流れであります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 問題点はさまざまありますが、関連もありますので、次にまいりたいと思います。2点目ですが、12月5日、市民懇談会が開かれた。町内会連合会と共催でということございまして、実はあのときは別のテーマでのパネルディスカッションでございまして、市民の意見をたくさん聞く機会とはしかなかったと思うのですが、最後に市民の方が一人だけご意見があったはずであります。簡単にご紹介をいただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 まちづくり懇談会の総仕上げとしてまちづくり市民会議が行われて、全体的な総括、そして特に話題が多かった2つのテーマについてパネルディスカッションを行って議論を深めた。そして、その方向性を議論し合ったというのが主な中身ですが、私のあいさつの中でも市民会議でこの件について触れさせていただきました。そして、時間は乏しかったわけですが、そしてまた検証委員会、1月中には第三者の外部機関によるチェックをいただき、その後において改めて市民の皆さん方にお伝えをし、ご意見を伺いたいということを申し上げたわけですが、けれども、時間の関係もありまして、1件の意見がございました。それは、法律や条例以上に常識を持って事に当たるということを市長として職員に徹底させるべきだと、そういうご意見がありました。もっともなご意見だというふうに思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、3点目にまいります。今回の事件から、1回に25万円以上という常識を

超えた法外な移送費の詐欺事件、この反省から、福祉事務所の関係者、そして副市長、市長、さらには会計管理者、そして最後には監査委員、こういうそれぞれの役割の上での関係はいかにあるべきか、その反省についてお尋ねをしたいと思うわけであります。検証委員会立ち上げと言っているうちに、現在も別な課でまたこういうようなことがある素地があるのではないかと、こういうふうに思いますので、この点につきましてお尋ねいたします。

○議長 市長。

○市長 現在厚生労働省において、移送費支出の判断基準、それからそれを判断した挙証資料の提出を求められております。適正な措置であったかどうかということは、今後の問題となっております。しかし、モラルハザードがなかったのかどうか、あるいは法的な側面での法令遵守の点検ということについてそれぞれの職制における冷静な判断が各分野において必要だというふうに思っております。

（「もっと実態に合った答弁されたらどうですか」という声あり）

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 今後ろからもありましたとおり、私の求めているのは、福祉事務所の関係者から監査委員まで、この事件の反省をいたしまして、どのような関係があるかということでお聞きしたのですが、そういう答弁でございます。そこで、監査委員のことを今出しましたので、特に今回は2月に監査委員から市長に異常な支出が伝えられたそうでございます。首長の権限でそこでとめたならば、結果的に実質どれだけの保護費が無駄にならなかったのか、これは部長のほうでも結構ですが、金額をさまざま言われていますが、提示をしていただきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 渡辺議員さんのご質問は、2月に仮にとめられたらというお話でございましたが、ことしの2月にとめることができましたら、およそ1億5,000万円程度の金額をとめられたというふうにご答弁をさせていただきます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 これを後ろの市民の皆さんがしっかりと今回はお聞きになったわけであります。ということで、市長の責任というのは十分認識をしておられると、こういうふうに思いますが、4点目にまいりたいと思います。年間1家族に、年間といっても1年半なわけでありますが、2億4,000万円に届きそうな生活保護費の支出は、結局これから申請する市民に何かと影響があるのではないのでしょうか。生活保護費は、事務処理が整っていれば天井知らずで支出するのが滝川市かと全国の話題になったこと、これにどう答えますか。ひとつ見解を述べていただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 生活保護費が犯罪の温床になったということは、まことにざんきにたえません。そして、このことが生活保護制度自体に何らかの社会的影響を与えていくということについては、これまたざんきにたえないところであります。しかし、医療扶助というのは、必要最小限のものを正直に申請していただくということから成り立っている制度であります。生活保護制度自体がそういう制度でありますし、これが犯罪の温床になったということは、私どものさまざまなチェックに課題

があったとしても、強い憤りを同時に持っているものであります。私たちが今やらなくてはならないことは何かというと、法的に、手続的にこの多額の移送費が間違った支出であったのかどうかということを厚生労働省の調査において明確に答えていかなくてはいけない、そして厚生労働省の判断をいただかなくてはならないというのが現在の状況でありますし、しかも犯罪の温床となったわけでありますから、犯罪の立証ということについても私どもは捜査協力を積極的にしていかななくてはいけないというふうに思います。その結果、全体が明らかになってくると同時に、この医療扶助にかかわる保護手帳の手引の明確でないところの問題ということもまた同時に明らかになっていくのではないかとこのように思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、再質問のほうを続けたいと思います。

厚生労働省に頼って、その判断をいただくそうでございますが、事務処理上の問題でもう一度、委員会等でさまざま居林部長に問いただしたわけでありましたが、事務処理上も大変瑕疵が多いと、私はこのように判断をするわけであります。さきの臨時市議会でも申し上げました生活保護法の第28条、もう一度しっかりと反省をしていただいて、第28条が誠実に執行されていたかどうか、これをもう一度今の市長答弁から考えていかなければいけないと思うわけであります。生活保護法、医療保護にしても、どの保護にいたしましても2つの観点が生保護法にはしっかりとあるわけがあります。つまり容疑者に対して、今は容疑者と申し上げます。生活保護申請者に対しまして、1つ目は資産状況、健康状態、その他の事項を調査するために住居立入調査ができるわけですが、これが行われておりますか。特に今回の当事者は元暴力団員であることがわかっているわけありますから、犯罪捜査というようなことではなくても、生活保護法第28条の職権によって権力執行ができたはずであります。そして、地域の民生委員にもほとんど依頼していなかったと、こういことで、転入の時点でまず生活保護法の1点目の生活状態調査はどうだったのか、不十分でなかったか、これをお答えいただきたいと思います。

そして、2つ目の観点は、第28条には、健康状態の把握についてはしっかりと滝川市から生活保護を受ける人に滝川市の指定する医師または歯科医師の検診を命ずることができるわけあります。今回の場合、滝川市立病院の嘱託医師の検診を受けるべく命ずることができるわけでありまして、生活保護者が札幌の5人の医師の指定をしたり、その札幌の医師たちがストレッチャー付きの介護タクシーで毎日滝川から通うべき、こういう権限はこの第28条にはないわけあります。容疑者とタクシー会社と札幌の医師たちによってイニシアチブをとられたこの事件、結論から申し上げますれば生活保護法第28条の執行が不十分だったと、こういうふうに私は感じますが、この2点についてしっかりとお答えをいただきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま生活保護法第28条の件についてご質問がございました。厚生常任委員会でも何度かお答えをしておりますが、生活保護の申請があつて、その段階で資産状況の調査等については行っております。また、立ち入りということでございますが、通常の訪問、これは年に1回あるいは半年に1回とかございますが、このケースにつきましては月1回以上の訪問という

ことで、私どももこのケースについては注視をしていたところでございます。しかし、ご指摘のとおり民生委員さんのご協力を得ていなかったということは、道のほうからも申されておりますが、私どもも担当のケースワーカーが頻繁に行くようなことで対応しておりましたので、その辺については課題かなというふうには思っております。また、医師の検診等につきましてのご質問ですが、札幌に通う、通わないというのは、本人の意思もでございます。また、札幌市から転入され、その折に札幌市の病院のほうの医師の判断もあり、その通院を認めたところでございます。こういった内容について、厚生常任委員会のほうでもお話をしておりますが、今後検証委員会の細かなチェック、あるいは当然厚生労働省のほうで今回の移送費の支出についてしっかり調べるというようなことを私ども通知をされてございますので、その中でこういった法令の遵守について明らかになってくるというふうに考えてございます。

（「議事進行」と言う声あり）

○議 長 清水議員。

○清水議員 検証委員会は、来月いっぱいかかるのです。ですから、検証委員会の結果を見てとかでなくて、既に逮捕されて1カ月間、検証委員会も2回行われ、厚生常任委員会ももう既に5回行っているのです。だから、そういったことを踏まえた答弁ができるはずなのです。今お聞きしている答弁では、こういう中で明らかになった瑕疵だとか問題点、そういったことについて答弁の中で触れながら話さない。相変わらず書類上不備がなかったという、その水準を超えていないのです。1カ月の経過をきちんと踏まえた答弁に議事進行するべきではないでしょうか。

○議 長 今清水議員からお話がありましたが、この件につきましてはもちろんそういうことにもなりますけれども、さきの厚生常任委員会において検証委員会のことについては報告をするというような形になっておりますので、まずそっちのほうにきちっとさせます。そのようなことで、今議会についてはこのまま進めさせていただきます。渡辺議員。

○渡辺議員 今議事進行があったご意見のとおりだと思うのです。さきの委員会等から何も踏み出していない。私への答弁も十分でない。生活保護法の基本がぐらついていないかと聞いているのであります。もとはどのような経歴でありまして、札幌でお認めになっていても、先ほどから申したように健康状態を滝川市で把握し直しをしなければいけないわけでありまして。そこで、嘱託医師としての滝川市立病院の院長と福祉事務所の権限行使が全然わかりにくいわけでありまして。そして、輪をかけて、札幌の病院名、容疑者の病名、何々科だけの発表で、プライバシーであると、こういうことで秘密というわけでありまして。この場合、生活保護者の病院の選定より滝川市の指定する嘱託医師の権限が強いはずであります。その面が全然説明がありません。さらに、病状や病名を発表しないため、滝川、砂川の病院等で診察ができなかったのか、できたのか、こういう滝川市の権限の行使が何も見えてこない。市民の皆さんも全然わからないと思います。こういうのをしっかりと発表していただきたいと、こういうことを申したのですが、伏せたまま、検証委員会でしっかりと市民の納得する解明ができると思っておりますか、そこをご答弁いただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 厚生常任委員会で委員の皆様方がそれぞれご質疑をされて、そしてそれには真摯にお

答えして、そういうふうに対応してきたつもりであります。審議の過程の中で、やはり資料の出し方にうかつな点があったというのは、これはおわびを申し上げたいと思いますが、それが隠ぺいによるものであるということでは決してないことをひとつご理解を賜りたいというふうに思います。これからも委員会審議においては真摯にそのあたりをしっかりと対応していく必要があるというふうに思いますし、その考え方は以前も今も変わりありません。ただ、今滝川市がすべての判断ができるということであれば、判断いたします。しかし、今犯罪捜査が進んでいるわけでありまして。そして同時に、厚生労働省は滝川の行った措置が法的に適正であったのかどうかということのチェックをしようとしているわけでありまして。私たちは、行われたことすべてを法的にも手続的にも間違いだというふうにそのとき、そのとき思っただけではありません。しかも、だまされると思っただけでもありません。これは、だまされたことであります。そしてまた、道の監査を経ながら、問題点については監査だけではない、指導助言をいただきながらやってきたことであります。そういうことをトータルして厚生労働省で法的に適正なのかどうかという判断がなされる。そういうことを踏まえて、私たちはしっかりと判断していかななくてはならない。滝川市だけの判断ではないということをはこれはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そこで、そういうような答弁であります。厚生労働省に法的な判断を願うと、それはそれでいいのですが、議員の質問にしっかりと答えていただきたい。12月11日の厚生常任委員会で居林部長は、この点をただしたわけでありまして、滝川市は介護タクシー代の詐欺を追求しているけれども、札幌の医師に事情を聞く、こういうことはしないと、こう言っているわけです。どうしてこの巨額な介護タクシー代を支出することになったかは、結果的には札幌の医師4名ほどのオーケーがあって証明書が出された。こういうことで毎日25万円から35万円という、こういうタクシー代が出されて、領収書があるわけでありまして、原因はここにあるわけです。そこで、この11日に医療費の一覧表の資料請求を申し上げましたら、部長は拒否したわけでありまして。医療費の一覧表をなぜ拒否しなければいけないのか。容疑者のプライバシーなんていうのは、ここまできたら全く関係ないと思います。ぜひそのことについて、なぜ医療費一覧表の資料請求が容疑者のプライバシーになるのか、ここをお答えいただきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 医療費の資料について請求がございました。今回の事件は、あくまでも容疑者の夫婦2人と、それと介護タクシーの役員、社員の4人が逮捕された事件です。ですから、移送費に関してのご質問については真摯にお答えをしているつもりでございますが、それ以上につきましては私ども生活保護に関して、個人と申しますか、要は生活保護の段階でいろんな情報を私どもとしては知り得ます。それをすべて明らかにするということは、私どもに課せられている守秘義務についても違反をすることですし、必要な情報については委員会のほうにご提供しているつもりでございます。

以上です。

○議長 長 今答えはさせましたけれども、通告の範囲では医療費の関係は入っておりません。関

連と言えはそうなのですが、医療費の関係については入っておりませんので、お含みの上、質問を続けてください。渡辺議員。

○渡辺議員 直接医療費のことは関係ないと、こういうふうにして議長もおっしゃいますけれども、病名あるいは病状、そして札幌の病院の医師、こういう関係から当然医療費一覧表というものの質問が出て差し支えないと私は思っているわけであります。

それでは、部長にこれ以上聞いてもどうしようもならぬと思うのです。市民がみんな聞いております。プライバシーの保護と言いますが、容疑者の氏名発表が最高のプライバシーなのであります。公共の福祉に反している、そういう容疑者のプライバシーの保護というのは制限されるはずであります。ですから、今回の容疑者の病名とか病状、病院の発表、これは公共の福祉に反した容疑者の基本的人権の保護の制限、こういう関係から滝川市の判断は間違っていると、私はこういうふうにして今回はおさめておきたいと思います。ここは私は絶対に納得いたしませんけれども、繰り返しても時間ばかりたちますから、ここまでにしておきます。

それでは、5点目へまいります。今市民の皆さんが問題にしていることは、公金、つまり税金に対する市職員の意識の麻痺であります。常識を逸脱した福祉課の意識は、市職員全体の意識ではないかと、こういうふうに見られているわけであります。意識改革に対する見解を求めます。

○議長 市長。

○市長 意識の改革が重要だというふうに思います。事前のチェック、これは今回の事件について申し上げるわけではありません。市役所の職員の認識として、事前のチェック、それから事後の監視、そういうものをしっかり確認する必要があるというふうに思っておりますし、支出に当たっては、税を預かっている、そしてそれを執行している。他人のお金意識ではない、自分のお金意識でしっかり倫理規範を持って執行していく、そういうチェックも必要であるというふうに思います。そういう意味では、市長のそういう責任をしっかりと果たしていく必要があるというふうに思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、時間の関係で先にまいります。その2は、9月の平成18年度決算委員会での生活保護費の質疑に対する「答弁」について。議会のチェックについて、11月30日の臨時市議会で9月の18年度決算委員会での質疑で生活保護費が17年度決算から見て1億3,000万円も支出増と、こういうことを質疑しました。増額の要因に関しましてこの事案の答弁がなかったことを質疑しましたが、市長は事件を警察に捜査依頼していた、あるいは決算委員会に市長が出席していなかったと、こういう答弁をしたわけでありますが、その後も市民やマスコミ、全国から、議会はどうしていたのだ、チェック機能を果たしていないなどと厳しく指摘されているわけでありますので、もう一度お聞き申し上げます。9月の決算委員会での質疑に対しまして、1億3,000万円もの支出増に対して事件性の問題がある、こういう答弁をしてもよい時期ではなかったのですか。私も事件性は知らないのですが、申請と打ち切りの世帯数と人数だけの質疑に終わったのは追及としては弱かったわけでありますが、1億3,000万円はしっかりと決算委員会で支出増は見抜いていたわけでありますから、市民の常識では、ここまで議員が指摘されまして、警察への捜査依

頼を理由にして結局議会に対しての答弁を避けたということは意図的に議会に対する隠ぺいに当たると、こういうふうにして考える方が多いわけでありますが、そのご答弁をいただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 これが犯罪であるというふうには認識していれば、それは当然公費の支給は行いませんでした。しかし、犯罪であるというふうには認識していなかったわけであります。しかし、この高額な移送費、これを何とかできないかということは、保護決定の段階から問題、課題としては持っていたわけであります。それで、いろんな手を打ってきたということでありますし、その一環として警察にも、この高額な移送費についてどうしたらいいものかと。道にも相談した。どうしたらいいものかということ相談していたわけであります。そういう意味では、いつかの段階で1カ月でも2カ月でも早く犯罪の捜査とは別に行政処分として切れなかったのかどうかという反省は残ります。反省は残りますけれども、しかしさまざまな経緯から、行政処分として打ち切るということは行わなかった。しかし、今後の問題としてどうするのかということになるわけですが、やっぱり行政処分はちゅうちょなくやるべきだというふうに思っております。ちゅうちょなく厳正にやるべきだというふうには思っておりますけれども、それは今回の事件ということと直接関係なくして、そういう基本的な考え方を持つべきだというふうに思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 時間の関係もございますので、この質問を繰り返しておりますと時間がたちます。市長答弁は、それはそれでごく当たり前であります。しかし、当たり前でない事件が起きまして、使い過ぎの金額を決算委員会で指摘されて、議会にしっかりとそのことは報告すべきでないか、そういうチェックをすべき時期に来ていたと、こういうことを申し上げておきたいと思います。市民の前や記者会見で、これからは市長もしっかりとそのことを、チェックができていた、1億3,000万円については指摘されていたということも必ず言うていただきたいと、このように思います。

それでは、市長の基本姿勢の最後にまいります。タッグ計画と緊急課題についてでございます。今回の生活保護タクシー料金の詐欺事件は、滝川市のタッグ計画を根本的に否定して、ないがしろにしたのではないかと思うわけであります。どんな施策を提起しても、市民の理解は得られないと思うわけであります。端的に言えば、2億4,000万円を市民のもとへ返還、回復しなければならないのです。市は、国に被害額を返還するとか容疑者に被害額全額の返還を要求すると、こういうようなマスコミの報道がございますが、被害額か支給額全額にいたしましても、返還が可能かどうかはわからない。民事裁判となれば、大変時間もかかるわけであります。問題は、20年度予算編成までに間に合うか間に合わないか、こういうことで、間に合わなければその予算があいまいになると思うわけであります。したがって、市長の決定的なダメージになる。こういうふうにして市民は見ていますが、この見解を求めたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、国庫負担金の扱いは今後厚労省の判断を仰ぐということになるわけであります。私どもとしては、移送費を支払ったということについて、

なぜそういう判断をしたのかという挙証資料の提出を求められていますから、挙証資料の提出によってしっかりと厚労省の判断が行われるというふうに思います。その判断が行われた後に国庫負担金の扱いが決まっていくということでもありますから、それによって滝川市がどう対応していくのかということをしつかりと考えつつ対応しなくてはいけないというふうに思います。事後処理は、的確に徹底して行います。今回のこの問題とタッグプラン、活力再生計画は、別の問題であるというふうに思います。こういう事件があってもなくても、活力再生のための行政改革計画は実行しなくてはならない。そして、点検して新たな計画をつくらなくてはならないというふうに思いますし、新しい新たに求められるものについて、市民委員会も既にスタートしておりますから、市民委員会の皆さん方とともに新たな行財政改革、そのための計画づくりということについては皆さんの合意を得つつ計画をつくって、合意を得つつ実行する必要があるというふうに思います。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 この事件とは別な問題であっても、結果的には予算とか市費ということは関係がございません。

2点目へまいります。別な問題でございまして、タッグ計画で市民負担増や補助金カット、そして料金の見直しなど市民に押しつけてはならない、こういうふうにして思うわけであります。それらを提起しなければならないというときは、市長みずからの決断、これが迫られると市民は見ていますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今回の事件について責任ある対応を市民の皆さん方の前に示すことができれば、行財政改革を含む今市政の運営について市民の皆さん方は冷静な判断をしてくださるものというふうに信じております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、3点目へまいります。こうしている間に、開西中学校が地震に耐えられないという診断結果が出てきました。タッグ計画中ですが、子供の命に猶予している場合ではないと思いますが、市立病院改築より優先してこの改築に取りかかるべきではないかと、こう考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 答弁を求めます。

(何事か言う声あり)

○議 長 休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○議 長 では、再開をいたします。

答弁を求めます。市長。

○市 長 小中学校の耐震化及び老朽化に伴う改築ということについては、教育委員会において

その緊急性、それから優先性というものが判断された後に、市長に対してその事業にかかわる予算措置、そういうものについて要請、要求があるというふうに思います。私は、学校も相当古くなっていますし、ご承知のように開西中学校について、ほんの一部でありますけれども、極めて問題のあるところがありますから、こういうものはやっぱり迅速に対応していかなければいけないというふうに思いますから、教育委員会の判断によって、予算措置について検討、新年度において開始するということについて十分検討していきたいというふうに思います。しかし、市立病院は、同時に市民の命と健康を守っている。そしてまた、北海道から示された中核病院は中空知の場合1カ所がいいということにはならない。砂川市立病院、そして滝川市立病院が、医療ブロックにおける2つの中核的な病院が必要であるというふうに、医対協の場面でもそういう提案がなされているところでありまして、私どもは先ほど申し上げた市民の皆さん方の健康と命を守る、特に救急対応がしっかりできるということを基本に計画的に進めていかななくてはならない重要課題だとも思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 時間の関係もございますが、ただいま質問したことは通告の文字のとおりなのでから、しっかりと先に打ち合わせをしておいていただければと思います。

◎2、除雪・排雪行政

1、今年の冬の除雪・排雪のありかたについて

次は、除雪・排雪行政、今年の冬の除雪・排雪のありかたについてでございます。1点目、ことしの冬は温暖化で冬の訪れが遅いと思われましたが、例年どおりであり、この質問に合わせて、またゆうべから大雪であります。むしろ異常気象でまたまたどか雪ということが予想されます。ことしの予定されている除雪、排雪の力点、留意点、これを述べていただきたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 除排雪体制でございますけれども、雪の多寡に関係なく、例年どおり市民生活に支障がないように現在整えてございます。ソフト面では、迅速な現場対応になるように除排雪協同組合と綿密に連携をとりましてパトロール体制を構築し、さらにはさまざまな問題解決のために地域、町内会との連携強化も図ってまいりたいということで今取り進めております。

以上でございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのようによろしくお願いします。

2点目へまいります。古い公住の間の道路をあえて通路と規定して、その通路なるもののささやかな除排雪組合のおじいちゃん、おばあちゃんの要望、2万円か3万円だったのですが、9月の議会で市長はつれない答弁でございます。関係者は、大変失望しております。個人の要求に垂れ流し給付をした行政とこのようなささやかな2万円か3万円の除排雪組合の補助金、こういう願いを冷たく突き放す市政を改善すべきであります。政治に情けや思いやりなどを、そういう再考を求めたいのであります。見解を求めます。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 私ども行政が行う除排雪事業でございますけれども、市民の協力の上に成り立っております。物流の根幹をなす幹線道路、住民の足となる生活道路の確保が行政の私どもの責務だと考えております。それによって、個人住宅の門口や集合住宅の通路などにつきましては、それぞれの必要に応じて個人あるいは共同でその確保に努めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 時間の関係もありますが、大勢の傍聴者の中にはこの関係者がいらっしやっていますから、聞いたとおりお役所仕事であるということで、再考の余地がないということで押さえておきたいと思います。

それでは、3点目にまいります。この冬の委託業者も整ったことと思います。異常気象は、時として少雪の場合も考えられます。市長は、一冬重機とオペレーターを拘束すると同じだから、少雪で出動のない時期の思いやりを昨年述べました。それは、わかる論理であります。では、逆に多雪、豪雪で予算が枯渇したときの思いやりはどのようなのですか、お答えいただきたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 地球温暖化によります異常気象が多く地域で夏も冬も発生をしております。いついかなるときにどか雪になっても不思議ではない状況だとは私ども認識をしております。異常気象時においても市民生活に及ぼす影響が最小限となるよう、安定した除雪体制並びに必要な予算措置は考えていきたいと、こう思っております。

以上でございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 あえて業者の思いやりについては避けたということで認識しておきたいと思います。

4点目ではありますが、豪雪に出動した後、門口とか車庫の入り口、こういうところに押しつけた雪を昼間に別な重機で少しぐらい片づける、こういう思いやり業者、こうあってほしいと市民は願っておりますが、この点はいかがでしょうか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 特に豪雪時のお話かと思っておりますけれども、私どもオペレーターにつきましては不眠不休で除雪をしております。官民一体で最大限の努力は言うまでもございませんけれども、豪雪時に備えての増車、増員は現状のところ不可能でございます。異常気象による豪雪災害時についても、地域防災として災害弱者などの安否確認など地域力が私どもとしては大切だと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 渡辺議員。

◎3、教育行政

- 1、校舎の耐震診断結果の開西中学校の校舎の対応について
- 2、校舎のセキュリティについて

3、OA機器の教室はエアコンが常識ということについて

4、全国一斉学力テストの結果の有効利用について

○渡辺議員 それでは、時間の関係がございますので、次は教育行政でございます。1つ目は、先ほどの開西中学校の校舎の改築問題について、ここは教育長がもう答弁しようとしておりましたから、この質問のほうは開西中学校の校舎の改築について教育委員会の見解を求めますと、こういうふうにいたしたいと思います。

時間の関係で、教育長に全部一括まいります。2点目、校舎のセキュリティについてでございます。校舎のセキュリティが管理職から業者になってから、事件が報じられている。9月の質問などから、せっかくのこの制度に水を差す犯行に警察、教育委員会、学校、地域でしっかり対応すべきであります、いまだに犯人が見つからないと、こういうことでございますが、その後の対応はどのようなになっているか、こういう点であります。

3つ目でございます。OA機器の教室はエアコンが常識ということについてでございます。私は、何回もこのことを取り上げております。滝川の学校が普通教室を利用していることについて、問題点を前教育長のときから指摘しております。それは、OA機器の導入に当たってエアコンが常識であるということを進言し続けております。夏暑いから窓をあける、これはだめ。冬、石油暖房機で急に教室の温度上昇はだめ。OA機器の温度が上昇すると内部の有害物質、今回はホルムアルデヒドだと言われておりますが、そういう有害物質を排出するなどのリスクがあるわけであります。対策はエアコン設置であると思いますが、改善策をお伺いいたします。

最後は、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国一斉学力テストの結果の有効利用についてであります。全国一斉学力テストの結果の利用や公表についてお伺いしたいのであります。滝川市として順位の公表はないと考えますが、いかがですか。滝川市教育委員会としては、教育効果のある利用をどこでどのように行おうとしているのでしょうか、見解を求めます。

一括よろしくお伺いいたします。

○議 長 一括であります、要旨が大分違っておりますので、分けますか。教育長が全部お答え。では、教育長。

○教 育 長 今渡辺議員さんからご質問ありました4点についてお答えをしたいというふうに思います。

1点目の開西中学校の校舎の関係ですが、開西中学校につきましては昭和55年にご指摘のありました部分が鉄筋コンクリートづくり3階建てに改築をされまして、この際に既存のコンクリートブロックのところにある階段室、2階と3階ですからずれが出ますので、そのコンクリートブロックの上に3階部分の階段室を増設したと。今回耐震改修の中で一番悪い結果が出たのは、この階段室の部分、3階の部分です。したがって、面積としましては45平米、4.5メートル掛ける10メートルという、その部分が最も緊急に改修を要するとされた部分でございます。同時に、開西中学校におきましてはもともとありました2階建てのコンクリートブロック部分についても改築の必要があるということで出ておりますので、次年度以降の改築計画等の中で仮にこの設計あるいは工事を行うというふうにしましても、数年の期間を要することになりますので、先ほど市長のほうか

らご答弁を申し上げたこともありますけれども、教育委員会としまして、この階段室の部分については非常に緊急性が高いということもあって、20年において応急的な処置ができるよう現在検討を進めているところでございます。

次に、2点目のセキュリティーの関係ですが、学校のセキュリティーが管理職から業者になったというご質問でございますが、管理職のセキュリティーがなくなったというわけではございません。管理職だけだったのに、業者によるセキュリティー管理も加わったということでご理解いただきたいというふうに思います。現在でも管理職による登下校時の巡回あるいは土日の巡回というのは行われております。ご質問にありましたように、10月4日に夜間のガラスの投石事件が発生をいたしました。投石につきましては、8月以降で4件起きておりまして、被害額は総額で54万6,000円に上っているところでございます。ただ、いずれの件にしましても、残念ながら犯行者は見つかっていないのが現状でございます。8月からのセキュリティーにつきましては、侵入者のセキュリティーということになっておりますので、この件については1件、侵入しようとした人、泥棒といいますか、セキュリティーアラームが鳴ったために未遂で終わったという効果は上がっておりますが、残念ながら窓ガラスへの投石については対応できるセキュリティーになっておりませんために、学校としましては校内体制による巡視、警戒の強化あるいは町内会を通じた地域への情報提供、また警察との連携による警戒強化あるいは捜査協力を行っているところでございます。学校で起きた単なる器物破損事件として再発防止あるいは犯人捜査だけを考えるのではなく、児童生徒の安全確保や望まれる教育環境整備のすべての場面において、地域社会や治安当局を含めた関係方面との協力体制が不可欠であるという認識で今後ともより一層進めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、3点目のOA教室のエアコンの関係でございます。残念ながら、議員さんおっしゃるとおり、今現在OA教室でエアコンがついておりますのは開西中学校1校のみということでございます。現在パソコンのほうも昔のブラウン管式から液晶式にかわって、熱放出量も以前に比べると少なくなっているのが実際ではありますけれども、今後につきましては各学校の改築あるいは大規模改修の時期にあわせて、空調機器の整備は図っていききたいというふうに考えております。

次に、4点目の学習状況調査の結果の有効利用ということでございます。今回の全国学習状況調査、いわゆる全国学力テストと呼ばれているものでございますけれども、基本的に子供たちの学習意欲の向上に向けるために行われたというのが目的でございますので、学校間の序列化につながらないような、あるいは過度の競争につながらないような十分な配慮が必要だというふうに考えております。したがって、今回の調査結果で明らかになった課題あるいは改善点については、当然これは市民の皆様方、保護者の皆様に公表する必要があるというふうに考えてございます。現在その公表のほうについて滝川市全体の結果についてまとめている最中でございますので、12月あるいは1月の中ぐらいには滝川市教育委員会としての学力・学習状況調査に関する見解あるいは改善策というものについて公表したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 一括答弁、まことにありがとうございました。2点に絞りまして、開西中学校の校舎問題ですが、先日視察をいたしました。それまでも開西中学校の校舎は、何であそこの鉄骨が外へ出ているのかということが余りわからなかったのですが、説明を受けまして、よくわかりました。あの鉄骨からさらに鉄のはりが横にあって、それで廊下をつっている状態だと聞いて、びっくりいたしました。本当に認識を新たにしたところであります。さらに、体育館にいたしましても、あるいはブロックの第1線校舎ですか、そういうところにもいろいろ問題があると。そういう意味では、階段の場所、ここは大至急やらなければいけないということだそうですが、市長に先ほど申し上げましたように改築、これを念頭に入れてやらなければいけない。そういう計画というのはどのようにこれからやろうとしているか、教育長、もう一度お願いをいたしたいと思います。

それから、エアコンであります、教育長としてはエアコンは全部の学校に必要なだと、こういうことでしっかりと市長部局に、これだけの事件性のホルムアルデヒドが発生するなんていう、こういう子供の健康に差し支えるようなことがあってはと、こういう意味でエアコンを早速、改築の折とかではなくてすぐ要求をしようと、こういうことで頑張っていたきたいと思うのですが、もう一度その頑張りぐあい、教育長の決意のほどをもう一回お願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 再質問いただきました。まず、1点目、開西中学校の全体的な改築ということであろうかというふうに思います。現在改築計画につきましては、適正配置計画との関連もございまして、その中でできれば3月くらいまでに適正配置の計画と改修計画というものの案についてお示しをしたいというふうに考えております。その中で、全部の小中学校あるいは西高を含めた改修計画あるいは適正配置に対する考え方について一定の案としてお示しできるものというふうに考えてございます。

次に、エアコンの関係でございますが、今回のホルムアルデヒドの基準値を超えた5校中4校については、強制換気ができるような形で換気扇の改修も同時に行っております。従来ですと窓をあけっ放しでないと換気ができないとかというような、つまり夜間も窓をあけっ放しにしておかないとできないというような換気の状態が一部ございました。いろんな方にお聞きしますと、こういう有害物質の排除についてはやはり換気が一番だということでございますので、そういう意味で今回換気扇の改善をしたということでございます。即時にエアコンがつけられるかどうかにつきましては、全体的な市の改修の中での判断ということにもなろうかというふうに思いますし、それぞれの学校のさまざまな改修の要望が来ております。それらの緊急度に応じて、全体的な中で考慮していかなければならない部分だというふうに思っております。ただし、大規模な改修を行う際については、当然必置になるのだらうなというふうに考えております。

以上です。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 答弁ありがとうございました。その中で、エアコンであります、質問ではなくて、申し上げたいと思います。換気扇ということで、換気扇というのは外気を取り入れる、あるいは内部の空気を外へ出すだけであります。そこで細かいちり、そういうものを処理できないわけであり

ます。エアコンというのは、吸気、排気、細かいちりなどもしっかりと除くと、こういうことです。から、換気扇とエアコンとは全く能力が違う、機能が違うと、こういうことで検討いただきたいというふうに思います。

それでは、ありがとうございました。終わります。

○議長 長 以上をもちまして渡辺議員の質問を終了いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 新政会の本間でございます。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

市政は、今かつてない混乱状況に陥っているということであります。もちろん生活保護費詐欺事件につきましては、的確な処理というか、そうしたものに向かってみんなで一丸となって進んでいく必要は当然でありますけれども、大変困窮する経済状況というものもあります。また、行財政改革も、22年度まで待ったなしの状況にあるわけであります。今市政の停滞というものをもたらすわけにいかないという状況にあるわけです。そこで、市長の判断、それからリーダーシップというものがあるべきと必要とされているというふうに思いますので、そうした部分をベースにしながら市長とやりとりをさせていただけたらというふうに思っています。

◎ 1、市長の基本姿勢

1、生活保護費詐欺事件に関連して

まず初めに、市長の基本姿勢として、今回の生活保護費詐欺事件に関連したお話をさせていただきますけれども、先日の臨時議会の中でも申し上げましたけれども、いろいろ問題があったのでしようけれども、事件は制度に基づいて執行されたと、仮にそういうものであったとしても、大変非常識な金額とその頻度というものは、だれもが問題意識を持つような内容でありました。どうして解決に向ける力がもっと早期に働かなかったのかということがどうしても納得がいかないという部分があります。そして、理不尽な要求と戦うこと、それから国の制度とか国の決定、それから道に対しても物申していくということ。これは前にも申し上げましたけれども、重ねて申し上げますが、市長のゴーサインというのはどうしても必要だったのだろうとやっぱり思います。だから、そこに至らなかったことが今回の遅かった、余分なお金を垂れ流してしまった、そういうことにもつながっているのだというふうに思うわけであります。項目の中ですけれども、事件前からなっていますが、これは19年1月16日の道監査以前というふうにとらえていただいたほうが的確かもしれません。容疑者に対する状況の把握と対応についてということですが、委員会の提出書類には道監査以前のことは滝川警察署と日ごろより連携を密にした情報交換を実施というふうに記載がございますが、ただどうしても委員会の中で18年度の具体的な動きが全然見えてこないわけです、対応といえますか。まず、その具体的な動きについて説明を求めたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 本間議員さんのご質問にお答えをいたします。

今回のケースにつきましては、厚生常任委員会でも申し上げましたが、元暴力団というケースで

ございまして、開始当初から警察の方と暴力団活動をしていないだろうねというようなことでの確認をとりながら生活保護の受給をしていたところでございます。また、当然そういった場合には通常のケースよりも多くの訪問回数ということもございます。さらに、医師の病状把握に基づいて、また医師の診断に基づいて今回の移送費の支出をしてございますので、そういったことについても気を配ってきたところです。今回ご質問のございました18年ということの部分で、私どもは19年になりまして監査委員さんからのご指摘もあり、そういった対応を強力にしていっていった事実はございます。ただ、18年度においても、訪問回数あるいは病状把握については通常のケースよりも濃厚にというか、回数をふやすなど、そういった措置をしていっていったところでございます。

以上です。

(何事か言う声あり)

○議長 長 本間議員。

○本間議員 何を聞きたいかということは、何をしてきたかというのはそういう説明ではわかるのだけれども、監査委員さんの指摘があって、行動が起こせたわけです。行動に移っていったわけです。その前に1年間、どうしてもそこに至らなかったのです。当然みんな、多分市役所の人ほとんどの方が知っている人物だったのではないのでしょうか、いろいろ聞くとところによると。各課でかなり有名なクレーマーとして、みんな知っていたのかなというふうには思います。だから、どうして行動が18年度のうちに起こされなかったのかということが悔やまれてしょうがないということが基本なわけです。市長は、事件性があるこのことに関しては知らなかったというふうにお答えになっていましたが、市長は容疑者のことはどういう人間で、どういう人かということは知っていましたか。

○議長 長 市長。

○市長 長 この容疑者の件については、ことしの2月ごろだったというふうに思いますけれども、監査委員さんから巨額の保護費が、多額のということだったかどうか、大きな金額の保護費が支出されていて、実態解明のために調査に入るといった情報をいただいた。相前後して、元暴力団員であるという情報を知り得たのはこのころであります。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 2月まで知らなかったということでございます。まず、一番最初にも申し上げましたとおり、こういうことは市長に知らせないとだめなのです、基本的には。この事件だけでなく、いろいろ話を聞くと、この人ぐらいのことは知っていても不思議でないのかないのかなと、秘書課ともやりとりがあったと聞いていますし、だからそこら辺のところに滝川市の大きな問題というのがあるのかなというふうに思います。だれも判断できないし、だれも判断しないのに、でもほったらかしてあるというか、それぞれで何か持っているというか、抱えているというか、そういうところに解決できないことがあるのだろうというふうに思います。

次の質問に入りますけれども、市役所が抱える他の諸問題、このことも含めてですけれども、ほかの問題も含めて、事件や不正など大きな問題への発展を未然に防ぐ方策についてということです。将来に向けてということなのですから、まず不正を防止するための現在の仕組みと機能してい

るのかという現況、あと市役所内部の不正だとか、それから例えばしかるべき立場の人たちからの口ききだとか、それから暴力行為に対する対応というのは、どのように一般的にというか、される仕組み、される機能を行われているのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 不当要求行為に対しては、平成16年9月に滝川市不当要求行為等対策要綱というのを制定をして、その適正な運用を図ってきたところであります。今回の事件について言えば、不当要求、おどしとかどう喝、そういうことがなかったかということを点検してみると、そういうことはありませんということなのです。したがって、直接的なそういうことがあったのかなかったのか、よくわかりませんが、不当要求行為に当たるか当たらないかというのは、おどかされた、おどかされないかという、そういうレベルでなくて判断していくことではないかというふうに思います。改めてさまざまな事象を不当要求行為に当たるか当たらないかということを再チェックしていくと、判断基準を改めて点検していくと、そういうことにしたいというふうに思っています。

○議長 本間議員。

○本間議員 このことが不当要求でなくて何なのかということなのです。だから、複雑に言ってもしょうがない。これは、どう考えても不当要求であるというふうに思うのだけれども、そのことが今の要綱の中で機能し切れなかったのかなというふうに思わざるを得ないというふうに思います。その中で、先日新聞等でも報道されておりましたけれども、旭川の条例の件についてちょっとお話をしたいと思いますけれども、先日旭川の市役所へ行って条例案をもらってきました。20年度から施行だということでございまして、市政における公正な処分の執行の確保等に関する条例という名称でございます。これは、基本的に、職員の法令遵守と公正な職務の執行の確保ということの2本立てで市民の利益を促進しようということでございまして、内容的には公益通報制度、市役所内部で組織的に行われている不正行為等を早期に発見し、是正できるように内部通報を受け付ける制度ということと、それから不当要求への対応ということで、職員に対し不当要求があった場合に報告する、中止させるための措置をとるということですが、これを市内部の公正職務推進委員会と、それから外部機関の公正職務委員会というものを設置して、そこに職員などから直接相談したり報告したりすることができる、そこから市長に対して勧告をすることができるというような、概略はそういう内容だと思います。もちろん条例を設置したからといって、きちっと運用されなければ何にもならないのですけれども、ただ、今この滝川の置かれている現状の中でシステマ的にも、将来このようなことが二度三度と起こらないようにするべきであります。ですから、一歩進んだこうした条例の制定とかということについては前向きに考える必要があるのではないかなと思いますけれども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 旭川で条例制定をされたということでありますから、こういう状況になったときに要綱行政でいいのかということは、当然検証委員会の中で今後の対策ということについても、これも一つの重要な手だてとして考えていきたいというふうに思います。言いわけを言うわけではないですけれども、実にこうかつです。生活保護制度の不透明な部分、グレーゾーンをことごとく知り尽

くして、そしてその穴を突いてくると。しかし、それによってひっかかったというのは、私どもプロとして極めて残念でありますけれども、こういうこうかつなやり方にどう対応していくかということをご指摘のありましたように条例でしっかりとやる必要があると。それが旭川のようなことになるのかどうか、それはわかりません。私は、職員の倫理規範を含めた法令遵守と、その監視システムというのも同時に持たなくてはいけないというふうに思っておりますから、旭川は一つの例として、今回事件の温床になったということを十分反省をしつつ、法令のあり方と意識の持ち方というのをしっかりシステムとしてやっていきたいというふうに思っております。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 こうかつなのはわかりますが、常識的には何ぼこうかつでも戦う意思を持つか持たないかということだけだと思うので、そのところだけはそういうふうに考えてやっていただきたいというふうに思います。

あと、生活保護費詐欺事件につきましては本当はまだまだ聞きたいことはありますが、委員会の場もございますし、ほかの議員さんもいらっしゃいますので、次に移っていきたいと思います。

◎2、行財政改革

- 1、滝川型行政評価システムについて
- 2、まちづくりセンターについて
- 3、市民税1%を活用するシステムについて
- 4、行政パートナー制度について
- 5、敬老特別乗車証の見直しについて

行財政改革につきまして幾つか質問させていただきますが、まず、先日事業仕分けが行われましてけれども、行財政改革への反映方法についてまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 今まで滝川市の行ってきた施策を市外の皆さん方からチェックを受けるということは、ほとんどありませんでした。そういう意味では、事業仕分けに取り組んだということは、内部の発想だけではなくて外部の視点でチェックを受けた非常にいい機会だったというふうに思いますし、これは公開でやりましたから、市民の皆さん方も外部の視点ということについて、職員だけでなく市民の皆さんもご認識をいただけたのではないかというふうに思います。事業仕分けは結論ではありませんから、そういう指摘を踏まえて我々はどうしていったらいいのかということをしかりまとめて、事業仕分けが行われたものについては結論を出していきたいというふうに思います。ただ、気をつけなくてはいけないというふうに思いますのは、もし滝川市の特性、施設一つとっても滝川市にその施設ができたということの特性をことごとく取り払っていつてしまったら、どこのまちも同じ金太郎あめにしかならないだろうというふうに思います。したがって、滝川市の特性をしかり生かしていく、そのために有効な施策、有効な施設なのかどうかということをちゃんと点検しなくてはいけない。そして、有効性に欠けるのだとすると、これは有効な方法がないのか、ないとすれば、施設も廃止する、施策もやめるという、そういう点検の仕方でもまた同時に必要だという

ふうに思います。しかし、外部のご意見をいただいたわけですから、それを参考にしながら、34事業についてはしっかり方針を出していきたいというふうに思います。しからば残る事業についてどうするのかと、すべての事業についてこういう視点でやることはなかなか難しいです。しかし、34事業だけにとどまることなく、これを拡大して、事業仕分けの発想を生かして点検していきたいというふうに思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 ご答弁いただきました。最後は、市長の判断というところと、それから議会の議決、承認ということだというふうに思います。

次に、市政執行方針の中で4つの新しいシステムが市長から提案をされています。これについて具体的にどんなものなのか、みんなにわかりやすい形の中でご説明をいただきたいのと、現在の進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思います。まず、滝川型行政評価システムについてお願いいたします。

○議長 市長。

○市長 19年度の市政執行方針でも、このことは明らかにさせていただきました。計画をして、実施をして、検証して、評価をして、改善方法を考えていくということでもあります。現在何が行われているかということでもありますけれども、主要事業について、その進捗状況の点検というのを行っております。ただ、これが十分だというふうには思っておりません。今一番欠けているのは何かというと、計画を立てて、それを実行するというのが今までの形であります。そして、評価をしようということで、主要事業について評価を行っております。十分でないというのは、特にやった結果ちゃんと検証が行われているのか、検証を行った結果評価されているのか、評価した結果それは改善に結びついているのか、そういうことの部分がちょっと欠けていると、さまざまな努力はしてきたけれども、欠けている。それが事務のマンネリ化、事業のマンネリ化につながっているのではないかという問題意識の中でPDCAサイクルということを提案したところであります。一部そういう面を取りかかっている面はありますけれども、もう少ししっかりとした体系にするためにどういうふうにとったらいいかということの検討を進めております。これ自身は、短絡的にこうやれるというものではありませんけれども、少し熱心な検討をこの1年くらいはやって、システムとして確立する必要があるというふうに思っております。特に市民の皆さん方のニーズの把握、要望の把握、期待の把握、そういうものを早くやらなくてはいけないと。それから、行政サービスを考えるときに、行政サービスの開発期間、こういう施策を打つという施策の開発期間は今の時代に合わせて短くしなくてはならない。同時に、市民対応の速さも必要だと。こういうことを基本に、4つの施策投下のサイクルのあり方というものを早いうちに考えて、しかしこれは行政内部だけでなく、こういうやり方でいきますということは市民の皆さん方にも明らかにし、議会の皆さん方にも議論していただきたいものだというふうに思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 では、続いて、まちづくりセンターにつきましてお願いいたします。まちづくりセンターについて同様の質問ですけれども、似たようなことが続きますので、あと残り3点について、

まちづくりセンターと、それから市民税１パーセント活用、それから行政パートナー制度について、できればもう少し具体的というか、ぱっと市民がわかるようなご答弁がいただけたらありがたいと思います。お願いいたします。

○議長 市長。

○市長 まちづくりセンター、地方分権の時代でありますから、市民の皆さん方がどういうまちづくり活動に参画していくのかと、その形づくりとしてまちづくりセンターと個人市民税の１パーセントシステムということを政策提案として提案をしたわけでありますけれども、１つ問題意識は、地方自治の時代に地方自治を構成する２つの要素、市役所が何をするかということと市民が何をしようとして、その土俵をどうつくるのか、これがますます求められていく。まちづくりセンターと１パーセントシステムのほうは、市民の皆さんの自主的なまちづくり活動を応援していくための土俵をどうつくるのかということにかかわる施策であります。必ずしも建物が必要なわけではありません。機能がまず第１に必要だというふうに思います。そこでは、さまざまな活動団体、グループの皆さん方が登録されて、一生懸命まちづくりのための運動が行われ、情報交換も行われて、新しいグループが発生していくということがやっぱり望ましいというふうに思いますし、地域におけるさまざまなコミュニティ活動も情報交換が行われ、あるいはニュースが発行されるということが行われればいい。まちづくりといってもさまざまな形がありますから、これは大変なことであります。さまざまな助言、指導が行われて、手助けが行われればいいなというふうにも思いますし、行政ですべてが行われるわけではありませんから、コミュニティビジネスという意味でも自主事業が展開されて、それが滝川市民のさまざまな活動を助長するということにつながればいいなというふうに思っております。施設が重要ではない、機能が重要だというふうに申し上げましたけれども、できることならばその場所は中心部のほうがいいと、集まりやすいと、そのほうがいろんな皆さん方が集まってきてくださるのではないかというふうに思っております。

個人市民税の１パーセントシステムでありますけれども、今団体に対する補助金というのは、最近少し枠組みを変えてきておりますけれども、やはり基本は１件１件、どの団体に補助金を幾ら出しますということを予算の中で明記をして、議会のご承認をいただいて、そうでなければ支援できないという仕組みになっております。そういう意味では、議会制民主主義に基づく予算措置でありますけれども、私は議会にご提案を申し上げたいのは、１パーセントを上限とする枠をこういう条件のもとで市民の皆さん方の決定にゆだねて、運用してまちづくりを進めていきたいと、いわば市民自治を基本に置いたシステムとして考えていきたいというふうに思っております。これは、いろいろ議論の異なるところかもしれませんが、私は現金給付そのものは国の仕事だと思っております。地方政府の仕事は何かというと、現物給付、サービス給付を行うのが主に地方政府のやる中心的なことになるのではないかというふうに思っております。そういう意味では、地方分権、そして市民自治の時代ということになってまいりますと、議会に一定の枠のご承認をいただきながら、市民の皆さん方の自主的な決定にゆだねていくと、こういうシステムとして上限個人市民税１パーセントという仕組みを考えていきたいというふうに思っているものであります。

そして、まちづくりセンターと市民税１パーセントシステムというのは大いに関連をするものだ

というふうに思いますから、平成２０年度にはこれをどうしていくのかという市民の検討委員会をスタートさせて、私の任期後期２年にこの仕組みをしっかりと立ち上げるというふうにしていきたいというふうに思っております。

行政パートナー制度であります。今までの常識は、市役所の中で働いているのはすべて市役所の職員であるというのが常識だったように思います。果たして本当にそうなのだろうかという問題意識を持っておりまして、行政パートナー制度というのを検討中であります。私は、定型的にマニュアル化された、そういう事務事業については、必ずしも市の職員でなくてもできるということがあるのではないかと。そしてまた、市民生活に密着した非常になじみのある事業というのは、行政パートナーの皆さんにやっていただいたほうがいいというものの中にはあるのだろうと。それから、市民の趣味であるとか特技であるとか、あるいは感性が発揮される事業というのは、必ずしも市役所の中に最善の適材がいると、いる場合もあるというふうに思いますけれども、いない場合もあるとすれば、市民の皆さん方の中に趣味だとか特技だとか感性が生かされる部分について、もっと能力を持つ皆さん方がいらっしゃるのではないかと。そういう意味では、市役所の中で働いているのは市役所の職員だけではないと。英語では市役所をシティーホールと言うそうでもありますけれども、文字どおり市民のホールとしてこの市役所が機能していくということに、今までの常識から離れて一歩前進したマネージメントのやり方があるのではないかと。これを基本にして、今鋭意検討を進めているところであります。４０の約束は、４年以内に実行するか、形をつくって手がけていくか、そういうことをお約束しているわけでありますから、そういうところを目標にして進めていきたいというふうに思います。

○議長 本間議員。

○本間議員 もっとこのことについてもお話を続けていたいのですけれども、いかんせん時間が限られているということもありますので、ぜひこういうふうに出されたものはなるべく時間をかけずに、そして市民の意見を取り入れるということで市民委員会などがたくさんあるのです。だから、上手に使われてやっていただきたいと。市長の判断、決断で進めていただきたいというふうに思います。

次、敬老特別乗車証の見直しということで、通院、買い物への影響及びひきこもり防止と介護予防の視点からの逆効果についてということでございまして、先日１１月２７日の厚生常任委員会で説明がありました敬老特別乗車証事業の見直しということでございまして、タッグ計画では廃止を含めた見直しを検討していると、だけれどもいろいろ検証したが、このことは基本的に必要ありと市のほうではされているようであります。しかしながら、内容を聞いておりますと、回数券の補助であるということなわけであります。幾つかの問題点があるのではないかと。まず、回数券支給の場合、まとまったお金が必要なのです。１，０００円持っていないとならないのです。１００円でその場をしのごえないです。そういう問題、これ実はかなり大きな問題です。それから、販売場所がどうしても限られてしまう。そこにわざわざ行かなければならない。そういうことがある。これも結構な問題だと思います。それから、遠距離になるとどうしても高額になってしまうと、市内一律の金額ではなくなってしまうということなのです。これは、特に深川線

ですか、12号線を走る、それに依存されている市民の方も相当いらっしゃると思います。特に江部乙なんかは、診療所も今はございませんし、だから通院。それからあと、りょうゆ一扇町店がなくなりました。それから、ジョイ滝の川もなくなってしまいました。カウボーイも今月いっぱいと言っております。そうしたことがまだまだ起きるのかもしれない。コンパクトシティという意味からも、非常に問題ではないのかなというふうには思います。幾つか選択しなければならないと思います。無料から100円にしたわけであります。ですから、これはやはりルール自体も守るべき政策ではないかというふうに自分は強く思うわけですが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 合併協議が行われたときに、この制度が行われている市は滝川と砂川だけ、したがって合併後はこの制度は廃止しようという形でまとまったわけでありますけれども、高齢社会になっていくに従って対象者がどんどんふえてくる、そしてお金がかかっていく。こういう中でどうしていくのがいいのかというのは、頭の痛い問題です。しかし、私は当面この制度は維持していかなくては行けないと、維持するためには維持していくための改革が求められていくというふうに思います。したがって、無料から、かつては無料も年齢を段階的に上げていくということで市民の皆さん方のご協力をいただきました。そして、それがややしばらく続いたわけでありますけれども、ワンコインでお乗りをいただくということでご理解をいただいて、それに移行したわけでありますけれども、特にこれからこの制度だけだと、どんどん事業費が膨らんでいくばかりであります。これが実行していけばいいわけですが、どうも永続的に実行できるということでもない中で、回数券というのを提案をさせていただいたわけであります。たくさん使う方、たくさん使われない方、いろいろいらっしゃると思いますし、遠くから来られる方、近くから来られる方、いろいろあるというふうに思います。しかし、基本の考え方は、ぜひとも子供さんの運賃程度にお願いできないものだろうかというのが基本にあります。無料からワンコインということにさせていただきました。ワンコインということから、何とか小児運賃の部分の負担だけはいただけないものかという提案をさせていただいているところであります。ぜひともこの点については、いろいろご議論をいただく中でご理解を願いたいものだというふうに思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 いろいろなことを表現しながら、こういうふうに変えようとされているのでしょうけれども、もっと目線を変えて考えていただきたいのです。事業費についても、確かに100万円ぐらいずつ、50万円ぐらいずつふえていく試算になっています。なのだけれども、守るべきところというのは大事ですし、それからよく平等性とか言われます。距離との平等性とかということも表現されるかもしれない。みんなが使うわけではないということもあるのかもしれない。だけれども、やっぱり命は守らなければならないし、生活も守らなければならない、ひきこもりも防止しなければならない、江部乙の人もそうでなければならない、そういうふうに思います。だから、何とかこのことは、ぜひ変えてやっていただきたいというふうに心から要望するところでございます。

○議 長 市長。

○市 長 制度をなくしたくはありません。したがって、この制度を継続可能な事業のやり方に変えていく必要があるというのが問題意識であります。先ほど申し上げましたように、子供さんの運賃程度はいただきたいというのは基本にあります。ただ、ご指摘のありましたような江部乙を初め遠いところは、大きな影響を確かに受けるわけであります。今どういう状況になると想定しているか、利益、不利益プラス・マイナス・ゼロという方がおおむね半分ぐらいだろうと、そして不利益をこうむるという方々が残る半分ぐらいだろうというふうに思います。したがって、不利益をこうむる皆さん方の不利益がゼロになるということは、この制度が存続できないということになりますけれども、いきなりそういうことでいいのかどうかということもきっとあるというふうに思いますから、それはひきこもり防止、それから買い物への不便性、そういうことも考えながら、どういう具体的な継続可能なシステムになっていくのかというのはもう少し詰めていきたいというふうには思っておりますけれども、それは改革なしにはおさまらないことでもあるということも同時にご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議 長 質問中ではありますが、この辺で昼食休憩にしたいと思います。再開は午後１時いたします。では、休憩をいたします。

休憩 午後 ０時０１分

再開 午後 １時０１分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

本間議員。

○本間議員 議長のお許しをいただきましたので、午前に引き続きまして質問をさせていただきます。

◎３、中心市街地活性化

- １、中心市街地活性化基本計画について
- ２、まちづくり会社の有効活用について
- ３、滝川駅のバリアフリー化について

次に質問いたしますのは、中心市街地活性化の件でございます。まず、中心市街地活性化基本計画について、効果のある計画策定についてということで質問したいと思います。いよいよ市民への縦覧が始まりました。この質問がラストチャンスなのではないかというふうな思いを込めて質問したいというふうに思います。今回の中心市街地活性化基本計画の認定というのは、滝川市の将来を決める重大なものだというふうに思います。市長の政治判断というものが大変重要な将来を決めるというふうに考えています。北見では、駅前の東急の跡、神田市長の決断がありました。今後どうなるかはわかりませんが、まずとにかくスタートしたということになったようでございます。注視していきたいなというふうに考えています。滝川においては、アクロスプラザがオープンいた

しました。それを待つような状況の中で、都市計画の改正を行いました。まちづくりはコンパクトシティのほうに大きくかじ取りをしたということになっているわけであります。ということは、もう郊外にこれ以上の商業的大きな開発は起きないということになります。ということは、まちを発展させるということは、中心部において発展させる以外ないのかなというふうに思うわけであります。ですから、中心市街地の活性化は、大変大きな責任があるというふうに感じています。しかし、中心市街地に対するあきらめの感覚というの、どこかにあるのではないのでしょうか。市長を初めとする市役所の皆さんの政策の中にもそういうものをどうしても感じざるを得ないわけであります。

活性化協議会の中の活性化委員会の中で、ソフト事業の検討をしてみました。しかし、具体的には時間がかかりますので言いませんけれども、そのソフト事業だけで中心市街地を本当に活性化できるのかと言ったら、ノーだというふうに思います。実は無理なのではないかと考えています。内容としては、病院を改築する、それから図書館を市役所内部に置くというのがメインであります、市営住宅の話もありますけれども。これだと、ちょっと表現はおかしくなるかもしれませんが、病院の補助金のための計画認定を目指しているというふうにどうしても感じてしまうわけであります。なるべくお金をかけずに効果のある商業活性化も当然頑張るのですけれども、中心市街地は利便性のある公共施設の配置というのが一つのポイントになると思います、なるべくお金をかけずに。そんな中では、前にも同じような質問をさせていただいたことがあります、図書館の位置というものに関しては、今回できる範囲でやるしかないわけですから、どうしてもポイントになるのではないかとというふうに考えています。以前も言いましたが、診断助言事業の中でも市役所内は望ましくないという意見をいただきました。それから、経済産業局長もそのような意見を述べられていました。それから、内閣府のほうからは、もうちょっと有効な事業、もうちょっと大きな事業はないのかということも言われています。こんな状況だと、それから私のかかわっている場所に非常に近いから、地元利益誘導だと言われる部分も多いのですが、スマイルビルの関係、今後については予断を許さないというふうに考えています。もっと言うと、スマイルビルを例えば区分所有して、その地下に図書館を置く、そのような大胆なことが必要なのではないかというふうに思っています。これは、決して利益誘導ではなく、あそこの火を消してしまったら、駅前から来る滝川市はどうになってしまうのかということをよく考えていただきたいなというふうに思います。そうした中で、そのような施策が必要だというふうには本当に心から思っているのですけれども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 特に図書館に関してのご質問だというふうに承りましたけれども、中心市街地開発の効果をどう商店街にもたらすのかという視点では、ベルロード、銀商、大通り、こういう商店街にいい影響をもたらすどういう施策が展開されなくてはならないのかということが1つ必要だというふうに思います。それぞれの中で、またそれぞれの商店街に対して効果をもたらすどういう施策があるべきかというふうに判断も必要だというふうに思いますが、質問がラストチャンスというのは現在の基本計画に対する質問がラストチャンスというふうにご理解いただいていると思うのですが、私はむしろ今回の基本計画そのものがかなりラストチャンスだというふうに思っています。ここで

実効性のある計画が行政としても立てられ、そして関係機関としてもこれに参画してもらい、中心市街地活性化基本計画は商店街だけではなく、商業者も本当に必死になってこの計画に参画をしてもらって、そうでないと5年間で実行できるというしっかりとした計画を立てるのは難しいというふうに私は思っています。そういう意味では、結集をするラストチャンスであるというふうにも思います。そういう覚悟で取り組んでいるわけでありますけれども、図書館については中心部活性化のために中心部に移動していくことが必要であるという基本姿勢に立っております。ただ、それでは図書館の本館がすべてやるのかというと、そうではないというふうに思います。それでは、江部乙にある農業図書を中心とした図書室は一体どうするのか、あるいは今非常に進めなくてはならないというふうに考えられている子供の読書普及というのは本館だけで果たしていいのかどうか、あるいはITだとか映像への取り組みという図書館活動はどういう形でやっていくのか。私は、トータルな問題としてどこに図書館を置くということと合わせたサービスシステムが必要なのではないかというふうに思います。そういう意味では、ベルロードだけではないあり方というものも1つの検討課題なのではないかというふうに思います。そういう意味では、図書館の建設位置については従来申し上げておりますように第1案として市役所において設置をするということを提案申し上げて、教育委員会としても事務局としてその方向で市長は報告受けておりますけれども、しかしサービスシステムというのはさまざまあると。中心街に位置する市役所の中にあっても、買い物に来たついでにそのサービスの提供を受けるとか、そういうことも総合的に考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 時間もないので、端的にお伺いします。なぜそんなに市役所の中がいいと思われるのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 教育委員会においても総合的に検討していただいて、教育施設でありますから、そういうプランが適切であるという報告を受けています。私は、市長の立場としては、市役所に530名も職員がいた、そういう時期、今370名程度、こういう状況が生じるということは市役所を建設した当時には夢にも思わなかったことだろうというふうに思います。そういう意味では、余剰スペースの有効活用が図られるというのがあります。それと同時に、図書館もまた例外なく、聖域なく職員削減の対象であります。それは、いろんな形で埋め合わせることができるでしょう。先ほど行政パートナーということを申し上げましたが、しかし私は市役所はやっぱり市民のホールでなくてはならないというふうに思っていますし、そういう意味では職員が図書館のようなサービスについて、図書サービスについてボランティア活動などを十分できる素地を持っているのではないかというふうに思います。現在のところにあるよりははるかに中心市街地に置いて、市民の皆さん方が来る機会は拡大するというふうに思っておりますし、決してマイナスなプランではないというふうにも思います。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 市長が獲得されて大分喜ばれていた診断助言事業の中で、さまざまな指摘を受けてい

と思います。そのことについては、市長も知っていると思います。そのことについてどういうふうにお考えになっているか。例えば今言われた市役所の中にだけ人を集めてどうするのだということも含めて、いろいろあったと思うのですけれども。

○議長 市長。

○市長 市役所の中に人を集めるなんていう考え方は、全然ありません。今文化ゾーンにある図書館を今回の耐震測定の対象にしておりますけれども、余り芳しくない結果が出るというふうに想定しています。今の場所で建てかえるのがいいのかというと、私は決してそうではないと。だから、中心部に近いところに持っていきたい。そのために、新しく建てるのではなくて有効活用できるような場所にしたいというふうに思っています。それならば空き店舗あるではないかと、確かにあるわけであります。しかし、さまざまなことを条件的に検討すると、第1案として今の市役所がいいのではないかという結論に達したということであります。ただ、これはまたいろんな状況変化がありますから、プランを立てるまでの間の中で第1案として市役所が最適だという判断があるいはいろんな社会的条件の中で適切でないということがあるかもしれません。しかし、今そういう状況にはないというふうに思っております。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 それでは、もう一つお聞きいたします。どうしても市役所が物事を行うときに、市の所有している土地だとか、それから物件を基本に考えることが多いのですけれども、それにとらわれていることはありませんか。

○議長 市長。

○市長 やっぱリスクは払わなくてははいけません。いろんな事業がそうだというふうに思います。だけれども、できるだけ低リスクのもので公共事業をやっていくということもまた重要なことではないでしょうか。そういう意味では、土地と建物が行政のものであるということは、リスクマネジメントの上ではいろんな施策を考えていく上で有利にならざるを得ないというふうに思います。しかし、滝川市役所の中ですべてをやるということを考えているわけではありません。サービスシステムをどうするのかということがもっと重要なことだと。私は、中心市街地において、本館もある、しかし商店街の中で先ほど申し上げたようなさまざまなサービスシステムがあって、そしてそのことを商業者の皆さん方が有効に活用してくださるということのほうがもっと重要なのではないかというふうに思っております。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 まだほかの質問もあるものですから、時間もないので、このことはまだまだ話したいです。だけれども、とにかく将来に禍根を残さないように、重大な判断になりますので、この計画が認定された後でもまだ変えることはできるはずですので、十分検討の余地を設けながら、ぜひ賢明な決断をお願いしたいというふうに思います。

次にいきます。まちづくり会社の有効活用ということで、アニメ滝川の役割と組織体制の整備についてということでございます。計画をつくっているのですけれども、計画というのはやる人が大事であります。計画に命を吹き込むということが大事であって、その中心となる事業主体というの

はどういうところがいいのかということでありまして、まず要素としては目的に対して力強く動ける組織体、それからそのスピード感、そして決断がすぐできる。それは、多分シンプルな組織体にしていかなければならない。現状は、協議会というものがあって、これは事業主体になりません。そして、市役所、商工会議所、市商連がかかわっています。決断に至るスタイルが非常に複雑です。実際の動きになったときに、これはかなりの弊害があるのではないかというふうに考えています。アニメ滝川というものを上手に使っていく必要があるのではないかと考えています。その中で大事なのは、人材配置がまず1つ課題としてあると思います。それによって、いい人材がいることによって臨機応変な事業実施ができると、それから変化にも対応できると。さっき図書館の話していましたが、図書館は街なかに置いて指定管理にしたらいいいのではないかなと思っているのですけれども、そうしたものにも対応できるわけです。事業のコーディネートもできるという中で、今アニメ滝川を十分使わないという動きが何となく感じられているものですから、こんな質問をしています。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 これは、本間議員さんも十分ご承知のことです。けれどもあえて申し上げますけれども、株式会社アニメ滝川は解散しようということで一度その方向性が決まった会社であります。しかし、中心市街地活性化のための新たな施策が出て、タウンマネジメント機関が存在することによって新たな協議会の構成メンバーとしてアニメ滝川は重要な役割を果たしていくと、そのために5,000万円の出資金を1,000万円に減資して存続させようという方向が決まったわけでありまして。そういう意味では、ゼロからの出発なのです。5,000万円から出発したということを認識すると、ちょっと考え違いが出てくるのではないかと。1,000万円です。新たな会社として発足したのだという認識を持たなくてはいけないのではないかと。中心市街地活性化基本計画を立てるために、協議会の重要な構成員として役割を果たしていただいているわけでありまして。どういう計画をつくっていくのか、そしてまたこれは私は来年の3月までに何とか認定を受けたいものだというふうに思っていますけれども、この3月以降どういう役割を果たすタウンマネジメント機関になっていくのか、そこら辺をゼロから出発をして考えていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますけれども、そういう意味では滝川市役所も出資者、株主であるという視点に立って、会社の皆さん方と協議を進めていく必要があるというふうに思いますし、また本間議員さんもアニメ滝川の有力なメンバーの一人でありますから、そういう皆さん方のお力をいただきながら、活性化に役立っていく組織ということのありようをちゃんと模索をして実行していくものになっていくことを期待をしながら、行政もまた参画をさせていただきたいと思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 市長としては活用していったほしいというふうにとらまえていただけてよろしいでしょうか。

それでは、次にいきたいと思っております。滝川駅のバリアフリー化ということでございます。滝川駅のバリアフリー化、特に跨線橋へのエレベーター設置についてということでございます。市民の有志が2度の署名を集めて、JR本社初めいろいろお願いにまいりました。議会としても、私もそう

ですし、水口現副議長も同行いただきまして、ＪＲの本社に行った経緯もございます。バスターミナルのことも同時にあったわけですが、バスターミナルのトイレについては中央バスが前向きに直していただいたということで、かなりの解決を見たということでございます。これは、非常に強い市民の要望があります。結構言われます。ですので、何とか実現していきたいというふうに思うのですけれども、市長のお考えとこの現況について伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 駅周辺のバリアフリー化、駅西側の開発と一体となって進めるというプランでありましたが、現在の三位一体改革の中で、その財政に与える影響ということから、当面凍結をするということを議会でも表明をさせていただきました。ただ、駅周辺のバリアフリー化というのは市民の皆さん方の要望も非常に多いわけでありまして。それで、駅西と一体となったということからは切り離して、バリアフリー化対策というものを考えていきたいというふうに思っております。ただ、全額市の単独事業でできるかといったら、これは不可能に近い。したがって、国の補助金をもらいながらやらなくてはならない事業です。ただ、国の補助金というのは、例えば１日当たり、駅について言えば駅の利用者数が５，０００人以上である。残念ながら３，３４０人しかありません。高齢者だとか障がい者の利用人数が一定程度以上なくてはならない。それも該当いたしません。したがって、３つ目の要件、滝川の駅は２つの条件に合致しなくても優先的に対応する必要があると認められるものかどうかと。ここら辺が補助金を受けるか受けられないかの節目になってくる。単独事業では不可能ですから、補助事業を受けて、国３分の１、滝川市３分の１、そしてＪＲが主体となっていて３分の１持っていて、こういう制度の中で実現をする方向で一生懸命今調査検討を進めているところでありますし、市民の皆さん方もぜひＪＲに対していろんな運動を起こしていただくことがまた一歩前進につながっていくことになるのだというふうに思いますので、こういう面でもよろしくお願い申し上げたいと存じます。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひ万難を排して進めていただきたいというふうに思っております。

◎４、地場産業振興

１、地場食材を活かしたキャンペーンの実施について

では、次へいきます。地場産業の振興ということです。地場食材を活かしたキャンペーンの実施ということで、今までハルユタカレーメンだとかジン井など、いろいろキャンペーンを行ってきたと思います。その現在までの実施効果、そうしたもの。それと、来年度の予算背景と補助金の活用方針についてということですが、今後の予算背景はどうかということ。それから、もう一つは、これは商工会議所のことなのですが、小規模事業者新事業全国展開支援事業ということで１００パーセント補助の上限９００万円、下限３００万円というのがあられるわけです。これは、地域ブランド化というのと連携したものでありまして、これは１８年度は室蘭カレーラーメン８９９万円、あとちょっと金額はわかりませんが、栗山のタマネギ、岩内の海洋深層水、それか

ら札幌のギフト、これが該当になっているようでございます。これは、そんなにハードルが高いというふうには聞いていない。ただ、今後募集体制がどうなるかわからない。それから、基本的に商工会議所のことで、ただ観光協会なども予算が非常に少ない中でいろいろ考えられてやっていますよね、こうしたことも。だから、そうしたものの連携というのではどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 それでは、本間議員さんのご質問の地場食材を活かしたキャンペーンの実施状況ということでございますけれども、まず個別に申し上げます。ジン井につきましては、昨年の2月から3月に第1回のキャンペーンを実施いたしました。参加店は23店ということで、その後18年、去年の5月にはじゃらんの特集ということで掲載されまして、20店の掲載をいただきました。2,500杯を売ったというような実績もございます。また、サッポロさとらんどで行われましたフードランド北海道についても、ジン井を昨年の9月に出店しております。第2回目のキャンペーンについては、ことしの5月から7月まで、参加16店で1,000杯のジン井を売り上げたというような経過がございます。それから、地場食材ということでナバナでございますけれども、ナバナについてはことしの4月に生産者あるいは販売者、消費者も集まって、料理の試食会を実施した経過がございます。それから、行政としてナバナの料理を取り扱っているお店の紹介パンフなんかも作成しております。それから、ハルユタカ、小麦でございますけれども、ことしの3月の末にハルユタカの会を設立をいたしました。ことしの11月、農業まつりでも滝川産小麦のハルユタカラーメンを実際に販売してPRをしたということでございます。それから、米の関係でございますけれども、米についてはことしの五感の中でおにぎりコンテスト等を実施して、効果があったというふうに見ております。もう一つ、ホクレンのSPFの豚の関係なのですが、秋口だったと思えますけれども、市長がホクレンの本社のほうに行きまして、ぜひホクレンのSPF豚に滝川のブランドを着せてほしいというお願いをしまして、早速、これはホクレンで出している機関紙、年6回発行でございます。これに、昨年の11月にはハムですとかギフト関係、こういったものが北海道産という名称で載っておりましたけれども、今回ことしの11月号については滝川産ということで、滝川産SPF豚ロースハム、もも焼き豚というようなことでギフトにも掲載しております。これも大きな成果であったというふうに思っております。こうしたことで、滝川の食材を大いに行政としても発信をして、また依頼するところはしっかりと依頼をしてPRに努めてまいりたいというふうに思っております。

予算の関係でございますけれども、一応ミニプロですとか、そういったものも考えております。観光協会の事業と連携を図る中で、キャンペーンの実施組織がしっかりしてキャンペーンの効果が認められるという事業については、個別の対応について検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、商工会議所の関係の補助事業でございますけれども、小規模事業者新事業全国展開支援事業ということでございますけれども、18年度から、昨年度から実施してございます。18年度、それから19年度については、商工会議所との連携が不足しておりましたので、20年度、こ

の要望事項を精査して、商工会議所と連携をして、進めるものについては進めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 本間議員。

○本間議員 900万円の経済効果、これは大きいと思いますので、ぜひ獲得に動いていただきたいし、予算背景もしっかりして動いていただければというふうに思います。

◎5、学校教育

1、滝川市立小中学校適正配置計画について

最後になります。学校教育です。滝川市立小中学校適正配置計画ということで、計画策定に向けた小中一環及び統廃合についてということでございまして、基本方針の中に1学年2クラスという基本方針が、これは評価できるものだというふうに考えています。将来に向けて、ぜひ踏み込んだ計画をつくっていただきたい。新築するところはする。そして、例えば統廃合するところはする。そういうことが必要なのではないかというふうに思います。そんな中で、江部乙地区と西地区、これは小中一貫というのが非常に必要性があるのではないかと考えております。そんな中で、総務文教常任委員会の中で愛知県の西尾市、広島県呉市を見てまいりました。非常にいろんな取り組みを前向きにされているということでもあります。そんな中で、そうしたものを取り入れていくのかどうか、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 適正配置の計画に向けた小中一貫校及び統廃合のことということでございます。今ほど議員さんがおっしゃいましたとおり、総務文教常任委員会において小中一貫校の視察をされました結果、私どもも資料をいただいております。これから作成をしてまいります適正配置計画の中では、子供たちのより良好な教育環境をどうつくるかということで、おっしゃられるとおり小中一貫校も含めた多様な学校運営の取り組みもまた重要な課題だというふうに考えております。小中一貫校においては、義務教育9年間を通じて一体的に指導、学習を行うという制度で、管内では三笠市において施設分離型で今モデル実施をしております。施設一体型というところは少ないように聞いておりますが、それぞれハード的な部分、組織運営上は施設一体型と施設分離型と違いがございしますが、先ほど申し上げましたとおりどのような形で取り込めば滝川市の教育を進める上で効果があるのかということを含めて、引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。ただ、ご意見のありました江部乙地区あるいは西地区ということでございますが、基本的には1学年2クラスというのは小中一貫校をやる上においても基本的には考えなければならないことなのかなというふうには思っております。

以上です。

○議 長 本間議員。

○本間議員 ぜひ将来に向けて踏み込んだ計画づくりをお願いいたします。このことについては、ほかの議員さんも通告されていますので、その方に再質問はゆだねたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして本間議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 新政会の関藤です。9月の質問に続きまして2回目ということで、まだふなれな部分がございますけれども、ひとつよろしく願いいたします。今現在この滝川において、市民の目が非常に厳しくこの市役所に向かってきているわけで、非常に市民は不安と不信を抱えているのが現状ではないかと思います。そこで、私は今回は3点につきまして、市立病院問題、生活保護の問題、教育問題について質問させていただきたいと思います。

◎1、市立病院について

1、医師確保について

2、経営維持について

まず、市立病院についてでありますけれども、市民の不安は医師確保と経営がこのまうまく続いていくのかというところにあるかと思うのですが、医師の確保について、まず建てかえに向けて計画が着々と進んでいることとは思いますが、医師確保につきまして市長は9月の答弁で、大変難儀をされており、この状況はますます厳しく続いていくのではないかと想定していると答弁がありました、その後の医師確保についての具体策は何か進展があるのかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 医師確保対策、7月1日付で市立病院に理事を置くことにいたしました、兼務でありますけれども。いろんな人のネットワークを通じて情報収集をし、足を運ぶということをいたしております。人材紹介サイトへの登録、あるいは道内医育大学医局への派遣要請、道外の医大への訪問による要請、さまざまできることは手を尽くしているという状況であります。3医育大学からお医者さんに来てもらっているものですから、3医育大学との連携なしにやるというのも難しいことなのです。ただ、今申し上げたようなことを含めて、できるだけ間口を広げて募集をしたいということでやっているところであります。今までそういうことでやっていますけれども、これからも厳しい状況が続くというふうに思いますから、優遇施策をパンフレットにして配付するとか、あるいはそらふちキッズキャンプというお医者さんの情熱があれば来てくださるというようなプロジェクトも進みつつありますから、そういうことも訴える。そういうことをしながら間口を広げて進めていきたいというふうに思いますが、そのことによって医育大学から滝川市の市立病院はもういいのだねなんていうことになっては大変でありますから、そこら辺のバランスを考えながら、間口を広げて力を尽くしていきたいというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 今市長の答弁にありましたように、医師確保というのは絶対不可欠な条件でありますので、最大限のご努力をしていただきたいと。その中の一つの私なりの提案、また私なりに調べたところでのご提案事項として、まず市立病院の医師確保に対する確固たるプロジェクトをしっかりと立ち上げていただきたい。その中で今言われた3大学以外にも間口を広げていくということは、今後必要になってくることではないかと思います。また、そのような中で、今旭川医大、また札幌

に関しまして地域枠の受け入れというのが進んでおりますが、それにあわせてこの滝川から奨学金制度というのをつくってはどうかと。つまり私の調べたところでは、東部長のほうには資料を添えて出しておりますけれども、奨学金制度を取り入れているところでは、6年間、卒業するまでにざっと1,800万円奨学金制度として出しているところがございます。これは非常に大きな金額でありますから、滝川市独自でやるということが本当はベストなのでしょうけれども、このプロジェクトを広域でやってはどうかと、滝川またはこの近隣市町村あわせてプロジェクトを立ち上げて、奨学金制度をつくってみると、そしてその生徒が医者になった暁には近隣市町村の病院に勤務していただくというような制度を取り入れているところが私の調べたところでは二つ三つございます。これは東部長に提出しておりますので、ぜひ検討していただきたいことですが、滝川としてはそういったようなことは今後できる見込みはあるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 理事を配置して強化を行ったと申し上げましたけれども、プロジェクトにする考え方はないのかという提案であります。それも検討事項として検討していきたいというふうに思います。プロジェクトとして進めたほうが医師確保のためにさらに前進するというのであれば立ち上げていきたいというふうに思っておりますから、これは早急に検討していきたいというふうに思います。

それから、優遇施策の中で助成制度ということですが、私も全道市長会の代表としての医対協の一員でありますし、医師確保のための部会のメンバーであります。そして、全道市長会の中で病院問題の情報交換の取りまとめ役をやっているわけでもありますけれども、医対協の中で地域枠と連動した奨学金制度による助成というものについて検討しています。これは、20年4月から適用しようという制度設計になっております。このお金をだれが持つのかということで、今調整中であります。当初は北海道と市町村とで両方で持とうというプランで進んでおりましたけれども、北海道に対する交付税措置があるということなどから、まだ決定はいたしておりませんけれども、いずれにしてもその制度はスタートしていきます。ただ、かつてはこの制度が北海道にあったのです。あったのですが、お医者さんになって就職してみると奨学金を全部返して、奨学金の役割を果たさないということがかつてあったために、この奨学金制度はなくなったのです。それで、地域枠と連動してやろうではないかという新しい施策で今検討されております。ただ、この制度は、例えば僻地とか本当にお医者さんが来なくてどうにもならないというところからまず優先されていくのだろうというふうに思います。したがって、滝川とか砂川であるとか、こういうところに直接的にこの制度によって恩恵が来るとするのは近い将来は見込めないと、直接的には見込めないとというふうに思います。ただ、僻地あるいはお医者さんがどうにも来てくださらないという地域の病院に充足されていくと、間接的にこういう地域、滝川市立病院にもお医者さんが来てくださるという条件は整っていくのだろうというふうに思いますけれども、まずは私は北海道が進めようとしている、市町村と協力しながら進めようとしている地域枠と連動した奨学金制度と、こういうものをスタートさせていくのがまず第1段階だというふうに思っております。その次の段階で、滝川市における制度の適否については検討すべきだろうというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 よくわかりました。ぜひ医師確保に向けてご努力していただきたいと思います。

続きまして、今後市立病院が建てかえになってからの経営状況でありますけれども、市立病院建てかえという大事業を決断したわけですが、30年間で約28億円の返済計画を立てたわけです。また、今後患者数の動向等につきましては、外来患者数また入院患者数などの推移計画を見ると、平成17年、18年、ずっと横ばい状態の計画を立てておりますが、まずその根拠についてお伺いいたします。

また、北海道は、日本全国で一番年金生活者が多いわけで、このような中で、多分ことしの夏だったと思いますけれども、テレビ放映されておりましたけれども、年金暮らしの方々が病院に通うのにも非常にお金がかかる、医療費も上がって大変だと、また病院からもらった薬も半分にしてお飲んで、1週間分の薬を10日分にして飲んだりするような状況があるわけです。今後この30年間の中において、北海道はそういう状況に至らないのかという心配を私はしているわけですが、このことについてお伺いいたします。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 収支の予測の積算の内訳等々につきましては、住民懇談会あるいは特別委員会などでいろいろとご説明をさせていただきましたけれども、基本的には今後の患者数の予測、建設費あるいは維持管理費用、さまざまな要素を踏まえて積算をしているところです。その中で、特に患者数の予測につきましては、国のほうの機関が調査をいたしました滝川地区における人口予測、それから厚生労働省が出しておりますところの受療率と、こういうことを勘案いたしまして推計をしているところでございまして、必ずしも収支を合わせるためにそういう数値をつくったということではなく、全く現実を直視した計画ということにしています。ただし、これは委員会などにご報告いたしましたけれども、患者数の推移とあわせて診療単価というもののセットで、収益が最終的にどうなるかということでございます。したがって、これをいわずに何パーセントふえるあるいは減る、こういうことはなかなかうまくいかないのかなと。そういうことでは、先ほども言いました人口予測、受療率等を踏まえて、実績をまず固定をしていかないと、根拠のない増減というのはなかなかうまくいかないのかなと。そして、そこにそれらを確保できる予測の可能性の部分の素地が十分あると、こういうことから推計をして、横ばいという形にさせていただきました。ただ、議員さんがご指摘のような部分につきましては、懸念としては非常に理解ができることであるというふうに思っております。一方では、市立病院で受療が十分可能な患者さんについても、今は病院を選ぶ時代とも言われておりますから、ほかの病院を選ばれている方もいらっしゃるのも事実でございますので、当院としては一層地元の人方に来てもらえる魅力のある病院に努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 ぜひこの病院経営についても、安定した経営というものを今後続けていただきたいと思います。ちなみに、先日の新聞等で見ますと、無年金者数118万人という数字が新聞等で報道されておりました。また、日本全国でニート、またフリーターと言われる数が350万人いるという報道もされておりました。よって、こういったようなことも十分研究されて、滝川市の病院の経

営安定に努めていただきたいと思います。

◎ 2、財務処理について

1、生活保護費の支給について

2、業務委託業者の登録について

続きまして、財務処理、生活保護に関することであります。今回は非常に大きな問題となったわけですが、まず1点お聞きしておきたいのは、今回のこの問題の最大の問題点はどのようなところにあったのかということをお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 さきのご質問にもご答弁を申し上げたことと重複いたしますけれども、現在検証委員会において検証中であります。私は2カ月をめぐりということをお願いしておりますけれども、来年1月の中旬過ぎ、遅くとも下旬には第三者の検証委員会、外部機関によるチェックもスタートさせようというふうに思っておりますから、それまでの中で十分検証していきたいと、議会の皆さん方にもその点についてはしっかりとご報告を申し上げたいというふうに思っています。ただ、検証委員会における検証と同時に、厚生労働省の法律上の移送費支出の滝川市の判断基準がどうだったのかと、そしてその判断に至った証拠資料の提出が求められて、その判断の適切性ということが厚生労働省によって判断されるわけでありまして、そういうことも中にはありますから、これがいつ明らかになるのかという時期はまだ明確になっていない、これからの問題でありますけれども、1月中旬過ぎまでにすべてが検証し得るのかどうかということは別といたしまして、私どもの検証したことは先ほどご質問いただきました問題点は何だったのかということも含めて皆さん方の前に明らかにしていきたいというふうに思います。淡々と評価していく冷静さというのが必要だというふうに思いますし、そういう意味では厚生労働省への対応、犯罪の捜査上への対応、こういうものも淡々と冷静に評価をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 私は、今回の最大の問題点というのは、最終的に支払い命令を出して支払いをしてしまっているところに一番大きな問題点があるのではないかと。この生活保護の移送費については、書類上は適正な書類であったという委員会でのご報告がありましたけれども、書類は適正であっても、その請求が正当であるのかどうかということになると、かなりこれは疑わしい部分があったのではないかと思います。この支払い命令を出すに至ったところにおいて、私は委員会でちょっと納得ができなかったところがもう一点あるので、お聞きいたします。見積書の関係なのですが、この見積書というのは、業者から上がってきて、本人、生活保護を受ける方に来て、そこから役所に来ると、またはタクシー業者のほうから見積書というのが上がってきているかと思うのですが、一部だけ片倉勝彦の名前でもって見積書が提出されております。この1枚の見積書において、これがタクシー会社から片倉勝彦に上がってきた請求書なのかどうか、判断がつかない見積書が一部ございます。これについても一度詳しくご説明をお願いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 関藤議員さんのご質問にお答えをいたしますが、片倉勝彦あての見積書につきましては、本人がまず見積書をとることになりますので、片倉勝彦あての見積書が存在しています。ただ、私どもとしても、その金額について市も知る必要が当然あるわけですから、そういった意味で市あての見積書も徴したところでございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 それで、お聞きしたかったのは、本人からというのはわかるのですが、その本人に対してどこからの見積書だったのか。片倉勝彦がどこのタクシー会社からの見積もりを持ってきたのかというのは、ご存じなのでしょうか。というのは、どうしても私納得いかないのですけれども、ここに片倉勝彦という見積書がございすけれども、これは勝手に自分で自分の名前を書いて、自分で金額を例えば50万円なら50万円と書き入れて、見積書ですと持ってきたら、出すということでしょうか。というのは、片倉勝彦に対してのここに会社印も何もないわけです。これが私理解できないのです。例えば片倉勝彦が勝手にここに見積書ですと書いてきて、ここに100万円と書けば、100万円でもいいわけですか。これがわからないのです。もう一度お願いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今関藤議員さんの厚生常任委員会でお示しをした見積書、それは先日容疑者として逮捕された会社からのものではありません。ただし、請求書に会社名がないということは、実は私どもは後で気がつきました。実際は、先ほど言いましたようにその会社からもらっておりまして、それについては本来ですときちとした形で、片倉勝彦へ会社から請求するものを私どもも徴すればよかったのですけれども、その時点では気がつかなかったということでございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 言ってみると手落ちということになるのでしょうか、これは。公金を扱うわけですから、そこら辺はかなり慎重な対応をしていただきたいというのが私、また市民の思いではないかと思います。そこで、私もう一点お聞きしたいのですけれども、生活保護の制度につきましては、その生活保護の内容というのは8つ生活保護の対象になるものがあるかと思います。今回その中の医療費ということで、その中のさらに移送費という形になるわけですが、どうしても私理解できないのは、移送費も患者が言ってきた介護タクシー会社、また札幌の病院の先生がそういう指示をしているので、間違いないのでということでそのタクシー会社を使ったようではありますけれども、このタクシー会社の存在についても委員会ではホームページだけでの確認だということで済ませておられると。このタクシー会社がどのような会社なのかということは、当然事前に調べておかなければならないことではないかと思います。そこで、私生活保護法については余り詳しくないのですけれども、例えば毎日の生活に必要な生活保護費用であれば、多少これは疑わしいなと思っても、毎日生活しなければならないわけですから、支給もやむを得ないのかなと思いますけれども、介護タクシーについては、これだけの高額な金額ですから、委託業務等に振り分けて、振り分けてという言い方がいいかどうかわかりませんが、委託業務だとかというような形での支払いという形はとれなかったのかをお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活保護では、本人の申請に基づいて移送費の支払いがされます。ですから、私どもの通常の市のほうでの委託業務というような形での支出にはならないものですから、今回ああいった形での見積もりを、札幌でもございましたけれども、そういった形を踏襲したということでございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 そうすると、この移送関係のタクシーについては、委託業務に今後もならないということになるのでしょうか。または、今後何らかの形で考え方といいますか、変えて委託業務等に振り分けるといことはできないのでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほど申しましたように、市が直接発注をするという形にはなってございません。ただ、市の委託業務に準じたような形で措置をとるといのか、もう少し資料的なものですかそういったものをそろえるということは、今後検証委員会の検証にもよるでしょうけれども、そういった改善を図るべきだというふうには思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。非常に高額な市民のお金ですので、十分注意していただきたいと思います。

続きまして、業務委託業者の登録等についてでありますけれども、滝川市では民間企業、また個人事業主との間に多くの委託業務を結んでいるかと思っておりますけれども、登録業者が滝川市に対して書類上提出しなければならないもの、また滝川市が委託業務として発注している業種の種類等、どのぐらいあるのか詳細にお伺いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいま関藤議員さんのご質問でございますけれども、指名登録についてということでございます。指名登録は、市は入札により契約相手を決定する入りの手続ということでございます。通常入札参加への指名を受けようとする場合は、2年ごとに指名競争参加資格審査申請という書類を提出をいただくということになります。これは、2年ごとということで、19年、20年の場合はことしの初めに完了しております。受け付けを完了しているということでございます。この申請におきましては、申請書のほかに添付書類といたしまして、業務の履行実績を確認する事業経歴書、さらに業務の履行に技術者を要する場合は技術者名簿、また許認可等を要する業務の場合は許可登録証明書、さらに申請者の経営状況等の確認のための国税及び地方税の納税証明書、またさらには申請者の事業経歴等の確認として商業登記簿謄本、個人の場合は市町村長が発行する身分証明書になります。それらの提出を受けまして、各項目について必要条件を備えているか否かを確認します。その際は、一定期間受け付け期間を設けまして、申請者からの聞き取りもあわせて実施する中で審査を行うと。そこで、すべてをクリアした事業者を登録者名簿に登載するという手続をとっております。現在の登録者数でございますけれども、12月現在ということでございますけれども、市内が152、市外が962、合わせて1,114でございます。それと、委託関係でござ

いますけれども、設計とかもろもろ項目がございます。委託全体では、750業者ということになります。市内が81、市外が669、そのうち今現在登録されている中身では、例えばスクールバス運行ですとか、そういう各種行事等に係る運送業務に係る契約の関係では合わせて3業者ということになっております。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。委託業務において、私も他市町村との委託業務を結んでおるので、詳細な書類というのが私の手元にあります。これは、私どもの会社が委託業務で結んでいる書類ですけれども、今言われたような書類内容にあわせて、その会社の決算書から、すべて丸裸になるぐらい調べられて、それでもって信用いたしてお仕事をいただいているわけです。その中で、前にちょっと戻るのですが、ここの市町村では車両運行業務、言ってみると先ほどの業務に当たっているのではないかと、タクシー移送費、これに当たるのではないかとというのも、この委託業務の中にこの市町村では含まれているということがあったので、先ほどしつこく聞かせていただいたわけです。どちらにしましても、公金を支出していくわけですので、より慎重な取り扱いをお願いしたいと思います。

◎3、教育問題について

- 1、義務教育のあり方について
- 2、学校評価・教員評価について
- 3、学力向上について
- 4、親学について
- 5、小中一貫校について

続きまして、教育問題のほうに移らせていただきたいと思います。去年大きな問題を抱えた滝川でありますけれども、義務教育のあり方についてお伺いしたいと思います。今日本の義務教育は、大きな転換期を迎えようとしております。また、全国の自治体では、独自の教育システムを築いていこうとしております。また、滝川では、義務教育に対して具体的に何か独自にこのことをやろうというようなものはあるのかをお伺いしたい。また、全国教育委員会では、教育再生に向けて試行錯誤の状況の中でいろいろなことに取り組んでおります。これは、先ほど本間議員も述べられていましたように、視察に行ったときにはその市独自のいろいろな取り組みを行っているわけです。そこで、滝川としての、教育委員会としての義務教育に対する基本姿勢、滝川はこういうことに力を入れてやっていきたいのだというようなものがあるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 関藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

滝川市の義務教育に対する基本姿勢につきましては、児童生徒一人一人が人格の完成を目指して、社会の形成者として正義を愛し、それぞれの個々の価値をとうとび、勤労と責任を重んじ、そして心身とも健康な子供たちの育成を期しているものでございます。この基本理念に立って、具体的な

教育目標を掲げて教育を推進をしております。その教育目標を具現化する方策としまして、現在道内あるいは道外の自治体で行われている先進事例の情報を収集しておりますし、その中で先ほど本間議員さんのほうからありました小中一貫教育、あるいは市長のマニフェストでありますように少人数学級の編制というようなこともその中に含まれていくのかなというふうに思っております。子供たちが大人の目を、あるいは大人の心を感じることができる教育というのが滝川市が目指したい教育の姿だというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 教育ということになりますと、議論を重ねていっても人それぞれの教育的な考え方があるので、なかなか結論は出ないのかなと。ただ、取り組みとして具体的に何をやるのかということは、結構大きなポイントになるのではないかと思います。例えば、これはちょっとショッキングなニュースですけれども、命のとうとさ、また前向きな生き方、生きる力、こういったものを教育するのにどうしたらいいのだろうか、具体的に何か教育委員会ではそれに対してこうしようというものがあるのかどうか。これは、いろんな取り組みをしようと思っただけです。ある市で12月7日、つい最近です。限りある命ということで、市町村は言っているのかどうかかわからないので、省略させていただきます。同性間の性的接触でエイズウイルス、HIVに感染した一人の男性が講師として公教育の学校に招かれて講義を行っているわけです。文科省は、そんなことどうなのだというような非難をしていたようなんですけれども、実際にそれを受けた中学校3年生は何と言っていいのかというと、その男性の講義を聞いて、前向きな姿勢に共感した。また、保護者も聞いていたそうです。保護者も、ほかの学年でもやってほしいと言うような、こういう講義をやっているところもあるんです。ですから、具体的に滝川のまちでも、いろいろな教育方針はあるかと思いたいですけれども、具体的に何かをやっていただきたいと思うんです。その中で、私は滝川市のホームページを見させていただきまして、心の推進プラン、いろいろ出しております。その中で、ちょっと疑問に思ったことがあります。学校の取り組みというところで3番目に、教育相談体制を整備し、子供たちが気軽に相談できる機会や窓口を設け、子供たちの心や行動実態を把握し、これを記録化することを通じて十分に理解すると、こう書いてあるのですが、これは子供たちの行動というのは何か記録化しているものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校での取り組み、教育相談体制の充実ということで、それは今現在滝川市単独で全小学校に入れておりますスクールカウンセラーの雇用であったり、あるいは各学校独自で教育支援員あるいは教育相談員というスクールカウンセラーとは別に週一、二回程度来ていただく方を募集して、その方と児童生徒とのやりとりの部分についての記録化ということで、個々の児童のことではなくて、そういう相談体制のもの、あるいは記録化をすることによって教員間での情報交流をするという意味での記録化というものでございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、2点目に移らせていただきます。学校評価と教員評価についてですが、ここの秋口に多分プレス空知さんのほうで出ておりましたけれども、いよいよ滝川でも学校、教員

評価というのを取り入れて、始まるようでありますけれども、ここのところは1番目から3番目まで通して質問させていただきます。来年度から実施される教員評価制度、その内容、結果につきまして保護者に対して詳細に公表されるのか、お伺いいたします。また、政府は、学校評価制度については国が評価の指針についてある程度作成し、実際の評価は各自治体に委任すると。また、評価者については、教育関係者だけではなく、保護者、またその学校の卒業生、さらに地域住民を入れ、地域の実情に考慮して評価すべきとの見解を出しております。このことについては、滝川はどのような取り組みをするのかをお伺いいたします。また、3点目として、政府の教育再生会議の中で小中学校の校長権限を強化する案が議論されております。校長裁量で教員を公募したり配置したりする公募制の導入、また自主裁量で使える予算の配分などが検討されておりますけれども、滝川市におけるこの取り組みについての可能性をお伺いいたします。

この3点お願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 まず、1点目の教員評価制度の関係でございますが、学校教員評価制度の目的につきましては、それぞれの学校職員が自己目標を設定をして、その達成への努力あるいは成果を評価し、指導方法の工夫改善の意欲を高めると、そういうことを行うことによって最終的には評価した成果が児童生徒に還元されることを目的として行っておりますことから、この評価結果を市民や保護者に対して公表する性格ではございません。

また、次に学校評価の関係ですが、学校評価につきましては、教育活動の自己点検あるいは自己評価を含めて、保護者あるいは地域、子供たちから信頼される学校づくりを推進するために行っているものでございます。現在市内の小中学校11校におきまして、町職員あるいは保護者に対して評価をしてもらっているという部分については11校すべて行っておりますが、児童生徒あるいは地域からの評価についてはまだばらつきがございますので、そういう中では統一的な扱いを今後していく必要があるというふうに思っております。また、これは、保護者あるいは地域からの評価といいましても、内部評価ということになります。外部の人からしてもらうためのものですが、あくまでも評価をするのは学校ということになりますから、これは内部評価という位置づけをしておりますので、そういう意味では外部評価、本当の第三者による外部評価というものにつきましては平成20年度中に方向性が出せるように研究してまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、校長裁量というような人事あるいは予算ということでございます。人事の関係につきましては、道教委の権限によって実施をされるということになりますので、これは滝川市教委単独での公募制等の導入ということは難しいのかなというふうに思っておりますが、予算に対する校長の裁量枠というものにつきましては、一部今心の教育推進プランで各学校のオリジナルによって予算配分をしているというものがございます。今後とも校長の企画あるいは提案に基づいた用途を特定しない裁量経費の措置というものについては、学校のマネジメントが向上しているということが前提になりますが、将来的には検討される一つの手法かなというふうに思っております。

以上です。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 取り組みについては、わかりました。そこで、この教員評価、また学校評価につきましては、実際現場で子供たちと接する教員の影響力というのは正直言って非常に大きいものがあるかと思うのです。教員の評価をすることがどうであるということよりも、教員一人一人の資質向上というのをよく言われますけれども、まさしくそのとおりで、感性、その他人間性含めて、学力だけのレベルではなくて人間的なレベル、これが今問われているのだと思います。テレビで先日報道されているように、トップに当たる教頭がわけのわからないいせつ行為で逮捕されるとか、こういったような現状がある以上、これはやはり学校現場に対しての親の不信感というのはまさしく大きなものがあるかと思います。そこで、滝川では今、中学校2年生ですか、社会現場研修というのを多分行っているかと思うのですけれども、これは子供たちにとって本当に意味のあることなのだろうかということがある市町村では若干問われ始めてきております。ただ単に現場に行って、その日1日、または2日行くのかわかりませんが、そこでその会社が何かをやっている、工場なり見学に行き、そこでその業務が大変だとか、子供たちが一日二日でわかりますか、わからないと思います。けれども、子供たちは、ああ、よかったという声があります。何でよかったのか、その日勉強がなくなるからいいのです。ただ単にそれだけなのです。きょう勉強ないや、社会見学だという声があるということも頭に入れておいていただきたい。私は、実際問題数十年前に多分、教員こそがまさしくそういった現場に行き、ほかの業種の苦労というのを知る機会がなければならぬと思っている一人なのですけれども、ここら辺は組合のほうが強くて実現しなかったようなんですけれども、学校の先生方もいろいろな社会現場に出て、いろいろな業種を知るという意味で、1つ提案事ですけれども、いろいろな教育再生の委員会、この庁舎内にも設けられております。校長先生、PTA会長、その他いろいろな方々がメンバーで入っておりますけれども、正直言って私は校長先生もだれも要らないと思います。小学校、中学校、高校も入っていいでしょう、現場の先生方を二、三人ずつ入れると、または滝川市内の業者の方々と交流を持つ機会を先生方にも持たせたい。その中で学校の先生方は、ほかの業種の方と話をすると多分話ができません。自分たちの世界だけしかわからなくて、自分たちの世界だけで物事を判断して子供たちを見るという感性が身につけているのが学校の先生なのです。ですから、私厳しい言い方するかもしれませんが、そういった意味において、ぜひとも教育関係に関する組織をつくったり意見討論会をやる時には現場の先生を中に入れていただきたいということを申し上げておきます。

3つ目に、学力向上についてであります。ここも一括質問させていただきます。まず、10月に公表されました全国学習状況調査についての結果でありますけれども、この結果について教育委員会としての見解をお伺いいたします。2つ目には、全国学力テストの北海道の結果、私自身としてはなるほどという結果であったわけですが、滝川市の全道での状況と小中学校の結果を保護者、また市民に公表すべきと私は考えております。教育委員会としてのお考えをお伺いいたします。また、学力平均を上回って上位にきている福井県や秋田県についてでありますけれども、2つの県が上位にランキングされたわけですが、滝川市にとって学力向上に必要なことは何であるとお考えかということをお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 質問にお答えをする前に、先ほどの教員の関係で関藤議員さんの思いについて述べられました。今は先生になるのもなかなか大変で、何年もかかって実際に道教委の登録を受けると、3年、4年というのがほとんどざらになってきております。そういう中で、教員の皆さんも大学を卒業してすぐに教員になったという方は非常にまれでございまして、その間さまざまな社会教育をしてきて頑張っている先生もいらっしゃるということは、ぜひ申し上げておきたいなというふうに思います。

それで、学力向上についてでございますが、先ほど渡辺精郎議員さんのご質問にお答えをしたとおり、学校あるいは都市の序列化につながるような公表の仕方はしないということでは、そういう公表の仕方ではなく、学力あるいは学習状況等の客観的な評価あるいは改善策については公表の必要があるのだらうというふうに思っております。このことは、滝川市教育委員会が滝川市全体の内容について公表するというのを予定をしておりますし、その公表に基づきまして同様の評価を各学校でもしていただくということになっておりますので、滝川市の全体の評価を公表した後、各小中学校でそれぞれ地域あるいは保護者の方にその評価の内容について、既に一部先にやっているものもありますが、そういう形で全校において公表はしていきたいというふうに思っております。1番目と2番目の関係についてまとめてお答えをいたしました。

次に、3点目の滝川市にとって学力向上に必要なことは何だということでございます。福井県あるいは秋田県におきましては、今回の学力テストの結果だけではなくて、これまで長年県単位でのデータの蓄積が行われて、それぞれの県教委でさまざまな取り組みが行われてきたと、その積み上げの結果かなというふうに思っております。残念ながら、北海道においてはそういう結果が得られなかったということですから、我々あるいは道教委もそういう意味では危機感を抱いて、今後学力向上に必要なことに取り組んでいかなければならないというふうに思っております。もちろんそのためには、教員の資質、指導能力の向上もありますし、学習環境の整備というものもありますし、あるいは児童生徒の学習習慣をどうつけるかといったようなものも含めて、これも先ほどの学力・学習状況調査の対策という形の中でも触れられてくるものだというふうに思っております。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 学力テストの結果については、今のご答弁は文科省のほうから言われてきているとおりのことがそのまんま答弁で出てきたのかなと。序列化などということでは、まさしく文科省のほうから出てきている文章そのもののような気がしました。しかしながら、ここで国民の税を77億円使って今回調査したわけで、国民にとってみれば知る権利という観点からも、このことが公表されたからといって過度な競争が生まれるだとかということは、私はないと思っています。学力が低いのは、勉強しないからです。それは親が一番わかっているわけですから、公表したからといって、どこの学校がいい、どこの学校が悪いなどという見方をするようなことでもないと思います。逆に、保護者なり住民の方々はその謙虚を受けとめて、もう少しやらなければならないな、頑張らなければならないなというような気になるのではないのでしょうか。また、一部の地域では学

力を回復させるために予備校、塾などに通っているから、学力が高いなどと言っておりますけれども、塾に通って学力なんか上がるわけないのです。これは、塾に行って、もし上がったとしたら、その塾の先生との折り合いが合ったのですよ、その子供たちは。学校で合わない先生がいて、自分に合った先生がそこにいたから、私やる気になった、僕やる気になってとって学力上がっているだけなのです。その塾で特段難しいことをやっているわけではないのです。私は北海道のデータは全部知っておりますけれども、特段進学のために躍起になっている塾などというのは、札幌圏を除いてほかにはございません。

ですから、やはり学力向上というのは、1つデータをお見せしますと、何が必要かという、次の親学にもあるのですけれども、家庭の安定なのです。これは、軒並み学力が低い40番から47番に当たるところ、沖縄、大阪、北海道、福岡、そういったところはどういったデータが出ているかという、離婚率が2.5以上なのです。ところが、学力上位にきているところは1.5前後なのです。これが離婚率の実態です。これと学力が関係あるかどうかは、私プロではありませんから調べておりませんが、ただ単にデータとしてこういうデータがあるということです。ですから、学力向上というのは、家庭環境で安定した家庭、これは福井県の教育委員会も秋田県の教育委員会も私電話しました。そうしましたら、やはりそういった状況で、私たちのまちは家庭内騒動が余りないのですと、ですから授業中立て歩いたりするような子供たちもいないと、そういうようなことをしております。ですから、安定した家庭環境づくりに教育委員会も力を入れていただくということをしていただきたい。

続きまして、親学についてでありますけれども、親学につきましては、時間がないので省略させていただきます。

また、その次の小中一貫校についてでありますけれども、小中一貫校につきましては、具体的に私自身子供たちがいろいろな先生方の目でいろいろ評価していただけるという面において非常にいい制度だと思っておりますけれども、教育委員会さんとしての見解をお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 先ほども小中一貫校の考え方につきましてお答えをさせていただきましたが、いわゆる中1プロブレムと呼ばれる小学校あるいは小学校四、五年生に見られる発達段階の違いによる課題というものに対応するために、現状では6・3制というものを5・4制にする、あるいは4・3・2制にするとかということで、9年間小学校、中学校において一貫として行うということで設置をしております地方公共団体なのですが、全国では研究開発校として49、特区で行っているところが67、その他が6ということで、120近いところで既に小中一貫校というものが行われております。小中一貫校を行う上でのメリットもございますし、デメリットもございます。メリットとしましては、小学校と中学校を一体とらえたカリキュラムを編成するというので、小学校、中学校で一つの教育理念に基づいて教育を展開することができるということもあります。一方デメリットとして言われていますのは、小学校と中学校の区切りがなくなる。特に同一校で行う場合については、けじめがつきづらくなる。あるいは、転入、転出時のとまどい、あるいはカリキュラムが複雑になるということで、普通の6・3制のところから一貫校に転入したような場合については、一

部習ってきたことと習わないで過ごしてしまうということがあるというようなことがデメリットでは言われております。いずれにしても、適正配置を含めて、総務文教常任委員会さんのご意見もございましたので、小中一貫校を滝川においてどういう形で取り入れていくことができるのか、効果がちゃんと出るのかどうなのかという部分も含めて検討してまいらなければならない課題だというふうには理解をしております。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。十分研究をしていただきまして、小中一貫校についても取り組んでいただきたいと思います。

最後になりましたけれども、答弁は必要ございません。今日の日本の政治等について、また実際の政治というのは非常に大きく国民、市民からの信頼を失っているわけであります。この信頼というのを回復しないことには、どのようなことにおいても、市政、また国政にしてもそうですけれども、成り立っていかないと考えております。また、ここで市長を初め執行部の有能な皆さんの集まりです。この執行部の方々が市民に目を向けて仕事をしていただけるのか、それとも我が組織を守るために仕事をし得るのかによって、市民は非常に大きな信頼を向けるかどうかになるかと思うのです。かの有名な大統領、リンカーンも人民の人民による人民のための政治と言っております。しかし、今の国民、また市民はどう考えているか。いうならば官僚の官僚による官僚のための政治でないのかというような批判をしているのではないかと思います。言ってみれば、私はこれからの滝川市の信頼回復、すべてにおいて市民の市民による市民のための政治というのを心がけてやっていただきたいなということをまずお願いしておきます。また、最後に、今市民の中でもう一つ苦しんでいる場所がございます。三楽街でございます。三楽街の回復においても、新年会等も取りやめるといようなことも言われているようですが、公費を使って新年会をやるのであればとんでもない、これは当たり前のごとくそんなことは許されない。ところが、問題が別ではないかと、三楽街は三楽街として、日本の習慣である新年会、最大の企業である滝川市職員の皆さんがされてもいいのではないかと思います。

最後に、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

若干休憩をいたします。時間が押しておりますので、2時50分まで。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時51分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 それでは、通告順に従いまして、質問を行いたいと思います。

◎ 1、生活保護費 2 億 3, 4 4 1 万円タクシー支出問題と市役所のチェック機能について

1、会計管理者は役割を果たしたか

2、移送費、業者払い額を 1 9 年度予算編成時、総務部長・副市長・市長は知らなかったのか

3、道と市の見解相違も確認しない管理職の問題分析の甘さ、業務遂行水準の低さについて

既に生活保護費 2 億 4, 0 0 0 万円の問題では、枚挙にいとまのない過失が明らかにされております。きょうは、重要な問題について取り上げてまいりたいと思います。

まず、1 点目、会計管理者は役割を果たしたかどうかという点です。一度も副市長、市長に報告していない。本当にそうだとすれば、収入役の役割を引き継ぐ役職としてふさわしかったのか。法令等々の関係で、また任命権者としての市長の任命内容に照らし合わせてどうだったのか、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 会計管理者からは、その支出負担行為に係る債務が確定していることを確認をして、財務規則によって支出することができないと認めるに至らなかったことから、市長、副市長には報告をしていないということであります。今回の事件については、犯罪だということを基本に置く必要があるのではないかというふうに思いますが、支出する審査の上で、結果として何が犯罪を許したのかということは検証委員会の中で十分検証していただく必要があると、その上で正すべきところがあれば、それは徹底的に正していく必要があるというふうに思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 会計責任者の責務は、財務規則の中で正当債権者であるかということをきちんと確認をする責務があります。しかし、今回債権者から来る請求書とそれに対する支払い、これが全く違う。つまり個人口座に振り込まれていたと。これについては、マスコミも大きく報道しています。市民も全くおかしいのではないかとこのように考えますが、財務規則から逸脱した、あるいは財務規則で行うべき責務を果たしていないというふうに考えますが、市長のお考えを伺います。

(何事か言う声あり)

○議長 清水議員、市長の見解は所管、保健福祉部長が。保健福祉部長。

○保健福祉部長 個人口座の関係については、厚生常任委員会のほうでも説明をしていますが、当初介護福祉タクシーの会社が請求書と同様のこの口座に入れてほしいということがございました。その折に、私どものほうでは当然法人の口座だというふうに思ってございましたが、後に個人口座だということがわかり、社長の名前になっておりましたので、当然法人の口座だと思っておりましたが、後にそれが個人口座だということがわかりまして、ことしになってその是正を図るべく指導したところですが、この口座しかないということで、その口座のほうに振り込みをいたしました。また、請求書については当然会社の名前で請求がされておりますし、その折に社長の名前は同一人物でございました。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 個人口座に振り込まれたお金が会社に行く保証はありますか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 保証ということは、現段階で何とも申し上げられませんが、私どもとしてはタクシー会社の社長の名前で請求が来て、また介護タクシーの名前がついておりますし、その口座に入れてほしいという依頼でしたので、振り込みを行っていたところでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 個人口座に振り込まれたお金が会社に行く保証があるのかと聞いたら、保証については何とも申し上げられない。このような重大な2億4,000万円について今のような答弁が出るというのは、信じがたい。保証もなくて振り込んでいたということだというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 私どもは、会社からの請求、そしてここに振り込んでほしいという依頼を信じておりましたので、それは当然法人の口座だというふうに信じておりましたので、振り込んでおりました。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 全く今の日本の経済システム、経理システムをご存じのない答弁です。個人口座に振り込まれたお金は、これは会社には行かないのです。個人口座を支配している人間が動かすことができるのです。しかも、今信じていたというお話をされました。経済行為というのは、信じていたとかいないでなくて、それではだまされるから、いろんなファイアウォール、チェック機能を設けているのです。そういう点で、全く不適切だと。それで、私はある銀行の関係の方にお伺いしました。なぜ会社の口座をすぐつくってくれと言わなかったのか、しかも無料で10分か20分でつくることができる。しかし、これをつくらないということは、脱税ですとかいろんな違法行為を秘めている、そういう可能性を感じるのが当然だと、このように言っています。こういう観点で仕事に当たられたのか、伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 個人口座だということがわかりまして、担当の主査を初め担当者も行かせて、会社の口座のほうに振り込みをということでお話をいたしました。そうしたら、会社には今これしかないという返事でしたので、やむを得ないものとして措置をしたところでございます。ですから、私どもとしては、その時点で脱税ということを疑ってはおりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ここで会計管理者にお伺いしたいと思います。2億4,000万円のお金、これについて保証もない、信じていた。簡単につくれる会社の口座をつくっていれば、また違う展開が当然あっただろう。会計管理者は、個人口座に振り込んだ、これについてあなたは何をしましたか、どんな対策をとろうとしましたか。

○議長 長 会計管理者。

○会計管理者 個人口座であるということは、確かに名前から見て社長の口座でありますから、確かであります。そして、当初会計課におきましては、一番当初であります、会社の口座がないのかということで聞きましたところ、会社の口座がなくてこの口座しかないということで、ここにお願ひしたいということで、振り込まれたということでもあります。一度振り込まれますと、基本的にはそのまま、会社からの依頼といたしますか、当時持ってきた方ですか、会社からの依頼ということでもありますから、そのままその口座に振り込んでいたということでもあります。

以上であります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 会計管理者にもう一度お伺いしますけれども、会社の依頼で請求が来たと、個人口座に振り込んだと。これが会社に全額行ったという保証は、証明していただけますか。

○議 長 会計管理者。

○会計管理者 どういう形で証明しろということは、なかなか難しいとは思いますが、私どもとしては犯罪というのが行われていないというふうに思っておりますので、当然そういう流れでやっているのかなというふうに思っております。振り込みというのは、いろんな方いらっしゃるまして、現実には別なところを指定する方もいらっしゃいますので、私どもとしてはそれはそういう形なのかなというふうに思って振り込んでいたということでもあります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 本当に水準の低い、こんなことが滝川市のお金を預かる方だということは、市民も本当にお怒りになるだろうというふうに思います。会計管理者は、財務規則第82条、審査の結果支出することができないと認めたとき、支出をとめる判断を市長に仰ぐべきだったと思います。つまり債権者に会社の口座を開かなければ支払わないと言う権利がこちらにあったということ、これについてそうすべきだったというふうに考えますか、お伺いします。

○議 長 会計管理者。

○会計管理者 支出におきまして、先ほど市長からお話ありましたように具体的には滝川市の財務規則に基づいていろいろと審査をいたします。その中で、請求書なりそれなりの書類が整っていたということでもありますから、私としまして支払わないということにはなかなかありませんでした。支出先が会社とは違うということでもありますけれども、過去からそういう形の中で進んできていたということでもありますし、条件が変わっていないということでもありますので、その段階では口座を新しくつくってもらいたいということは考えませんでした。

以上であります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 重大な瑕疵があったというふうに私は厳しく指摘をして、今後の検証委員会でこの問題解明を、あるいは委員会で解明をしていきたいと思ひます。

次に、移送費の問題で、財政課、総務部はどのように把握していたのかという点なのですが、19年度予算協議においては業者払いになっているもの、例えばタクシー代や身障者用の補装具、こういったものが17年度決算に比べて18年度決算は20倍にふえる、こういう中で予算が協議さ

れていったと。金額でいうと17年度決算が584万円、これに対して19年度予算は1億1,900万円必要だと、こういう資料が福祉課から来るわけです。財政課長、総務部長、副市長、市長は、このときこの内容についてどのように把握していたのか伺います。

○議長 市長。

○市長 確認をいたしました。財政課長以上、報告を受けていないと。それはなぜなのかということでもありますけれども、生活保護費は経常経費でありますから、扶助費の性格上、特に制度改革等がなかったら副市長、市長には上がってこないのです。財政課の福祉担当、福祉課担当の積算根拠を財政課の担当が確認、精査をして協議を終わっていると。しかし、それは適正なものであるという判断の中で、報告が行われなかったということでもあります。ただ、今後の問題としてそれでいいのかということ、これも検証委員会の中でしっかりチェックしますけれども、制度改革なくしてこういうふうに大きく予算、積算内容が変わるものについては必要に応じて財政課長、総務部長、副市長、市長に説明をする必要があると、それはどういうものが必要があるのかということについては検証委員会の中で今後の改善策として提案をしてもらいたいというふうに思いますが、今後この種の問題はしっかりチェックが行われる、そういう対策を進めていきたいというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 18年度決算は大幅な黒字、こういう中で子育て負担増は撤回をしないと。こんなときに、経常経費とはいえ、経常経費だからこそですよ、20倍にもふえる。しかも、1万円から20万円ではないのですよ、五百数十万円から1億2,000万円にふえている。こういうことがあっても、それがどうしてかという、その1億円の価値というのを財政協議した人たちはわかっていないということなのか。財政課長いらっしゃいますのでお伺いしますけれども、財政課では予算協議をそういうものだというふうに指導されているのでしょうか。

○議長 長 財政課長。

○財政課長 清水議員さんのご質問にお答えいたします。

予算編成に当たりましては、タッグ計画に基づきまして、削減経費を19年度は6,000万円ということで定めて予算協議をいたしました。それで、各担当のほうから、先ほども申しましたけれども、制度変更等については報告がございますが、大きくくくって扶助費ですとか、生活保護費も扶助費ですが、扶助費ですとか補助金ですとか物件費ですとか、大きな変化または新規事業等につきましては、制度変更等大きな変化のあるものについては報告は求めますが、議員さんもおっしゃいました経常経費ということで、事細かにその移送費がどうのこうのというような格好ではなくて、扶助費ということでの大きな押さえをさせていただきまして、それで財政課長のほうには報告がなかったということで認識しております。また、そのような指導をしていたのかということでございますが、予算の積算に当たりましては対象人員、単価等をちゃんとチェックするようにということで財政課のほうとしましては予算編成を進めているところでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 到底納得できる答弁ではないのです。5万円、10万円を削りに削る経常経費の予算のときに、扶助費ではないのです。扶助費の中にあるけれども、タクシー代とはっきり書いている

のですよ。それを課長にも言わない。一体滝川市の予算協議の本当の中身はどうなっているのかと、何かありきなのかというふうに思わざるを得ないのですけれども、市長、副市長は本当にこのときに、あるいは総務部長もその情報はなかったということを確認してよろしいでしょうか。総務部長にお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 総務部長から答弁あるかもしれませんが、市長、副市長の予算協議は政策的なものとか経常的なものということに分かれていく。政策的なものは、金額が大きいとか小さいかということはいりません。政策的にやる必要があるのかどうかという協議を行うわけでありまして。では、経常的な経費は市長協議を行わないのかということ、当然トータルとして経常的経費も大きいわけでありまして、政策的に経常的経費をどうしていくのかということは予算協議の対象となるわけでありまして。ただ、今回の問題については経常的経費の市長、副市長協議に上がってくる内容のものでなかっただけに、今いろんな面では悔いているわけでありまして。したがって、今までの基準ではだめだという判断に立っておりまして、経常的経費で政策的なものでも大きく予算にかかわっていくものについては、しっかりと副市長、市長協議、そして総務部長協議にちゃんと上げるべきだというふうに反省はいたしております。そういう考え方に立ってこれからやっていきたいというふうに思っております。そういう面で欠ける面があったのではないかとすることがあるとすれば、それは今後の問題としてしっかり正していきたいというふうに思っております。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますが、扶助費ということで各所管がそれぞれの制度にのっとって作成した積算の根拠、生活保護費もそうですし、また児童扶養手当もそうですけれども、それぞれの積算の根拠の資料を財政課の担当職員が確認、チェックをします。そういうチェックをした額の総額、扶助費としての全体の総額の報告を受けるという形をとっております。先ほど申し上げましたように、そこに制度変更等がない場合ということでございます。ご質問にありましたような中身については、私自身報告を受けておりませんし、また副市長、市長にももちろん報告もいたしております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 納得はいきませんが、次に移りたいと思います。

道の監査の問題です。事あるごとに道の監査が市のこれまでの対応の根拠にされてまいりました。ところが、道の主幹は、1月の相談について、あれは監査ではない、相談だ。定期監査は1世帯1時間半かけるが、この相談は10分程度だった。書類上は支出は仕方ないが、いつまでもこのようなことにはならないのではないかと聞いたようだ。これは、現在の主幹が言われたことです。また、書類はほとんど見ていない。滝川市では見せたと言っているようだが、見解が違う。その後滝川市からの相談はなかったなどと言っています。道と市の見解がこれだけ違うのは問題と考えますが、説明を伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 市の福祉事務所は1月、多額の移送費を支出しているこのケースについて道に事前に電話をし、特に見てもらっています。道の主幹、この主幹については本人ではございませんので、こういったことをどういう形で申しているのかは私ども把握をしてございませんが、私どもとしてはその折にその担当者のほうから法律上問題がないということを聞いております。ただ、この部分について、今道と言った言わないということをどうかすることではなくて、厚生労働省の調査でもこの事実については明らかになるでしょうし、私どもはその段階で主張すべきことは主張するという考え方でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 どちらの言っていることが正しいかどうか、それはその調査に譲りたいと思います。

さて、私は、管理職の問題の分析の甘さ、業務遂行水準の低さという点で、巨額の支出に続いて暴力団の関係の確認の甘さを指摘したいと思います。元暴力団については、ということは3月からです。これをことしの1月、定期監査の折に解除しています。しかし、解除するためには悪質な反社会的行為がない、こういったことを警察署と連携して確実に把握せよという指針が出されています。警察にこれについてどのような相談をし、回答を得ているのでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 常日ごろからこのケースについては、元暴力団ということで暴力団活動をしていないのかどうかということを警察の方と情報交換をするようにしてございます。ですから、そういった意味で反社会的行為やその他問題行動がないということで、元暴力団というような範疇から外れるということでございますが、私どもとしてはこういった方について通常より訪問回数をふやしたり情報交換を警察と密にとるなど、そういったことをやっております。そういった意味で、道の指針が出ていますけれども、それ以上の対応をしているということでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 ということは、19年の1月前に警察からこの世帯について反社会的活動はないという報告を受けたということですか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 反社会的行為ということでございますが、警察の方からは暴力団の活動をしているか否かということを聞いております。また、犯罪につながるようなことについては、もしかあれば当然その折に情報交換がされているというふうに考えます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 警察と福祉事務所との連携のあり方はどうなっているのか、今の答弁は全く事実と違う。指針の第6、該当ケースからの解除の最初の3行を読んでください。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 該当ケースからの解除ということで、暴力団というケースからの解除についてですが、該当ケース（暴力団員等の家族を除く）からの解除は、現在の生活実態を警察署等関係機関との連携によりの確に把握した上で、次のいずれにも該当し、悪質な反社会的行為を行うおそれがないとケース診断会議等において認められた場合に行うことということでされてございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 つまり悪質な反社会的行為を行うおそれがないということが要件になっているのです。暴力団活動を行っているのかどうかというのは、それは当然なのです。暴力団活動を行っていない中でどういう状態かというのが求めている把握なのです。私は、2日前、片倉の家の周囲を調査に行きました。そうすると、道路のど真ん中に青いクラウンがとまっております。私は警察を呼び、3名の警官が来ました。そうすると、家の中から4人の30から20歳と思われる男が出てきて、その中の30の男は警官の胸を押しながら私のほうに詰め寄ろうとして、このように言いました。

「おっさん、あんたの顔見たぞ、後でお礼に行くからな」と、こういう言動を繰り返しました。このような行動だけではありません。町内会では、昨年5月から10月、毎日のように夜の10時から3時の間、数台の暴走行為が続いた。また、水上バイク、これを牽引車に乗せてこの家から出ていくのを見たなどなど、地域住民はこの世帯に対して恐怖に陥っている。これが私が聞き取った実態です。私は2日前の警官絡みの件については花岡巡査部長が知っておりますので、調べてください。こういった、昨年5月から10月、こういう人間が同居あるいは出入りしている中で、反社会的行為のおそれがないなんていうことに絶対ならないのではないですか。こういったことを把握していたでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活保護の場合、個々の生活実態については当然把握をした上で生活保護の実施がされております。ですから、私どもは、元暴力団のケースについては、先ほども言いましたが、警察、またこれは反省点でもございますが、民生委員さんとの連携というのはきちっと図らなければならないところですが、ケースワーカーが直接訪問する回数をふやすなどして生活実態の把握をしてまいりました。私ども守秘義務の関係もございますから、余りこの家庭のことについてこの段階では申し上げませんが、その実態把握には努めていたつもりでございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 毎日のような暴走行為について把握していたか、あるいは同居人の中にそういうやくざまがいの人が出たと、あるいはやくざまがいの出入りしていたと、こういうことを把握していたかどうかを聞いているのです。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 私ども警察との連携とか、あるいは訪問して実態を把握する中で、そういった暴走行為については把握をしてございません。また、市のほうにそういった苦情についても参ってはおおりません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、把握していないというのは一体何なのかと。夜も何回も行っているという話も聞いています。この家の周りには、元の会計課長さん、すぐ裏に住んでおられます。市の職員何人も住んでいます。わからないわけなのですよ。こういったことを知らない。警察に聞いたら、すぐわかるのですよ。警察に毎々苦情が行って、対策会議を黄金交番でやったとかやっているのです

から。ということは、あなたたちはこの件について警察から一回も聞いたことないということですか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほども申し上げましたとおり、警察のほうからは暴力団活動はないというふうに聞いてございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 何度言ったらわかるのでしょうか。この指針に書いているのは、暴力団活動というのはその中の一つなのです。悪質な反社会的行為を行うおそれがあるかどうか、これを警察に聞きましたか、これを確認します。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 悪質な反社会的行為があるかどうかという言葉では聞いてはおりませんが、暴力団活動があるのかないのか、また変わった行動がないかどうか、そういったことについては情報交換をしております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 全く納得ができません。地域住民は、恐れをなしています。何名かの女性は、車に乗ることをやめたということまで言っています。直ちに滝川市としてあの地域かいわいに対して安全対策、パトロールの実施、警察から一回も聞いていないというのであれば、昨年の暴走行為の数々、こういったことについて警察あるいは地域住民に対する徹底的な調査と住民の命と安全を守る活動を直ちに開始することを厳しく求めたいと思います。1点ありますが、今あの家庭の中に19歳を超えた暴走行為を繰り返している家族がいると、こういったことについては直ちに保護が適切かどうかも含めて、保護廃止も含めた対応をとることを求めて、次に移ります。

◎2、生活保護の国費返還について

1、どこまで返還するか。詐欺被害額か、それ以上か

2、市長・副市長の責任と損害賠償の方法について

次は、生活保護の国費の返還なのですが、この問題では国の判断が出た後という答弁がされています。国がどんな判断を示そうと、市民、国民は市長と関係職員がお金を返すべきと言っています。どのようにお考えでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 生活保護費の移送費にかかわる国庫負担金、このことについては、犯罪があったのかどうかということとは別な生活保護法上の判断が行われていきます。これは全く犯罪と無関係かという、決してそうではないだろうというふうに思いますけれども、厚生労働省は生活保護法に照らして判断をしていきますから、この判断に基づいて私どもは判断をしなくてはいけないというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私が聞いているのは、国が返還すべきという結論を出さなくても、市民、国民は滝川市の市長及び職員が返すべきだと、こういう声が圧倒的なのです。これについてどのようにお考えかということをお聞きしているのです。

○議長 長 市長。

○市長 厚生労働省による不正受給の実態、それから不正受給の額、つまり返済額、実質的には差し引きされるわけでありますけれども、それが明らかにならない限り、どういう対応をとるのかというのは判断ができないというふうに思います。私は、行政的な責任、行政上の責任、民事上の責任、返還ということになればその責任は出てくると。それは、厚生労働省の判断が行われた段階で、どうすべきかという判断をするべきではないかというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 民事訴訟が行われなくても、みずから損害賠償を提起する場合ということで、次に移りたいのですが、市長は行政処分としてことし2月の時点で打ち切ることができなかったのかと、反省をしていると答弁されています。2月以降、結果として1.5億円、2月にとめていれば、あるいは5月にとめていればどれだけ支出を減らすことができたのかという点です。当時市長は、とめなかったらどんどんふえるのだけれども、その場合自分にも賠償責任が来るかなということを考えながら判断をされたのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 市長を引き受けている以上はいつも、行政執行にかかわって行政的な責任が市長にあればそれに任ずる覚悟はありますし、それが民事上の問題であるとする民事上の責任を受けるという覚悟はあるわけであります。市長を引き受けた以上は、どの首長もそういう覚悟であるというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 仮に損害賠償するとしたら、市長が全部ということではないです。市長が今回出された月額でいうと30万円下げられたと。これ1年分でも500万円いくかどうか。これ本当に、別に資産でも売却でもしなければ、とても返せる金額ではないのです。そういう点で、仮に市長が支出の一部についてみずから損害賠償を行うとした場合、公選法上の規定を考慮するとどんな方法があるのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 仮定の質問ということでございますけれども、お答えしかねるわけでございますけれども、一般的に公職にある者が滝川市に対して任意に自己の財産の提供または給与の自主返納を行うことについては、公職選挙法に定めます寄附の禁止に抵触すると考えられますことから、現時点ではご質問の方法というのは思い当たりません。ただ、ただいまのご質問の中にもございましたように市長の責任を問うと、指揮監督の責任を問うものとして、条例を改正して暫定的な給与の減額措置を行うということは、これまでも行っておりますように公選法上も認められるというふうに考えております。

以上です。

○議長 清水議員。

◎3、生活保護行政

1、冷たい、保護相談窓口になっているのではないか

2、申請意思ある市民に対し、即日交付することが、安定して市民を守る福祉事務所への道について

3、「生活保護のあらまし」の内容と更新、正当な移送費の周知について

○清水議員 それでは、次に移りたいと思います。このような放漫行政といいますか、ずさんな行政の一方で、本当に善意の市民が生活保護をきちんと受けられると、この観点でお伺いしたいと思います。まず、滝川市福祉事務所では、市民が相談に来た場合に、まず生活保護を希望する相談者、次に制度を知りたい相談者に分けて、制度を知りたい相談者とした場合は相談記録を残さない。これによるトラブルが共産党にも寄せられました。そこで、記録に残さない相談は1年に何件ぐらいあるのか、記録に残すけれども、申請に至らない件数、また相談件数合計について、また福祉事務所のケースワーカーに相談に来る場合、生活保護について聞きたいと言ってきた場合はすべて相談記録に残すことが福祉事務所の基本ではないでしょうか、市長のお考えを伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活保護を希望する相談者と制度を知りたい相談者に分けてございますけれども、制度を知りたいということの数につきましては、正確な数字ではございませんが、年間40件弱だというふうに思っております。申請に至らないケース、2番目にございましたが、これは18年度で104件ございました。相談件数合計につきましては、18年度で158件、相談の延べ件数では233件と、2回、3回と相談がございますので、233件が総合計ということが言えるかなというふうに思います。また、その記録についてでございますが、厚生常任委員会の折にも、1ケースワーカー当たり80件のケースを持っています。そういった中で、事務的な作業にどれほど費やせるかということがございますので、ここの部分については所内の中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 そういう中で、これまで生活保護を受けると子供がいじめられるよと、あるいは身内に受給者がいると受けられないよなどと言われ、二度と福祉事務所には行きたくないと思い、あきらめて共産党に相談してきた例などありました。また、意識もうろうで救急車で運ばれ、家族も別のまちから来て、申請したいと言っているのに申請意思がないようだと言った申請書を渡さなかった例もありました。これらのケースワーカーや査察指導員の言葉や判断で申請にたどり着けない例のうち極端な例と書いてありますが、うちの氷山の一角です。このような実態について、市長のお考えを伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 子供がいじめられる、身内に受給者がいると受けられないという端的な発言とい

うのは、私どもはしていないというふうに思っていますが、いろいろなことをご相談の中でお話をいたします。そういった場合に誤解を生じないように、相談業務というのはきちっと徹底を図りたいというふうにも思っています。また、ご承知のとおり生活保護には補足性の原理というのがございます。利用し得る資産、能力の活用、扶養義務者の援助、他の法律での給付が優先するなど、市民の方がなかなか理解しにくい部分もあり、そうしたことを含め、申請前の相談が重要と考えております。なお、生活保護の制度上、保護の申請権を拒否をしたり申請を受け付けないということはございませんので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次ですが、そういったことを踏まえて、必要な国民には機敏に支給する、命を守る生活保護行政の使命がこれほど鮮明になっている時代はありません。格差が広がり、病院にも行けない市民がふえています。職員がかわろうと何が起きようと、安定した対応が求められています。そこで、扶養義務者の意思確認についての申請書不受理による餓死者を連続で発生させた北九州市局長の謝罪、これを参考に、滝川市でも申請意思があれば申請用紙を即日渡すべきです。これまで何度も求めてきましたが、改めて市長のお考えを伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活保護制度は、福祉制度の中で最終的なセーフティーネットであり、先ほども申し上げましたけれども、他法、他施策をまず活用することが優先されます。ケースワーカーには、そういった活用についてきちっと助言をするという責務もございます。十分な相談やそういった助言を行わずに申請を受理した場合、生活保護の要件を満たしていなければ申請却下となり、申請者にとっては手間だけをかけて不利益を与えるということもございますので、私どもとしてはそういった対応というのは非常に不親切な対応だというふうに思っています。ですから、私どもの福祉事務所としては、きちっと相談を受けると、その上で的確な助言なりをするということを重要視しております。そういった意味で、現在のところ申請用紙を即というのは、ケース・バイ・ケースであろうと思いますが、相談を重視するということをこれからも続けてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 全く北九州の経験を勉強していないと。北九州では、市として生活保護行政検証委員会をつくって、中間報告を発表しています。こうやって書いています。保護の入り口を不当に狭めてはならない。生活保護を受けたいと福祉事務所を訪れた人には、申請書を交付する。扶養義務者が義務を果たすかどうかなどについて申請書交付前に説明を求めるのは、行き過ぎ。ライフラインが停止しているような場合は、早急な対応が望まれる。こういったことをよく研究して、改善を求めます。

次に、生活保護のしおりについてですが、被保護者に対し、制度を理解し、正しく活用するための生活保護のしおり、あらましと書いていますが、生活保護のしおりです。更新配布しているでしょうか。また、移送費については、近隣の医療機関で主治医が必要と判断し、もっとも安価な手段であれば利用できることをわかりやすく周知徹底することが必要です。市長のお考えを伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活保護のしおりにつきましては、開始時に被保護者のほうに配付をしてございます。更新については、制度自体の大幅改正がないということで、この数年行っておりません。私どもの機構改革によって相談窓口の名前が変わるだとか、そういったもののみ、変更のみ思っておりますので、数年更新をしてございません。また、医療扶助に係る移送費については、簡潔に記載をされておりますが、被保護者に対しては説明を行っているという状況でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次ですが、このしおりの中に、本来であれば親族の危篤または葬儀の参加、本人の場合の交通費、宿泊料、食費など15項目が生活保護手帳で全国のスタンダードとして支給できるとなっていますが、しおりで見ても、さっぱりそれは書かれていないと。これを被保護者が活用できるように、しおりの改善等補修すべきではないでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活保護のしおり、これにつきましては保護制度について大まかに説明をしてございます。一覧表をこのしおりにつけるといことは可能なのですけれども、詳しい説明をした上でその実行を図っていただくことが適切ではないかというふうに思っております。ただ、このしおりのほうに実際詳しい内容を載せると、今でページ数が大体15ページございまして、逆に読まなくなる可能性もあるかなというふうにも思っております。今後このしおりについてはどういった見直しが必要なのかは所内の中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 検討というよりは、改善をぜひしていただきたいと思います。

◎4、農業振興

- 1、品目横断政策による農家の収入減の実態認識と与党政策見直しへの認識について
- 2、耕作放棄地増加が進行していることへの認識と対策について
- 3、菜種補助金について

次、農業振興について。まず、品目横断政策によって収入減の実態認識と与党政策見直しへの認識、これについて伺います。とにかく収入が減ったということで、この政策の間違いが次々に明らかになっていると。市内農業者の収入減など影響とこの政策についての市長のお考えを伺います。

◎議事延長宣告

○議長 長 本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたします。

市長の答弁を求めます。

○市長 収入減などの影響ということは所管からご答弁を申し上げますけれども、品目横断的経営安定対策の大もとは日本の農業を守っていくということが基本であります。そして、対外的な貿易政策の中から、日本の農業が戦い勝つにふさわしい農業になっていくのかどうかと、その対策として出てきたことであります。したがって、制度設計はいろいろ問題があるというふうに思

いますし、これまでも問題点については改善の要求をしてまいりました。それは、少しずつ農業者のためにということで近づいてきているというふうに思いますけれども、しかし今回さまざまな議論が大きく出たわけでありますから、私どもは農業者の意向に沿って、組織を通じて改善の方向はしっかり維持しながら行動を起こしていかななくてはならないというふうに思っております。いろんな政党がいろんな提案をしておりますけれども、私は農業を守っていくという意味では有効な政策が打たれていくということは好ましいことだというふうに思いますし、そういう方向で頑張らなくてはいけないというふうに思います。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 市内における影響額ということでございますけれども、個々の農家の作付の傾向でありますとか面積、そして作付の年度によりまして、一概には影響額というのは申し上げることができませんが、個々のケースでは過去実績に個人差がありまして、単価も変動いたします。そのようなことから、一部単価として試算をしました。例えば秋まき小麦ですと前年より1俵約1,800円、下がりました。それから春……

（「緑げた、黄げた入れないと、それは答弁になんないです」と言う声あり）

○経済部参事 それでは、小麦で緑げたの交付金でいきますと1,716円、そして黄げただと2,110円、品代が2,964円で、約6,790円です。それで、平成18年との格差が約3,000円。それから、秋まき小麦、ホクシンですけれども、品代といたしまして1,654円、それに緑げた交付金が2,890円、黄げたの交付金が2,110円で、合計6,654円で、平成18年との差が約1,800円という結果となったところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題については、もう麦はやらないと、緑肥にするということになると、ハルユタカも滝川から消える日も近い、こういった政策ですので、国に対する徹底的な改善要望を求めて、次に移ります。

農地賃貸料を払えず、耕作放棄地がふえること、この状況はより進むのではないか、これまでの経過、また今後3年先までの予想について認識を伺います。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 耕作放棄地を防止するためには、地域力であつたり担い手を育成するということが急務であると認識をしておりますが、今後の農業者の動向についてどうなのかということでございますけれども、中央農業試験場におきましては、試算によりますと、今現在販売農家戸数が平成17年度では540戸でございます。10年後、2015年ですから平成27年には、販売戸数が291戸になるという予想もございます。約47パーセントぐらいでありますけれども、しかしこのことにつきましてはJAを初め農業関係機関と連携いたしまして、認定農業者の積極的な増加対策並びに農地集積対策によりまして担い手などへの農地の集積を確実に進めていきたいというものでございまして、今後においても引き続き担い手の農地集積、それから新規就農者への支援、農業後継者対策、また集団化だとか法人化をあわせて推進することで農家戸数の減少を最小限にとどめま

して、優良農地の維持保全を図り、耕作放棄地の発生を防止してまいりたいと考えております。

○議長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 農業委員会のほうから耕作放棄地の現状と今後の対応についても一部触れさせていただきます。農業委員会では、優良農地の確保、保全のために平成18年度から本格的な農地パトロールを実施しておりますが、その中で耕作放棄地や低利用農地の調査を行っております。平成18年度の調査結果による耕作放棄地ですが、約22ヘクタールということでございました。平成19年度の調査も8月に実施しておりますが、16.3ヘクタールとなっております。減少の主な理由でございますが、所有者が耕作あるいは適正な管理を開始したということですか、農業委員会の仲介により担い手の農業者に売却したというようなことが挙げられます。なお、調査の対象となる農地なのですが、過去1年以上作物が植えられていないですとか、あるいは耕起などの適正な管理が行われていない農地を調査しております。既に木が生い茂っていたり、あとは容易に農地に復元できないような農地については除かれております。

次に、耕作放棄の原因でございますが、平成19年度の16.3ヘクタールの所有者は11名いらっしゃいまして、そのうちの内訳なのですが、農業者以外の方が保有している農地、5名ございました。あと、死亡されている方が3名。あとは、高齢による不耕作というのが2名ございます。あとは、耕作条件不利地といいますか、全く耕作に適していないという農地を所有している方が1名ということで、農地の賃貸料を理由としているというものは、ちょっと見当たらなかったということでございます。なお、これらの方々には、農業委員会より農地の有効利用と適正管理をお願いする文書を出しております。今後の耕作放棄地の動向ですが、農業従事者の高齢化ということで、農地の処分を希望する農業者が増加傾向にあるということは、今年度既に農地のあっせん件数が昨年の2倍を超えておりまして、間違いないというふうに考えておりますが、現在まで農地の処分のあっせんというのはほぼ成立しておりまして、成立していない案件も賃貸により耕作されているということでございますので、これら処分を希望する農地が耕作放棄地にならないように、農地の利用調整機能の充実を図りまして、農地の担い手への利用集積を図ってまいりたいと存じております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 次、菜種補助金ですが、3件まとめて質問いたしたいと思います。まず、平成20年収穫分で終わる国の補助制度に対する国への働きかけの状況と継続の見込みについて。また、2点目、継続されなければ市の顔を失うことになってしまいますが、その場合の経済的損失、まちづくりへの影響について伺います。3点目は、来年8月の播種時期に300ヘクタール近い面積で継続させるために何が必要か、決意も含め市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 ご案内のように、菜種の交付金はことし作付をして来年収穫をする、それまでは交付金は入るわけでありまして。来年作付をする、その部分で再来年収穫をする。その交付金が今のところ不透明というよりは極めて厳しい状況であります。それは、ずっと菜種対策ということで、一時期大豆と菜種とあわせた対策も行われていて、それ以降高品質菜種ということで菜種単独の対策

事業が行われたわけでありますけれども、その結果、滝川は取り組んで成功をおさめて、全国の名だたる産地になったというのは交付金対策のおかげでありますけれども、しかしこのときの3年間で高品位菜種の産地を確立して自立してくださいということが限定での対策事業なわけです。しかし、この3年の対策事業が終わろうとしている中であって、ここまできたものを本当に交付金ゼロでなくしてしまっているのですかと、新たな対策をお願いしますということをお願いをしているわけでありますけれども、これは今後とも特農協会含めて農林水産省にしっかりと要望していきたいというふうに思いますが、同時に自立の目標というものも視野に入れていかなければ入り口段階でめになるという危機感も持っているところでもあります。そういう危機感も持ちながら、農業者、農協と連携しながら、特農協会とも連携しながら、新たな交付金の対策事業の要望に努めてまいりたいというふうに思います。

半分近くが交付金なわけです。だから、交付金がなくなれば成り立たないのです。だから、そういう意味で危機感というふうに申し上げているわけでありますが、片一方ではことしなんかはオーストラリアで大変な干ばつになった。干ばつになったら菜種が入ってこない。したがって、菜種産地の菜種の評価が高くなるということでもありますけれども、こういうことでなくて何とか安定的にやれる方法がないかということで、国にも訴えていきたいというふうに思います。なくなったら、結構影響大きいです。所得そのものも影響はありますけれども、菜の花まつりだとか菜の花写真展の関係でありますとか、これからどんどん進んでいく、特にヨーロッパでどんどん進んでいる環境対策のためのバイオディーゼル燃料であるとか、こういう面ではまちづくりに多大な多様なよい影響を与えるというふうに思っておりますから、こういう面での影響がなくなるようなことを考えなくてはいけないというふうに思います。ことし播種をして来年生産できる作付面積は、230ヘクタール程度であります。何とか日本一の菜種産地ということを持続していける、そういう環境をどうしたらいいのかということだけを単に交付金ありきということだけではない方法を考えていく必要があるというふうに思います。特に畑作を中心とする地域については、小麦であるとか大豆であるとか、そういうものとの輪作体系に位置づけされているわけです。ですから、菜種だけでの問題でもないということを認識しながら積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長 清水議員。

◎5、商業振興

1、スーパージョイの動向と地元スーパーを守る施策の進捗状況について

○清水議員 次、商業振興ですけれども、スーパージョイの動向と地元スーパーを守る施策の進捗状況ということで、まず1月に賃貸契約が切れるということで、ジョイについて今いろんな情報が飛んでいると。こういう中で、9月議会ではジョイを守るためにいろんな施策を共産党として提案をしておりますが、その後こういった施策はどのようになっているのか。また、地元スーパーという点で、カウボーイが月末閉店と衝撃が走りました。1月以降、あの地域は一体どうなるのかと、団地も控えております。市としての対策等について伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご質問のジョイの関係でございますけれども、確かに1月に土地、建物の賃貸契約が解除される、撤退するとかという情報は聞いております。ジョイの副社長さんのほうに確認をいたしました。栄町店、西町店、朝日町店については、営業を継続するということを先月末に確認しております。アクロスプラザにマックスバリュが移転して1カ月経過した時点で、ジョイの副社長さんから影響について聞き取りをいたしました。その結果、栄町、朝日町店については余り影響を受けていないと、しかしながら西町店については若干売り上げが落ちたということで聞いております。今ジョイのほうといろいろ協議検討している中身でございますけれども、ジョイが実際に今もやっているサービスについてなかなか周知されていないというのが現状でございます。そこで、例えば配達の無料サービス、これは65歳以上のお客様ですとか妊婦の方、それから障害者手帳をお持ちの方とか、こういったもののPR。それから、毎月10日には冷凍食品50パーセントオフですとか、あと日にちを決めてディスカウントサービス等もやっております。こういったものを扇町ですとか西町あるいは滝の川の地区のほうにぜひお知らせをしたいということで、どういう方法をとるかについては今、町内会長さんですとかそういう方をお願いをするのか、個別にいくのか、これについてまたジョイのほうと話し合いますけれども、そういうようなPR関係も行政も一緒になって進めてまいりたいというふうに思っております。また、新しい取り組みとして、タクシー会社による買い物代行サービス、これらについても検討していきたいと、前向きな姿勢でございますので、これらについては調整の協力をしていきたいということを考えております。何よりも、ジョイについては周辺の市民の方々が買い物をする、なくなったら困るということではなくて、なくならないためにジョイを利用していただきたいというふうに考えております。それから、いろいろ金融機関のほうとも情報交換しながら、滝の川店の閉店後についても後継店舗の当てを探したり、多方面の情報を集めておりますので、そういうような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 カウボーイなくなった後、滝の川地域はローソンしかなくなるのです。1月以降の買い物、全くお年寄りについては展望がなくなるというふうに思うのですが、市として何か施策を考えていないのでしょうか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 カウボーイの閉店の関係については、ジョイさんのほうとはまだ調整というか、販路の拡大ですとか地域へのサービスの拡大、これについてはまだ調整しておりませんけれども、カウボーイのパートさんですとかそういった者への説明会ですとか、そういったものはハローワークのほうと今調整をして、来月早々離職者に対しての説明会等についても実施する予定でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 あの地域からスーパーが一軒もなくなるのです。世帯数でいったら何ぼあるかわかりません、2,000か3,000かわかりませんが、どこに買い物に行くのでしょうか、たくさんのお年寄り。それについての施策を何も考えていないということですか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 後継店舗については、先ほど申し上げたようにいろいろ情報を集めております。ジョイさんのほうと、地域をカバーするような形のものが打てないかということについても早急に調整をしたいというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 市が商売をやって悪いという法律はないと思うので、臨時店舗も含めて、最低でも地域住民の食料品の確保はやっていただきたいと。

◎6、国保・保健行政

1、就学前医療費無料を課税世帯まで広げる検討を

2、医療制度改革による国保行政への影響について

次に、国保行政ですが、就学前医療費助成の対象人数と独自予算額は幾らでしょうか。また、無料を課税世帯まで広げる場合、必要な金額の見込み。また、札幌に続き函館市も検討している報道もされています。市での就学前医療費無料化枠の拡大実施についての考え方について伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまのご質問の1点目ですが、現在の就学前医療費助成の対象人数、独自予算額ということでございますが、対象人数は全体では、これは平成19年の11月末ということで2,013人でございますが、内訳としましては3歳未満が887人、3歳以上の非課税世帯、これが93人、課税世帯が1,033人という内訳になってございます。また、仮に初診時負担を課税世帯まで広げた場合、どれだけの必要な見込み金額かということでございますが、これについて試算をいたしましたところ……その前に市の就学前医療費の独自負担額というのですか、持ち出し単費、これについては3,531万8,000円、これ平成19年度予算ベースです。先ほどのもし無料化枠を初診時一部負担を拡大した場合にどうなるか、市の持ち出しとしましては、これは平成18年の実績で申し上げますが、大体推計した数字でございます。約1,050万円ぐらいかなということで推計してございます。これにつきましては、現行の北海道の基準よりも拡大、今の北海道の基準ではこうなっていないので、拡大されれば補助対象外ということになると思います。

それと、最後の北海道医療給付の無料化枠、道の給付事業でなくて拡大する考え方はないのかということでございますが、北海道の医療給付事業に沿って滝川市は今現在やっております。市独自の制度拡大ということは今はちょっと考えてございませぬが、道のほうの給付内容、こういうものの見直しとか改善されれば、それについてはまた検討してまいりたいなど、そんなふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 国、道、それぞれ制度改革をしているという中で、その水準でいかれるということが確認できましたので、次に移ります。

後期高齢者が抜けた場合の国保がどうなるのか。まず、前期高齢者、後期高齢者、その他に分け

て、滞納世帯数と率について伺います。また、収支見込み及び最高限度額や税率などはこれ以上上げるべきではないというふうに思いますが、考え方を伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目の平成18年度の滞納世帯ということで数字を申し上げますけれども、まず後期高齢者となるであろう世帯、これは一応平成20年の4月1日を想定して数字を出しているのですが、これについての滞納と置きかえますと42世帯ほど、それから前期高齢者ということで65歳から74歳までということで、これも世帯主の世帯です、国保でございますので、100世帯。それから、64歳以下ということで、世帯主の世帯が786世帯ということで、合計で928世帯というふうに数字を押さえてございます。ちなみに、収納率なのですが、これは平成18年の決算に基づきますけれども、75歳以上の世帯が後期高齢者に抜けていきます。ここについては、収納率は99.28パーセント、それから前期高齢者の部分については98.73パーセント、その他64歳以下の世帯としましては87.55パーセント。合計で全体で94.57パーセントとなっております。

それから、後半の国保収支の関係のご質問だと受けとめておりますけれども、これについては今回医療制度改革ということで大幅な制度改正がございまして、変動要素がかなり多いというふうに判断しております。収支の予測を時期的には急いで固めていかなければならないという時期に来てございますけれども、いずれにしても現行の医療分が今度医療分と後期高齢者支援分に分けられると、これに伴いまして税率の改定はやっぱりどうしても必要かなと考えてございます。また、介護分につきましては、平成18年度の決算ベースで1,700万円ほどの収支不足となっております。このことも考え合わせて、引き上げが必要ではないかというふうに考えてございます。健全な収支、国保の会計を維持していくために、実態を踏まえて税率改定を行う必要があるというふうに考えてございまして、この辺についてもできるだけ早い時期にまた議会にもお示しできるように今鋭意検討を重ねているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 仮にもこれは税金なのです、国保税は。3月の予算つくるまでにあと1カ月半しかないではないですか。これどうやって議会や市民の理解を得ようというのか、全く理解できませんが、その考え方について伺います。市民の理解を得られる期間があるのかないのか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 当然市民の理解を得るために必要な時間、期間というのはなくてはなりません。そういう中で、今月中に予算の編成に向けてある程度の数字を固めてまいりたいと、1月、来月には国保の運営協議会も開いていきたい。また、並行して議会の皆様にも説明してまいりたい。あわせて、後期高齢者医療制度と国保の改定につきましても住民説明会等を並行して進めていきたい。そして、3月の議会に関連する条例改正を提案してまいりたいと、そんなふうに考えています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 国保の税率改定をしている期間は全くないと、やるのならタッグ計画の中にのせてや

るべきだということを指摘をして、次に移ります。

◎ 7、市長公宅

1、市長公宅の売却を

市長公宅については、前定例会でも取り上げております。その後、札幌市も廃止、売却を決めております。介護タクシー問題も発生し、今こそ決断のときと考えますが、市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 生活保護費詐欺事件に絡めて議論する問題ではないというふうに思います。公宅の必要性というのは、これまでもご答弁を申し上げてきたとおりであります。しかし、私になってから、収支が償わないような状況ではだめだということで、家賃も値上げをいたしました。管理経費も削減をいたしました。しかし、だんだん修繕もやらなくてはいけませんから、こういうランニングコスト、それからメンテナンスコスト含めて、赤字にならないということをやっていくのが必要だというふうに思いますし、その設置目的は従来どおり変わるものではないというふうに思っております。有効利用が必要であると。札幌に聞いてみました。札幌は、公宅と公館とあるのです。公宅はどうかというのは、まだ決定していないようであります。公館は来年の3月で、古くなったし、昭和37年建設だそうでありますから、閉館をするということであります。したがって、滝川市の市長公宅と一律に論ずることはできないかなというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 これについては、事業仕分けからも除かれる、そして市民会議にもどうも報告されていないようだ。タッグ計画の見直しには最低のせていただきたい、これを求めて、次に移ります。

◎ 8、スポーツ、健康増進

1、パークゴルフについて

まず、市内のパークゴルフ場について、1、年間5回以上はプレーするという市民はどれぐらい。また、それぞれのゴルフ場の実際の利用人数について伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 市内のパークゴルフ場の利用実態ですが、市内に西公園、空知川の河川敷、ふれ愛の里パークゴルフ、それから新町の身障者ふれあい公園にあります。それから、丸加高原、それから江部乙のパークゴルフ場という6コース、全117ホールのうち19年度の利用者数が約8万人という数字を把握しております。これ以外にも東小学校、それから江部乙小学校にもそれぞれ18ホールございますが、こちらのほうは数のカウントはできておりません。したがって、かなりの数の方が利用されているのだなというふうには思いますが、5回以上の利用者が何人いるかという部分についての数字は、把握はしておりません。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私も選挙のときに、たくさんの人々にパークゴルフ場の整備を要望されました。また、

健康都市宣言の看板倒れにならないように、これだけ健康に貢献をしているパークゴルフ場、芝が整備されたコースが滝川にないのは残念だと、わざわざ有料の他市町村まで車で行くのはもったいない。滝川でも芝の管理されたコースをつくってほしい。パークゴルフ協会には１００万円、これはよく調べたら５４万円でした。補助や指定管理などでは限界があります。これまで市は幕別町などの例を出されていますが、まず現状の市の費用と人材支援の総計について、また医療を減らす施策として利用人数、費用対効果からもパークゴルフの価値は高いのではないかと。また、以上から芝管理の抜本的改善に予算増への基本的な考え方を伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 現在社会教育で管理をしておりますパークゴルフ場は、西公園と、それから空知川の河川敷の２カ所でございます。指定管理者、滝川市体育協会への費用等は、平成１９年度、パークゴルフ協会への委託も含めまして約１００万円ということになっております。先ほどのパークゴルフ協会に５４万円、それから仮設トイレの設置に１２万円、草刈り等の管理費に３０万円という内訳になっております。医療費の観点等も含めて考えますと、パークゴルフやウォーキング等の各スポーツを日常的に継続するということについては、非常に効果があるものだというふうに考えてございます。先ほどの答弁で申し上げましたとおり、６カ所１１７ホールというかなりの数のパークゴルフ場が市内にございます。そういう意味では、ある意味１００万円の予算で１１７ホールが市民の方々のお力添えをいただきながら維持できているということについては、非常に素晴らしいことだなというふうに思っております。また、専用のパークゴルフ場あるいは民間の芝が整備されたパークゴルフ場ということのご質問でございますけれども、当然そういう管理上ということになると一定の負担金をいただくということが多いということになっているかと思えます。健康増進という意味では、多くの方が参加をしていただける場所があるということから、あえて逆に申しますとそういう方がプレーできなくなる可能性もあるのかなというふうに思ったりもしておりますので、行政としては現在、現状どおりの管理の中でパークゴルフ場について進めていきたいというふうに考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 １年間に４０回として２，０００人、こんな高いものについて１００万円というのは、余りにも予算づけ少ないのです。パーク協会では、振興公社の活用について一度市長とお話をしたと、しかし市長はコース整備代などにお金がかかる、近隣市町村の整備されたパークゴルフ場で楽しんでほしいと、このように言われて、パーク協会の幹部は本当にかっかりしたと、もうこれ以上あの市長とは話したくないと言ったそうです。パーク協会とこういう問題で折衝を再開するお考えについて伺います。

○議 長 経済部長。

○経済部長 平成１５年にその話がございました。パークゴルフ協会の会長さんですとか西町のほうのグループの方が来られて、それで翌年、平成１６年にいろいろ協議した経過がございます。まず、振興公社としては、ツツジコースを整備した関係の経費が１億８，０００万円、これが土地という性質から非償却資産として財産として残っているわけでございます。そんなことから、石建の

ほうでは無償では貸せませんというような制約もございました。いろいろパークゴルフ協会の会長さんですとか役員の方と協議をいたしました。使用料として、仮に貸すとしたら月額で1万6,000円を負担していただけないかということを振興公社の立場でお話をしました。この1万6,000円というのは、通常草刈り経費がピンの抜き差しですとかティーグラウンドの設置ですとか、そういったもので余分に時間がかかるというようなことから、その分について週4時間分の人件費というような換算の中でお願いをしました。ツツジコースのスタートハウスもぜひ使ってくださいということで提供も申し出た経過がございます。その後パークゴルフ協会の内部でいろいろ検討して、月額の使用料について理解が得られないということ、それからトイレですとか券売機についても公社なり市なりで設置してというような要望がどんどん、どんどん膨らんできて、話がつかなかったというような経過がございます。

（「交渉再開の考え方について」と言う声あり）

○経済部長 交渉については、パークゴルフ協会は当面西公園に力を入れていきたいというようなお話です。その後、平成16年以降そういったようなお話は全く来ておりませんので、またこのような使用料の問題ですとかそういったもので歩み寄れるような状態であれば、コースの一部、ツツジコースについてはジュニア向けで使っておりますので、コースの部分使用については協議は可能だというふうに考えております。

○議長 市長。

○市長 議会でご質問いただいたことは、正しい情報を伝えないと、それが真実になるというふうに思いますから、あえて補足をいたします。

ぐずぐずするのは嫌ですから、直ちに協議を始めました。あそこは、市から振興公社に貸しているわけです。したがって、振興公社は、ゴルフ場として使うか使わないかは別にして、定期的に草刈って維持管理しなくてはいけないのです。たしか今も200万円ぐらいかけているというふうに思います。これは、振興公社の責任でもって200万円は定期的に草刈りますと。ただ、パークゴルフ場になったらいろんな施設ができるわけですから、草刈りにも手間がかかります。それが一月1万6,000円の管理費用ということになるわけです。ぜひとも月1万6,000円の管理費用を皆さん方で持っていただきたいというお願いをしたというのが1つです。それから、もう一つは、いろんな施設整備要望もあったようであります。いろんな要望があったと、例えば便所の話とか、ちょっと走ればあそこにあるわけでありますから、例えば自動カートを置いておきますから、それでできないでしょうかとか、いろいろお願いをした経緯はあるわけであります。ただ、一番大変な課題というのは何だったかなと想定しますに、コースを市が造成して提供するというものではありませんと、ぜひ皆さん方でコース整備をしてください。しかも、土盛りとかやってしまうと、あの当時はゴルフ場は丘陵堤によって結構大きくひっかかるのではないかとということを想定しておりましたから、場合によっては今休止しているところのゴルフコースも使わなくては18ホールのコースができないのではないかとという危険性もあったために、大きくいじくってもらって原状復帰していただかなくてはならないことがあるので、できるだけ投資経費かけないで皆さん方でコース整備をしていただきたいというお願いを申し上げたところであります。

そういう経緯の中で結果としては、私のほうに交渉結果として聞こえてきているのは、最近のパークゴルフは技術も高まってきたし、あの平らなところでは魅力がなくなっているということから、今取り組む考え方はないというふうに聞かされております。しかし、今のところ、丘陵堤整備によって今休止しているところを使うという必要性はどうやらないようであります。そういう意味では、パークゴルフ協会の皆さん方が今申し上げたような条件であそこに取り組むということであれば、その土俵は再開したいというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 河川敷コースのトイレの改善及び施設整備にこれまでかけた金額、時期、そして河川事務所と協議して公衆トイレの設置を検討すること、また水を引くこと等についてのお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 空知川の河川敷パークゴルフ場にかかりました費用、造成につきましては約5,000万円ということになります。これは、平成8年の造成で平成8年11月15日に完成をしております。実際に使い始めは平成9年からということで、この11年間のランニングに係る費用につきましては563万5,000円となっております。また、ご要望がございました河川敷のトイレの関係なのですが、河川法の関係で公衆トイレ及び水道設備の設置はできないと、また河川敷地外から水を引くということになりますと、土木課の概算では約7,000万円から1億円が必要だということでお聞きをしておりますので、現状はこれまでどおりの管理にしたいというふうに思っております。ただ、仮設トイレにつきましては、手洗い用の設備がないということでしたが、手洗い用のタンクがついた仮設トイレもあるやに聞いておりますので、検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 パークゴルフについては、やはり利用人数に比して予算100万円というのは余りにも安過ぎる。せめて四、五百万円つければ、振興公社も利用できる。結局そこをパーク協会の方々は言いたいのです。そういうことでの検討を求めまして、一般質問を終わります。

○議 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

ここで若干休憩をいたします。再開は4時50分です。

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時51分

○議 長 会議を再開いたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井隆裕でございます。既に4名の議員の皆さんが詳細な一般質問を行っていますので、私からはあっさりと、かつ内容のある内容で行いたいと思いますので、ぜひ真摯

なご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。私からは、2件お伺ひいたします。

◎ 1、市民生活

1、ごみ問題について

1件目は、市民生活についてであります。まず、ごみ問題についてでございます。議員の皆さん、また職員の皆さんは十分ご承知のことだというふうに思っておりますが、滝川市の燃やせるごみについては、滝川市の委託業者がごみをごみ袋から搬入した後に、中空知にありますリサイクルクリーンまで送られます。その後、歌志内にありますエコバレー歌志内に運ばれ、そこで焼却処分とされる、こういった流れになっております。こうした流れで、株式会社エコバレー歌志内から3衛生施設組合、ここには滝川市が所属しています中空知衛生施設組合も含まれますし、また深川市を中心といたしました北空知衛生施設組合、砂川市を中心としました砂川地区保健衛生組合、こうしたところに対してごみの受け入れ料金の値上げを要請したわけでございます。金額として、現在トン当たり1万5,960円であったものをトン当たり2万5,200円にしたいとするものでございます。この契約更新については、来年であります。これについて、滝川市の影響額は幾らになるのか試算しているのか、お伺ひ申し上げたいというふうに思っております。この金額でございますけれども、私中空知衛生施設組合議員でもございますから、衛生施設組合に対する影響額はどのようになっているのかということをご組合の中でお伺ひいたしました。そこでは、当組合でそのまま受け入れるとすれば1億1,500万円程度の増額になると、このように示されました。金額の内訳といたしまして、滝川市では約8,100万円、赤平市では2,100万円、新十津川町では800万円、雨竜町では300万円、こうした金額になるということでございます。こうした影響額について滝川市ではどのように考えているのか、これについてまずお伺ひいたします。

○議長 酒井議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 酒井議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど酒井議員のほうから、影響額としまして各構成市町の金額も組合議会での答弁の数字を出されましたので、重複は避けたいと思います。滝川市としては、影響額は8,100万円ほどという数字になります。こんな中で、現在先ほどお話のありました北空知の衛生センター組合、それから中空知の衛生施設組合、砂川地区の保健衛生組合、この3組合で慎重にただいまエコバレー歌志内と協議、交渉しております。その中で、適正な価格を見出し、そして20年度からまた5年スパンの契約をしてまいりたいなと思っておりますが、今現在は12月4日までの間で2回目の事務局長交渉、3組合の事務局長交渉をやっております。その後、また12月の中でエコバレー歌志内のほうから、我々としてはエコバレー歌志内からの申し出の金額、いわゆる値上げ幅が58パーセントほどアップになりますので、これについては受け入れられないと、構成市町もそれなりに努力をする中で、住民の負担ですとか、また議会に対する説明責任と、そういうことも含めると、今のエコバレー歌志内からの一方的な要求額については認められないということで、交渉を重ねている最中であります。これについても、20年度からの予算ということになりますので、来年の1月にはエコバレー歌志内と最終的な決着を見なければならないと、そんなふうに考えてございます。

そうしないと構成市町がそれぞれ20年度予算編成を組むときに支障も出てまいりますので、その辺も含めて鋭意エコバレー歌志内と交渉してございますが、何せエコバレー歌志内のほうは親会社のほうが日立製作所と日立金属というところがございまして、そこエコバレーとの調整もございますので、そういうことで若干時間が経過しておりますけれども、来年の1月中には、繰り返しますけれども、一定の交渉決着を見たいなと、そんなふうに考えてございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、2要旨目と同時にお伺いしたいと思うのですが、このまま組合が値上げを受け入れるということになれば、先ほどそのまま受け入れた金額が8,100万円の影響額というふうにもご答弁をされました。そのままなれば、滝川市のごみ袋も値上げせざるを得ないのではないかというふうに思いますが、これについてお伺い申し上げます。

○議長 長 市長。

○市長 組合が値上げをすると決定をする背景には、組合を構成する市町がどういうふうに合意を得られるのかということがあるというふうに思います。そういう意味では、スケジュール的にも極めて厳しくなっている。したがって、今ぎりぎりの交渉を行っているところであります。最悪を避けなければならないというふうに思います。民間の株式会社エコバレーというところに処理を委託するという仕組みをつくり上げたわけでありまして、我々として約束違反があるわけでも何でもないわけでありまして。ごみのカロリーも所定のカロリー以内でありますし、あるいはごみの処理量も覚書の中身から変化しているわけではないわけでありまして。そういう中で値上げするというのは、エコバレーの経営上の問題であります。したがって、そのことを申し上げて、値上げは理解できないと、覚書のどこにもそういうことを書いていないではないかということを申し上げてきたわけでありまして、しかし経営的には数十億円の負債を持って、親会社の支援をいただく中でも極めて厳しくなっているというのも実態であります。もしここが倒産されると、ごみ処理をどうしたらいいのかと、可燃ごみの処理をどうしたらいいのかと。埋め立て処理といっても、滝川市の場合はこれは極めて難しいです、最終処分場の残りの問題も含めて。そういう状況にあるわけでありまして、それではすぐ建てられるかという、最低限7年ぐらいはかかるということになってくるわけでありまして。したがって、今ぎりぎりの交渉を進めているところでありますが、スタート台は、もし当時建てるとしたら処理コストが1万9,000円ぐらいになるであろうと、そういう試算も当時なされていたわけでありまして、そういうところを出発点にして、段階的な値上げということも考えられるのではないかと。1万9,000円というのは、もし我々が建てた場合の当時の処理単価でありますけれども、それが1つは出発点としての重要な価格交渉のポイントであるというふうに思って、ぎりぎりの折衝をしているところであります。しかし、最悪は避けなければならないという状況であります。

それがどういうふうになってくるのかということと、滝川市はごみ処理手数料の値上げが必要であるかどうかということについては、関連してまいります。したがって、今明確にお答えすることはできません。しかし、ごみ有料化で新しいシステムになったときに、おおむね3倍のご協力をいただいたわけでありまして、そのときの考え方として25パーセント程度は市民の皆さん方

のご負担をいただき、75パーセントは税で措置をしていこうという方針、この方針はやはり維持しなくてはいけないというふうに思っておりますが、それはどういうことで価格折衝が進んでいくのか、そしていつの時期にそういう判断をするのかというのはこれからの課題として、まずは価格折衝に全力を挙げたいというふうに思っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 今の話を伺いますと、市民の中ではこのままでは滝川市のごみ袋値上げやむなしと見る方も多くいらっしゃるというふうに思っております。先ほどのご答弁の中では、新規に建てるのであれば1万9,000円程度かかるというのがかつて新規に建てる場合としての仮定の金額であったと、それがスタートラインとなると言っておられました。現在の金額としては1万5,960円でありますから、これが1万9,000円程度にまで上がることも想定しなければならないのかな、段階的に上がることも想定しなければならないのかなというふうに思っておりますけれども、どの程度であれば滝川市のごみ袋を上げなくて済むのか、そうしたことを考えられているのかどうか、これについて再度お伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 エコバレーは、2万5,200円、これを来年度から受け入れてくれれば再値上げはしないということなのであります。しかし、私どもとして契約違反をしているわけでも何でもありません。一方的に責任はエコバレーにあるわけでありまして、しかし、エコバレーは、そのことを認めているのです。認めているのですが、これ以上赤字を出すことはできないということが背景にあって、2万5,200円を何とかお願いをしたいということなのです。したがって、交渉事項でありますから、交渉してまいりますけれども、妥結をした、容認せざるを得ないというふうには私どもの組合が認めざるを得ない、それから滝川だけではありませんから、深川地区、砂川地区あるわけでありまして、この3地区において構成市町含めて容認せざるを得ないというふうになったときの金額によるというふうに思っております。それが値上げをしなくてはならないと、お願いしなくてはならないという金額になるのか、何とか合理化の中で吸収し得るものなのか、そういうことを判断しなくてはならないのが次のステップの段階だというふうに思っております。値上げをすることが目的でも何でもありません。そういう判断の時期が来るというふうに思っておりますし、そのために鋭意折衝を続けていきたいというふうに思います。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 市民としてこの問題で一番聞きたいことというのは、来年度から滝川市のごみ袋が値上げされるのかされないのかという問題であります。そうした中で、滝川市としては、中空知衛生施設組合としても全く違反はしていないと、それは当然のことだというふうに思っております。しかしながら、一番重要な点というのは、値上げされるのかされないのか、それに向けてどのような努力をされているのかという点でございます。滝川市として、滝川市のごみ袋を値上げさせないためにどういった努力をされているのかお伺い申し上げたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 組合の中で、これはこれまでも進めてきたことでありますけれども、組合全体として

合理化努力を引き続きできないのかというのは、やっぱり検討事項の1つだというふうに思います。それは、しっかりやっていかなくてはいけない。それと、もう一つは、ごみ処理手数料を値上げするということになる、やっぱり一定の時間が必要なのではないのでしょうか。市民理解をいただく一定の時間というのは求められていくと、そしてその中における議会に提案をしていく背景としての市民理解というものをもって提案していかなくてはいけない。その一定の時間は、必要だというふうに思っております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 ごみ処理手数料を上げるとなれば一定の期間必要だということでありまして、これをそのまま受け入れれば、来年度のごみ処理手数料を上げるということは恐らくないだろうと。しかしながら、今の交渉の結果次第では再来年度以降上がることも当然考えられるわけでありまして。今交渉の中で、ごみ処理手数料が、滝川市のごみ袋が結果として値上げされないように最大限努力されているというふうに思いますが、今滝川市の市民生活の上でもごみ処理手数料が値上げされるということになれば、本当に市民生活に大変な影響を与えることは間違いないわけでありまして。市として全く問題がないけれども、エコバレーの経営状況が悪いから上げざるを得ないといった説明では、市民の皆さんは恐らく納得されないというふうに思っております。ですから、やはり市長としても衛生施設組合や、また機会がありましたらエコバレー歌志内に対してもこうしたことに対してぜひ最善の対策をするようお願いしたいと思っております。

次の要旨に移りたいというふうに思います。現在リサイクルごみとして、滝川市ではペットボトルや瓶や缶が対象になっておりますが、新聞紙や段ボールなど紙類、白色トレイ、繊維類などはリサイクルごみとしての対象品にはなっておりません。そのため、集団資源回収に参加できない市民は、車を持っておられる方は車をもってそうした回収を行うところに持ち寄ることができますが、そうでない方はバスなどを用いて行かざるを得ないというような状況にもなっております。もしくは、それを燃えるごみとして処分せざるを得ない状況になっております。こうしたことというのは、今のリサイクル社会として非常にもったいないことではないかなというふうにも考えております。もちろん集団資源回収に持ち寄るとというのが最善の方策であると思っております。ですからこそ、新聞紙や段ボール類などは集団資源回収に出すというのが一番でございますけれども、残念ながら集団資源回収をやられていない地域というのもありますし、地域的に集団資源回収がなかなか進まない地域もあります。こうした点も踏まえまして、市長としてこうしたリサイクル品を拡大するという考えについてどのようにお考えなのか、お伺い申し上げます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまのご質問についてご答弁申し上げますが、リサイクルにつきましてはいずれにしても市民の皆さんの協力が必要でございます。その上で、酒井議員さんからもお話ありました奨励金制度というものを設けて、向上を図っております。また、個人の持ち込みについては、リサイクリンや粗大ごみ処理センター等でも受け入れてございます。また、市役所におきましても、紙パック、それから古着、廃食油も回収を今してございます。また、最近では事業者による自主回収も進んでございまして、スーパーでは白色トレイですとかペットボトル、瓶、缶の回収箱

を設置しておりますし、新聞紙は一部販売店が回収、また段ボールは宅配業者も回収しているといういろいろな取り組みがなされております。収集品目につきましては、こういういろんな市民の協力のもとで今進めてございまして、収集品目の拡大がひいては業務費用の増加にもつながる、市民負担の増にもなります。そういう面で、事業者の自主回収ですとか市民による持ち込み、この辺をPRをさらにいたしながら、リサイクルの向上に努めてまいりたいと、集団資源回収もあわせて推進しまして、利便性を高めるために回収場所の確保などにもまた努めてまいりたいと、そんなふうにご考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 ここでリサイクル品目を拡大すると言った趣旨は、滝川市のリサイクル率、先日滝川市の環境報告でしょうか、レポートでしょうか、出されましたけれども、残念ながら初年度としてはリサイクル率というのはそれほど大きなパーセンテージではありません。こうした中で、燃やさなくてもいいものを燃やしているということで、出されているというのはやはり非常にもったいないことでもあります。先ほど市役所等でも回収などを行っているというふうな形でPRなども行っていくと言いましたけれども、実際のところ一番重要なところというのは集団資源回収でありますとか、また個別の持ち込みなどをどのように周知徹底して市民の環境意識を高めていくかということにあると思うのです。それが一番重要なことだというふうに思っております。その上で、こうした新聞紙ですとか、また段ボール、繊維類ですとかも何らかの形で含めることはできないのかと、そういったPR方法などの周知方法をどのように行っていくのか、またさらに拡大するということは金銭的に不可能なのかどうか、あわせてお伺い申し上げます。

○議 長 市長。

○市 長 今ご質問ありましたようなことは、必要だというふうに思います。今の段階で収集品目を拡大しますと、やっぱり業務費用がふえますから、税金も投入しなくてはならぬのと同時に市民負担もふえるわけでありまして。そういう道ではなくて、ご質問のありましたような、あるいは所管部長からお答え申し上げましたように、事業者の自主回収、それから市民の皆さんに持ち込んでいただく、こういうことによって収集のための業務費用は必要なくなるわけでありまして、住民負担もそういう意味ではかからぬわけでありまして、そういうことのPRは一生懸命やりたいというふうに思いますのと、集団資源回収、これも補助金出していますから、こちらのほうで別にお金かかっていくわけですが、このことは一方環境に関する地域活動を進めていくことであったり、その結果町内会の活動経費を生み出していくという効果もあるわけでありまして、集団資源回収も一層働きかけて、その普及をしていくように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 大いにそうした形で進めて、滝川市の環境都市としての役割をぜひ果たしていただきたいというふうに思っております。

◎ 2、保健福祉

1、妊産婦健診助成について

2、福祉灯油支給制度について

3、生活保護行政について

続きまして、第2件目、保健福祉についてでございます。第1点目として、妊産婦健診助成についてでございます。妊産婦健診について厚生労働省の通知では、妊産婦健診のための交付税措置、これについて実際に14回分算入していると、このように言っていると言われております。このため、公費負担についても14回程度行われることが望ましい、また14回導入が困難な場合でも、少なくとも経済的理由から受診をあきらめる者を生じさせないため、5回程度の公費負担を実施すべきとの通知が出されております。このことは、十分ご承知のことだというふうに思っております。滝川市においても、少なくとも5回程度の公費負担健診を実施すべきというふうに考えますが、市長のお考えをお伺い申し上げます。

○議長 市長。

○市長 14回は交付税の中に入っていないのです。14回程度行われることが望ましいということなのです。それで、5回程度の公費負担を実施することが原則ということも同時に言われています。こういうことは、厚生労働省だけでなくいろんな省庁が地方交付税に入っていますと、そして入っていますから予算獲得してくださいということで北海道を通じて来るわけです。点検してみると、各省庁の言っていることと実際来ている交付税の中身というのは、どうもわからないのです。それで、今回の妊産婦健診も、厚生労働省は5回分入っていますという情報が僕らのほうに流れてきている。だけれども、5回分入っているかどうかは、中身を点検してもわからないのです。ごそっと入っている。これだけでない、検診たくさんの中に入っているわけです。今6,880円で2回分算定していますけれども、6,880円2回分掛けてみると、5回分来ているような数字では全然ないのです、ほかのほうの検診の交付税の中身を見ると。こういうふうに、各省庁の言っているのと交付税に入ってくるのと違うのです。したがって、2回分は今年度から実施しております。これを公費負担で5回程度実施するのが原則というのを目標値にして、いつの段階でそういうふうに上げていくのかということが課題だというふうに思います。それでは、5回やったときに6,880円掛ける5回になるのか、もっと単価が安くなっていくのか、そういうことも滝川の医師会との折衝も必要でありますし、全道の状況ということも勘案しながら考えていきたいというふうに思っております。20年度は、そういうことを点検する時期にしたいというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 妊産婦健診でありますけれども、20年度は点検する時期だというふうに市長は述べられました。しかしながら、従来ならば5回程度を目標値にしてということも同時に述べられました。できればこうした妊産婦健診について、マスコミなどでも報じられていますとおり、一度も受診されないまま病院にかかられるという方が1割程度いらっしゃる、こうした報道もあります。滝川市では2回行うということが今年度から実施されたわけでございますけれども、2回となれば、妊娠初期に1回受けて、妊娠後期に1回受けて、その後ということになってしまいます。これでは、生活的に困窮されている方はなかなか大変ではないかなと。そういった意味から、厚生労働省通知から5回程度の実施が最低限度でも求められると、それを受けて市長も5回程度を目標値にし

たいということでありました。妊婦健康診査についてでありますけれども、全国平均では約2.8回、大体3回程度であります。北海道では、それにも満たない状況であります。しかしながら、これをふやしていくという気持ちを持った自治体というのは、非常に多くあります。日本共産党が調査したものでありますけれども、妊婦健康診査の公費負担状況について8月現在で調査した結果によりますと、道内180市町村中、今年度からふやしたという市町村は11自治体、今年度中にふやす予定というのが17自治体、来年度以降ふやす方向で検討するのが116自治体、未定もしくは予定なしというのが36自治体であります。滝川市として来年度以降ふやす予定で検討しているということによろしいのかどうかお伺い申し上げたいのと、ぜひ来年度、先ほどのようなご答弁の中では点検する時期というふうなお話がございましたけれども、ぜひ来年度、まずは3回実施する、プラス1回実施するということができないものかどうか、そうしたことにすれば予算措置としてどの程度かかるのか、そういうのも含めて検討する余地はないのかどうかお伺い申し上げたいというふうに思っております。

○議長 市長。

○市長 同じ答弁になりますけれども、5回は努力目標として定めたいというふうに思っております。ただ、19年度、2回をスタートしたわけでありまして、先ほども申し上げましたけれども、3回やる場合に6,880円掛ける3ではきつくないのだろうと思うのです。5回やると掛ける5ではないのだろう。ここら辺のことは、全道市長会ともいろいろ、何かの基準がやっぱりなくてはならないのではないかとということで全道市長会の中でも議論しております。しかし、それは滝川市医師会とも協議をしなくてはならぬことでもありますから、そういうことも総合的に考えて、20年度は検討の時期にしたい、それ以降において目標値に達成するような努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 それ以降の時期に目標値を達成するというところでございますけれども、次年度においても、たとえ1回回数ふやすだけでも、市長が思うよりもはるかに市民は妊産婦に対して優しいまちづくりだというふうに理解されるというふうに思っております。全国平均に近づけるという意味でも、1回ふやすということはやはり重要なことだというふうに思っております。5回は努力目標ということでしっかりと示されましたので、これ以上の追求は避けたいというふうに思いますけれども、次年度、さらに次年度以降を待たずに目標値を早期に実現することをお願いいたしまして、次の質問に移りたいというふうに思っております。

次の福祉灯油支給制度についてでございますけれども、この件につきましては補正予算でも提出されましたので、質問自体を割愛させていただきたいと思っております。この件、12月の12日に、日本共産党の滝川市委員会、そして日本共産党の滝川市議団が市長に対しまして福祉灯油の支給制度を緊急に実施するべきという要望を行いました。その結果で、要望については十分理解しているということで、どれくらいの経費がかかるか、また作業の中でどのようになるかということを検討しているということがご答弁されました。その結果を受けて、このように緊急に実施されるということになったことについては、そういうこと自体については評価できるものでございます。中身につ

いては、金額の問題ですとか、また今年度限りといった問題については、あしたの補正予算質疑の中でやることとして、次の最後の質問に移りたいというふうに思います。

最後は、生活保護行政についてであります。生活保護不正受給問題に関して質問いたします。北海道の特別監査を受けた内容についてお伺い申し上げます。さらに、これからの対処について、検証委員会の進行状況などについてお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 11月21日、北海道保健福祉部福祉局福祉援護課の職員2名による特別監査を受けたところでございます。監査につきましては、今回の夫婦に関するケース台帳あるいは18年3月からのレセプト等について、午前10時から午後7時ごろまでにこの監査が行われました。12月11日の厚生常任委員会でご報告をいたしましたが、監査公表が口頭で行われました。内容は、こうした処遇困難ケースへの組織的な対応が不十分ということで、このたびの不正受給の事案の原因をきちっと究明をし、問題点を検証した上で再発防止策をきちっと講じなさいというような内容でございました。後日文書通知が正式にされると聞いておりますが、この改善を要する事項につきましては2カ月以内に是正措置を道に提出することになってございます。改善の内容につきましては、今回の検証委員会の報告を踏まえた内容となるものと考えてございますけれども、私ども福祉事務所としては再発防止の取り組みについて、検証委員会の検証を待たずにやれるところからやっていくというふうに考えているところでございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、お伺い申し上げますけれども、道の口頭報告は中旬に文書で出てくるという話でありましたけれども、中旬、17日になっておりますけれども、まだ出ていないということで確認してよろしいのかなというふうに思っております。そうしたことを踏まえましてお伺いしたいと思うのですけれども、これまで2回の検証委員会が行われたとご答弁していただきましたけれども、内容についてどのようなことが行われたのか、お伺い申し上げます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまの検証委員会の進捗状況ということのご質問でございますが、検証委員会といたしましては事件の経緯、さらに発生原因、また再発防止などが調査内容でございますが、事件の経緯といたしまして事実の確認ですとか、また事象の洗い出しなどを行っております。また、発生原因につきましては、判断や対応が適切であったのかななどを検証しているところでございます。連日連夜休日返上で作業に当たっております。現在までのところといたしましては、事実内容の確認、事実関係の確認というのが中心でございまして、担当者へのヒアリングを重点的に行っております。そうした作業を中心として、現在検証を行っているということでございます。

以上です。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 検証委員会の内容に移る前に、厚生労働省が求める挙証資料、移送費に関する証拠となる資料だというふうに思うのですけれども、その資料が求められていますが、そうした資料というのは具体的にどういったものを求められているのか、お伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 厚生労働省から求められております資料というのは、移送費の支出の内訳、金額的なものも含めて、またそれらの移送が行われたときの経過についても求められております。また、今後の再発防止策についても求められており、今後もさらに資料的なものは私どもふえるというふうに思っております、そういった対応について万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、検証委員会のほうの質問に戻りたいというふうに思うのですが、まずこの検証委員会についての委員長、副市長を委員長といたしまして、委員として会計管理者、総務部長、顧問弁護士、監査委員となっておりますけれども、こうした委員が全員出席してこれまで2回とも委員会が行われたと確認してよろしいのかどうか、お伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 2回とも全員が出席をしております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 検証委員会の中身では、事実確認等を中心として行ったというふうなお答えでございました。こうした事実確認、これまで既に厚生常任委員会などでもかなりの回数行われております。こうした内容を踏まえてだというふうに思うのですが、当然そうした中身も踏まえて検証などを行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 事実確認の関係でございますけれども、もちろん厚生常任委員会の質疑等も踏まえて、そういうことも踏まえながらすべて事実確認も行うということにしております。

以上です。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 こうした委員会の中では、事実を明らかにするために関連した職員などにも聞き取りをすることか必要だというふうに思っておりますけれども、そうした聞き取りというものは行われたのでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 先ほど申し上げたようにヒアリングを中心としてということでございまして、17年当時、さらにまた18年当時と、また現在ということも含めて、それぞれ個別ヒアリング、集団ヒアリングも含めてヒアリングをしております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 具体的にどういった方に聞いたのかということが一番の問題であります。例えば状況といたしまして、委員長となっておりますけれども、副市長自身に対して委員会として聞いたことがあったのかどうか、もしくは会計管理者について当時の状況はどうであったのかヒアリングで聞いたのかどうか、さらに市長に対しても聞いたのかどうか、こうした点が重要であります、こういった方々にはヒアリングはなされたのでしょうか、お伺いいたします。

○議 長 酒井議員、今の質問を聞いておりますと進行状況についてはもう少しまとめて質問ができると思いますので、その辺留意していただきたいと思います。よろしいですか。

○酒井議員 はい。

○議 長 副市長。

○副 市 長 今酒井議員あったように、私どもも含めて互いの検証しようというルールのもとでやっております、今総務部長がお話した時系列の事象の洗い出し、それからヒアリング等を含めての事実確認、それから判断の構成要件、それから制度の運用上の解釈、運用面でどうだったのか、それから事務処理の瑕疵、それから当然私どもとしての指揮監督権、それから人事権、それから予算編成権などなど、検証の対象となっております。逐次それをやっていく流れの中でもやっていくし、今現状においても確認をしているところであります。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 私が聞きたかったのは、ヒアリングの対象となったのはだれかということであります。先ほどのようなご答弁の中でもありましたけれども、例えば具体的に検証委員会の中で元職員には聞いたのかどうか、さらにこうした委員会の中で委員以外の方からどういったものを求めたのかという、そうした具体的なヒアリングを行ったのかどうか、こうしたことについてお伺いを申し上げます。

○議 長 副市長。

○副 市 長 当然所長以下担当ケースワーカーまで、それから１７年度についてはやめた方もおられますから、やめた方含めて携わった方、それから１８年度については異動した方、今の現状の人たちについてそれぞれヒアリングを行っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 検証委員会の中で、退職された方についてもヒアリングされているということでございますので、この点については逐一厚生常任委員会などに示していただきたいなど、この場でそうした中身の内容について詳しく言及するのは避けますけれども、当然こうしたことというのは市民にとって知らされるべきことだと思いますので、検証委員会の中身については次期委員会の中で示していただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、中身の問題であります。これまでも言っておりますけれども、委員構成であります。外部での検証委員会については、１月の中旬にも設置をしたいというふうなことでご答弁があったというふうに思っておりますけれども、事件の経緯などを行う現在の検証委員会の中では実際の当事者となる方が非常に多く含まれていると、例えば会計管理者についても、その当時果たすべき責任を果たしていなかったという点で私は問題があるというふうに思っております。さらに、副市長にしても、話を聞いてから行動に起こすまで、果たして警察に任せるだけで本当によかったのかどうかという点で疑義が残る点もございます。こうした方々を委員とする、または委員長とすることで本当に検証委員会として事実を明らかにすることができるのかというのは、私自身大きな疑問に思っております。こうした点についてどのようにお考えなのかお伺い申し上げます。

○議 長 市長。

○市長 これは、内部における検証の委員会であります。したがって、内部だけでなく顧問弁護士も入っていただいて、まずは内部におけるチェックをしっかりとやるというふうな方針であります。その後において、外部の第三者委員会に調査結果報告をして、しっかりとした報告書をつくっていただこうと思っていますから、その報告書に基づいて外部機関にチェックをいただき、ご意見をいただくということにしたいと思いますが、そこに内部の者が入る考え方はありません。今これは、検証委員会の中でどういう構成メンバーにしたらいいのかというのは検討していただいていますけれども、私としては弁護士及び生活保護法に詳しい有識者、そして民生児童委員の代表者ほか、市民の代表の皆さん方数名、そういう皆さん方で、外部機関でありますから、内部の人間が入ることなく構成をするのが望ましいというふうに思っておりますが、その事務局役をやるのはやっぱり内部でなくてはならないというふうに思います。そういう考え方で、検証委員会の中で今検討してもらっているところであります。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 これについては、数々皆さんが行っておりますので、詳しい質問は避けられますけれども、いずれにいたしても外部機関による検証機関というのが一番重要でありまして、内部で幾らやっても見つからないというのはこれまでの経過から見ても明らかなわけであります。厚生常任委員会でも、一番最初の常任委員会の中では謝罪すらされませんでした。それが2回目になりまして、起きたこと自体にはおわび申し上げると言って謝罪した。そして、3回目になって、ようやく瑕疵があったと認めて、そうした部分についてはおわびを申し上げるということで謝罪したわけであります。やはり外部の人間がしっかりと検証しなければならない。そうした点で、1月中旬を待たずに、できるだけ早くそうした機関が設置されることを望みまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 長 以上をもちまして酒井議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 市民クラブ、大谷久美子です。大変お疲れと思います。いよいよきょう最後の質問となりました。酒井議員がさらっと、短いのかなと思ったのですが、結構長目になっておりますので、私のほうからは要旨をまとめて項目ごとに質問させていただいたほうが速いかなと思ひまして、そのようにいたします。よろしく願いいたします。昨年のいじめ問題に引き続いて、ことしの移送費の問題、全国的にこの滝川の悪いイメージを発信してしまった。そして、この巨額のお金をだまし取られ、悪の財源になった。市民の怒りは、本当に重く受けとめなければならないと考えております。先ほど来多くの方がこの件について質問しておりますので、今回私は福祉関係と教育問題について質問させていただきます。

◎1、福祉行政について

- 1、灯油代の助成について
- 2、福祉除雪について
- 3、高齢者のタクシー代助成について

福祉行政の1つ目ですけれども、灯油代の助成ということについて質問していたわけであります

が、先ほど酒井議員も言いましたように、あすの補正の中にこれが盛られているということで、長く言うことはないわけなのですが、一応ちょっと触れておきたいと思います。原油価格の高騰により、ガソリンや灯油が値上がりした。そういうことで緊急事態と考えるが、市長の見解。多分このことは、あす追加補正予算にさせていただいたということは市長においても緊急事態と考えて、これを取り入れられたと、大変よかったなと思っております。

それで、2にいきますが、これまでに北海道の地域政策補助金の活用、この内容につきましては、福祉振興、介護保険基盤整備等、高齢者、障がい者、母子世帯などを対象に燃料費や暖房費等、そういうものを助成しているというものですが、こういった助成については今まで滝川市としてはやっていたのかどうか。もしやっていたとしたら、どういう世帯にどのような内容で実施していたのか、お伺いいたします。また、道においては、1974年に福祉灯油という制度を設置し、低所得者、高齢者、身障世帯、母子世帯などに助成を実施してきたわけであります。2006年度では、道内180の市町村のうち51の自治体がこれを導入している。多分ことは、国なども政策的に交付税に算入等いろいろ打ち出しておりますので、もっともっとふえるのではないかなと思いますが、この福祉灯油について滝川市では今までどのように扱っていたのか、お伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。

(何事か言う声あり)

○議 長 休憩は今のところいたしません。

(「議事進行」と言う声あり)

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 この件については、あしたの補正審議で行われる内容そのままでありますので、事前審査に当たるものであるというふうに思います。

○議 長 2に限って言えば、あすの質疑とは思われませんので、今までの補助金についての質問です。

これについては、答弁いただきます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをいたしますが、滝川市としては福祉灯油ということは今回初めてでございます。私どもも道内の実態等をいろいろ調べまして、ことしの急騰に合わせてこういった制度、また道の制度が活用ができるということもございましたので、あすの補正予算に提案をさせていただいたところでございます。ただ、社会福祉協議会ですとか、年末の所得の低い方への助成などについては、これは毎年歳末助け合いの部分で行われているということもございます。

以上です。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 赤い羽根等の募金というのは、大体市民の善意ですよね。それじゃなくて、道で助成しているものについて伺っておりますが、それについてはもし今までされていなかったということであれば、そのようにお答えいただきたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今回の福祉灯油につきましては、道の地域政策総合補助金の高齢者等の冬の生活支援事業という中にあることは、大谷議員さんもお承知のとおりだと思います。ただ、私どものほうでは、これの活用については行われていませんでした。しかし、地域政策総合補助金の中の福祉関係の事業につきましては、精神障がい者の地域活動支援センターへの交通費の補助事業ですとか、あるいは発達支援センターの相談支援事業とか、そういったものの活用はされております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 わかりました。この内容を見ましたら、もっと広く活用できる補助金かなと思いますので、今後そこら辺もう少し詳しく調査していただきまして、市民ができるようなものはなるべく市民の側に立って検討していただきたいと思います。

次、福祉除雪について伺います。ことしもまた雪に悩まされる季節となりました。特に高齢者や障がいを持った方にとって、除雪は本当に大変な問題であります。市では福祉除雪を実施していますが、福祉除雪の条件に原則市内２キロメートル以内に扶養義務者がいる場合は利用できないとなっていますが、２キロ以内に身内の方がいても、自分の家の除雪をしてから仕事に行くということを考えると、到底頼めないというのが現状です。市の予算も潤沢でないことを考えますと、今の予算の中では難しいことを理解できます。コミュニティによる小型除雪機の除雪もまだモデル段階にあり、すべてに行き渡ってはいないのが現状です。多少のお金を払っても福祉除雪に頼みたいと思っている高齢者がたくさんいます。状況に合った検討が必要と思いますが、市長の考えをお伺いします。また、広報１２月号で福祉除雪についての掲載がありましたが、不安を抱えている高齢者が年々ふえていることから、例年どおりではなく、収入に応じた利用についても早急に検討し、高齢者も安心して暮らせるようにすべきと思います。また、改正案について検討されておりましたら、お示しいただきたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 福祉除雪に関してでございますが、８月２９日の厚生常任委員会でもこのような検討をしているということでお話を申し上げたところでございますが、大谷議員さんのお話のとおり、高齢者人口の増加あるいは核家族化等によって、２キロ以内というのは条件としては現在なかなか合致するものではないのではないだろうかということ。また、非常に料金が、２万円の経費がかかっている中で２，０００円とか１，０００円とかの自己負担をいただいていると、こういった中で制度の存続が果たしてどうなのかということを考えてまいりました。それで、改正案といたしましては、２キロを歩いて５分、３００メートルぐらいにしようということ、また金額についても、今介護保険の関係で段階がございますけれども、そういったものに合わせて第６段階、区分としては４区分なのですけれども、第１、第２段階であれば１，２５０円、第３段階では１，７５０円、第４、第５段階であれば２，５００円、第６段階であれば５，０００円というようなことで、そういった意味で自己負担はお願いをいたしますけれども、継続できる制度として改正を図りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 今第6段階で5,000円と伺いましたが、その上の段階もあるのかどうかということ。それから、300メートル、これについても300メートルならば近いからいいのではないということもあるのですけれども、先ほど言いましたように、例えば6時半ぐらいから仕事に出かけるという人もたくさんいるのですが、それが自分の自宅の除雪をみんなしてから、また両親の除雪もするという、そういうことができるのかどうかを考えたときに、本当にその300メートルが近いからいいという問題ではないのではないかと思います、何が根拠で300メートルなのかお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 私ども制度改正に当たりまして、できるだけ利用がしやすいということは当然考えました。そんな中で、扶養家族があれば、お近くの除雪にまで、確かに働く時間が早朝に出てというそれぞれのご事情があるというふうには理解いたしますけれども、やはり一定の線を引きたいということと、そういった面での家族での助け合いといったもの、そういったものが希薄になっている中で、そういったものについて全くなくしていいのだろうかということも考えまして、5分程度で行ければ何とかやってもらえるのではないかなという判断をしたところです。また、第6段階の5,000円ということのお話をしましたが、今福祉除雪1軒当たり、通路ですけれども、2万円がかかってございます。今回第6段階、所得の多い方については、月5,000円ということでございまして、ですから満度経費を負担していただくということで、低所得者の方には配慮した中で継続可能な制度に改正をしたいということでございます。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 月5,000円ですと、大体4カ月でも2万円、シーズンにして。その内容的には、例えば融雪槽等があって、そこに入れるような場合なのか、これは排雪も考えてなのか、また屋根雪、家の周りの雪、そういうことも考えられているのか、お伺いいたします。大体聞きますと、1シーズンですが、融雪槽のあるところでも6万円、あるいは屋根雪等をおろすと8万円ぐらいかかるとか、そういうようなのを民間に委託してやっているということで、大変困っているという状況が訴えられております。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 福祉除雪につきましては、これまでも通路の確保ということで道路までの距離にかかわらずきちっと通路を確保して、もし何かあったときのためにきちっとその確保はしようというのが発想です。ですから、融雪槽云々ということには一切かかわらず対応しています。ですから、もし雪がかなり多くなって、はねる場所がないとかそういうことになれば、業者さんのほうでも排雪、すべて排雪するということになりますけれども、それなりの対応はされているというふうに考えてございます。また、屋根雪、ベランダ除雪については、私どもは実施をしているというふうに私の記憶では思っているのですけれども、ちょっと今確認に参っておりますので、少々お待ちください。

(「融雪槽ついているところは対象になっていないはずですよ」と言う声あり)

○議 長 大谷議員。

(何事か言う声あり)

○議 長 一たん休憩します。

休憩 午後 6時01分

再開 午後 6時02分

○議 長 休憩前に戻します。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 申しわけございません。屋根雪、ベランダの除雪、これは年1回ぐらい業者さんに、サービスというか、私どもの委託料の中には入っていないのですけれども、やっただいてある場合があります。それは、同様にケース・バイ・ケースに応じてお願いをしたいというふうに思っています。なお、融雪槽の関係ですが、融雪槽がそのうちにあるとかないとかではなくて、あくまでも通路の除雪ということで、融雪槽に雪をどんどん入れてそこら辺をきれいにするという形での除雪ではないと、あくまでも通路の確保のために雪をぼんぼん、ぼんぼんはねていくというような除雪というふうに考えていただければ結構だと思います。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 日ごろ本当に高齢の方とつき合っているのです。そうしますと、その苦勞が今思っている以上に物すごく大変だというのが切々と伝わってくるわけです。そうすると、家の前に融雪槽がありながらも、門口にどかんと来るのをどうしようもないでいるとか、本当に困っている状況です。それと、300メートルについても、本当はできるものならば親の雪であれば2キロでもどこでも行ってほしいのだけでも、条件が整わないと、そういう人もおりますので、そのくらいはということではなくて、その実態に合った、300メートルだからだれでも頼むとか、そういうことではないと思うのです。できる人は、できる限りしたい。高齢者の人も、そんなの頼まないで、できる間は自分でしたいと。うちの隣の方も先週救急車で運ばれて、戻ってきたのですが、そういう方でも真っ赤な顔をしながら何とか除雪をしていると、そういうのを見るたびに、本当にどうにかしなければいけないなとつくづく感じているものですから、300メートルだとかというところにまでしつこくお願いしているわけで、これをどうしても300メートルということではなくて、ある程度そこら辺は話し合いによって何とかできるというような、ちょっと広げていただくような方向で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 そのご家庭、ご家庭にはさまざまな事情がおりになると思います。ただ、制度としては通路の確保ということなのですが、今の議員さんのご意見も含めて、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員　また高齢者の福祉なのですけれども、3つ目、高齢者のタクシー代の助成について、きょうの本間議員の質問を聞きながら、それだけ市がせっぱ詰まって、今乗車証も廃止しようと、そういう形に動こうというのは見えているわけなのですけれども、敬老乗車証について、これが利用できない、足腰が弱ってとてもバスのステップに上がれないと、そういう方についてはせっかくの敬老乗車証もゼロ、ないのと同じ状況にあるわけでありまして。今全体的にこれをなくするということは大変だという声が多く上がると思うのですが、高齢者の社会参加とかいろんな形で乗車証の制度を維持しようと、そういう声が強くなると思うのですが、これが利用できない人にとってはないのも同じだということを考えますと、やはり何がしかそれに見合った分のタクシー代も助成すべきではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議　長　市長。

○市　長　今タクシー利用助成があるのは、重度障がい者のタクシー利用料金の助成事業、基本料金に年間24枚の利用券、1人約1万3,000円分という内容でありまして、139人の方が交付を受けられていらっしゃいます。この制度は、ちゃんと維持していかななくてはいけないというふうに思いますが、大量輸送機関がない場合にどうするのかということがやっぱり検討課題になるのではないかと、大量輸送機関の確保というのが第一だというふうに思います。今の重度の障がい者タクシー利用料金助成事業は、引き続き維持したいというふうに思っておりますが、次なる課題として、それではタクシーはどうするのかということですが、これは勉強課題です。乗り合いタクシーということについて、少し勉強する必要があるというふうに思っております。

○議　長　大谷議員。

○大谷議員　前にも課題だということを聞いたように思うのですが、課題がいつどういうふうに、前は課題ではなくて検討、検討とたくさん聞いたように思うのですが、ぜひとも何らかの形でこういった方たちも報われるような滝川のまちづくりに努めていただきたいと思います。

◎2、教育行政について

1、少人数学級の導入について

次、教育行政について質問いたします。少人数学級の導入についてであります。新年度の学級編制の時期に入るところかなと思うわけですが、少人数学級の導入についての考えについて伺います。これもみんなまとめて言います。新年度35人以下学級で編制すると市の持ち出しは何学級になるのか。前回6月の議会のときに7学級で2,800万円程度というお話があったと思いますが、これは新年度についての学級だったのですかね、そうですね。では、新年度についても7学級ということで理解いたします。いいのですね。

(何事か言う声あり)

○大谷議員　市長の選挙公約の中で、少人数学級の取り組みというのがありました。このことに対して、市民は大変大きく期待をしているわけでありまして。前回の答弁の中で、この期間内でできるところからというお話があったと思うのですが、適正配置基本計画の中にも適正な学級規模として小学校が2から3学級、中学校が2から6学級が望ましい規模ということで言われておりま

す。今年度、江部乙中学校で3年生39人でしたか、これを2クラス編制にしたわけですが、生徒からは大変よかったということが夏休みの後の学校祭の学級新聞に書いてもありましたし、子供たちも教員もよかったということが言われているわけでありますけれども、このように7学級全部というとてもできない財政だと思いますが、できる範囲からの取り組みを今後も期待するとともに、特に各学年1クラスとなるような場合、例えば28人とか少ない学級についてはいいかなと思うのですが、35人だとか40人に近いだとか、そういうような学級について中心に検討して、配慮していただきたいと思いますが、その件はいかがでしょうか。

それから、児童生徒数が減少していく今こそ少人数学級の実現が望まれるわけであります。教育に力を入れていると言われる自治体の多くは、少人数学級を取り入れております。また、昨年いじめの問題後の取り組みの中で、たしか日本一の教育のまちと言われるような滝川にしたいということと言われていたと思いますが、先ほどの関藤議員のお話の中にも心を通い合わせるような、そういう教育というお話も出ておりました。そういうことができるような学級編制でありたいと思うわけですが、それについて教育長のお考えをお聞きいたします。

○議 長 大谷議員、これには要旨は1つしかないわけですが、関連ということで質問ですね。

○大谷議員 学級編制についての考え方。

○議 長 教育長。

○教 育 長 大谷議員の質問にお答えをいたします。

前回は、7クラスで、教員1人当たり道教委の臨採の規定で400万円と仮定して2,800万円というふうに申し上げましたが、今児童数がちょっと変わっておりまして、今現在で把握をしております新年度の数を仮に1クラスであっても36人を超えた場合には2クラスにするという、今道教委は71人以上で2クラスということですから、それを仮に36人から2クラスにするという前提で計算をしますと、今現在では小学校については5クラス、中学校については3クラスの8クラス、現在の予想している児童数では……

(何事か言う声あり)

○教 育 長 71人で3クラスが今の道の規定ですが、それを36人以上についてとした場合ということで8名、先ほど言いました400万円という計算ですと3,200万円という単年度の財源がかかるということになります。35人学級としては、子供たち一人一人の願いや思いを把握をして、望ましい人間関係あるいは学習手段の形成を図ることによって豊かな心の育成を目指す、また一人一人の学力や学校、家庭における学習状況を的確に把握をして、個に応じた指導を充実させて、学力の向上も図るというメリットがございます。その辺のメリットをきちんと判断をして、実施をしていきたいというふうに思っております。現在学級編制の検討時期ということなのですが、市教委の単独における学級編制の増という部分については、道教委へ届け出をすればいいということですので、時間的にはまだ若干余裕がございますが、先ほど申し上げましたとおりメリットをきちんと判断をして、どういう導入方法がいいのか検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 71人以上というのは、小学校1、2年生と中学校の1年生の部分だけですね。ということは、新年度も道教委の分は変わらないということで……

(「そうです」と言う声あり)

○大谷議員 わかりました。

それでは、いろいろ考えていただいているとは思いますが、ぜひとも先ほど言った1学年1学級になる部分での配慮をよろしくお願いしたいなと、返事は要りませんけれども、ぜひぜひよろしくお願い申し上げまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめまして延会いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会をいたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 6時17分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成19年第4回滝川市議会定例会（第9日目）

平成19年12月18日（火）

午前10時01分 開 議

午後 5時48分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第18号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第7号）

議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第19号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算（第4号）

日程第 5 報告第 1号 監査報告について

報告第 2号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 教科書検定に関する要望意見書

意見書案第2号 BSE全頭検査の実施に関する要望意見書

意見書案第3号 品目横断的経営安定対策に関する要望意見書

意見書案第4号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める要望意見書

意見書案第5号 メディカルコントロール体制の充実を求める要望意見書

意見書案第6号 肝炎患者への医療費助成等についての要望意見書

日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	窪之内 美知代 君
3 番	酒 井 隆 裕 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	関 藤 龍 也 君	6 番	本 間 保 昭 君
7 番	山 口 清 悦 君	8 番	中 田 翼 君
9 番	大 谷 久美子 君	10 番	荒 木 文 一 君
11 番	堀 重 雄 君	12 番	三 上 裕 久 君
13 番	堀 田 建 司 君	14 番	田 村 勇 君
15 番	山 腰 修 司 君	16 番	井 上 正 雄 君
17 番	水 口 典 一 君	18 番	山 木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市	長	田	村	弘	君
教	育	小	田	真	人
理	事	谷	田		篤
総	務	辰	巳	信	男
保	健	居	林	俊	男
経	済	中	嶋	康	雄
建	設	岡	部		豊
教	育	早	瀬	公	平
監	査	山	本	幹	夫
秘	書	若	山	重	樹
企	画	舘		敏	弘
行	政	五	十	嵐	千
	営				夏
	室				雄
	長				君

副	市	長	末	松	静	夫	君
監	査	委	八	幡	吉	宣	君
総	務	部	高	橋	賢	司	君
市	民	生	狩	野	道	彦	君
保	健	福	佐	々	木	邦	義
経	済	部	江	上	充	明	君
教	育	部	高	橋	一	昭	君
教	育	部	佐	藤	好	昭	君
病	院	事	東		照	明	君
総	務	課	伊	藤	克	之	君
財	政	課	西	村		孝	君

○本会議事務従事者

事	務	局	長	飯	沼	清	孝	君
書			記	山	本	信	子	君

副	主	幹	田	湯	宏	昌	君
書		記	寺	嶋		悟	君

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。

遅刻の申し出は、関藤議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において三上議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

なお、この場合、6名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位7番目の方の質問に入ります。

質問、答弁とも要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守していただき、議案審査で既に解明されました事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。

井上議員の発言を許します。井上議員。

○井上議員 それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢＜改革と再生の視点で＞

1、介護タクシー不正受給の問題について

2、国の新基準による財政指標について

3、滝川市の土地利用計画の見直しと民間活力の導入について

4、コンパクトシティーと地域振興について

それでは、最初の市長の基本姿勢ということでございますけれども、私はこの質問をするに当たって、この基本姿勢の中で改革と再生の視点でということを行ったわけでございますけれども、都市問題会議が佐世保で行われたわけですが、そこでベストセラーになった「国家の品格」を書かれた藤原正彦教授が講演されたのです。そのときにどういうことを言われたかといったら、日本の国の不幸は真に日本の国を愛する超エリートを、日本の国に本当の責任を持てるようなエリートを育てていないということを行ったのです。アメリカあるいはイギリスなんかは、そういうエリートを育てているのです。私は、地方自治体も同じだと思うのです。滝川市のことを本当に考える職員、全体を見れる職員、そういう職員を育てなければならないと思うのです。それで、今回改革と再生の視点ということで挙げたのですけれども、平成12年のときに滝川市が財政非常事態宣言をやったのです。それ以前からもやりましたけれども、改革、特に内なる改革、そういうのを滝川市としてやってきました。その改革の視点がいろんな改革の効果額というような形で出されてお

ますけれども、それと再生とが結びついていかなければいかぬということです。その辺の関係について、平成10年ぐらいから始まった内なる改革、人件費含めてどのような形になっているか。また、そういう視点というものをどのように考えるか、市長の見解をお伺いします。

○議 長 井上議員、これは……

○井上議員 それでは、通告の項目にないようですので、これの前章のような感じで今話をしたのですけれども、第1番に介護タクシーの問題に入るわけでございますけれども、10人が10人とも異常とを感じるようなことを支出し続けてきたという、それが正常だと思ってきたような節があるのです。確信犯的な節があるので、私はこれこそ問題があるのでないかと。先ほどの話に戻りますけれども、再生というようなことを考えるときに、職員というか、滝川市の信頼がすべてなのです。ベースなのです。だから、そういう中で本当に出直しの意識改革が必要でないのかということで質問いたします。

○議 長 井上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。質問、答弁とも簡潔にという議長指示がございましたが、なかなか簡潔にお答えできる問題でもない大きな問題だというふうに思います。滝川のことを考える、全体を見れる職員養成が必要だというふうなご意見には、全く賛同であります。私もそういう視点で職員の能力開発が行われなくてはいけないというふうに思います。行財政改革、力を入れてやってきました。そういう面では、行財政改革は改革が目的ではなくて、未来に向かってどういう可能性がある滝川のまちをつくっていくのかと、そのための手段として改革があるわけでありまして、そういう視点を忘れずに経営改革も進める。当然財政改革も進める。職員の意識改革も進めていく。管理のシステムのあり方ということも改革をしていく。それは、あくまでも手段として適切な手段をとっていきたい。目的は本来地方自治を確立することにあるというふうに思っておりますから、ご指摘は十分承りながら、今後のまちづくりに一層励みたいというふうに思っております。

今回の介護タクシーの不正受給問題については、常識外だというご指摘をいただきました。私は、この背景に生活保護法という特殊性もあるということをご理解いただきたい、こういう背景の中に。これがほかの事象で起きたならば、こういうことはなかったろうというふうに私は思います。そういうことについては、これからは検証委員会が行われて、検証するべきことの中に入っていくだろうというふうに思っておりますが、そういう面では言いわけはいたしませんけれども、そういう背景もあるというふうに思います。それから、私どもは、やはり規範意識を持たなくてはいけないというふうに思います。職員一人一人が税金に見合う仕事をしているのか。預かった税金の使い方としてこういうことがいいのかどうかという事業点検をする場合にでも、そういう規範意識が必要だというふうに思いますし、市民の信頼を失っては行政活動は成り立たないわけでありまして、そういう意味では公僕として職員一人一人が尊敬を集めているのかということも折に触れて確認し合わなくてはならないことだというふうに思っております。

以上を申し上げて、総括的ではございますが、ご答弁にかえさせていただきます。

○議 長 答弁終わりました。井上議員。

○井上議員 一問一答の時間というのが非常に短いものですから、全体の時間が短いものですから

あれですけれども、2 番目に移ります。今総務省の新しい財政の健全化法の基準が公表されたわけ
でございますけれども、これに関して滝川市の財政は大丈夫なのかということをする人がいます。
特に病院の建設問題を抱えている中で、滝川市は病院をつくったら夕張みたいになるのではないか
なんていう極端な意見を言う人がおるわけですが、市民にきちっと安心してもらう点もあり
ますので、滝川市が置かれている状況、この基準に照らしてどのようになっているかお伺いします。

それと、先ほど質問しましたけれども、行財政改革の効果額について具体的な数字を示してい
たきたいのです。

以上。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいまの井上議員のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

まず、今回の総務省の発表の指標の関係でございます。12月7日に総務省のほうから財政健全
化法における早期健全化基準、さらに財政再生基準等の案が示されて、今後政令等の整備をする
という通知がございました。それで、4つの指標ごとに具体的に滝川市の数字等を申し上げますと、
まず実質赤字比率でございますけれども、これは普通会計における毎年の現金不足のチェックとい
うことでございます。今回示されました早期健全化基準は、標準財政規模、これは18年度で滝川
市の場合112億円余りでございますけれども、標準財政規模に応じて早期健全化基準が11.2
5から15パーセント、この幅があるのは標準財政規模の額に応じて幅を設けて、その幅はまだ明
確には示されていませんけれども、率の低いのは標準財政規模が大きな団体、これは低い、規模が
どんどんちっちゃくなると最高の15パーセントになるということでございます。一方、財政再生
基準は20パーセント、これは従来と同じでございますけれども、20パーセントにしております。
滝川市の場合、早期健全化基準を仮に最大の11.25パーセントとして考えますと、標準財政規
模の額で言えば12億円を超える赤字額が発生した場合は早期健全化団体になるということであり
ます。また、20パーセントということになりますと22億円を超える額ということで、これは以
前にもご説明申し上げておりますけれども、実質単年度赤字は18年度は滝川市はございません
ので、実質指数は発生しないということでございます。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。これは、普通会計、特別会計、企業会計を連結し
て毎年の現金不足をチェックする指標でございますけれども、早期健全化基準は先ほどの実質赤字
比率に5パーセントをそれぞれ上乗せをした指数ということで、16.25から20パーセントが
早期健全化基準です。一方、財政再生基準は、30パーセントということでございます。これも滝
川市の場合16.25パーセントとして積算いたしますと、17億円を超える赤字額が発生した場
合には早期健全化団体となりますし、また30パーセントの比率でいきますと、33億円を超える
赤字が発生した場合は財政再生団体ということになります。これらは、18年度においてはいずれ
も赤字は発生していないと、連結赤字も発生していないということでございます。ただ、今後の見
込みと申しますか、直近の収支推計では、このまんま推移をいたしますと一般会計では単年度収支
不足の状態が見込まれます。さらに、特別会計、企業会計の中では、一部下水道会計は厳しい状態
をちょっと予測しております。それらの収支不足があった場合には、当然基金で補填するというこ

とに第一義的にはなるわけでございますけれども、基金のある間は実質赤字は生じませんが、早期に当初のタッグ計画の目標であります単年度黒字化を達成すべく、また基金に頼らない持続ある財政構造を目指すということが必要だと考えております。

3つ目の実質公債費比率、これは井上議員の先ほどの病院の関係にも絡んできますけれども、普通会計、特別会計、企業会計、一部事務組合を含めた公債費負担の適正度でございます。これは、早期健全化基準は25パーセント、再生基準は35パーセントでございます。なお、健全団体においても、18パーセントを超えますと起債の許可が協議制から許可制になるということでございます。滝川市におきましては、18年度決算においては18.9パーセントということで起債は許可制となっておりますけれども、今後の計画的な起債発行によって早期に18パーセント未満としたいと考えております。また、病院の関係の今後の起債をした場合、また一般会計の負担額が生じますので、その負担額を見込んだ場合においても先ほどの18パーセントを大幅に超えるという見込みは立っておりません。そういう面では、健全化基準の25パーセントに至らないという見込みでございます。

最後の将来負担比率でございます。これは、普通会計、特別会計、企業会計、さらに一部事務組合、三セクを含めて、市全体の将来にわたる負担すべき負債、債務ですね、そういうものの健全性をチェックする指標でございます。今回示されております早期健全化基準は、350パーセントでございます。財政再生基準は、この指標については示されてはございません。そこで、滝川市の数値を18年度ベースで試算をいたしますと、この場合まだ国からは、例えば三セク等の損失補償の額も対象にはなるのですけれども、どういうものを対象とするのかという詳しい中身はまだ決まっておりません。などございますけれども、例えば土地開発公社の場合、貸付金ベースをすべて将来負債というふうに仮に入れて試算をいたしますと、18年度ベースで260パーセント程度ということでございます。さらに、これも市立病院の改築事業に係る起債発行も絡んできますが、率の上昇ということが見込まれますけれども、残高のピークとなります22年度においても350パーセントいくことはないというふうに想定をされております。

また、今回示された基準は財政の健全性をチェックする指標でございますけれども、この指標をクリアすることが重要でございますけれども、それが目的ではございません。タッグ計画に基づく改革を進めて市民の皆様の満足度を高め、よりよいまちづくりを実現するための基盤として持続ある安定的な財政構造を構築していく必要があると考えております。

また、先ほどご質問のございました滝川の行財政改革の効果額でございます。平成10年度までにおいては、5億7,500万円程度と。行革がさらに本格化した11年度以降18年度までを合計いたしますと、効果額といたしましては33億2,500万円、その内訳を申し上げますと人件費等では18億8,600万円、事業費等で14億3,900万円、合計で33億2,500万円程度の行財政改革の効果額があると試算をしております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 それでは、次の項目に移ります。滝川市の土地利用計画の見直しと民間活力の導入と

ということですが、土地利用計画の見直しは都市計画の見直しということでスケジュールを決めてやっておられると思うのですが、中空知の中核的立場にあるという、この視点がないと滝川市の発展はないのではないかとこのように思うわけでございます。

2番目の項目に入りますけれども、滝川市は流出購買力もある、流入購買力、特にダイエーさんなんかが大型店で出てきたときの二、三年前でしたか、私も店長さんと話したことがあるのですが、大体6・4ぐらいで滝川市以外の方が多いというようなことでございます。土地利用そのものの計画は、今の中心市街地の活性化のこともありますが、現実に発展のすみ分けというのですか、そういうことがあるのではないかと。特に東町、それから中心市街地の共存ということで、これはプレスさんがことしの正月版で特集したのですが、そういうことが現実であるし、土地利用を余り制限しておくでなく滝川市全体の発展につながらないのではないかとこのことを考える市民はたくさんいると思うのです。

それと、時間がないので進めますけれども、3番目の交通アクセスを生かしたまちづくりの必要性、これは滝川市の発展のキーワードは交通アクセスをいかに生かすかということなのです。市長もかつて講演の中で、滝川市は交通の拠点性を生かして発展してきたまちだということを言っておられます。今特にモータリゼーションの時代でございます。この発展のキーワードは、バイパスの周辺に現にでき上がっているわけです。だから、その辺の視点を土地利用計画の中に入れる必要があるのではないかとこのことをまず伺いをしておきたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 土地利用に関する基本的なご質問と、あるいはバイパス沿線における考え方というご質問でございますが、中空知経済圏の中核的立場にあるという視点を持ち続けることは重要なことだというふうに思います。中心市街地におけるかつての駅前再開発事業及びベルロードの事業、あの事業がもしなかりせば、中空知経済圏の商業的な中核的な機能というのは持ち得なかったのではないかと。そういう意味では、関係者のご努力が、今にして厳しい状況になっておりますけれども、これまでの間に果たした役割は極めて大きい。したがって、そういう意味では、ぜひとも中空知経済圏の中核的立場にあるということを理解しながら、さまざまな産業政策が打たれ、業界の努力が必要だというふうにも思っております。そういうことが基本であります。それと、人口減少社会であります。人口をふやせばいいのではないかと。それでは、人口をふやす政策というのは、これまた産業政策が中心であります。四苦八苦しても企業はなかなか来ないというのが実態であります。そういう意味では、人口減少社会にあってどういう計画的なまちづくりができるのかということが基本で考えられなければならないというふうに思います。私は、コンパクトシティということ、まちを小さくしていく必要があるのだということを基本として、今見直している都市計画マスタープランにおいて内部議論を進めているところであります。しかし、小さくしてどこか1カ所に集めてしまえば、それはいいまちづくりになるのかという、決してそうではないというふうに思っております。これまでどんどん人口がふえていく、10万人になるのではないかとこのことを想定しながら土地利用計画を立て、ある意味では人口の実態と計画に沿うような形で都市的土地利用の拡大を図り、農業的土地利用のある意味では削減を図ってきたわけでありまして。しかし、これをこのま

ま放置すると、人口減少社会の中において人口密度が薄いと、そして効率的でないまちをつくっていく。そういう意味では、将来に向かって、やっぱりコンパクトなまちをつくっていくてはいけない、そういう都市計画の土地利用のあり方がなくてはいけないというふうに思います。しかし、私は、どういう地域割りをするかは別でありますけれども、例えば東滝川地区、江部乙地区、こういう地区においてはまとまったコミュニティとしてのコンパクトさをつくっていくてはいけないし、旧滝川の市街地を中心としてコンパクトなまちにしていかななくてはいけないと、そういう基本方針で臨む必要があるというふうに思っております。

郊外型大型店が今どういう状況になっているのかというのは、最新の統計がないだけに17年度統計というのが最新の統計でありますけれども、販売額で言えば郊外型大型店は159億円、中心部は170億円。売り場面積は、郊外型大型店で45パーセント、したがってそれ以外のところが55パーセントということでありますけれども、中心部では32パーセントであります。私は、これ以上大型店が郊外に立地をするということについては一定の制限をかけなくてはいけないというふうに思っております。しかし、先ほどもご意見のありましたバイパス沿いはどうしていくのかというと、一定の幅は沿道立地のためのサービス型の産業が立地をすることが幹線道路沿いになくはいけませんから、それはやっぱり数十メートルとる必要があるというふうに思っておりますけれども……

(何事か言う声あり)

○市長 今の段階で大きく、説明をよく聞いてください。今答弁しているのです。大きく新たな土地利用として計画を立てていくという環境条件にはないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、交通の拠点性というのは、交通アクセスを生かしたまちづくりの必要性というのは全く同感であります。したがって、後の質問にもあるようでございますけれども、流通団地は高速道路という交通の拠点性と38号線に接しているという幹線沿いにあるということからの機能立地が行われたものであります。したがって、これが一定分譲の率を達成するとすると、それはその機能拡大ということについてどうしていくのかと。こういう新たな都市発展の目標が明確になったときに、現在の土地利用でいいのかどうかという個別の点検が求められていくというふうに思いますが、トータルとしてコンパクトな土地利用を図っていくという基本方針のもとに都市計画マスタープランの見直しを行っているところであります。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 土地利用計画というのがいかにまちづくりに影響を与えるかということは、現にバイパス周辺の企業の張りつけです。しかし、これは民間活力を導入したのです。逆に言うと、その民間活力を導入しなかったら滝川はまだまだ寂れておったです。だから、そういうことで、先ほどすみ分けができる政策の中で土地利用を考えていかなければならぬと。その次に、中に具体的なことを書いたわけでございますけれども、そのキーポイントはやっぱり農振地区なのです。農振地区の中でも規制がかかるのは農用地区なのです。私は、この関係について話しすれば時間がなくなりますから、少しだけしか触れませんが、38号線沿いというか流通団地の以北というか、こ

れの関係については早くに農振地区の除外の申請がなされていたのです。それと、農村活性化土地利用構想にも挙がっていたし、優良田園住宅構想にも挙がっていた。そういうところの縛りをかけてあるから、民間活力が入れないのです。それと、もう一つは、パイパス沿いの南滝の川地区です。これは、早くから南滝の川地区土地利用促進期成会なんかもできて、その除外を求めているところですけども、その除外の仕方はどういうふうになるかわかりませんが、それをやっていかないと滝川の将来の発展はないような気がするのです。だから、今利用計画が22年までにやるということで、そのかじの切りかえというか、政策転換を行わなかったら滝川はだめです。私は、そういうことを考えるものですから、あえてここで申し上げるわけです。

それと、もう一つは、コンパクトシティの話がありましたから、ここに書きましたけれども、少子化に悩むというのは同じなのです、どこも、江部乙もそうだし、東滝川もそうだし。これは、土地政策とも表裏一体になっているのです。ということは、何かやろうとしてもまとまった土地がないのです。東滝川で地域ビジョン懇談会ができて、実際にやってみたら、やはりないのです。いろいろと問い合わせはあるのです、介護施設であるとかいろいろなものの進出の。だから、その辺のことを考えないと、手足を縛って泳げと言うような感じの政策になっているのです。だから、その辺についての具体的な事例を挙げましたので、答弁を願います。

○議長 市長。

○市長 広く薄くという土地利用が進んでいくというのは、将来の都市運営コストに決していることではないと。除雪も水道も下水道もずっと従来広がったままの、しかし人がなかなか人口密度が薄い中で負担をしていかななくてはならないという意味では厳しいものがある。したがって、土地利用もめり張りをつける必要があるというふうに思っております。ただ、先ほど特別な案件というふうに申し上げましたのは、これは仮定の話です。仮定の話であります、滝川の発展に大きな影響を及ぼしていく、そういう土地利用が求められていったときに、大工場の誘致が実現しそうだとか、あるいは別の民間の試験研究機関の可能性があると、それで大きな土地が必要であって、現在の規制がかかっている土地の中で確保できないと、そういう特別な個別案件については別に考えていかななくてはならないことだというふうに思っております。しかし、何でも土地利用ができるという形になっていくと、それは薄く広くの土地利用をさらに助長していくことにつながるのではないかと。そこら辺のバランス感覚が必要なのではないかというふうに思っております。

住宅機能ということに関連をしての農用地の除外の可能性ということに関してのご質問もあったように思います。そういう意味では、優良田園住宅、東滝川は手を挙げていただいたわけでありませうけれども、基本計画の策定は池の前地区ということになっております。もし東滝川において優良田園住宅と有効な対策によって前に進むという可能性が出てきた段階では、それぞれまた個別の案件として土地利用を考えていく必要があるのではないかとというふうに思っております。

○議長 井上議員。

○井上議員 土地利用と個別の案件でと言いますけれども、そういうところがないとなかなか現実には難しいということも申し上げておきたいと思います。

それと、コンパクトシティの関係で少子高齢化の関係ですけども、地域の発展ビジョンという

のをつくらないと、唯一あるのはこれです、滝川市の都市マスタープラン。これなんかにもいいことは書いてあるのです、江部乙でも東滝川でも。現実には、具体的なプログラムとしては絵にかいたもちみたいなもの、ないのです、プログラムが。東滝川も、インターネットがISDNだったのです。それをADSLにするのに、100倍も速度が上がるのですけれども、情報格差が地域格差になるということで、本当にみんな真剣になってADSL化に取り組んだのです。そうしたら、やれるのです。1年かかりましたけれども、それだけの可能性というはあるのです。だから、そういうことを具体的にやらなかったら、地域コミュニティは崩壊します。だから、その辺のことについてもう少し、こういうプランが現実になんてなっているかということの検証が必要だと思うのです。その辺について答弁してください。

○議長 市長。

○市長 都市計画マスタープランは、今後数十年にわたる土地利用と都市計画の方針、都市計画の方針というのは都市的な機能立地をどうしていくのかということをはっきりさせるものであります。そういう意味では、数十年にわたる都市施設整備と土地利用の方向をはっきりさせるということでもありますから、それをベースにしてどんな公共施策、民間誘導施策を打っていくのかということが基本でありますから、大きな点はそういう意味ではとらえていくと。あと進めていくのは、やはり個別の事業展開だというふうに思います。今ご質問をお伺いしながら感じておりましたのは、滝川が発展するパターンというのはどういうパターンかということ、幾つかあるわけではありますが、そのうちの1つとして、公共事業と民間事業とがうまく連動したときに発展していくという発展の歴史があるというふうに思います。そういう意味では、井上議員さんがおっしゃった民間の活力をうまく活用せよ、そういうこともやはり重要なポイントであるというふうに思います。個別にお答えすることはできませんけれども、そういう都市づくりの基本の考え方を具体施策に生かしていくと、そういう方向で都市計画マスタープランも今見直ししているところでありますので、ご理解を賜り、具体的なアイデア、提案についてよろしくご指導をお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長 井上議員。

◎2、農業振興

- 1、パワーアップ事業について
- 2、道立花・野菜技術センターとの連携強化について
- 3、学校林の活用について

○井上議員 次の項目に移りたいと思いますけれども、農業振興ですけれども、パワーアップ事業の現在の進行状況です。江部乙、滝川東地区の関係。時間が無いので続けますけれども、今後希望する地域の取り扱いとアンケート結果です。パワーアップ事業は、18年から22年までの時限立法的な法律で行われているわけですが、要するに道、市が5パーセントずつ負担して10パーセントかさ上げするという中で希望者、農家の負担は7.5パーセントになるという事業なのですけれども、この制度そのものの持続の問題についてもどのような見解を持っておられるのか。それと、もう一つは、3番目の東滝川地区もことし早くから動きがあり、11月13日に期成会の全

体集会がなされて、つい最近期成会役員も全部決まりまして、これに取り組もうということで、きのう市のほうにもその旨を申し上げたと、あるいは改良区にもその旨を申し上げたわけでございますけれども、特に農業経営者の担い手が、若手経営者が非常にたくさんいらっしゃるという中で、これはどうしてもこの地域については将来展望からいっても採択すべきだというふうに考えるのですけれども、この３点についてお願いします。

○議長 市長。

○市長 （１）、（２）の関係は、所管のほうからご答弁を申し上げます。

東滝川地区も取り組まれるということで期成会がスタートしたと、市役所までそのご報告にもご丁寧にお越しいただいたという報告を受けました。そういう意味では、既に東滝川のやる気、意識というものはひしひしと伝わってまいります。ご質問にもありましたように、東滝川は農業後継者が多いという状況であることも十分認識をしております。したがって、今後農業の基盤整備の事業に該当していくのかどうか、それからパワーアップ事業が適用されていくのかどうかということをお案しながら、土地改良区とも協議をしながら、どういう対応ができるのか、望ましいのか、そこら辺のことを十分協議をしていきたいというふうに思っております。パワーアップ事業は、ご案内のように平成１８年度から２２年度までの事業であります。空知管内でも随分２３年度以降もやりたいという地域が多い状況にあります。しかし、一方では、事業費も巨額なわけでありまして、そういう意味では、２３年度以降も北海道に対してはパワーアップ事業を継続していくように、この事業に取り組みたいというふうに考えている自治体とともに力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長 経済部参事。

○経済部参事 それでは、私のほうから（１）、（２）ということでございますけれども、滝川西、そして滝川東地区の計画の内容ということでございます。まず、整備計画の概要でございますが、滝川東地区につきましては、受益面積が５１２ヘクタールで、受益戸数が９０戸でございます。予定しております事業費につきましては、２３億３，５００万円です。区画整理といたしまして、整地工といたします。これが６０ヘクタールです。暗渠排水が２１８ヘクタール、用水路が２２キロです。排水路につきましては、７キロということになっております。次に、江部乙西地区でございますが、受益面積で５２５ヘクタール、受益戸数で７３戸です。全体の事業費で２２億６，３００万円です。区画整理の中の整地工ですが、７３ヘクタールです。暗渠排水で７１ヘクタール、用水路工で２２キロ、排水路工で７キロということになっております。それで、これにつきましては、今年度計画樹立のためのこのような調査をして、基本計画といいたしましうか、数字が出たわけなのですが、これを来年度からこの２地区については事業実施といたしまして調査設計を行うこととなります。

それで、（２）番目でございますが、今後希望する地域の取り扱いということなのですが、来年度につきましては滝川西地区でございますけれども、これは滝川東地区とも関連があるのですが、来年度計画樹立のための調査を行いまして、２１年度に滝川西地区の事業の開始を予定したいと考えております。それから、アンケートの結果はということでございますが、今回今言いました３地

区以外の地区につきまして、空知土地改良区であったり江部乙土地改良区、それと定めております改良区の区域から外れている地域に対しまして今回アンケート調査をいたしまして、それぞれ何を望んでいるのかというようなことで、現在集計をしておりますけれども、このアンケートを踏まえて、それぞれまた土地改良区と協議しながら、農業者の方々の要望にこたえられるように、補助事業としての採択要件もございますので、その可能性だとか、また他の実施方法だとかも含めて実施時期についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 わかりました。それで、要するに22年度までこれが続くということで、それ以降の話もいろいろ要望あるので継続を要請するということなのだけれども、国の負担割合をもうちょっと上げてもらったらいいのではないかという動きもあるように聞いているのですけれども、そのあたりが50パーセントから55パーセントというようなことの動きがあり、それに応じてまた市の負担も少なくなってくるということの動きがあるようですけれども、そのあたりのとらえている情報があつたら、お願いします。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 農業生産基盤整備強化のためのパワーアップ事業でございますが、先日経済建設常任委員会でちょっとお話ししたかと思っておりますけれども、現在このパワーアップ事業というのは市が事業主体となりまして市と北海道が軽減をするための施策でございますが、ベースとなりますのが国費の事業でございまして、経営体育成基盤整備事業というものでございます。これは、国が50パーセント、道が32.5パーセント、そして地元が17パーセントということで、現在もその方向で法手続等を実施しまして、2地区については来年の4月採択を受けるべく準備を進めております。それで、現在担い手の利用集積ということで、昨年から認定の事業もありまして認定農業者も多くふやしたわけでございますけれども、圃場が担い手等に集積はされているのですけれども、圃場が分散していると、それで今後規模拡大のメリットが享受できないというようなことから、経営規模拡大にも限界があるというようなことで、今農地の面的集積の加速化が必要だということで、新たに今連担性を求められてきている部分がございます。そのようなことから、11月に情報をいただいている状況なのではございますけれども、農地集積加速化等基盤整備事業ということで、そのほうに移行しようというようなことも、来年度の採択地区はそちらのほうに持っていけないかということで今協議をしております。実質これは平成20年の8月ごろ採択通知になる見込みで、現在そのための利用集積だとかは地元で再度作成しておりますけれども、この事業の中身といたしまして補助率が国が55パーセントなのです。そして、道が32.5、地元12.5でございまして、今回滝川が特別豪雪地帯という指定を受けているものですから5パーセントほど国の補助率が上がるということで、地元負担が軽減されるということでございますので、これにつきましても何とかこの事業に乗るべく現在取り進めているところでございますので、それにいたしましても実施要領、要綱が来年の8月以降になるというようなこともございますので、できましたら今後の事業につきましても少しでも高率な補助で採択要件に乗るような方向で取り進めてまいりたいと考えております。

○議 長 井上議員。

○井上議員 それでは、次に移ります。花・野菜センターとの連携強化ということで、前にも言ったことがありますけれども、花・野菜センターの新規就農者の滝川の受け入れ態勢がまずいのでないかということを行った経過があるのですけれども、その後どのような連携になっているか。2番目、それから、これが農地・水・環境保全事業との関連で花・野菜センターの吉田場長のところに行ったら、今38号線から花・野菜センターまで、花いっぱい運動でことしは3,300本の花を植えたのです。それをことしは約600メートルのところ、半分までいったのですけれども、続けようということで、専門家の花・野菜センターに行ったら、既にグラウンドカバープランツという小冊子をつくって、ハーブの植栽を中でやっているのです。我々のほうには、全然そういう情報が伝わってこないのです。これは、平成13年からやっているのです。こういう連携のまずさというのはどうなのかなと思っていたのですけれども、こちらから頭下げて行ったら、連絡協議会をつくってハーブを地元ともやろうということで、そういう方向になってきたのです。だから、ハーブを普及するということは、特に安全、安心の食の生産に非常に有効な手段だと思うので、この辺についてもし情報的にいろいろと連携がとれていたら、答弁をお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 新規就農者の研修者の受け入れ態勢強化ということに関してのご質問でございますが、花・野菜技術センターの研修はどんなになっているのかということは所管からご答弁を申し上げますが、花・野菜技術センターで研修をするということと同時に実際の農家の皆さん方がご指導いただくという体制にならなければ、なかなか新規就農者がどんどんふえてくるということにもならない悩みも片一方ではあります。今1人トマトの生産ということで新規就農いたしましたけれども、花・野菜技術センターでみっちり知識と技術を学んだ後、親子のように農業者が指導していくと。こういうことでなければ実際新規就農というのは進まないのだなというふうに感じさせていただきましたけれども、そういうことを含めて農業者の皆さん方のお力もいただきながら、花・野菜技術センターの有効活用と研修施設の有効活用というものも進めていきたいというふうに思います。こういうことって建設業においては制度的に行われているのです。例えばスキルアップセンター、中空知地域職業訓練センター、ここの先生はだれかというと、言葉は悪いですが、商売がたきの社長さんとか職人さんです。ある会社の技術、技能をほかの会社の職人さんに惜しげもなく教えていくと、そのことによって滝川の建設業の総体の技術、技能を高めていくということはほかの産業ではあるわけでありまして、せっかくある研修施設でありますし、滝川の農業者の方々も先ほどのように意欲を持って新規就農を迎えようということに取り組んでいただいておりますから、これがいいサイクルで進んでいくということを手助けするのが私ども行政の仕事であり、農協の仕事でもあるだろうというふうに思います。こういうことについては、営農振興室をつくりましたから、こういうことも重要な仕事の一環としてさらに充実させていきたいというふうに思っております。

それから、2点目のグラウンドカバープランツ、片仮名で難しいですが、これはいろんなところで維持管理を容易にするために、例えば国が国道の維持管理を容易にするために、例えばシバザクラのようにばあっと地面をはっていくものについて、あれが適当かどうかはわかりませんけ

れども、要するに雑草が生えてこないと、したがって維持管理が容易になるということで検討されていたことであるのですが、私は不覚にして、連携が悪いと言われればそれまでですが、花・野菜技術センターがこういうことに取り組んでいるというのを井上議員さんの質問で勉強させていただきました。これは、いいことだというふうに思います。しかも、このことが、虫が寄りつかないハーブを植えることによって農薬を削減できるのではないかという効果も生んでくるわけでありまして、おまけに花・野菜技術センターが研究したことを地元が率先してやっていくということがまた研究機関との連携の中で必要だというふうに思いますから、これは農業者の方々のご協力をいただかなかつたらならぬ、さらに農用地だけでなくほかに転用できないのかということもありますから、関係機関と力を合わせて、せっかくの研究成果をまず地元において生かすと、そういうことの実体検討を進めたいというふうに思っております。

○議長 井上議員。

○井上議員 時間が本当にないものですから、項目だけであれですけれども、学校林の関係ですけれども、東栄小学校の100周年があったものですから、学校林を見に行つたのです。そうしたら、すごくすばらしい状態で育っているのです。そして、その後、今伐採しないと風倒木になってしまう状態になっているというようなことがわかって、ここに出したわけですが、また環境問題を考えて、特にことしは洞爺湖サミット等があるわけですが、木を植えることの大事さというものをこういうものを通じて教育的な配慮もあるのではないかとということで、2番目に挙げてあります。3番目は、学校林基金のことですが、どうも隠れて見えなくなつてしまつて、その活用と所管がどんなことになっているのか。特にまた、私のほうに問い合わせ来たのは、教育委員会からも問い合わせ来たし、農政からも問い合わせ来たりして、どこでどのような一括管理になっているのか、その点をお願いします。

○議長 教育長。

○教育長 学校林に関するご質問でございますが、まず東栄小学校の学校林につきましては赤平市の共和に位置しておりまして、人工林のトドマツ2.24ヘクタールと天然林2.48ヘクタールから成り立っております。ことし空知森づくりセンターなど関係機関のご協力をいただきまして東栄小の学校林の現況について調査を行ったところ、トドマツについては既に植栽後69年がたち、伐採の時期を迎えているということでございました。この東栄小学校の学校林につきましては、森林の中にあつて林道整備もされていないということですから、小学校の校外活動での利用というのについては実施をしておりません。したがって、今後この学校林を財産として価値のあるうちに伐採をするのか、あるいは売却するのか、PTAなどの意見も聞きながら教育委員会として判断をしてまいりたいというふうに思っております。

また、井上議員さんご指摘いただきます環境教育にこの学校林を活用できないかということでございますが、現在空知太に第一小学校、第三小学校の学校林がございまして、ここにつきましては平成17年度からモデル学校林整備事業の決定を受けまして、施設内の遊歩道の整備などを進めて、現在は第一小学校、第三小学校においては秋の自然観察会等を実施しております。生きた教材を活用することから、この第一小学校、第三小学校の学校林については、市内の各学校が授業

で活用できるようPRしてまいりたいというふうに思っております。

また、事業の所管の関係ですが、学校林基金は条例によりまして学校の施設整備や学校林の植樹など地方債の償還財源に充当することができるというふうに規定をされております。したがって、学校林基金を活用した学校施設整備事業を行う場合の所管は教育委員会の学校教育課ということになります。ただ、管理、植栽等の事業になりますと農政との連携をして取り進めるということになりますし、当然ながら予算計上にかかわる部分については財政当局との調整も必要となってくるところであります。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 ぜひ有効に活用し、教育的なものに供していただきたいと思います。

◎ 3、地域振興

1、地域住民が立ち上げた「東滝川地域ビジョンを考える」の提言を踏まえて

次に移ります。地域振興ということで、3月にも取り上げたわけですが、少子高齢化が進む中で、地域でもって考えようということで東滝川地域ビジョン懇談会が去年設立されて、約半年以上かけてこれが約25人の地域代表、有識者で行われたわけですが、その中で先ほど申し上げたように農業振興地域の除外について一番に挙げておきましたけれども、ニュータウンこすもすの周辺はもう少し白地、農用地区を外す必要があるのではないかと。それから、2番目ですが、滝川畜産試験場の跡地の有効利用の関係です。その後、道との協議はどうなっているのか、実態はどうなっているのか。それから、3番目、農業大学校の滝川キャンパス誘致の関係ですが、これは特に17年のときに青山場長がいたときに「東滝川のコミュニティの歩み」、この中に一文を寄せて、現役の場長が寄せてくれているのです。その中には、農業大学校滝川キャンパスを花・野菜技術センター敷地内に整備すべく検討が進められているということが現に言われているのです。去年の暮れですか、市長と道議あるいは商工会議所等でこの関係で行って、100万円ですか、調査費がついているというのですけれども、その後どういうふうになっているのか。それから、時間がないのでそのままいきますけれども、東滝川の倉庫の多目的利用の方策はないかということで、去年もこのことを提案したのですけれども、現にJAのほうではこれを手放して地域利用あるいはそれなりに使っていただければ、格安で放したいというような意見とか、そういう話もありますので、ここまでにしておきます。

○議長 長 市長。

○市長 人口増加対策であります。先ほどもちょっと触れましたけれども、ニュータウンこすもす、本当に時宜に合ったいい施策であったというふうに思いますが、今の時代に合わせるとあいう大規模団地を隣接地につくるということは必ずしも時代に合ったということにならない、抱えるリスクが極めて大きいのではないかというふうに思います。そういう意味では、地域の皆さん方がまとまって取り組むというご意向があれば、例えば優良田園住宅とか、そういう形でご検討いただければ、私どもとしても何をやらなくてはいけないかという方策を考えていく土俵に乗

らせてもらえるのではないかというふうに思っております。

それから、旧畜産試験場跡地の有効利用ということでもあります。これは、新聞報道されましたけれども、平成22年度を目標にして花・野菜技術センター初め独立行政法人化に動き出すプランの発表が行われました。これに対して、滝川市はどう考えるのかという意見を申し上げなくてはいけないわけではありますが、私は道内的にも珍しい試験研究機能が幾つもあると、さらにホクレンの施設もあるということでもありますから、こういう機能をより有効に生かすためにどういう道がより適切であるのかと、独立行政法人という方法が本当にメリットに働くのか、デメリットに働くのかという立場で少し関係の皆さん方と議論してみたいというふうに思っているものであります。北海道としては独立行政法人ということが前提で物事を考えているものですから、定かな北海道としての土地利用のプランというのは今考えられている状況にはありません。しかし、我々としてあの広大な土地をどういうふうに使っていったらいいのか、それは先ほど民間活力によって滝川の発展のために大きな可能性があるというものが最も好ましいわけではありますが、これは今すぐそれでは具体プランを立てようという状況にもないことも、またこれはご理解をいただきたいと思えます。しかし、滝川市にとっても東滝川にとっても、他人の土地ではありますが、公共の用地として大変可能性のある用地であるということは明らかなことだというふうに思います。

農業大学校滝川キャンパスの誘致であります。その報告書ができ上がった、その段階ではおっしゃるようにそういう可能性でどんどん進んでいた時期であります。しかし、北海道としては、財政再生団体になるかもしれないという危機感の中で行財政改革にどんどん取り組んできた。そういうことの中で、大きな投資が求められていくものについては制限せざるを得ないということの中で、どうやら見直しが行われてきた。しかし、取り組むという計画をないものにするというのはおかしいのではないかとということで、これは道議も一生懸命動いていただきました。その結果、調査費100万円を計上していただいたという経緯があります。これは、受け入れ農家の調査でありますとか、あるいはどういうプログラムを作成したらいいのかであるとか、こういうための調査費を計上していただいているという状況にあります。何とかこれをゼロにしないという方向で、私ども関係者の皆さん含めて頑張らなくてはいけないというふうに思います。あきらめたわけでも何でもなくて、これは一生懸命やっていくということを改めて表明をさせていただきたいというふうに思います。

（「4番目」と言う声あり）

○議長 市長。

○市長 済みません。答弁漏れがございました。失礼いたしました。

東滝川ビジョン、こういうビジョンをつくられたのは、東滝川が初めてであります。そういう意味では、東滝川の将来を考えるということが住民の皆さん挙げて議論されていることはすばらしいことだというふうに思いますし、この報告会等が行われた折に私どもも参加をさせていただきましたけれども、そのときにこれやるのだろう、やってくれるのだろうと、力を行政としてもかしてくれるのだろうという趣旨のご質問がありましたから、この中であれもこれもというわけにいきませんから、優先順位を決めて、これをやろうということについて知恵を出し合いませんかというお話をした記憶がございます。ぜひとも東滝川ビジョンを達成するために、最優先順位は何であるか

ということを一層ご議論いただいて、私どももその協議の土俵に乗らせていただきたいというふうに思いますが、JA倉庫、地域の皆さん方とともに私どもも見させていただきました。まるで体育館でありますけれども、体育館として本当に地域の皆さん方が利用していただける、これが最優先の課題であるのかどうか。とすれば、その方向でどういう可能性の道があるのかということを経営協議させてもらいたいというふうに思っております。私は、隣のれんが倉庫が耐力的にはどれぐらいあるのかよくわかりません。あるのかないのかわかりませんが、それも興味あります。そういうことも含めて、少し地域の皆さん方と、これが最優先課題であればしっかりと協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 時間との戦いみたいな感じの質問になりますけれども、先ほどの畜産試験場跡地の問題ですけれども、民間活力導入すればできぬことはないのです。広いことは広いですが、それを求めたいという人がいないわけでもないのです、過去。我々の受け入れるスケールの問題なのです。だから、そういうことも含めてよく検討したらいいと思うのです。これは、滝川のというか、道の大きな財産であり、また滝川がどういうふうな受け入れ態勢ができるかで、これはできぬことはないのです。

それと、小さな話になりますけれども、先ほどの農協倉庫ですけれども、中は120坪あるので、120坪あって、柱のない建物なのです。こんなすばらしい建物ないですよ。だから、私野球連盟の森憲明理事長に話したのです、これを野球の練習場にしたらいいのでないかと。そこにある財産をいかに使うかというのは、みんなの知恵なのです。これは、東滝川の問題でないのです。滝川全体の中で野球場がなくて、新十津川まで行っていると言っています。だから、そういうようなことも含めて、市で大きな意味でこれを活用する知恵を出せばいいのです、NPOでも何でも。汗流さなかったら、まちおこしなんかはできないです。

それから、5番目ですけれども、滝川の東の玄関としてのもてなしの気持ちがないとだめでないかということで、あそこにトイレだとかそういうものを開始したらどうかということで、これも話せば長いのですけれども、最後の時間がなくなったので、あるいは照明の開始です。ATM関係ですけれども、花・野菜技術センターの職員40人ぐらいいるのですけれども、何が一番困っているかといったら、身近にATMだとかそういうものがないものですから、コンビニなんかの関係、これはある程度経済部長なんかにも話はしましたけれども、そういう誘導策をとってもいいのでないかと。

以上。

○議長 長 市長。

○市長 倉庫利用のことは、いろいろ検討課題あると思います。整備をするための費用というのは、そう大きな費用はかからないと思いますが、どうやって維持管理をしていくのか、そのときに維持管理の主体はどういうふうになっていくのか、かかる費用は全市的にどの程度回収できるのか、むしろ運営していくための運営費用というのが一番大きな問題になるのではないかなと。そこら辺含めて、しっかり協議をしたいというふうに思います。

それから、滝川の東側の玄関として重要な役割を果たしているというのも、ご意見に賛同であります。そういうご努力をいただいているということも、また大変感謝にたえないところでございます。こういう方向をさらにどうしていくのかというのは、今農地・水・環境保全対策のお金も投入していただきながらやっけていただいているわけですが、必要に応じて整備をしていくものだというふうに思いますから、その必要性、必需性ということについても考えながら判断をしていくべき課題だというふうに思っております。

コンビニの誘致です。きのうの質問で行政が商売できないわけではないというお話もありましたが、行政が商売に手を出すとんでもないことになりますから、そういうことではなくて、今ちょっと調べています。調べておりますし、コンビニ立地の担当者も来てもらえぬものかと、地域の皆様方に少し考え方を説明していただく時間があってもいいかもしれないなというふうに思いますが、やっぱり基本フランチャイズでありますから、だれかやっていただく気がある方が出てきていただかなかつたらならないということでもあります。幾つかある、どこと言ったら問題ありますから、あるコンビニの本部に問い合わせしております。郊外の国道沿線沿い立地の目安は何かと、朝、昼、夕方、各1時間当たり店舗前を通過する車が1,000台以上あること。東滝川は、昼はクリアしているのです。朝、夕方の交通量が少なくなるということがあります。もう一つ、必要人数、人口数というのがあるのです。必要人口数は、半径300メートルから500メートルに3,000人以上住んでいること。東滝川地区人口は、1,300人です。しかし、こういう条件はありますけれども、できれば本部から来て見てちょうだいということもお願いする必要があるかなというふうに思いますし、来てもらえるような条件になったときには、ぜひとも地域の皆さん方も立ち会ってもらいたいものだというふうに思っています。農協にもいろんな影響を行政がかかわったといったら及ぼすのでありましょう。そういう立場から、地域の皆さん方と少し一緒に考えてみるという必要性は感じております。

○議長 井上議員。

○井上議員 何でもできないことを挙げたら、できないのです。ADSLのときにつくづく感じたのです。200戸なかったらできないと言ったのだけれども、200戸なくてもできた。120戸でできたのです。そこに発想の限界があるのです。できないと思ったときに、もう物事成り立たないのです。そんなことで、さっきのトイレの話、水環境でトイレの代金払ってくれというから、何かおかしいなと思ったけれども、払ったです。そういうことをやっていたらだめです。

◎4、スポーツ振興

1、滝川オリジナルなパークゴルフ場の造成を

スポーツ振興ですけれども、きのう清水さんがやって、今はもうゼロになってしまったのですけれども、清水さんと同じ意見になったのですけれども、117ホールで8万人です。この8万人の利用というのは、これはまだまだ市外に行っているのです。置戸なんか100ホール以上あります。だから、そういうような中で今滝川市は、外客の誘致のこともあるし、健康づくり、私は大いに滝川オリジナルな、そんなに金かけないで、ある施設を使ったらいいと思うのです。これは、パーク

ゴルフ協会等とよく話して進めることが滝川のスポーツ振興、そして非常にポピュラーになっておりますし、人口もふえております。協会の関係の人が2,500人ぐらいの愛好者がいるのでないかということですが、まだまだふえます。そんな中で、ぜひこれは今期の行政課題としてやっていただきたい。

以上。

○議長 市長。

○市長 通告(1)も(2)も両方でいいのですか。

(何事か言う声あり)

○市長 一生懸命パークゴルフをやっていただいて、パークゴルフ人口もふえて、健康づくりも進んでいくと、非常にいいことだなというふうに思っておりますが、ホール数からいえば結構あるのではないのでしょうか。ただ、もう少しいいパークゴルフ場をつくれというご意向はわからないわけではありませんけれども、すぐ近くに雨竜があり新十津川がありということでもありますから、随分ご利用いただいているようであります。そして、逆な立場で言えば、新十津川町長さんも雨竜町長さんも滝川市民に来ていただいてありがたい話がないわけでもありません。ですから、滝川単独ではなくて、もう少し広域の中で物事を考えていくという発想も重要ではないかというふうに思います。ただ、滝川市民がみずから利用するというだけでなく、外部からどんどん来る観光施策として少し考えてみてはどうかということは、一つの発想としてはあり得ることだというふうに思います。こういう点は、どこまで熟度が高まっているかは別といたしまして、観光協会さんでも勉強してくださっておりますから、振興公社所有の今休止をしているツツジコースの利用ということも含めて、少し観光協会とも議論してみたいというふうに思っております。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 大いに協議して、やっていただきたいと思います。そんなことで、ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして井上議員の質問を終了いたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、無所属女性の会、窪之内美知代ですけれども、一般質問を行いたいと思います。

質問に先立ちまして、多くの議員の方が生活保護の不正受給の問題で質問を行いました。私は今回質問項目には入れておりませんが、委員外議員として厚生常任委員会に出していただき、今後ともそうした立場でこの問題については私自身として真剣に取り組んでいきたいというふうに思っております。この問題が内部、外部で検証されて、その検証結果も出されると思います。しかし、その検証結果に沿って本当にこの問題を解決していくというのは、簡単なことではないと思っています。長らく長きにわたって培われてきた体質とかというのを変えていくというのは、本当に困難なことでありますし、私自身も自分の性格を変えるというのは本当に困難だというふうに思っています。そうした意味で、このことを自分の部署ではないほかの部署のことだというふうに考えている職員はいないというふうに思っていますけれども、全職員挙げて本当にこの問題を心底解決すると

いうために、市長を先頭に頑張っていただきたいと思います。そのことを申し上げて、質問に入りたいと思います。

◎ 1、行財政改革

1、第一回事業仕分けの検証と反映について

1 件目ですが、行財政改革、第一回事業仕分けの検証と反映についてお伺いいたします。昨日もこの件については質問が行われています。1 要旨と 2 要旨あわせて質問させていただきたいというふうに思っております。第 1 回目ということで、3 4 事業について仕分けがされ、不要 9、民間 4、要改善 1 6、現行どおり 4、その他 1 事業との結果が出されています。こうした事業仕分けの結果については、行財政改革の進展を図るために、最終判断ではなく事務事業の方向性を検討する判断材料の一つとして位置づけるというふうにされています。直ちにそうした検証を行い、今行われているタッグ計画の見直しに反映するとともに、来年度の予算にも反映させていく必要があるというふうに考えています。既に 3 4 事業についての検証は開始されているのだと思いますが、そのことの結果。そして、私も公開ということがありましたので、見させていただきました。他の自治体職員からの指摘というのは、私から見ると本当に情け容赦のないような、言葉遣いも含めてそういうもので、本当に今自治体が置かれている財政状況を踏まえて、率直な視点でこれがいいのかどうかという、そういう指摘だったというふうに思っております。そこで、きのう市長がおっしゃっていましたように、そういった中でも滝川市の特性を考慮するということは当然行われるべきで、私が聞いていても、もっと滝川市の特性について職員がこうなのだということを言ってほしいなと思った場面もありました。ただ、不要と評価された中でも、ああ、そのとおりだと、それもすぐやるべきだというふうに感じるものも多くあったわけです。そこで、もちろんこれからの仕分けの検討については、私は市長の決断で廃止を前提とするのだと、あるいは民間への移行を前提とする、そういった何らかの視点を明確にして、そして期限を決めて検証を行うことが必要だというふうに考えておりますが、市長の見解、具体的な検証方法について伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 議会における提案型の質問にお答えをして、この事業仕分けに取り組んだわけでありますがけれども、私自身は残念ながら参加できませんでしたがけれども、まとめは事細かく読ませていただきました。想像した以上にこれは大変だったなというふうに思います。しかし、市役所外、それから市民以外、そういう皆さん方の視点を取り入れることができたということは、本当によかったなというふうに思います。ある市長さんと会ったときに、市長、うちにはできぬというふうにおっしゃいました。やりっ放しということであれば、何のためにやったのかということでもありますから、これは事業仕分けの物差しは物差しとして、我々は我々の物差しをしっかりとって、この 3 4 事業については改めて点検を行って、そして今既に活力再生プランの見直しについては市民委員会をスタートしていますから、ぐずぐずせずにできるだけ早く市民委員会にまたお諮りをして、議論してもらいたいというふうに思っております。この 3 4 事業だけということ考えていません。場合によってはさらに、あるいは新年度にわたるかもしれません。この 3 4 事業以外のものについて

も、もう一度取り組んでみる、あるいはあのやり方を援用して滝川市役所と市民の中でやってみるということも考えられることだというふうに思いますから、これまでも反省として申し上げてまいりましたけれども、行政中心で発想するのではなくて、さまざまな中で一層市民の皆さん方のご意見をいただきながら政策提案について議論をしていくと、そういうことを踏まえながら、責任を持って議会に提案をしていくということは進めたいというふうに思っております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 方向性としては、市長のご答弁のとおりなのだというふうに思っているのですが、具体的な点でなのですが、1つは今市長もおっしゃいましたように34事業にとどまらず、新年度にかかるかもしれませんが、やっていきたいというふうにおっしゃったわけですが、そのスケジュールについてどのようにお考えになっているのか。また、その際の評価者、評価をする方の選考について外部で今後ともやるのか。その辺の考え方について1つお伺いしたいというふうに思っているのと、先ほども質問したのですが、検討する場合に、市長は我々の物差しというふうにおっしゃいましたけれども、そういった物差しを踏まえても、私なんかが見れば、例えば6人全員が不要と判断した事業もあるわけです。そうした事業のうちには、すぐにでも私は市長の判断で、決断で、そちらの評価者の物差しと内部の物差しが違うということではないと、そのとおりだと思うものもあるわけです。だから、そういった面では、例えば不要となった9事業については一定の判断を示して、その結果についても新聞等で市民にも公表されているわけですから、そういった点では市民にも来年の予算の中ではことこの事業についてはこうした方向を持っていくよということを早急に明らかにするべきだと。明らかにするためにも、そうした市長の方向性での決断は必要なのだというふうに思っているのですが、不要という前提で検討しようとか、民間を前提で検討しなさいとか、市長はそういった判断を示して検討を行っているわけではないのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 3月をめどに市民会議にお諮りをしたいというふうに思っております。その作業スケジュールで今作業をしているところであります。提案する以上、市長が決断しなければ提案できないわけでありますから、だから市長の決断なしに提案するという話にはならない。しかし、それはたたき台として、市民の皆さん方に議論をしてもらって適正なたたき台にしないといけないというふうに思います。今考えておりますのは、評価者にはさまざまな視点があるというふうに思います。評価者の視点ということを改めて考えてみる必要があると。それから、運営手法についてどうなのかと、私は今のままだったら要らないというものの中にはあるのだろうと。しかし、それは、今のままだったらという前提条件がついているのかついていないのかというのが問題だというふうに思うのです。それがもし滝川の特質として、もう少し運営方法、運営主体を含めて有効に活用していくことによって滝川の特質、滝川の個性、そのことが外部に対して滝川というのはこういうまちだということ売り込んでいく重要なことになるのかならないのかということが問題であって、そこら辺の運営手法等々のチェックも必要だというふうに思います。それと、もう一つは、行財政運営は滝川市全体的にどうなのかという視点も必要であるというふうに思います。事業見直しで行われ

た視点というのは、無視するわけではありません。せつかく外部からいただいた切り口でありますから、これは重要視してやっていきますが、今申し上げたようなことについても新たな物差しとして考えながら、3月をめどにやっていきたいというふうに思っております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長から3月をめどにということでしたので、そこで提案されるのが外部の評価者の評価も含めて、役所の評価も含めて、結論として、提案として市民に納得される、そういったものが結果として出されるということを期待したいと思います。

◎2、滝川のまちづくり

1、中心市街地活性化基本計画（素案）について

次に移りたいと思います。第2件目です。滝川のまちづくりについてお伺いいたします。これからの滝川のまちづくり、その大きな柱というふうには私は考えていますが、中心市街地活性化の基本計画（素案）が示されました。示されてから余り日にちもない。100ページを超すものでありますから、私自身がそのすべてを読んで理解して質問できてはいないのかもしれませんが、中心市街地の活性化については期待する一人だということですので、そういった立場でまず質問をさせていただきたいと思っています。この計画は、20年度からの5年間で必ず実施をするという、そういうような計画倒れに終わらない、実行するということを前提の計画というふうになるようです。3つの基本方針と3つの目標、具体的な事業展開が示されているわけですが、第1に病院建てかえ、図書館の移転、市営住宅建設を含め、基本計画においては46事業を実施するというふうになっておりますが、必要な総事業費の試算及び財源についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今のご質問の関係でございますけれども、20日の日に経済建設常任委員会を予定してございます。その中で、計画の内容、事業費などについて詳しくご説明をさせていただきたいというふうに考えております。ご質問の基本計画の中に盛り込んでいる主な事業の総事業費、財源でございますけれども、まず市立病院でございます。市立病院の総事業費93億5,517万円ということで、補助につきましては暮らしにぎわい再生事業、最大40パーセントの補助でございます。この額が5億920万円ということでございます。財源として起債を当て込んでおります。82億9,210万円、これは病院事業債ということでございます。自己財源につきましては、5億5,387万円でございます。次に、図書館でございますけれども、図書館については総事業費1億8,800万円ということでございます。補助金につきましては、まちづくり交付金を提案事業として当て込んでおります。5,958万9,000円。起債につきましては、一般単独債4,362万2,000円。一般財源が8,478万9,000円ということでございます。次に、市営住宅でございますけれども、これはまちづくり交付金の基幹事業ということで考えております。総事業費3億3,025万3,000円。それで、まちづくり交付金につきましては、1億3,190万円。起債につきましては、1億9,785万3,000円。一般財源といたしまして50万円、これにつきましては駐車場のアスファルトの除去の分を見込んでおります。それから、にぎわい再生ロー

ドということで、花ですとか商店街のペナント、それから自店のお買い得品ですとかそういったものをPRするイーゼル、店の前のベンチ、こういったものの整備でございますけれども、これにつきましては総事業費1,020万4,000円。まちづくり交付金として、これは調査事業でございますけれども、408万円。一般財源で612万4,000円ということで見込んでおります。その他の事業につきましては、例えばコミュニティカフェあるいは高齢者等のくつろぎ拠点、これについては経産省の戦略補助を見込んでおりますけれども、事業内容は今精査中でございますので、事業費については未確定の状況でございます。

以上でございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 主な事業の個別の事業費については示されましたが、総事業費については示されていないのですけれども、できれば総事業費とその事業費における全体の補助、あと一般財源、起債とかということで、総事業費について示されれば、お願いしたいのですが。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今大きな主な事業について申し上げましたけれども、先ほど申し上げましたように細かな戦略補助の関係ですとかそういったものは今構築中でございますので、総事業費については今出せない状況でございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 理解しました。それで、国の支援がない事業ということで、先ほどの個別の事業では出されなかったのですけれども、既存の大型駐車場、店舗の再生利用ということで中心市街地活動支援センターの設置というのが計画されています。こういった内容があるだけで、もし仮に大型駐車場を買い取って、そこを改装するということになると、かなりの金額を持つ事業というふうになると思っているのですけれども、こういった事業で運営がどうなるのか、またこの事業についての試算額、それと昨日市長が答弁していたまちづくりセンターとの関係で市長はまちづくりセンターもハードが先ではなくてという話をされていて、仮にそうしたセンターを設けるということであれば街なかという話も答弁されていたので、そこそこ関係あるのかなというふうに思っているのですが、その辺についてもご答弁をお願いいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 まず、駐車場事業の関係でございますけれども、これらについてもまだ全体の積算はできておりません。それから、まちづくりセンターとの関係でございますけれども、これについてはまちづくりセンター自体がハードの事業ということではなくて、いろいろなソフト事業の展開があります。ただ、私どもとしては、中心市街地の中に活動センターというものを設けたいということで、これは建物自体の権利の問題等もまだ解決されておりません。これらも含めて、なるべく早い時期にまとめたいと。ただ、計画自体には、そういった形で乗せていきたいというふうに考えております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 20日の日の経済建設常任委員会にこういった報告がされるのかというのはあると

思うのですけれども、時間の関係もありますので第2、第3のほうに移りますけれども、私はさっきも言ったように中心市街地の活性化を期待する一人ではありますが、昨日本間議員が質問されたのを聞いてみると、どうもこの計画の素案そのものが本当に中心市街地の商業者や住民が納得した上で出されたものになっているのかという疑問を若干感じるわけです。いろいろ協議会等をつくられて検討されてきたということはわかっているのですけれども、ここにも書いてありますように、私の感想ですが、そういった地域、関係する地域の人たちの要望や意見、そういうものを本当に検討の上に検討して出された素案なのかどうか、その辺の中身についてお伺いするのが第2要旨です。

第3要旨ですが、コンパクトシティということですずっと話されています。私は、中心市街地を活性化することを期待しますが、中心市街地を活性化するためにそれ以外の地域は活性化しなくてもいいというふうにももちろん思っているしやらないことはわかりますが、そことの連携なしに中心市街地の活性化というのはあり得ないというふうに思っているのです。江部乙の商店街なんかの方たちと話すと、何で中心市街地活性化で、おれたちのところはどうなっているのだとか、中心市街地なのだから自分たちには関係ないとか、こういった声も聞かれるわけですが、そうではなくて、ともに市全体としての活性化がなされなければ中心市街地だけが活性化するということはあり得ないのですが、まして、絞ってはいますけれども、多額の一般財源も事業費の中には入ってくるわけですから、そうした中で中心市街地以外の市民も納得するような計画でなければならぬ。そのためには、中心市街地以外の振興についてもこうしていくのだという提案がなければならぬというふうに思っているのですが、そうした意味で中心市街地以外の活性化についてどのような具体策をお持ちなのかについてもお伺いしたいと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 2と3と一緒にということですね、基本計画に挙げられた事業から説明してよろしいですか。

(何事か言う声あり)

○経済部長 それでは、中心市街地活性化協議会を設置しまして、事業を検討する活性化委員会、これは本間議員さんが委員長でございますけれども、相当回数、20回以上会議を行って、活性化に資するという事業を真剣に検討しました。かんかんがくがくやってまいりました。中心市街地活性化協議会の活性化委員会での商店街の具体的な取り組みを検討した事業でございますけれども、まず幾つか挙げたいと思います。買い物循環バス事業というものも挙げられました。それから、インターネット販売ですとか自店の宣伝をするために、ITスキルアップ事業ということで、店が終わった後、スキルアップセンターとかを利用してスキルを身につけようという事業を考えたところです。また、レンタルボックス事業、それから空き店舗対策といたしまして先ほど申し上げました高齢者等のくつろぎ拠点事業、それからコミュニティカフェ事業、それから花などの商店街環境の整備事業と、こういったものが挙げられました。その中で計画に反映された事業ということでは、まず空き店舗対策事業といたしまして、拠点づくりという観点から、高齢者等くつろぎ拠点事業、それからコミュニティカフェ事業ということでございます。それから、花などの商店街環境整備事業、これについてはにぎわい再生ロード事業として取り組みたいというふうに思っております。特

にコミュニティカフェ事業につきましては、銀座商店街の若手経営者の方2人が運営リスクを背負ってでも取り組むというような熱意を見せているところでもあります。こうした取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。それから、商店街が市民活動と協働する事業ということで、りやかあさん事業ですとか、あと経産省の戦略補助に乗る予定でございますけれども、商店街スキルアップ事業というようなことも計画の中にうたっております。

それから、ほかの地域とのバランスの問題でございますけれども、まず中心市街地のエリアに入っていない商店街、江部乙商工会では今若手の会員の中で江部乙の商工振興を考える勉強会を立ち上げるといような動きもあります。その中に市も参画して、活性化について一緒に考えていきたいというふうに考えております。また、坂の上の商店街、活発な事業展開をやっておりますけれども、中心市街地活性化基金を活用した電光掲示板の設置、もう既に設置されておりますけれども、あと開発局と連携したフラワーストリート事業あるいは雪だるま大作戦、こういった商店街活動にも積極的に参加しております。こうした動きの中に行政としても積極的に入り込む中で、できる限り支援をしていきたいというふうに考えております。また、中心市街地の活性化策以外は、市民生活で市民税の1パーセントの問題ですとか、農業振興では農地・水・環境あるいはパワーアップ事業、産業振興では産業サポートというふうに関係する多岐の事業を滝川市の発展のために政策として実行に移していると、移しつつあるものもありますけれども、移しているという状況でございます。

○議 長 窪之内議員、今の再質問ですね。

○窪之内議員 はい。

○議 長 これで一応区切りますので。

○窪之内議員 今いろいろ話されたのですが、率直に言って、いろんな事業の中には新しい事業も当然ソフト事業で含まれているのですが、きのう本間議員だったかと思うのですが、病院と図書館のための活性化計画でないのかという率直な感想は私もあるのです。本当にここが関連地域の商店街の人たちや住民も含めて、そして本当に滝川の市民が納得した形でこの基本計画に沿ってまちづくりを進めていこうと、どうもそういうふうな、私自身がこの計画を見てそういうふうな気持ちになかなかないのです。それで、そういう気持ちを市民につくり上げるということが必要だと思うのですが、基本計画が年度内に国に認定をされていって、この計画を進める段階でそういった地域や市民との関連、市民とともに進めるという関係でいろんな市民に対する提案なりスケジュールなり、そういったものがあれば伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 スケジュールは所管からご答弁を申し上げますが、ご理解いただきたいのは、市立病院の事業費が入っているというのは、市立病院はやると決めたわけですが、少なくとも実施設計まで取りかかっているわけですから。しかし、中心市街地活性化の計画をつくることによって、これをつくるというのは既定方針で決まっているわけですが、つくることによって補助金がもらえるのであれば、そんなにいいことないわけで、中心市街地活性化基本計画をつくるということのも決まっているわけですから、これは有利な財源対策の1つとしてやっただけの話であります。市立病院のために

中心市街地活性化計画をつくるものではありません。それから、図書館のことが随分話題になっていますが、図書館も今ではだめなので、いずれ耐震測定もやりますけれども、恐らくいい結果は出ないでしょう。したがって、あの建物ではだめだと。市民のためにより便利なところはどこなのかと、できるだけ運営上の資金上のリスクも少ないやり方というのがあるのではないだろうかというふうに発想したわけであります。図書館は、内部的には5カ所検討して、第1案として市役所が適切だということにして市民の皆さん方にお諮りいたしますけれども、図書館のために中心市街地活性化に取り組んだということではないわけであります。私たちが考えなくてはいけないのは、中心市街地における公共機能のあり方というもので足りないものというのはい体何なのかと。不必要な公共事業をどんどん中心市街地に投入して、そして活性化させようというのは本末転倒した話でありますから、中心市街地の機能として何が足りないのか、滝川は相当整っているわけです。何が足りないのかということをも最小限に絞り込まなくてはならないと、そしてその提案をやっている。しかし、それは、市民の皆さん方にとっても便利な機能と便利な位置でなくてはならないと。こういうことを背景に、いろいろ提案をさせていただいているわけであります。

それと、もう一つ、ご質問にありましたように重要なのは、商業の再活性化ということであります。もし商業の再活性化ということが課題にならなくて中心部機能だけであつたら、私はこの中心市街地活性化基本計画に取り組む意味はほとんどなくなるというふうに思います。したがって、中心市街地の活性化、商業の活性化ということが極めて大きな課題である。そのためにどうしたらいいのかというのは、これは消費者の皆さん方から見放された商業活性化計画では話にならない。したがって、商業者の皆さん方も一生懸命おやりいただいておりますけれども、さらに行政も含めて一生懸命消費者のために何をやるのが適切なのかということをもあのプランとして、行政プランのように見えますけれども、今までずっとアンケートをやりながら、そして市民の皆さん方のご意見も聞きながらプランにまとめたわけであります。こういう面でもっと足りないということは、しっかり意見反映して最終プランにまとめたいというふうに思いますから、そういう意味でまたいろんなご叱正、ご指導、ご意見をいただきたいというふうに思っております。

スケジュールの問題については、今部長からご答弁を申し上げます。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 スケジュールの関係については、市民へのということですか、それとも……

(何事か言う声あり)

○経済部長 先月30日からきのうまでホームページで公開しておりました。メールでいただいたものですか、直接電話でいただいたものもあります。これらについては、提案型のご意見もありましたし、ぜひ頑張ってもらいたいという、昔の滝川のにぎわいをぜひ取り戻してほしいというような意見がほとんどでございます。今計画自体につきましては、第4グループまでの認定が全国で23自治体終わっております。滝川については第5グループということで、年内に申請のめどをつけたいというふうに思っております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 心配はたくさんあるのです。でも、お金を使う以上、絶対失敗してはならないまち

づくりの中心的な計画になっているわけですから、そういった意味で市民理解を得て進められるような方策についてさらに検討していただきたいということを述べて、この問題を終わります。

○議長 長 質問の途中でありますけれども、この辺で休憩にいたしたいと思います。再開は午後1時ちょうどであります。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時01分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

窪之内議員の発言を認めます。窪之内議員。

◎3、高齢者福祉

1、高齢者の交通手段の確保について

○窪之内議員 それでは、3件目、高齢者福祉、高齢者の交通手段の確保について質問を行いたいと思います。まず、1番ですが、敬老特別乗車証の見直しについてであります。昨日本間議員がこの問題について質問をして、市長からも答弁をいただいておりますので、こうした答弁も踏まえての質問を行いたいというふうに思っています。今回示されたこの見直し案は、1,800円の回数券を1,000円で購入するというものです。ですから、90円に対して50円の負担というふうに考えてもいいと思うのですけれども、こうした場合に、きのうも市内循環線がない地域では負担増になるということは指摘されました。私のところは370円になります。回数券の場合はおつりが出ませんので、370円の区間をこうした方式で乗ろうというふうに考えますと、90円の回数券ですから4枚と現金10円を支払わなければならないのです。ということは、210円が利用者の負担になります。ところが、区間としては安い340円の区間の場合どうなるかというと、回数券3枚と現金70円の支払いになって、利用者負担は220円になるのです。ですから、バスの本来の区間料金が安いにもかかわらず、利用者の負担が高くなるという、こうした矛盾が生じることになるのです。これは、こういうことをきちんと計算した上での提案なのかどうかというのが物すごく疑問なのです。利用者の応益負担だというふうに言っていますけれども、こうした逆転現象が起きることを承知の上で提案したのかどうか、案を示されたのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 その料金に応じて負担率がどうしても変わってくるということは、私ども承知をしてございます。ただ、昨日市長からも申し上げましたとおり、子供料金程度、いわゆる半額程度の負担ということで、それぞれの負担率は若干誤差はございますけれども、その辺のご理解もいただきたいということでご提案をさせていただいたところでございます。

(「逆転になるということを知っていて提案したんですかと聞いているんです」

と言う声あり)

○保健福祉部長 一人一人というか、その料金によって違いが出てくるということは、承知をして

ございました。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 今料金によって違いが出てくると。こうした場合に、提案でも示されていますように応益負担ということになっているときに、実際のバス料金が少ないのにバス料金が多い人よりも負担が多くなるという提案がこうした説明の応益負担という原則に照らしてみても、本当におかしき疑問を感じない提案なのかというのは、私はわかりません。先ほど示した金額だけではなくて、いろんな金額、循環線以外の金額の中には逆転現象が起きるところが幾つも出てきます。私は、こうした負担のことを考えて、逆転現象が起きるのにそういった説明は厚生常任委員会でもなされませんでした。こうした提案をするときに、逆転現象が起きるということがわかっていたのであれば、当然厚生常任委員会ですらこうしたことの説明もすべきだったというふうに思っています。その辺についてのお考えが1点と、逆転現象が起きたとしても子供料金程度のことということで、この提案に固執するということではなくて、こうした逆転現象が出てくるということは市民の納得が得られないということをはっきりしているというふうに思います。ですから、この示された案についてはまず撤回し、新しい案を考えるということについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 そういう問題が生じる。それでは、それに対してどうしていくべきかという、それが解決できることであるのかできないことであるのか、そういうことを考えていく必要があるのではないかと。そうでないと、今までのやり方がそのまま踏襲されていく。とすると、今提案をさせていただいている何の問題解決にもならない。そのことが放置されていく。そういうことではいけないと、いろんな問題について、その問題を解決していく方法はないのかどうかということを実際に模索していくということが必要ではないかと。そのときに、こういう問題があることが決定的な致命なのかどうかということも、その段階で判断しなくてはならないことだというふうに思います。ご質問いただいたことについては、所管においては理解をしていたようでありますから、それを含めて問題解決の方法がないのかどうか、そういう視点で改めて点検をしてみたいというふうに思っております。これはお願い申し上げたいのですが、住民の皆さん方の負担がふえる部分は確かにあるのです。その負担の軽重はあります。だけれども、市民の皆さん方の負担の軽重に応じて、行政もやっぱり税金として払う部分がふえていくのです。だから、そういうことも、問題と言えば問題ですけれども、行政としての皆さん方に対する負担もまた同時にふえるのだということもご勘案をいただいて、より公正で公平な、しかも現在の問題を解決し得る、そういう制度設計に努める必要があるというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 見直しをするということは、厚生常任委員会するときにもそういうふうに表明していますし、市長のほうでも今そういうふうに答弁されました。それで、その原則に、本当に日常生活に必要なことなのです、通院や買い物、そういうときに。この問題に限っては居住地によって負担に差をつけるということが私はあってはならない。どこに住んでいても同じような均一な負担ということを前提にぜひ考えていただきたいというふうに思いますが、この辺についてはいかがでしょ

うか。

○議長 市長。

○市長 こういう制度を持っていない市町村のほうがむしろ多いのです。ですから、制度を維持するためには、いろんなことを考えなくてはならない。それは、維持するためであります。ですから、さまざまな痛みは出てくる。その痛みの許容の限度はどこなのかということを考えながら、提案をさせていただいているわけであります。おっしゃることは、わかります。おっしゃることはわかりますけれども、税金の使い方ということからすれば、遠いところの皆さん方は、どんな乗物に乗ってもやっぱり料金は高くかかるわけであります。近くの方は、やっぱり低いわけであります。これを税金を高く投入して、遠いところの方は今まで支払っていただくのは定額ということでお願いしてまいりましたけれども、こういうことではどんどん利用者がふえていくこれからの世の中うまくいかないのではないかと。それでは、近くにいる方々の割引率は低くして、遠くに住んでいらっしゃる方の割引率を高くするということが本当に適切な公平な政策の選択なのだろうかということも、やっぱり考えなくてはならないなというふうに思っています。そこら辺を考えながらの提案であるということも、またご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 考え方は、いろいろあるというふうに思います。厚生常任委員会でも話しましたが、もしも、そうしたら遠くの方たちに均一なサービスがなされているかといえば、東滝川には支所も何もありませんから、役所の用事というのは来なければならないのです。だから、そういうようなことも含めて、まして75歳以上のお年寄りに対してどういった交通手段をするのか、遠いからといって年金が多いわけでもありません。そういういろんな含めて、もちろん応益負担の考え方を踏襲しなければならないところもあるかもしれません。でも、この場合に限っては、お年寄りの足の確保という点で見たら、私はそういった形で遠い、近いにかかわって応益負担の原則を持ち込むべきではないということを申し上げておきたいと思います。

それで、高齢者の交通手段の確保ということでの2件目になります。市内循環線に乗られる方のバス停というのは、住居から歩いてそれほどかからないところに住んでいらっしゃるかもしれませんが、江部乙、東滝川、北滝の川の農村部ではバスの路線がないわけですから、そういう交通手段を利用するためにも、そこまで出る交通手段をどうするのかというのが問題になってきて、これは敬老乗車証だけではなくて、そういう地域の方たちの交通手段のことをどうするのかということを総合的に検討していたはずなのです。それで、そういうことも含めて、例えば江部乙の地域のある方は、スクールバスが走っていると、スクールバスのバス停を特別につくれとは言わないけれども、スクールバスが走っているところに、その時間帯にバス停まで行くから、乗せてもらえないだろうかという意見を言っている人もいます。それがいいかどうかというのは、いろんなことがありますので、いいかどうかというのはまた別ですけども、そういった何らかのいろんなことを利用して、敬老乗車証も含めて総合的に高齢者の交通手段について引き続き研究、検討というのを求めたいと思いますが、お考えについて伺います。

○議長 市長。

○市長 まず、私は、1つは市内バス路線を維持しなくてはいけないというのがあります。今いろんなところでこういう市内路線の廃止ということが提案されていっている。それは、乗らないからであります。私は、敬老乗車証、この支援制度を維持しなくてはいけないというのは、もちろん高齢者、交通弱者のためであります。交通弱者のためでありますけれども、交通弱者の皆さん方に公共交通手段を活用していただくということを通じて、市内バス路線を使っていただく皆さん方にも使っていただいて、そしてバス路線を維持していかななくてはいけないと、このバス路線がなくなってしまうたら、もう話にも何にもならないということもまた重要な視点だというふうに思っているのです。これは、滝川市はむしろ非常に行政エリアも小さくて、道路も発達をしていて、交通手段への隣接性も比較的容易なまちだと、ほかのまちよりはずっとそういう面では恵まれているというふうに思っています。ただ、今後どんどん、私もいつか申し上げましたけれども、特に農村部におけるひとり暮らしの女性が多いと、こういう問題を解決するために中心部居住ということが片一方であり、そして片一方ではコミュニティで支えるという施策があり、この両方をちゃんとしていかなかったら高齢社会を乗り切ることができないというふうに申し上げてまいりました。どんどんそういう問題がたくさん出てきますから、これは今ご提案をいただきましたから、それではバス停に行くまでの交通手段のあり方はどうしたらいいのかというのは、これはこれまでも勉強してきたことでありますけれども、引き続きどういう方法があるのかというのは、検討という以前の勉強をまずしっかりやりたいというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 もちろん研究、検討の場合には、当然地域力を活用する、公共だけでないという、そういった視点でのごことをしていかなないと、どんどん行政としての持ち出しがふえるということもありますので、そういった視点で何とかそういう人たちも含めて交通の手段を確保できるような方策について勉強、検討をお願いしたいと思ひまして、次の質問に移りたいと思ひます。

◎4、教育行政

1、小中学校の適正配置基本方針について

教育行政、小中学校の適正配置基本方針についてであります。この基本方針に沿って、来年3月末までには適正配置計画の案が示されるというふうになっています。そこで、時間もありますので簡単に質問をしていきたいというふうに思ひますが、この基本方針が示されたことによって、新聞では東栄小学校、江部乙小中学校が統廃合対象校ということで報道されました。そうしたことから、地域にはいろんな不安が広がっているというのも事実なわけですが、それで、こうした基本方針を進めていく上での前提は、何よりも子供たちにとってどういった教育が適切なのかどうかということが基本にあるというふうに書かれていますし、統廃合ありきではなくて、いろんな通学区域の変更等についても検討するということは明記されているわけです。そこで、今この3校を統廃合の対象として位置づけてはいないと思うのですけれども、位置づけるのではなくて小中一貫校や少人数学級の拡大ということが先に研究、検討されるべきであります。そうしたことについての教育長のお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 窪之内議員さんのご質問にお答えをいたします。

今回提示をしました基本方針につきましては、議員さんおっしゃるとおり、この後3月をめどに策定をします配置計画の案の基礎となるものということでございます。またさらに、この適正配置計画そのものの期間を10年としておりますけれども、この10年だけを視野に入れて適正配置に取り組むのではなくて、その先も見据えた形の計画というのも当然求められてくるのだらうというふうに思います。確かに新聞報道があったとおり、今回の基本方針の規模でいいますと対象になるのは3校ということになりますけれども、先ほど言いました長いその先のことを考えるのであれば、当然市街地域の小学校、中学校においても対象になる学校が出てくるということも想像だにかたくないうふうに思います。したがって、そのときが来てからどうするのかというのではなくて、今から一定の基準を決めて、この時期にこういうことになる、ですから子供たちの教育環境をこういうふうにしたいのだと、だから学校の適正配置はこうしたいというようなことを決めて、この適正配置計画を策定をしたいというふうに思っておりますので、したがって子供たちの教育環境をどう確保していくかという部分についての議論では、当然に選択肢として通学区域の変更あるいは少人数学級の拡大、小中一貫校の検討というようなものも当然含まれた中での配置計画を策定をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 方向性については、納得できるわけです。ただし、きのう小中一貫教育を検討する上でも基本は1学年2クラスというふうに教育長は答弁されました。そういうことでは、ほかの議員からも出ていた江部乙地域等を含めた小中一貫校についての検討をしてほしいということから見たら、江部乙は外れてくるということになるのですよね。そういうことを考えると、まして来年3月までの適正配置計画ということを考えたときに、その配置計画の中でそれでは江部乙や東栄小はどういったことに位置づけされるのかなと。これから3カ月ぐらいの期間がありますけれども、そういう中において本当に小中一貫校や通学区域の変更や少人数学級ということが検討されて、それで出された配置計画になってくるのか、そうではなくて、やはり基準に満たないから統廃合という形で学校名が出されていくのではないかというふうに私は思っているのです。そこで、東滝川の問題については前段井上議員が行いましたけれども、もとは一自治体であった江部乙から小中学校がなくなるということのデメリットというのをはかり知れないというふうに思うのです。私は、江部乙小中学校については残すと、そのために何ができるのだという、そういう観点での検討が必要だというふうに考えているのですが、教育長の考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 今回の基本方針を出させていただいた分については、土俵の大きさを決めさせていただいたということになるのかなと。その中に少なくとも今は全部の学校がその土俵の中にいるわけですが、その土俵の中に残る努力というのは、それは当然先ほど申し上げました通学区域の関係あるいは通学距離の考え方等さまざまな選択肢なりがあるのではないかというふうに考えてお

ります。今決めた基本方針に外れる、即統廃合ということではなく、その中で基本的には5年間の住民の合意をいただく期間をつくって、その中でさまざまな議論の中で地域と一緒に学校のあるあり方、残すのであれば残し方、特色のある学校づくりというものをどう進めていくのかというようなものも当然その中で議論されてくる問題だというふうに思っておりますので、いたずらに今の基本方針から外れたからといって、すぐそこから土俵の外に出ていただくという考え方にはなっておりませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、そうした地域との合意形成がどのように進められていくのかということをお聞きしたいというふうに思うのですが、20年3月末までの適正配置計画案については、この間市民委員会ですか、つくられてやってきたということから考えると、この案を示す段階では多分住民からの意見を聞くという機会は設けないのではというふうに思っているのですが、違うよと、設ける、そういう機会も考えているよということであれば、示していただきたい。それと、適正配置計画案が示されたら、示された後こういった形で地域の住民との協議や方針を決めていかれるのかについて伺いたい。それと、改めて、小中一貫教育の場合はきのう答弁した2クラスが基本だよということになったときに、2クラスでない1クラスの場合は小中一貫教育は基本としては検討しないということをおっしゃったのかどうかについても確認したいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 適正配置計画案につきまして、3月末までに案を作成をして、その後夏ぐらいまでをめどに適正配置計画というものを策定をしたいというふうに思っております。ただ、市民懇談会の中で出ました意見提言書並びに今回委員会のほうで決定をしました基本方針案につきましては、既に教育委員会のホームページに掲載をして、意見の募集を行っております。また、基本方針そのものにつきましても、広報たきかわ1月号にも掲載をして、広く市民に意見を求めて、計画案の策定の参考にしたいというふうに考えております。また、それと並行しまして、今庁内組織での検討あるいは教育委員会内での協議をしているところでございます。その間の市民から寄せられたご意見あるいは庁内での検討を経まして、適正配置計画案がまとまった段階で保護者や地域住民の方への説明を行いたいというふうに考えております。なお、先ほど申し上げましたが、今基本方針に関します意見をいただいている最中ですが、それぞれの当該の地域においてどのように学校を存続させるための方策を地域のほうでお考えいただいているというふうに思いますので、それらに対してもぜひご意見やご提言をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また、小中一貫校の関係につきましては、もちろん基本方針としては2クラスというのは基本ですから、それは小中一貫校という形をとっても基本方針が変わることはないというふうに思いますが、したがってその中でどういう形の中でそのほかに配慮しなければならない事項があるのかないのかという部分については、そういう意味ではそのところは十分地域の方の、あるいは保護者の方のご理解をいただかなければならない部分だということだというふうに思います。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 時間がありませんので、改めて地域のコミュニティを守る、子供たちの将来を考え

るといったときに、江部乙地域から学校は絶対消してはだめだというのが私の考えです。そのためには、少人数学級のいろんな実施を考えれば2クラスになる可能性も十分あるわけですし、そうした検討をぜひ、30人学級にせとかということではないです。本当に少人数学級を、特別な少人数学級をつくるということも含めてです。そういった基本をぜひ崩さないでいただきたいということを述べまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長 長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 公明党の堀重雄でございます。よろしくお願いいたします。

◎1、福祉行政

1、生活保護移送費詐欺事件について

2、乳幼児医療補助について

最初に、今回の生活保護移送費詐欺事件についてお聞きをいたします。去る12月5日、まちづくり市民会議において市長は、市職員、管理職の意識改革が必要で、改革のチャンスをくださいと市民に訴えました。私も全く同感でございます。なぜなら、将来この事件のおかげで市職員が変わったと市民に思っただけなのが最重要課題と考えているからでございます。現在市民は、社会保険庁のずさんな業務のありよう、また防衛省の問題など、公務員に対する批判はピークに達しているところでございます。そして、今回の詐欺事件で本当に怒っているところでございます。そこで、市長の今考えている職員の意識改革の具体案をお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 意識の改革とシステムの改革が必要だというふうに思っておりまして、新年早々庁内に、どういう組織名にするのかこれから検討いたしますが、何々推進室もしくは何々改革本部、こういう専管、専任職員をどうするかというのはこれからの問題ですけれども、組織を立ち上げていきます。その中で、どういうことが重要なのかと、あれもこれもということになりますと、またアブハチ取らずになりますから、どういうことから優先的に取り上げていかななくてはならないのかということ冷静に判断していきたいというふうに思っております。今幾つかの重要な課題があるというふうに思いますが、例えば法令遵守ということについてどういうふうな意識を持っていくのか、これには解釈、運用フォームということもあるでしょうし、あるいは政策フォームということもあるであります。あるいは、危機意識の受けとめ方、公務員規範のあり方、こういうことも重要なことであると。こういうことをトータルに考えてみると、行政経営改革ということになると思うのですけれども、行政経営改革の中でも何を重点でやっていかななくてはいけないのか、そこら辺をしっかりと絞り込んで、新年早々にでもそういう組織を立ち上げて、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、こういうものを取り上げていくときに幾つかのキーワードが必要だというふうに思っているのですけれども、1つは危機意識ということであり、もう一つは、個々のことではなくて、やっぱり改革ビジョンというものを明確にしないとだめだというふうに思います。それから、外部の力をかりながら内発型でいかなかったらならぬと、

外部で押しつけられた、だからやらなくてはいけないというものではなくて、外部の力をかりながらも内発型でやらないとこれは進んでいかないと。こういう幾つかのキーワードはあるというふうに思っておりますが、そういうことを念頭に置きながら前へ進めていきたいと思っております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 かなり難しい単語が並びましたけれども、ぜひ推し進めていただきたいと思いますが、私はこのように考えております。まず、危機意識の分野に当てはまるのかなと思いますが、罰則の強化というものも必要ではないかと。それと、罰則だけでは職員さんが萎縮するばかりだと思います。賞罰をしっかりと改善できるものは改善していくということが大事だと思います。ということは、恐らくこれは人事考課にもつながっていくのだと思いますが、やる気のある職員を育てていくということが大事ですので、そのためには人事考課という、恐らく市の職員にもあるのでしょうけれども、そういう内容もしっかりつくっていくべきだと思います。特に市長が今行財政改革を進めているわけですから、それに対して提案型、改善型ができるような職員を評価してあげなければならぬと思います。毎日の業務の中で、ただこのことだけ済ませておけばいいのだというのでは、非常に体質なり制度なりに問題があるというふうに考えます。また、一度市長、この機会に全職員から、無記名でもよろしいですから、実際の改善なり提案なりのアンケート調査をとられたらいいのかなというふうに思っています。というのは、民間でもそうですけれども、私の体験上は、チェーンストアとして店長がかわりますと2けたぐらいの10パーセント、15パーセントの売り上げが変わるのです。それはなぜか、同じ商品が入って、同じ価格で、同じスタッフをいただいて、店長が変わることによって売り上げが変わると。これは、その店長がどこに目を向けているかによって変わるわけです。お客様に目を向けているのか、会社の上司に目を向けているのかによって非常に売り上げの数字が変わってきます。これは、市の職員にとっても同じことが言えるのではないかなというふうに思うのです。ぜひ改革のときに市の職員のやる気を引き出せるような改革にしていきたいと思うわけです。地方公務員法の第30条に、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない、こうあります。市の職員、幹部が市民に目を向けれるような改善、改革をぜひ市長の最大の努力を図って推し進めていただくことをお願いします。

もう一点、9月定例議会で私が提案しましたが、作業の棚卸しの件ですけれども、これは当時は非常に主婦にわかりやすいような作業で表現をしたつもりですけれども、実際の内容は各人、各セクション、一人一人が日々やっている仕事、週にやる仕事、月にやる仕事、年間でやる仕事、こういうことを全部羅列して明記するわけです。その中で、これは要らないなとか、また必要ないなとか、これは不足しているなとか、こういう点検をする作業であります。それから、恐らく、私もまだ市の行政はよくわかりませんが、この部分とこの部分だったら統合したほうがいいだろうとか、これを分けているのはおかしいとか、いろいろなことが発見できると思います。ぜひ作業の棚卸しを、市長は勉強するというふうにおっしゃっていただきましたけれども、勉強はしていただきましたか。

○議 長 市長。

○市長 改善、提案アンケート調査、行います。意向は把握しているのです。把握しているのだけれども、マンネリ化しているということがありますから、この際実施をしてみたいというふうに思っております。確かに行政は継続性ということが求められていて、アメリカ大統領のようにかわったらスタッフ何万人も入れかわるということではない。行政の継続性ということが日本の場合特に重要視されている。逆にそのことが今のままでいいのだということにつながっているとしたら、それは大変なことでありますし、時代に応じて行政の継続性と、そして時代に合った形に、住民のニーズに合った形にしていかななくては行けないと。そういう意味でも、少し改善、提案アンケート、重視をして取り組みたいというふうに思います。

勤務評定は、全道の市役所の中でやっているところは少ないのです。少ない市の一つであります。それは、使われてはいるのです。使われてはいるのですが、それでは給与条件等に反映されているのかといったら、そういう仕組みは現実としてとられておりません。ただ、国家公務員においても勤務評定をそういうふうに結びつける必要があるということで改革を進めているようでありますし、私どもとしては勤務の評定、頑張る者が報われる仕組みというものはちゃんとつくっていかなくては行けないというふうに思います。ただ、合併協議がああいう結末に終わったときに、何人もの首長さんからこういう評価をいただきました。市長は幸せだなど、優秀な職員がたくさんいると。優秀な職員がたくさんいるわけであります。この優秀な能力をしっかりと生かすシステムが必要だというふうにも思っておりますから、そういう面でいろんなことを考えながらやっていきたいというふうに思います。

業務の進行管理をしていく仕組みというのは何なのかというと、大きくは年間業務計画、それから必要に応じてそれぞれの部及び課において月間の業務計画を定めて進めていただくことにしています。しかし、ご質問のあったように、個々人が営業管理をしていくように年間どうしていくか、これはおおむねの計画を個々人が持って、それで課や部の年間業務計画に反映していくわけでありまして。しからば、例えば月々どうなっているのかと、今週1週間どうなるのかと、こういうことをやっているところと、恐らくやっていないところが多いのではないかとというふうに思います。そこら辺のことを、職務の管理というのはしっかりしなくては行けないというのが今回の反省でもありますから、ここら辺特に重要な施策分野においてはしっかりやらなくては行けないというふうに思っておりますのと、いつも定型的な業務が行われていて、これでいいのだということも極めてこれは重要だというふうに思いますから、定型的なセクションであっても幾つか取り上げてきちっとやっていく仕組みというものを確立していきたいというふうに思います。

棚卸しについては、所管で勉強させていただいております。中間的な報告はまだありませんけれども、棚卸しの具体的なやり方というのは発想を生かしていきたいと。さる銀行は、こういう調査までやって業務の改善をしたという報告を受けておりますけれども、一人一人が無駄な時間が1分あるのか30秒あるのかということを徹底的に点検すると。今何をやっているのか、トイレに行くのにどれくらいかかったのか、あるいはお客さんと接するために何分かかって、これをもっと短くする方法はないのか、そういうところまで例えば1週間なら1週間、その職員にびっちり密着してやるのだということの報告、説明を受けたこともあります。そういうふうにして業務の執行を効率

的にやっていくと。しかし、そこまでやっている銀行でも、こう言ったらわかってしまうかもしれない。それが、倒産しないことを念頭に公務というのはあるわけでありますから、我々の重要な責任だというふうに思います。優秀な能力と意識を持つ職員が最大限活躍できる仕組みというものをしっかり考えていきます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 ぜひよろしく願いをいたします。続いて、責任分野についてお尋ねをいたします。市長は、事件の結果を待たず、過日自分の減給の処分を決定されたわけでありますが、来年の1月から3月までに50パーセントカットするという記事でありましたけれども、なぜこの段階で、事件の全容が出ていない段階での決断だったのかの本意をお聞きいたします。

○議 長 堀議員、これはこの後の一般審議の中で出てまいりまして、一般質問終わった後の議案第20号に出ておりますので。

○堀 議 員 わかりました。では、そのときにお聞きしたいと思います。

市民の怒りは、今市長にではなく市職員の怠慢に集中しているのが現状であります。頑張っている職員も当然いることは承知をしておりますけれども、現状は本来は市は被害者であるわけですが、なぜ市民の怒りを買うのか、このことについて、それは個人であれ民間であれ常識では考えられないほどの額であり、長期的にわたった詐欺事件を許したことに原因があります。そこで、会計管理者にお聞きいたしますが、過日の厚生常任委員会的时候にもご説明がありました。制度上、書類上問題はなかったというご答弁でございました。昨日の質問に対しても、そのような趣旨であったと思いますが、市民の感情からしますと、それだけ優秀な市のトップがこれに違和感がない、疑問を感じないというのはどういうことなのだというのが率直な意見でございます。その意見を踏まえて、今日に至るまで過去の弁と同じなのかどうかをお伺いいたします。

○議 長 会計管理者。

○会計管理者 経過の関係、いろいろと委員会とかで説明させていただきましたけれども、もう一度経過の関係は説明させていただきたいと思います。昨年7月ぐらいに異動になりましたけれども、中身的に見たのは11月ごろだったと思いますが、そのときにかなり額が大きいこともありまして、課長を通しながら現場にこれは制度上どうなのだろうというお話をさせていただきました。その経過の中で道監査ということがありまして、その監査があるということでそれを待ちまして、道監査の結果、制度上、法律上問題ないということがあったものですから、そこから発してきたというのが現況であります。正直な話、非常に多額であったということであります。それにつきましては、制度上仕方ないのかなと思いながらやってきたと。それで、そのときに債務が確定しているのかしていないのかということをお調べしますが、それは請求書等で調べていくわけですが、そういった中でどうしてもそれは債務が発生しているということでありますから、債務が発生している限り、私どもとして払わないと、もう一つ法律がありまして、30日以内に払わなければいけないという代金支払い遅延防止法というのがあります。そういったものがありますので、そういった中で発してきたということでありまして、5月ぐらいになりまして、また何とかならないのだ

ろうかというお話をしていましたけれども、それは制度上云々ということなものですから、難しいということでありましたので、今日に至ったということでもあります。以上が経過でありますけれども、私どもが仕事をやっていくときに法律だとか制度だとか、そういったものにできるだけ忠実にということで、それが平等性というのですか、そういった部分で、そしてそれが仕事を滞りなくやっていくことだというふうに考えて、そういったことでやってきたということでもあります。ただ、異常なのだというので、その結果普通の常識がないということでは、今の段階で私どもとしてはそのあたりを非常に深く考えて反省しているということでもあります。

以上で私の今までの動き方、それから感じ、現在の時点の考え方といいますか、感情というのを述べさせていただきました。

○議長 堀議員。

○堀 議員 今会計管理者のほうから反省の言葉もありましたので、もし反省の弁がなければどうしようかと思っていましたけれども、お話をいただきましたので、私も市民に対してもその旨しっかりお伝えをしたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、この問題の核心は、市長が先ほども言われましたけれども、多額の金額が個人のお金で出たとか民間でもし払っていたら、当然倒産するような莫大なものであります。しかし、税金であるという、自分の懐が痛まないというところに問題意識が発生しない大きな原因があるように思われるのです。そういう意味からは、この意識を改善するということは、市の職員は決められたとおりになっているかどうかとか、そっちのほうが一番優先されている体質なのだろうと思うのです。そうではなくて、一般常識、一般論で価値判断ができるような体制なり教育なりをとっていかないと、これはまた後日何らかの形でこういう詐欺まがいのことが発生する恐れがあることを肝に銘じて、市長の英断を期待しております。

最後に、この責任分野でお聞きしたいのですが、市長がおっしゃっていましたが、すべての結果が出次第、職員の責任を明確にするという、しかも市民の納得のいく形でというふうにおっしゃっていましたが、ぜひこのことは断行していただくようお願いをして、この質問を終わります。

最後に、乳幼児医療補助についてお聞きをいたします。今少子高齢化が日本の最も大きな問題になって、国政のレベルでも大いに議論が闘わされているところでございますが、インフルエンザのワクチンについては、高齢者には対象となって補助金が出ていると思うのですが、乳幼児については対象になっていないと。なぜなっていないのかという旨と、あと金額とどれぐらいの補助があったのか、近隣の市町村ではどういう状況なのかについてお伺いをいたします。

○議長 市長。

○市長 補助及び近隣の市町村の状況というのは、特に近隣の市町村の状況が答えられるのかどうか分かりませんが、答えられる状況であれば、所管からご答弁を申し上げます。インフルエンザワクチン、今予防接種法で定められているのは、これは平成13年度からですけれども、65歳以上の方、それから60歳から64歳であっても呼吸器であるとか心臓であるとか腎臓の機能障がいの方、こういう方に接種勧奨すると。義務づけではありません。したいという方に勧めて、していただくと、そういう制度ですけれども、そういう方に費用の一部、2,070円ですけれど

も、助成をしているということがあります。乳幼児、児童のインフルエンザワクチンに関しては、法律の対象者ではありません。任意接種であります。まるっきり任意接種というふうになっている乳幼児や児童については、予防接種事故に対する健康被害救済制度も法的にはありません。これから乳幼児、児童にインフルエンザワクチンをするべしという方針が国の感染症対策の中で進んでいくということになれば、私どもとしてはその法律の定めに応じて取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思っております。これは学会で言われていることでありますけれども、65歳の高齢者の皆さん方にインフルエンザワクチンというのは効くようです。したがって、ワクチンをされた方のインフルエンザにかかることによる死亡者数というのは、少なくなっているのです。そういう意味では、高齢者の方々には効果があるというふうに言われております。死亡リスクは82パーセント減少させることができたという報告もあるようであります。しからば、幼児、児童への効果はどうかというと、特に幼児については二、三十パーセント程度の効果という報告があり、乳児はさらにこれを下回るのではないかという研究調査結果があるようであります。特に乳児については、インフルエンザ脳症の発生というのが日本全国で年間100回から200であるようです。こういうものについてリスク回避ができるのではないかというふうな研究成果もあるようでありますけれども、65歳以上の方々に比べるとその効果は乏しいというのが国が法律で対象としていない根拠にあるのではないかなというふうにも思っております。したがって、いろいろなことがありますから、滝川市単独でどうするかということではなくて、国の施策と一体となって判断していきたいというふうに思っております。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 乳幼児のインフルエンザワクチンにつきましては、予防接種法の対象になっていないこともありまして、近隣で助成措置を講じているところはございません。

○議長 長 堀議員。

○堀 議員 よくわかりました。ありがとうございます。

これで質問を終わります。

○議長 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 公明党の三上です。まず初めに、今回の不正受給の件についてちょっと申し上げたいと思います。市長は、この4年間というか5年間、行財政改革を必死になって進めてまいりました。その陰で多くの市民あるいは職員で泣かれた方もいたのではないだろうかと思えます。そういったことを考えたときに、今回の不正受給の事件は本当に残念で残念で仕方がないし、残念を通り越して怒りを覚える。私だけでなく、市民全員がそう思っているのではないだろうかと思っております。そういった観点で今回は質問させていただきます。

◎1、行政改革

- 1、事業仕分け作業での成果と今後へ向けた課題について
- 2、寄付条例の制定について

まず初めに、事業仕分けの成果と課題についてでございます。事業仕分けは、市長公約で掲げられて、10月に全道でも初めて行われたわけでございます。現場の視点、そして外部の視点で見直していくと。私この提案をさせていただいたときには、まずはできないだろうと率直に考えておりました。なぜかという、外部の視点が入るということは、今までやってきた自分たちの仕事をある意味否定されることなのです。ですから、そういったことを考えると、できないのではないだろうかという思いで質問させていただいたことを覚えております。今回の事業仕分け、滝川市は本当に先駆的な役割をされたのではないだろうかと思っておりますけれども、市長としては今回の事業仕分けの成果と、そして今後に向けた課題としてはどのようにお考えなのか、お願いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまの三上議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

今回の事業仕分けを実施したことで、どのような成果あるいはまた今後に向けた課題ということでございますが、以前から三上議員さんからはいろんなご示唆をいただいて、私ども市長の公約と、さらにまた市政執行方針という中で事業仕分けを本年度実施すると、そういうことで進めております。そこで、10月に本番の事業仕分けを行ったわけでございますけれども、まず8月に職員を対象に、これは滝川市職員のみでなく広域の職員は5市5町全市町村が集まったと思っておりますけれども、広域の職員を対象に広域圏の主催で職員研修をまず行った。その職員研修の中では、こういう機会がなかなかなくて、滝川でこういう研修会が行われたということはすごいと評価はすごく高いわけです。それとともに、事業評価に向けての期待と申しますか、10月の事業評価への期待も私どもにもかなり寄せられていたということで、それから10月の本番に向けて私どもも準備をしたと。職員研修でまずいろんな意識を高めながら、本番に向かっていったと。本番に向かって、職員としては第三者の目から見た評価員からのチェックを受けるということは、もちろん事業評価ですから想定されておりましたので、説明する職員も事前の資料、さらにまた事業への課題等の取り組みとか、そういうものもかなり事前に行っていたのではないのかということで、そういう経過を踏まえて10月の実施ということであります。それで、職員の観点というか、そういう点から申し上げますと、事業仕分けに向けての事前の勉強、さらにまた一般、マスコミ、市民の皆様への公開の場での説明あるいはいろんな議論のやりとりと、そういう面では34事業の仕分けの結果もさることながら、職員の資質向上と申しますか、意識改革と申しますか、さらにまたプレゼンテーション能力の向上という部分では目に見えない大きな評価があったというふうに考えております。

それと、今後に向けた課題でございますけれども、34事業だけでなく残りの事業についても、実施時期は別にして同じような事業仕分けの観点での実施を、年度をまたぎますけれども、来年度に向けては実施をしたいと考えておりますけれども、一方職員の課題と申しますか、今後に向けた課題といたしましてはさらなるプレゼンテーション能力の向上と申しますか、市民の皆様に説明責任をきっちり果たす説明責任能力と申しますか、そういうことも課題であると。そういう課題を極力解決をしながら、新しい年度に向けた残り事業の事業仕分けに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 私は、事業仕分けはぜひとも今後期待するということで、予算書の事業項目を全部チェックするということはもちろんなのですが、それよりも何よりも、今地域間競争ということを言われております。そういった中で、今回中空知が一体となって取り組まれた、これは予算上の関係があったのかもしれませんが、とりあえずは中空知が一体となって取り組んだ、これは大いに評価できるのではないかなと思っております。そういった中で、自分たち滝川だけの職員でなくて、空知、北海道の自治体職員が連携することで本当にこれから自治体というのは生き残っていただけるのではないかなと思っております。それと同時に、皆さんと交流することで滝川というものを本当に冷静に見詰める機会ができるのではないだろうかと思っておりますので、今後とも事業仕分けについては積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、寄付条例について伺います。先ごろ与党税制改正大綱に盛り込まれたふるさと納税というのがありました。これは、2009年度以降の住民税から実施されるというふうに聞いておりますけれども、それはそれとして、市民との協働という意味で、いろいろなまちづくりの政策を市民はもちろん、市外、道外の方に発信して、いわゆる投票条例みたいな形で、その政策に賛同いただける方から寄附をいただくという、これを条例化してはどうかと思っております。市長の見解を伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ふるさと納税、いろいろ議論はあるようですが、私は賛成であります。こういうことを通じて、頑張ろうというところに応援してくださる皆さん方のご支援をいただくということが個性的なまちづくりのために重要なのだらうというふうに思います。そのためにどういう形づくりが必要なのかと、幾つかのメニューを準備をして、そしてそれにご寄附いただくと考えているところもあるようですが、ご質問の表題にありました寄付条例というのも一つの選択肢として、市民の力を結集しつつ外部の応援団の皆さん方の浄財をいただきながらやるという形がどういう形がいいのかということは、できるだけ早く検討を進めて取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 夕張のまちづくり寄附条例というのがあります。幸福の黄色いハンカチ基金と言われるそうですが、この条例をこしの2月に制定されているのです。再建団体になる前です。そのときに制定された条例で、それに賛同された方が11月30日の段階で156人いらっしゃったのです。金額が、夕張の場合はテレビ報道とかいろんな形でマイナーからメジャーになったという部分がありますけれども、何と6,300万円以上集まっているのです。これは、条例の中で掲げた政策について賛同を得た方々がそれぞれ寄附したと。滝川のことを考えると、滝川は情報を発信する素材がいっぱいあるのです。例えばそらぷちあるいは移住あるいはスカイパーク、いろいろあると思います。そういったことで全国に発信して、今から皆さんの寄附をいただいてやらせていただくと。もう一つあります。全国で有名になったいじめの問題、絶対にいじめを起こさないという、そういう素材もあるわけです。そういったことを全国に発信して、皆さんから浄財をいただくと、そういうことが本当にこれから求められると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

います。

◎ 2、福祉行政

1、福祉灯油について

2、妊産婦健診について

次に、福祉灯油です。福祉灯油は、この後補正でかかってくるので、答弁は必要ございません。私なりの経過をちょっと述べさせていただきますけれども、12月11日に公明党は政府に対して要請しております。原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への対策の強化についてということで要望を申し入れしております。これを受けて政府は、生活困窮者対策など地方公共団体の自主的な取り組みへの支援を決定したのです。このことで特別交付税で措置されるということで、今回提案されるのではないかなと思いますけれども、これは素早い対応だったと私は思っております。

次に、妊産婦健診、これも昨日質問があつて、重なる部分があります。私も本年の第1回定例会でも質問させていただきましたけれども、実はこういう状況もあるということでお話しさせていただきたいのですが、先ごろ奈良県で起きた妊婦の救急搬送の事故がありました。救急搬送中に死産したと。報道では、一方的に病院側が悪いような形で報道されておりました。ところが、病院側の話を聞くと、日ごろ妊産婦健診を受けていないので、その女性を受け入れることが難しかったと。これは何を言っているかという、今飛び込み出産というのが医療の現場ではすごく問題になっているそうです。というのは、健診を受けると、大体14回ぐらい必要らしいのですけれども、約10万円くらいかかるそうです。生活困窮者にとっては、この10万円というのがすごく大変な部分で、それができないがために出産間際に病院に駆け込むと。だけれども、病院は、ふだんからかかっていたらその人のいろんな状況がわかるわけですから受け入れることが可能なのですけれども、今まで一切かかっていない、そんな中で受け入れることがなかなか難しいという、そういう現実があるのです。そういったことで厚生労働省は19年、子育て支援事業として700億円を計上して、地方へ配分しております。確かに、きのう市長は5回分のお金も来ていないのだというお話しされておりましたけれども、それ以前は200億円ですから、3倍以上になっています。そういった中で、ぜひ検討していただきたいし、3回と言わず5回まで検討していただきたいと思いますけれども、きのうの質問にダブりますけれども、再度伺います。

○議 長 市長。

○市 長 滝川市民の早期妊娠届け出率94パーセント、高いほうだというふうに所管は言っております。それから、妊婦の健康診査を受ける妊婦は、90パーセントを超えているという調査結果であります。したがって、10パーセント未満の方々はやっぱ受けておられない方もいるのだらうというふうに思います。ですから、19年度から2回ということをやっておりますけれども、ぜひとも100パーセントの皆さん方が受けられることを期待したいというふうに思いますし、そういう指導も健康づくり課の中で一生懸命やっていきたいというふうに思っております。5回が目標であると、それでは最終目標が5回かということはまた別問題であります。当面は5回を目標

として、目標達成のために頑張らなくてはならないというふうに思います。それでは、事業費が幾らかかって、5回になればどういう重要な時期において課題解決ができるのかということの把握もしなくてはなりませんし、一方医師会と価格の改定についてどういう方向にいくのかということもまた協議をしなくてはなりません。そういうさまざまな問題、20年度において検討すると言っていますけれども、20年度においてずっと1年かけてやるというつもりは全然ありません。これは、できるだけ短期的にそこら辺の条件整備をして、さてそれではいつからどういう回数でやっていくのかということ判断しながら、議会にもしかるべき時期には提案をしたいというふうに思っています。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 母子保健法第13条というのがあります。それには、市町村は必要に応じ、妊産婦または乳児もしくは幼児に対して健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨しなければならないということがうたわれておりますけれども、そういった意味ではいち早く5回なり10回なり14回なりを目指すべきだと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

◎3、公営住宅

1、連帯保証人制度について

続きまして、公営住宅の連帯保証人の制度について伺いたいと思います。これは、市民の声ということでお聞きいただければと思いますけれども、ようやく公営住宅の抽せん当たって、入居手続で苦勞するのが連帯保証人の所得証明の添付だと。今高齢者の方あるいは身寄りのない方、あとは不仲で行き来していないと、そういった方々がふえる中で、当たったはいいいけれども、所得証明の添付が何とも難しいのだという声があります。そういったことで、連帯保証人の所得証明の添付義務というのをなくせないものだろうかと思っておりますけれども、その件について伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ただいまの三上議員さんのご質問にお答えをいたします。

所得証明書類の添付でございますけれども、今滝川市は市営住宅の適正管理をするために連帯保証人制度をとっております。連帯保証人は、本人と同じ債務を履行していただかねばならないことから、本人が家賃を滞納した場合、また不幸にしてお亡くなりになった場合、単身で入居してお亡くなりになったということもございます。それから、行方不明、ことしもあったのですけれども、そういうこともございます。そういうことから、住宅の適正管理を行うことから、連帯保証人さんに、その住宅の問題が起きたときにかわって債務を履行していただくということが1つございます。そのような観点から、保証人さんの返済能力を確認するという観点から所得証明書の添付をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 確かにそういうリスクを避けるために、そういったことを今しているのだと思うのです。ただ、都市基盤整備公団住宅では、その制度がないのです。ご存じですよね。あるいは、民間

賃貸住宅でも、連帯保証人や保証人を求めない傾向になってきていると。この件については、どう思われますか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 確かに北海道もそうなのですが、所得証明というのはとってございません。この近隣というか、札幌市は所得証明はとっておりません。そのかわりと言ってはなんですが、連帯保証人さんの印鑑証明をいただいて、その書類の提出を求めているというのが実態でございます。私どもは、連帯保証人さんはつけていただくのですが、そこまでは求めておりません。近隣の市町村でも、空知管内でございますけれども、連帯保証人の所得証明の書類と印鑑証明もつけるのだと、そういう形でやっているところもありますけれども、滝川市につきましてはまだそこまでは求めていないという状況下にあります。

以上でございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 所得証明よりも印鑑証明のほうがなお難しいのかなと思いますけれども、ぜひ検討していただきたいなと思います。

◎4、病院行政

1、市立病院の地方公営企業法全部適用について

次に、市立病院の件で伺います。市立病院の地方公営企業法全部適用についてです。市長は、以前の議会で改築後には市立病院も全適でいきたいと発言されております。私も、いち早く全適でいけたらいいのかなというふうに考えておりますけれども、全適をすることで市立病院はどのように変われるとお考えでしょうか。

○議 長 病院事務部長。

○病院事務部長 地方公営企業法の全部適用ということについては、全国的にもまだ数的には少ないという状況にございますけれども、一般的に全適することによってのメリットとして大きく3点ほど申し上げますと、1つには地方公営企業としての企業性を高めることができ、組織は市長から独立し、独自の経営方針が可能となり、広範な権限と責任を持つ企業管理者を設置し、経営責任を明確にすることができる。2つ目といたしましては、事業の運営方針などの意思決定や事務処理の迅速化が図られると。3つ目といたしましては、全部適用によりまして給与制度あるいは勤務条件などの制度改革を行うことで成果を給与に反映するなど、職員のモチベーションを高めて職員の経営に対する意識改革を高めることで健全経営に結びつけることができると、こういうことが言われております。しかしながら、あくまでも全部適用というのは手段でございまして、市立病院の本来の目的というものはやはり住民の健康の維持、増進に努め、質の高い医療を提供することで使命を果たすということと同時に、企業としての健全経営を維持していくと、存続をさせていくということが本来の目的でございまして、したがって、全部適用したからといって、必ずしも健全経営ができるということでは全くございません。問題は、その手段をどう活用して目的を果たしていくのかと、こういうことについて十分な検討と迅速な行動が必要ということを考えてございます。全適につき

ましては、新病院での適用に向けて前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 全適をしたからといって、どう変わるのかという部分はあると思います。何よりも職員の意識が変わらなければ、病院自体は変わらないと思うのです。それで、伺いたいのですが、今は院長がいらっしゃいます。だけれども、院長のほかに、全適を受けた場合に事業管理者というのを置くことができますよね。その事業管理者というのは、人、物、金、人事権もあり、お金も決められる、そういった事業管理者を置くことを想定されておりますか。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 全適になりますと、事業管理者は必置となります。ただし、院長がこれを兼ねるということもできることでございまして、例えば札幌などのように大きなところになりますと事業管理者と院長とが別とか、それぞれによって違います。滝川ぐらいの規模でありますと、私としては院長がこれを兼ねることがよりスムーズにいくことではないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 事業管理者を院長が兼任するということであれば、私はなかなか変わらないのではないだろうかと思います。現院長は、経営の才にたけておられるのですか。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 現在は、市長部局のもとに市立病院ということで、最終的な権限発動については市長ということになっています。ただ、通常の病院の運営形態等の部分につきましては、ほとんど院長がそれらの方向性を基本的に出しているということでございまして、当院が全国の、あるいは全道の中で数少ない黒字病院であるということが物語っているのではないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、職員の給料の件で伺います。全適になると、職員の給料は人事院勧告に束縛されないものになりますよね。ということは、例えば民間と同じように、経営が悪化してくると職員の給料は下げることは可能ですよね、その件について伺います。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 今全国的に病院経営がなかなか大変であるということで、経営形態の見直しというのがいろいろ進んでございます。1つには公営企業法の全部適用あるいは地方独立行政法人化あるいは指定管理者等々がございすけれども、それぞれ特徴がございすけれども、地方公営企業法の全部適用の場合につきましてはあくまでも身分としては公務員という形での部分でございまして、地方公営企業法の中に給与の定め方について基本的な方向性というのがございまして、これについては公務員の形よりは柔軟性はございすけれども、しかしながら他の病院あるいは他の世間の相場というのですか、そういうようなことをいろいろ見きわめてバランスを考えてということが基本になるところでございすので、これらの給与形態をどうするかということについては、実際に全適をしたところによって対応としてはいろいろあるのではないかなと思っております。ただ、

これについては個人的に、決定はこれからでございますけれども、人事の成果が給与にも反映されると、こういうことが経営のプラスにつながるのではないのかなというふうに考えているところでございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 全適なのですが、総務省は今後全適を認めない方向にあるというふうに聞いておりますけれども、滝川市立病院は全適に向けて大丈夫なのでしょうか。

○議 長 病院事務部長。

○病院事務部長 先ほども言いましたように、病院経営がなかなか厳しいということで、経営形態をそれぞれの病院に合った形でしっかり変えていくというのが総務省の基本的な方針だというふうに考えています。昨年総務省のほうで自治体病院のこれからの運営形態ということで示されている形としては、まず1つには従前からありますように地方公営企業法の一部適用、財務規程などの一部適用、それから地方公営企業法の全部適用、それから指定管理者制度、これは代行制のものと利用料金制のもの、それから地方独立行政法人、この場合については公務員系のものと一般系、非公務員系と、それと民間譲渡と、この7つを総務省としてはこれからの病院経営の改革の中で経営形態として示しているという、こういう7つがございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 小樽市立病院が40億円以上の赤字を抱えて、全部適用にならないらしいですけれども、当市立病院はぜひ全部適用に向けて進んでいただきたいなと思います。

◎5、教育行政

1、地域ぐるみの学校安全体制について

最後に、教育行政の地域ぐるみの学校安全体制について伺いたいと思います。9月に介護職員の殺人事件が滝川で発生しました。その際にある学校長から電話がありまして、地域の青少年育成会とか町内会とか、そういった方の応援をいただきたいのだと、これから子供たちを下校させるので、ぜひ周りに立っていただきたいということで依頼がありました。そのとき私も実感したのですが、滝川はこういう体制ができていないなと。教育委員会主導で結構なのですけれども、こういう体制を全市に拡大していただけないだろうかというふうに提案させていただきたいのですが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 地域社会と学校の安全に取り組む体制づくりというものにつきましては、昨今子供を巻き込む悲惨な事件の多発を受けまして、幾つかの防犯ボランティア組織が活動しております。昨年6月からは、全小学校において地域の町内会等で組織する自主防犯組織が発足し、それぞれ登下校中や遊んでいる子供たちを見守る運動展開をしております。教育委員会としまして、議員さんおっしゃるようにこれらの取り組みが児童生徒の安全で安心できる学校の確立のためには極めて重要であるということを認識をしております。今年度におきましては来年の1月に、道教委の支援を受けましてスクールガード養成講習会というものの開催を予定をしております。学校だけでなく

地域の方も対象にして、安全管理のポイントあるいは犯罪防止の観点などからの講演あるいは取り組みの実践活動等を通じまして、この講習会を開催をいたします。これからも家庭や地域の団体、機関と連携した地域社会全体での学校の安全に取り組む体制の確立ということにつきまして、学校教育あるいは社会教育のサイドからも各地域のネットワークづくりというものを構築していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 防犯モデル地域を目指して、ぜひ手を挙げていただきたいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

この辺で休憩に入らせていただきたいと思います。2時55分まで。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時56分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

田村議員の発言を許します。田村議員。

○田村議員 皆さん、こんにちは。新政会の田村勇でございますが、昨日、きょうと冷酷な質問が続いていますが、私は性格上、静かに紳士的に質問をさせていただきます。常に前向きで真摯なご答弁をお願いいたします。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

◎1、市長の政治姿勢

1、庁内改革他について

最初に、市長の政治姿勢で庁内改革等がありますが、さきに堀議員が質問されておりますが、私は若干趣旨を変えて質問をさせていただきます。1つ目は部のさらなる統合と2つ目は責任の明確化についてであります。市長は、当選1期目より積極的に機構の統廃合、勧奨退職も含め、計画どおりの職員削減、経費削減に努力されていることには敬意を表します。今回の事件等を考えたとき、各部の見直し等を含め、部のさらなる統合を進めると同時に、職員の意識改革、個人ではなく部全体の責任の明確化を認識できる組織の確立、地域経済の活性化や市民に直結するものの法律的な対策を確立すべきと思いますが、市長の見解を求めます。

○議 長 市長。

○市 長 組織の上では、総合性の確保というのが重要だというふうに思います。縦割りの弊害が出てきていないのかと。小さくスリムにというのはありますけれども、総合性が確保できるような機構に再点検して再構成する。いつの段階でそういうのをどうやっていくのかというのが1つだというふうに思っております。それと、もう一つは、部とか課がある限りは幾ら小さくしていても横における連携というものはやっぱり問題が残るわけでありまして、縦割りであるけれども、横

の連携が十分とれるという組織のあり方というのも組織を考えていく場合の重要な視点だというふうに思いますから、そこら辺を考えていきたいというふうに思っています。

それから、責任の明確化ということでもありますけれども、基本的には原局が責任を持つと、そして原局が関係課と調整をするというのが基本だというふうに思います。1つの課で物事が完結する、1つの部で物事が完結する。かつてはそうだったのですが、最近は問題解決のためには幾つもの部とか課が関連をしていくということになってまいります。そのときに、責任が不明確になっているという問題もないわけではありません。したがって、原局が責任を持って調整すると。こういう基本もしっかり確認しなくてはいけませんし、管理システムの中でそれぞれどんな権限を持っているのか、責任は権限について回るものでありますから、どういう権限を持って、その権限に基づく責任はどうあるべきかというのは、係長から部長に至るそれぞれの職制の中でしっかり確認をして運営していかななくてはならない。そういう意味では、管理システムと一言で言うておりますけれども、そういう視点を大切にして庁内改革を進めたいと、機構を中心とする改革を進めたいというふうに思います。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは次、要旨の3、安全、安心条例の早期制定であります。ことし9月の私の一般質問でも取り上げましたが、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例が平成17年4月1日、北海道条例第8号が施行され、全道で35市中22市、町村では145町村中106の自治体で条例制定済みであります。ここ数年滝川は、何をやっても少し遅い感じがいたしております。市長は私の9月の質問に、滝川としての必要性というものを十分加味した条例にしないといけないというふうに思います。そういうことを前提として条例を定めるよう考えていきたいと前向きに答弁をされました。現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 条例は、つくる以上やっぱり滝川市にとって意味のあるものにならなくてはなりませんから、滝川にとって意味のある条例をつくりたいというふうに思います。21年度をめどに条例制定にこぎつけたいというふうに思っております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 事故の抑制、市民の意識高揚のためにも制定を急ぐよう求めます。

◎2、社会福祉

1、介護問題他について

次に、今回の質問者12人中9人の議員が取り上げ、ほかの議員も口頭で取り上げております。それだけ重い重大な意味を持つ社会福祉に関する介護問題等ではありますが、厚生常任委員会で質疑、答弁、昨日、きょうの質問、答弁、暗記できるぐらいの問答でいっぱいあります。重複しない、あるいは見方を変えて質問をいたします。1つ目は、過去5年間の生保受給者の人数及び総額をお示し願います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 過去5年間の生活保護の受給者数及び金額についてご説明を申し上げます。平成18年度でございますが、受給者につきましては592人、金額につきましては1,000万円単位にさせていただきますが、12億4,000万円でございます。平成17年度、548人、11億1,000万円でございます。16年度、548人、11億2,000万円でございます。平成15年度、573人、11億6,000万円でございます。平成14年度、566人、10億6,000万円でございます。各年度とも年度末の数字でございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、世帯数について伺いたしますが、1世帯で何人も生保を受給している世帯がどれぐらいあるか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活保護の場合単身世帯が多いということではございますが、今私が把握しているのでは最高9名の世帯がございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 1世帯で9名という場合、月額幾らぐらいの生保になっているのですか、支給額。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 後段のほうの説明にもかかわって最高月額ということで、9名の場合ですと最高月額で、ただ収入も若干ございますので、その差引きでございますが、27万1,239円でございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 次の2つ目になりますが、生保受給者の性別、年齢、今の二十何万円というのが月の最高ですね、それでは最低は幾らですか。なお、受給者の性別、年齢については、10歳間隔で結構です。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 受給者の年齢、性別の関係につきましては、私のほうで5歳間隔になっているものを稼働年齢とかそういうもので大きくくくっておりますが、それでよろしいですか。

(「はい」と言う声あり)

○保健福祉部長 まず、5歳以下の部分ですが、男性3名、女性6名、合計9名でございます。6歳から14歳、小学校、中学校ですが、これについては男性が20名、女性が24名、計44名でございます。15歳から59歳、いわゆる稼働年齢というところですが、これにつきましては男性が80名、女性が124名、合計で204名でございます。それと、60歳以上になりますと、男性が126名、女性が206名、合計で332名。この合計が589名ということになりますが、調査時点の違いで18年度の592と若干誤差が出ております。また、最低額ということなのですが、これについては年金受給がある場合など、生活保護上の最低生活費相当の収入があると生活扶助費というのが支給されない場合もありますので、そういう場合はゼロということになります。ただし、入院などによって医療費の負担が生じた場合は、医療扶助の対象になるということでございます。

（「月額最低額ゼロでしょう。ゼロの次」と言う声あり）

○保健福祉部長 済みません。手元にちょっと資料がございませんので、申しわけございません。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは次、3つ目の今回の事件の可能性を耳にしたのはいつごろかということなのですが、これは介護タクシーの受給の問題でお聞きしたいのですが、私は今回の片倉勝彦移送費についての話を昨年、平成18年度に何人かの方に、これはおかしいのではないかと、変でないかというようなことを何度かお話をしておりますが、こういう話を私から聞いたことはありますか、副市長。

○議 長 副市長。

○副市長 思い出しまして、議会の終わった後の会合か何かで、田村議員さんのほうから何かおかしいぞということは聞いております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 同じ問いで、会計管理者は聞いていますか、私から。

○議 長 会計管理者。

○会計管理者 それは、聞いたことはございません。

○議 長 田村議員。

○田村議員 会計管理者は、聞いていないと今言いましたね。私は言っていますから、後で詳細を申し上げます。福祉事務局長は、私から聞いておりますか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先般の厚生常任委員会でちょっとお話がございまして、うろ覚えではございますが、田村議員さんからその旨の話があったことを覚えております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 同じ問いですが、病院事務部長は聞いていますか。

○議 長 病院事務部長。

○病院事務部長 時期については、いつごろであったか記憶は定かでございません。田村議員さんから今回の容疑者の生活保護の支給について問題があると、したがって警察とも連携をとって解明するからと、こういうお話を伺ったことを記憶してございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 私は、ことしの4月まで議選の監査委員をやっておりましたが、監査事務局長は聞いておりますか。

○議 長 監査事務局長。

○監査事務局長 昨年の10月ごろ、当時監査委員でありました田村議員さんから、生活保護受給者がタクシーで札幌まで通院しているというお話を聞いております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 このお話は、市長にはほかの方に言うよりも一番最初に言っているのですが、市長はわかっていますよね、聞いていますね。いずれもこの時点で幹部職員が事件性を察知してくれなか

ったというのは、残念でなりません。市が警察に相談したのは、ことしの6月のことでございます。この問題が表面化する前に、警察は片倉勝彦の近くに住んでいる公務員、数人住んでいるわけですが、公務員の方も怖がって、協力してもらえなかったそうであります。そのころでしょうか、片倉から頻繁に議会事務局に、市議会議員の田村勇はいるかという電話が来るようになりました。私は、議会事務局に迷惑がかかってはならないと思い、当時は中川副主幹、議長は山腰議員でございましたが、今度電話がかかってきたらすべて、今役所には来ていないので、田村勇の携帯電話番号にかけるよう私の電話番号を教えるよう伝えました。その後直接電話がかかってきたのは、2回であります。私の携帯には、今も片倉の電話番号が載っております。その電話の内容は、暴力団そのものであります。どう喝調の連発、私はおとなしいですが、そのような者にはひるみません。私のほうから1回電話をし、以後電話は来なくなりました。私が何回か監査事務局で、八幡代表監査、山本局長、井上副主幹、法村主査のいる中で介護タクシーの話をし、重大にとらえて調査をしてくれたから、この事件が表に出たと考え、監査事務局には敬意を表しているところでございます。もし監査事務局が動いていなかったら、この問題はまだ表には出ず、支払いが続いていたのかもしれませんが。職員が一丸となって危機管理の徹底に努めていただきたいと思つづく思ふわけであります。このことについて、また危機管理について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長 市長。

○市長 危機管理のために要綱を定めて取り組んできたわけではありますが、残念ながら不当要求行為等対策要綱が生かされなかったということがあるわけであります。なぜそれでは不当要求行為等の対策要綱が生かされなかったのか、その理由は何なのかということを検証しなくてはなりませんし、そのためには実効ある制度、それから監視システム、法令遵守の考え方、こういうものを徹底していかななくてはならないというふうに思います。時期は定かではありませんが、私も田村監査委員さんからタクシー運行の話と、それから気をつけたほうがいいという趣旨の話を何か会合の折に耳打ちされたことを記憶しております。そういうことがあり、そして監査委員から調査に着手するという話を聞いて、したがいまして、過日も申し上げておりますけれども、秘書課長に命じて、しっかり点検するようにという指示を下した、そういう経緯があります。

○議長 田村議員。

○田村議員 次に、4つ目の札幌市、道、担当医に対する対応、判断でございますが、片倉夫婦の主治医、札幌の公立病院の医師ということでございますが、生活環境が変化すると病状悪化の原因になるという所見であります。札幌市の当時の担当者、今はかわったそうではありますが、片倉夫婦の主治医及び担当医の方が暴言等でおどされているのではないのでしょうか。滝川市においても、同じことが言えると思います。今後市として、札幌市、道、主治医あるいは担当医等に対し、この対応や判断はどうお考えでしょうか。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 札幌市から私どもに、被保護者の転入ということで電話情報をもらうなり、あるいは保護台帳の写し等が送付をされてございます。その中で、大きな声を出す、暴言というような言葉についてはありましたが、決してそれに屈してどうこうということはないというふうに判断を

してございます。また、今後の札幌市あるいは担当医、北海道との関係でございますが、この事件にかかわって札幌市にこれからいろんなご照会とかが出てくるというふうにも予想されますので、その対応をしてみたいと思いますし、道については通常からこういったケースについて助言、指導を仰いでおります。そういった中で、監査の問題はございますけれども、いろんな形で相談に乗っていただきたいというふうにも思っております。また、担当医の関係については、現在いろんな形で警察の捜査も進んでおりますので、その状況に応じてということを考えてございます。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 こういう全般については、厚労省の判断が出た場合にまたいろいろお聞きしたいと思うのですが、5つ目の市、担当者の被害意識の考え方であります。今回の介護タクシーの件は、札幌で20万円、2回の特例措置という支払い、札幌の医師の意見書等も含め、適切な判断がなされていれば、こういう事件は起こらなかったと思うわけであります。その意味では、滝川市は被害者だというふうに私は思っているところでもございます。私が9月の質問で暴力団、右翼団体、個人等による不当要求、生活保護受給者の質問に市長は、滝川市の生活保護受給者には暴力団はおりませんと答弁をされていますが、今反省することはありませんか。

○議長 長 市長。

○市長 暴力団はいないというのは、事実であります。しかし、暴力団でないからというだけでは、判断基準はそうではないわけでありまして、その中で不当要求が仮に行われたということであれば、それはそういう面でのチェック体制も必要だというふうに思いますけれども、そのあたりはまた厚生労働省の判断、事実検証ということにも関連していくというふうに思います。いずれにいたしましても、法律と指導あるいは助言をしっかりやらなくてはいけないと、そういうことは明言をして、今後の取り扱いについては心していきたいというふうに思います。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これ以上は、余りお話をしたくないのでございますが、不自然な養子縁組をしたり、反社会的な行為を繰り返している。11月に逮捕された時点で覚せい剤の陽性反応が出ていたことは、ご存じのとおりでございます。生活保護法では、憲法第25条で健康で文化的な最低限度の生活を保障しています。しかし、今度の事件は、悪用した確信犯であります。市は、知り得る限りの情報を明らかにし、そして正確に市民に対する説明責任があると思います。厚労省のまとめといいますか、出た後で十分そういうことを果たしていただきたいと思います。

◎3、教育問題

1、学力低下について

次に、教育問題であります。全国的に学力低下が問題になっています。日本人の勤勉、努力家と言われた代名詞が消えつつあります。学力の低下を回復させなければ、いろいろな弊害も出てくるのではないのでしょうか。学力の低下の原因、今後の対策はどのようにとられているか、またどれぐらい学力は低下しているのかをお示し願います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 今回行われました全国学力・学習状況調査におきましては、昨日ご答弁させていただきましたとおり、現在教育委員会で滝川市全体の様子について、状況について分析中で、今月中あるいは遅くとも来年1月の中旬には明らかにできるものというふうに思っております。全般的な傾向として全国的に言われていることですが、知識の部分についてはおおむね満足できる結果になっておりますけれども、その知識を活用するという部分が全国含めて悪いということで課題があるということにつきましては、北海道あるいは滝川市も同じような傾向になっておりますので、今回の調査で学力の、ただし中学校3年生あるいは小学校6年生という限定的な学年でございますが、それらの中で学習状況調査の中でも例えば朝食をとっているかいないという率との相関関係ですとか、あるいは家庭学習の時間、逆に言いますと例えばビデオだとかテレビだとかゲームをしている時間との相関関係があるのかないのか、そういったようなことも含めて学習状況の分析をしながら改善策についてお示しをしていきたいというふうに考えてございます。滝川市全体の学力がどういうふうになっているのかということでございますが、小中学校については各学校で行われております標準学力テストというもののうち各学校ごとに保護者の方にお示しをしております。ただ、これにつきましては、テストの方法あるいは時期、科目等について共通しているものもございますし、各学校独自でやられている部分もございますので、それらに対する滝川市全体での比較というのは、テストの方法が違いますので、滝川市の教育委員会全体としては行っておりません。

以上です。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次の自由服装の考え方でございますが、私は中学生のとき見た「ハイティーン」という洋画、アメリカ映画でございましたが、これがいつも鮮明にストーリーを覚えているのですが、私が中学生のころですから、かなり昔の話でございますが、この映画は高校生がかばんの中に教科書と大人のドレスを入れてハイスクールに通学する。授業が終わると、部活も一生懸命している。そして、夕方になると駅のトイレで着がえをし、かばんはロッカーに入れて、夜のまちへ、グループで万引き、たばこを吸う、援助交際でお小遣いを稼ぐというストーリーでございました。今それは、日本でも大きな問題になっているのではないのでしょうか。自由服装という服装がそういう悪い行動を助長しているようにも思えるわけでございますが、滝川の実態、自由服装に対する考え方をお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 自由服装、制服の自由化ということでよろしいですか。

(何事か言う声あり)

○教 育 長 私その映画は見たことがありませんので……

(何事か言う声あり)

○教 育 長 体験でいいのですか、映画のタイトルは。

(「ハイティーン」と言う声あり)

○教 育 長 制服の自由化という問題につきまして、まず市立高校でございます滝川西高でござい

ますけれども、規律ある学校ということで、地域住民はもちろん、進学をしてこられる生徒の皆様あるいは近隣の市町村の方も共通のご認識をいただいて、おかげさまで定員を確保できる方が進学していらっしゃいます。そういう校風の中で、西高においては、現在のところ保護者の間あるいは生徒の間からも制服自由化についてのお話は出ておりません。もちろん制服の乱れ等につきましては、西高においては登校時に指導部の教員が玄関に立ち、声かけを行っておりますし、定期的に身だしなみ検査等を行っております。また、生徒たちにとりましても、西高の制服というプライドを持って着用しているというふうに思っております。また、中学校につきましても、ふだんはジャージだったり、何かのときには制服だったり、それもどの期間制服を着用するのか、ジャージでいいのかというのはそれぞれの中学校において決めておりますけれども、この部分につきましても生徒指導の中で行われているというふうに思っております。委員会としてどういう考えがあるのかということですが、現在のところ制服の自由化という部分については考えてはおりませんが、個人的な意見になるかもしれませんが、私も制服がない高校でありましたので、それがイコール学力なり風紀の乱れにつながるかどうかという部分については、統計的には恐らく関連づけられる部分というのはないのかなと、要は本人、児童生徒一人一人の気持ちの持ち方ではないのかなというふうに個人的には思います。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 服装、校服というか、これを着ていると人間というのは学生に思えるのです。中学生、高校生が背広を着てネクタイをすると、大人に感じるのです。ですから、縛るわけではございませんが、まだ高校ぐらいはぜひ制服を着て、学生の誇りというものを教えてやってほしい。そして、大学行くとよく皆さん帽子をかぶったけれども、それも一つの誇りでなかったかと思うわけでございます。

◎4、文化振興

1、文化祭について

次に、4番目の文化振興、文化祭のことについてでございますが、市民の芸術、文化を通じ、普及、継承、保存、そしてまちの活性化にも大切な文化であります。市民文化の育たないところは、まちの発展はないと言われております。市長は、文化という意味をすごく大きくとらえていると思うのですが、市長のお考えをお示し願います。

○議長 長 市長。

○市長 市長に対する口頭諮問でありますけれども、文明は腹の足しになるものだと、文化は心の足しになるものだというふうに思っております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 文化というのは、余り聞かなくても皆さんわかっていることなのですが、人間生活においては大事なものだと思うわけです。それで、2番目にいきますが、文化祭の今後ということでありますが、ことしも10月下旬から11月3日にかけて第37回の滝川市民文化祭が文化センター、

美術自然史館等で1,000人を超える人たちが参加をされ、盛大に行われました。現在98団体、約1,000人の文化連盟の会員の方がいらっしゃいますが、いつも話に出るのは、何度か申し上げてありますが、適当な発表の会場がないということでもあります。文化センターでは広過ぎ、たきかわホールでは狭過ぎ、500人規模の会場があったらという意見がいつもあります。今の厳しい情勢の中では無理かと思いますが、景気のよくなったときはぜひ考えてほしい施設だと思います。文化祭の今後の展望について教育長はどのように考えているか、お考えをお示し願います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 市民文化祭は、滝川市の文化の集大成ということで、参加をしておりますそれぞれの団体の方は、1年間のまとめということで目標を持たれて、それぞれ真剣に取り組みをされているというふうに思います。正直なところ、私文化祭を見させていただいたのはことし初めてでございまして、文化センターの発表会のほうは残念ながら見れませんでした。それ以外は美術自然史館も含めて、あるいは江部乙会場を含めて拝見をさせていただきました。非常に多くの方にいらしていただいて、誇りを持ってそれぞれの皆さん方が発表されていることに深く感銘をしたところでございます。今後につきましても、市民文化祭は文化の源というふうに考えております。継続されるべき事業だというふうに思っておりますし、教育委員会としましても個性ある滝川市という一翼を担っている活動だというふうに思っておりますので、さらに応援をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 田村議員。

○田村議員 ぜひ今後もよろしく応援をお願いいたします。

次に、3番目の各学校の文化祭への参加ということでございますが、他市では小学校、中学校、高等学校等で一緒に文化祭に発表、参加している学校がたくさんあると思います。少子高齢化が進む中で、文化連盟の会員も減少傾向にあります。市内の小学校、中学校、高等学校の部活、得意分野等の各部門に参加させ、世代交流、同じ趣味の大人と子供の触れ合いの中で、あいさつの悟り等にも有意義ではないかと思うわけですが、見解を求めます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 各学校の文化祭への参加ということでございますが、ことしは菊の花でたしか新十津川農業高校さんが参加をされていたのかなというふうに思っております。各学校の授業、高校を中心として茶道ですとかそういうことも、文化連盟の方のご協力をいただきながら授業等を行っているということもございます。学校の行事の日程あるいは開催日時等の兼ね合いも出てくるかと思いますが、これまで以上に多くの方が参加をしていただける文化祭というものを目指すためには、これからの新しい文化祭をつくっていくためには各学校の文化祭への参加というものについても検討していかなければならないものだというふうに思っております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 次に、4番目の展示パネル更新の件についてであります。滝川市民文化祭、芸術、文化を通じ、各施設の使用、まちの活性化、たくさんの市民あるいは市外の方々に希望と感動を与

える大切な行事であります。展示パネルは、全会場でことしは169枚ほど使用されているそうですが、既に20年、30年以上のものが多く、すべて更新の時期を大きく過ぎている。市長も毎年各会場に足を運ばれ、十分その現状は見られていると思いますし、またことしは教育長、教育部長も江部乙まで会場を回られまして、江部乙のあの足はひどいですね、縄で縛って展示してあったというようなことを十二分に見られていると思うのですが、市長はことしの3定の私の質問にこのように答弁されております。市長に認められているのは予算編成権でありまして、教育委員会においてどういうプランをつくって市長のところに上がってくるのか、そのことによって判断をさせていただきたいという非常にいい答弁をされております。そこで、教育委員会は、このことについてどういういいプランを市長のほうに提案されたか、お示しをお願いします。

○議長 長 教育長。

○教育長 先ほどの、各会場を回らせていただきましたが、展示よりもパネルを見ろと言われるほうが多かったような気がしておりまして、確かに状態として問題があるといえますか、当然更新の時期を迎えているパネルもあるのだなというふうに感じさせていただきました。前回の議会においても、文化連盟さんのほうからの浄財もご用意いただけるというお話もしていただきました。ご期待にこたえられるよう教育委員会として、今予算要求の時期ではございますが、努力をしているところでございますので、もう少しお待ちいただければというふうに思いますし、どんな形でどういふような方法がいいのかも含めて、改めて文化連盟さんのほうともご協議させていただければというふうに思います。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 ぜひ検討していただきたいと思います。また、文化連盟の武田会長もパネル購入に対しては応分の寄附も考えているということでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長 長 先ほどの追加答弁がございます。

○保健福祉部長 先ほど最低の額を申し上げませんでしたので、3,000円でございます。

○議長 長 これをもちまして田村議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 市民クラブの荒木でございます。ことし最後の質問になろうかというふうに思います。重複するものがありますので、それを除外して質問させていただきたいというふうに思います。

◎1、人員配置

1、法定定数について

2、ケースワーカー配置について

まず、1番目の人員配置ということですが、法定定数ということなのですが、自治体がさまざまな事務を取り扱うに当たりまして法律上で規定される配置されるべき定数として、滝川市の人員が確保されているかどうかを伺いたいというふうに思います。ただし、病院職場につきまして

は、医療職の絶対数が不足していること、あるいは地域における偏在、確保の意識があっても充足が困難なことを考慮しまして、それ以外の所属や職種に分けてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいまの荒木議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

法律によって職員数が定められている職の関係でございますけれども、まず庁舎内においてはケースワーカーのみでございます。社会福祉法におきまして職員数の標準の定めがありまして、滝川市においてはおおむね基準を満たしているというふうに考えております。社会福祉法の第16条、所員の定数でございますけれども、被保護世帯数240世帯以下が3人、80世帯増すごとに1人ということでございます。滝川市の状況は、19年11月1日現在では被保護世帯数が440世帯、職員数は5人ということで、標準的な職員数は、単純な割り返しでございますけれども、5.5人ということで、おおむね定数を満たしていると、基準を満たしていると考えております。それと、病院を除く職場でございますけれども、保育士です。児童福祉施設の最低基準ということでございますけれども、児童数が248名、ことしの12月1日現在でございます。必要な保育士数が35名、現保育士数が35名と、一部臨時職員等も含まれておりますけれども、そのような状況ということでございます。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 これをお伺いしたのは、私も法律でどういう職種が規定されているのかちょっとわからなかったものですから、お聞きしたのですが、2番目に移りますが、先ほど現在の被保護世帯440と、ケースワーカー5名ということでありまして、割り返しますと1人平均担当世帯数88ということになります。私がここで申し上げたいのは、被保護世帯がふえ続ける状況もある、またあるいは事務処理が相当煩雑になってきている、あるいは相談業務というのが重要だということも考えるときに、確かに法律の枠にはおさまっています。あと三十数世帯ふえない限り増員しなくてもいいというふうに解釈されるわけでありますが、先ほど申し上げましたいろんな要件を考えると、法定定数以上のケースワーカー配置を直ちに検討するべきではないかというふうに思いますが、その件についてお答えをいただきます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 今回の詐欺事件に関しまして、臨時の措置として11月26日から1名の職員を保護担当部署に配置したところであります。また、さきにご答弁させていただいたとおり、事件発生の原因等について現在検証中ということでもあり、その結果を踏まえてただいまのご質問の中身については総合的に判断をしたいと考えております。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 11月26日の1名の増員というのは、まさしく今回の内部の検証といいますか、所管の中で検証あるいは資料づくりに充てられる職員というふうに私は思いますし、次年度になるの

わかりませんが、前向きな回答があったことは理解をします。ただ、私は道内の状況を調べてみたのですが、本市を除いて、さらに石狩市、美唄市、北斗市、留萌市、帯広市を除く29市において、平均の担当世帯数が81.2世帯であります。ちなみに、空知管内の都市、滝川と美唄を除きますが、平均で79.9世帯というふうな状況であります。特徴的な取り組みとしては、登別市が法定人数は8名であるが、面談あるいは相談業務を考慮し、1名増の9名体制をとっているというようなところもある。あるいは、夕張市のように財政再建団体になりながら、夕張市の場合は大幅な職員退職で経験者が全員なくなったと、退職された経験者を嘱託配置をし、そういう状況の中で1名の平均担当世帯数80という状況もあります。前向きな回答がありましたので、検討していただきたいというふうに思いますが、そこで査察指導員についてはどのようなお考えをお持ちかと。つまり法的な配置根拠はないのです、査察指導員は。私は、査察指導員が5名のケースワーカーの担当を査察をするという状況が本当に適切なのかどうかということも含めて、複数でもいいのではないかなというふうな考えを個人的には持っておりますが、その点についてご回答をいただきます。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、現在5名のケースワーカーに対して査察指導員が1名と、査察指導員についてはケースを持ってございません。主査職でございます。そこで、先ほど申し上げたように、今回の事件発生の原因あるいはその経緯等を検証する中で、議員ご質問の複数配置も含めて検討したいと考えております。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 私は、このことは今回のことも含めて特徴的な部局といいますか、担当を例にとって話をしたわけでありましたが、ただ考えると、職員は来年も減るのです。そこにこのケースワーカーあるいは査察指導員をふやすということは、どこかが減ることになりますから、ここでそのことを詳細にやりとりするつもりはありませんが、法律に規定されなくてもきめ細かくその職場、職場の環境を見ながら人事配置をしていただきたいなというふうに望みます。

◎2、移送費不正受給問題

- 1、内部検証委員会について
- 2、第三者検証組織について
- 3、容疑者の覚醒剤使用について

2番目の移送費の不正受給問題の1番についてお伺いをいたしますが、この件につきましては先日酒井議員さんが相当なことをお聞きになっておりますので、ダブらないようにお聞きをしますが、まずできるだけ早い時期に確定結果を出したいということで確認をします。その際、手法についてもお伺いをしておりますが、関連職員の聞き取り、あるいはもう退職をされた方の聞き取りというのが中心ということであります。お伺いをしたいのは、札幌の主治医の判断について検証委員会としてどのように検証されるおつもりなのかをお聞きいたします。

○議長 長 副市長。

○副市長 それぞれ各ヒアリング前年担当者、それからおやめになった方を含めながら、まず事象の洗い出し、事実確認、それから判断根拠、それからそれに基づく挙証資料、挙証資料に基づいて、より検証等を含めながら、挙証資料によってどこで判断して、これに対して医師の判断はどうだったのかだとかを含めて検証しております。現在のところ、挙証資料をもって判断して積み上げていっております、今の段階で主治医に直接会ってというような考え方は現状のところは持っていません。挙証資料の中で積み上げを行っているという状況であります。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 私は、今回の事件の本質は主治医の判断にあるというふうに思っています。なぜかという、医学といいますか、医療の中で医師の診断書だとか医師が判断するということは、正直聖域になっています。ある医師がこう判断すると、そのほかの医師がそうではないのではないかなかな言えない状況にあります。私は、医師の判断を否定している。今回のケースではないですよ、普通通常医師が診断書を書いたり判断をするときの信憑性は高いと思います。ほとんど意図的に何かを操作するということはまずないというふうに思いますが、ただ今回に関しては、ストレッチャーや介護補助員が必要かつほぼ毎日の通院を要するという病気あるいはそういう症状というのは何なのかということは、直接ここにもし呼べるのなら、その主治医に直接聞きたいぐらいの気持ちであります。主治医が複数いるらしいのですが、その主治医がそういった判断をした医学的な見地を挙証資料で判断することは、私は難しいというふうに思う。つまり会うことはできなくても、あるいはその複数の医師に文書で照会するという方法はとれないのかどうかということをお伺いします。

○議長 長 副市長。

○副市長 医師の判断を含めて非常に重いものがある。それで、かなりこちらのほうで把握していることで、詳細に病状等を含めて書いております。通院の必要性、頻度を含めて書いております。そういうことで、これからの委員会の中で直接会うことも含めて、それからそれができないとなれば今の文書による照会をすることがどうなのかも含めて、委員会の中で議論してみたいと思います。ただ、今私どもが把握している挙証資料の中では、病状を含めてかなり詳細なことは把握しております。医師からの判断ということでは、把握しているつもりであります。それについて再確認の意味で、文書等を出すことも含めながら委員会の中でちょっと議論してみたいと思います。今は挙証資料の積み上げから始めていまして、挙証資料のところに判断として医師判断はどう反映されて、いつの時点からどういうふうにしていったのかということは重大な、医療行為と移送費の関係というのは深いものと思っておりますので、その辺は慎重に委員会の中で議論していきたいと思っています。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 それから、第三者検証組織についてでありますけれども、1月の中旬か、あるいは1月末ぐらいにはというご答弁がきのうなされましたが、この選定をする方法は昨日同様に内部検証委員会で行うのだということでありましたが、例えばその選定された方がいかにも公正で中立だということを担保できるものは何かございますか。

◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は、議事の都合により延長いたします。

市長。

○市長 検証委員会においてどういう人選を行っていくのかという基本の方針は、提案をしてもらいたいということにしておりますが、その提案を受けて市長としてどうしていくのかという判断をいたします。当然のごとく、公正であり、公平なご意見をいただくと、そういう立場の方をお願いを申し上げなくてはいけないというふうに思います。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 私がこれにこだわるのは、内部検証委員会で検証されて、第三者検証組織も立ち上げるということですから、私はここが恐らく市民の信頼回復を少しでもする最後のチャンスだというふうに思っています。どういう方を選定されても、それなりに立派な方なのだろうというふうに思いますが、ただこういう方を予定しているということが決まってから、我々がその方はふさわしくないというような言い方をすることはできないわけです。ですから、この方たちはこういうふう選ばれたのだということを示していただいたほうがいいのではないかとこのように思う。それで、例えば生活保護に詳しい有識者というのであれば、時の権威、そのときの権威です、この方であれば、時の権威を選ぶというのも一つの方法かというふうに思います。ここは、恐らくこれ以上やりとりをしてもしょうがないのだというふうに思いますが、私は第三者組織がどういうふうに進められていくのかというイメージができないわけであります。イメージをするために簡単にお聞きしますが、第三者の検証組織に個人情報も含めて開示をし、内部検証委員会の検証が妥当だったかどうかも含めて検証をしてもらうのか、あるいは内部検証委員会から出たものを聞いて、今後の方向性に対して意見を言うのか。つまり個人情報をその方たちに開示するのか、開示をしないのかというのをお聞きします。

○議長 長 副市長。

○副市長 個人情報の開示については、検証する上で非常に慎重にしなければいけないと思いますが、今回北九州市は入り口の問題、それからうちが出口の問題で厚労省の中で議論になっていることは私ども言われておりますが、北九州市の場合は市長から非常勤特別職のような形で委嘱をして、そして公務員としての守秘義務範囲を移譲させた上で、検証過程においては全部非公開にして、それで検証の過程は名前が出て、内部で議論するときは名前とか何かを一切出して、それが個人情報の漏れがない範囲では議事録を公開していくという２段階の分け方だとかさまざましていますので、それらを含めて議論できるような形で、第三者の委員さんが個人情報の壁で議論が進まないことがないようなことも含めながら検証委員会の中でも議論していきたいなと思っています。それは、なぜならば、複数の医師が何科、何科だとかいろいろ絡んできますので、そういう点も含めながら、議論しやすいような形で、どうすればいいかということも含めて委員会の中で議論していきたいと思っています。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 これは答弁要りませんが、私は先ほどの主治医の医学的な見解、見地をさらに検証す

るという意味で、この第三者検証組織に医師を加えたほうがいいのではないかということ、それは答弁は要りませんが、お話を、そして最後の質問にいきいたいというふうに思います。

容疑者夫婦の覚せい剤常習の可能性が報道されております。これは確定ではありませんが、覚せい剤反応が出たということが報道されています。日本国内では、薬物乱用防止、ここで言う薬物というのは覚せい剤、大麻、シンナー、そのたぐいのものというふうにお考えいただければいいのですが、その乱用防止のために国を挙げて取り組んでいる、これからも取り組んでいくわけであり、自治体についても同様であります。覚せい剤の使用については、捜査当局の動向を見守るしかありませんけれども、不正受給をしたお金で入手、それがもし証明されなくても、保護費は公費からの支出であります。そういうことから考えて、公費で覚せい剤を入手をしたという確立が極めて高いというふうに私は思います。これは、市は市民生活を監視できないわけですから、だれが覚せい剤を所持しているのかわかりませんが、ただ今回のケースについて言えば、大変重大な結果責任であるというふうに私は考えますが、この点について市長の見解を伺います。

○議長 市長。

○市長 結果責任がどういうことになるのかというのは、現段階においてよく判断できません。ただ、搾取したこと自体が大問題であります。そして、搾取したお金が、今捜査中ではありますが、犯罪を犯すことにも使われたということになると極めて遺憾でありますし、一層憤りを覚えます。

○議長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第18号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第7号）

議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 日程第3、議案第18号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第7号）、議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 議案第18号 補正予算（第7号）、これに関連をいたします議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これについては副市長から議案第18号の補正予算に関連をして、また所管からご提案をさせていただきますが、その前に私から考え方だけ先に触れさせていただきたいというふうに思います。

このたびの生活保護による移送費の不正受給の問題につきましては、結果として不正を許してしまったこと、そのことによって市政への信頼を失墜をさせてしまったということによる当面の市長責任として、みずからへの処分ということで3カ月間の給与50パーセント削減を提案するものであります。今後検証委員会などの検証、さらに詐欺事件の捜査の行方、そして厚生労働省の判断とことがありますので、一連の状況が判明した段階で職員についての対応を行いたいというふうに思いますけれども、私は市民に対して責任を持つ立場であり、常日ごろ職員は権限に応じて責任を果たしてもらいたいというふうに申し上げている立場から申し上げまして、まずは市長が当面の処分として市民に対する責任を果たすべきだというふうに思っております。しかし、先ほど申し上

げましたように、全容が明らかになった段階でみずからへの処分の点検も含めて、次の段階があるということを申し上げて、この両議案の提案に先立って市長から提案理由の説明をさせていただきました。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 副市長。

○副市長 議案第18号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第7号）についてご説明させていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1,387万円を増額し、予算の総額を206億6,641万5,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉費、補正額1,525万4,000円の増額につきましては社会福祉対策に要する経費の補正でございます。灯油価格の急激な高騰が市民生活を圧迫しているところですが、特に強く影響を受ける市民税非課税世帯のうち70歳以上の高齢者世帯、母子、父子世帯、重度障がい者世帯を対象として、1世帯当たり5,000円の灯油購入券助成を今年度特別の措置として実施したいとするものでございます。これから本格的な厳冬期を迎えることから、早急に措置することが必要であり、今議会において追加提案をさせていただくものでございます。なお、当事業については、道の地域政策総合事業補助金のうち高齢者等の冬の生活支援事業に該当いたしますことから、これを財源として充当するものでございます。

13款1項1目職員費、補正額138万4,000円の減額につきましては、議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う特別職給与等の減額でございます。市長の給与等につきまして、給料減額50パーセント3カ月分、95万1,000円の減額とこれに係る共済費の減が43万3,000円の減額、合計で138万4,000円を減額するものでございます。

以上、歳出合計で1,387万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。16款2項1目民生費補助金70万円の増は、歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金1,317万円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で1,387万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第18号の説明とさせていただきます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案内容の説明を申し上げます。

この条例の改正の趣旨につきましては、先ほど市長からご説明申し上げたとおりでございますので割愛をいたしますが、市長の給料月額を現行の額から100分の50減額したいとするものであります。

改正内容につきましては、議案第20号参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。お開きください。附則第3項におきまして、市長の給料月額の減額について期間を平成20年1月から……

(何事か言う声あり)

○総務部長 参考資料ついていませんか。失礼しました。新旧対照表はないのですか。

(何事か言う声あり)

○総務部長 改正内容は、附則第3項におきまして、市長の給料月額の減額について、期間を平成20年1月から平成20年3月までの間、現在の給料月額63万4,270円からさらに100分の50減額する規定でございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成20年1月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第20号の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、私は議案第20号関係のほうの質疑をしたいと思います。

3点ほどございますが、1点目でございますが、当分ということは今聞いたわけでありますが、市長の行政処分の一環として押さえるわけでありますが、随分早い感じがいたします。素早い処分によって市民の怒りを静めよう、また社会に対しても反省、謝罪の意思を示そうと考えておられるようではありますが、まず市長の処分だけが突出して提案された理由をもう少し市民にわかりやすくご説明願います。

2点目でございます。次に、行政処分は市長から係まで一括して同時期であるべきと、それが常識だと思ったのですが、そしてその時期は容疑者の有罪性、被害額、国への返還額などが確定できてからでよいと考えていたわけでありますが、後で点検と先ほど言いましたが、この2点目もお答えください。

3点目でございます。市民の感情の観点からお尋ねいたします。この量刑としての行政処分に市民は納得しておりません。民事上の賠償として被害額が幾らになるかわかりませんが、市長、副市長以下職員であがなうべきだ、こういうふうに言っておりますが、いかがでしょうか。

4点ございます。最後でございます。このような素早い甘い行政処分で終わらせようとしたならば、市民はリコール運動までという、そういう方々がいらっしゃいます。この点についてどのようにお答えになりますか。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 これは行政処分でありますから、行政的な責任を明らかにしていくというのは、市長の責任も、それから部下職員、補助機関の責任も同時にできれば、これは一番好ましいことであり

ます。しかし、これまでもお話し申し上げてきたように、事件が絡んで捜査が行われている。あるいは、生活保護法による適切性ということについて厚生労働省の判断がこれから下されていくと。そういうことと行政上の処分の内容というのは、絡んでいくことだというふうに思います。したがって、時間がかかる。時間がかかるのに、市長として一緒に処分が適切だからといって市民の皆さんの前に、ぐずぐずしてみずからの処分を示さないというのはいかななものかと、私としては一緒に行うのは一番適切であるけれども、それができない場合に市長として市民の皆さん方に市長責任を明らかにしていくと、行政上の市長責任を明らかにしていくということが必要ではないかという判断であります。

軽いのではないかというご意見がございました。それは、先ほど申し上げましたように全容が明らかになった段階で改めて点検をいたします。

リコール運動については、何とも申し上げることができません。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 市長の考えは、よくわかりました。そういう意味で、後に点検をしてからというところは大変重い、そういう感じがいたしますので、これで納得いたしました。ありがとうございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 私からは、議案第18号、福祉灯油購入費助成についてお伺い申し上げます。全体で5件お伺い申し上げます。

第1点目であります。今年度限りの生活支援措置として実施されるということでございますけれども、来年度以降も本年のような灯油価格の高騰があれば、改めて実施を検討するということがよしいのかどうか、お伺いを申し上げます。

2点目であります。今回1軒当たり5,000円の補助ということでございます。対象人数はそれぞれ何名となっているのか、お伺いを申し上げます。

3点目であります。財源についてでございます。議案では道支出金70万円のほかに地域政策総合補助金が示されておりますが、金額としてどれくらい来ているのか、市としての負担は幾らとなっているのか、お伺い申し上げます。

4番目であります。申請方法及び周知についてお伺いいたします。申請方法は、対象者に対して個別に通知をするのか、それとも広報等でPRするのみか、具体的にお伺いしたいというふうに思います。

5番目であります。国は、福祉灯油について負担分の一部を来年3月に配分する07年度の特別交付税から支給するというふうにしていますが、こういった情報をつかんでいるのか、その概要についてお伺い申し上げます。

以上であります。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 酒井議員さんのご質疑にお答えをいたしますが、まず第1点目の今年度だけの措置ということで副市長からもご説明を申し上げましたが、来年度の灯油価格について現段階で当然

わからない話でございますので、今のところ本年度限りの措置ということで考えてございます。

5, 000円ということで、対象人数のお話がございました。対象人数につきましては、まず高齢者世帯の部分です。これは、今70歳以上の単身世帯の方と70歳以上の方と65歳以上の方のみで構成されている世帯と、ちょっと複雑なのですけれども、片方が70歳以上であれば、例えばご夫婦で奥さんが65歳以上の方も対象にしようということで考えていまして、2, 656世帯です。母子、父子というのがございますが、これは18歳以下の子を扶養している母子、父子世帯でございまして408世帯。それと、重度障がい児、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の交付を受けている世帯につきましては280世帯ということで、現段階でつかんでいる数字でございます。ただ、この中で、これらすべて市民税非課税ということで把握をしてございますけれども、施設入所されている方あるいは長期入院されている方、また生活保護を受給されている方については除外することにしてございまして、およそ9掛け、3, 000世帯ぐらいを今回の予算の措置でさせていただきました。

それと、財源についてでございますが、地域政策総合補助金でございますが、これは歳入のほうにもございますように道からは70万円の措置しかございません。PR方法につきましては、これが可決をされればでございますが、広報1月号の折り込みには何とか間に合わせたいというふうに考えてございます。また、町内会回覧、さらには対象者にはがきで通知をしたいというふうにも思っております。以上、そのような周知方法を考えてございます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 今回の補正予算の一般財源、社会福祉費1, 455万4, 000円でございますけれども、一部歳出の減とあわせて繰越金の充当ということでございますけれども、国のほうでは政府として、今回12月議会で実施を決めた市町村については来年3月の特別交付税で手当てをしたいという考え方を持っているようでございます。3月の特交となると、なかなか内訳が示されないということはございますけれども、一部財源充当ということは期待をしております。

以上です。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 申請方法について再度お伺い申し上げます。対象者についてはがきで通知されるということは、本当にすばらしいことだというふうに思っております。ただ、一方でこの方式は、申請するときには先ほどのご説明の中では市役所に来なければ申請ができないというふうに思うのです。しかしながら、この場合の対象になっているのは、70歳以上、また65歳以上の奥さんでありますとか、そういった高齢者世帯のみの方、それから重度障がい者などの世帯の方、かなり大変な世帯でございます。こうした部分について配慮するというようなお考えはないのかどうか、再度お伺い申し上げます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまのところ配付の会場につきましては、市役所を考えてございます。それは、いつときというか、集中してこの事務をとり扱う必要があるだろうと、また早目に皆さんに、灯油の券ということで5, 000円分のチケットというようなことを考えてございますけれども、

それを早目にお渡しをしたいということがございます。可能性として江部乙支所ということも考えられますけれども、これは例えば端末とのつなぎなんかも確認事項として必要なと思っております。ちょっと検討したいというふうに考えてございます。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 市役所を考えているということでございますけれども、できればこうした対象者の方々が必ずしも健康ではない、高齢者であるということも十分勘案して、はがきで通知するのであれば、封書でチケットを送るようなこともぜひ検討に入れていただきたいと申し上げまして、私の質疑を終わります。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 私も福祉灯油について何点かお伺いしたいと思います。

1点は、対象と見込まれる方たちにはがきで通知し、端末との関係もあり、市役所での配付を考えているということでしたが、そういうことでチェックするというのであれば、来られなかった方たちがそこに出てくるわけですが、来られない方たちの対応については、例えば1月末で締めて、それらの方たちに個別に対応するなど考えていらっしゃるのかどうか。

あと、いただいた灯油5,000円のチケットは、こういった形で活用することになるのか。利用者は、どこの店でもこのチケットを使えるということになると思うのですが、5,000円でない場合もあるわけで、3,000円とか入れるような場合もあると思うのですが、そのチケットはどのように活用していくのかについてお伺いしたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 現在のところ1月の24日から31日の6日間と、それと2月になりましては1日から7日、これは休みも挟みますので、5日間を予定してございます。地域別に考えてございすけれども、その折に町内会回覧だとか、あるいは広報、またマスコミの方にもご協力をいただいて、私どもとしては極力漏れがないように周知をするつもりでございます。ただ、どうしてもその段階で来れない場合というのは、例えば入院をしているというのは私どものほうで把握ができませんので、その場合は対象にならないのですけれども、本人の意思で来ないのか、あるいはわからないで来ないのかということがわからないのですけれども、そういったケース・バイ・ケースというのがすごくあると思います。ですから、私どもは、現在のところは周知に関して全力を挙げるというふうに考えてございます。

また、灯油のこういった購入なのかというお話でございました。これは、市内の灯油に関するガソリンスタンドですとかその他、灯油協会の会長さんもいらっしゃいますけれども、加盟されている事業所、ホクレンさんが加盟されていないというようなお話もございますが、ホクレンさんの場合はやっぱり利用者の利便性を考えて対象にしたいというふうには考えてございます。

以上です。

(何事か言う声あり)

○保健福祉部長 5,000円でない場合ということですが、おつりを出すことというのは当然難しいなというふうには想定をしております。ですから、その部分使われればいいのですけれども、

何らかの形で、余ったものを換金するとかとなっても困りますので、そこは私どもも考えたいと思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 金額的な問題は、事前に5,000円分を預けておくとか何回かの中で入れてくれるということ、きちんとそういうことが業者と役所との間でなっていればいいのかなどというふうには思っています。ただ、最後の1人まで……

(何事か言う声あり)

○窪之内議員 対象世帯の人たちがこのサービス、この助成を最後の1人まできちんと受けられるということは、一定の中で来られない人数は把握できるわけですから、そうした中では民生委員さんのご苦勞を得るとかというようなことも含めて、ぜひそういった形で助成を受けられない人がいないような努力を求めて、質疑を終わりたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、一般会計補正の給与等に要する経費、また議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

まず、1点目ですが、市長は今説明の中で、結果として不正を許したので、市長の責任を当面の分としてこういう提案をすると述べられました。減給の条例ですから、責任が一体どのような形であったのかということをはっきりさせる必要があるという点で4点お伺いいたします。まず、今回福祉事務所、また予算では財政、そして振り込みでは会計と、ここと市長がつながらなかったということがチェック機能が働かなかった最大の原因だというふうに思います。しかし、それがシステム的な問題、原因でつながらなかったのか、それとも市長の対応に問題があったのか、あるいは職員の対応に問題があったのか、まず1点目お伺いをいたします。

2点目は、知った段階で福祉事務所にある指示をされたというふうに委員会等で言われているのですが、一体何を指示したのか。したとすれば、具体的にどのような指示だったのかをお伺いします。

3点目は、責任と反省というのは一体をなすものだというふうに思うのですが、先ほどの田村議員の質問に対して、2月より前に知ったということが判明をしたと。しかし、これについて知ったということを確認されただけで、ご説明はなかったなど。なぜ今まで2月が一番古いというふうに言われていたのにという点で、何かここに反省的なものが見られないなというふうに考えるのですが、お伺いをします。また、同じように、きょうの一般質問の一番最初か2人目の方の質問に対して、背景に生活保護制度の特殊性があったと、このようにも述べられています。その後、言いわけをするわけではないがとつけ加えられましたが、こういったことでは、責任はとるけれども、反省は別だと、責任はとるけれども、本当は私には責任は余りないのだと、そういったふうにも聞こえてしまう。そこで、市長のそのあたりの本心をお伺いをしたいと思います。

大きな4点目は、金額なのですが、共済を入れて138万4,000円、給与だけでは95万1,000円と。2億4,000万円全額が対象になるかどうかは別としましても、余りにもかけ離れた少額と、4月に見直しがされると言いますが、それにしても少額と。例えば今の時点で任期中す

べて30万円に設定をすると、そうしたって1年間約500万円で、3年強で1,500万円余り、さらに退職手当組合への積み立てというのですか、これを今の時点でやめて、次の退職金はもらわないよということを決めても、既に納めた分は別として、それでも1,200万円ぐらいにはなるのだろう。今の時点で最低これぐらいは判断をして、さらに4月に検証結果を受けた判断をすると、こういう判断も十分できたのかなというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 システム的な問題というご指摘がございました。私は、結果的に不正を許してしまったというのは、さまざまな原因があるだろうというふうに思います。さまざまな原因が結果的に不正を許してしまったことにつながっている。その総括的な責任を今の立場で明らかにしておく必要があるのではないかとことを申し上げているわけでありまして、しかし、その具体検証は全体像が明らかにならなければわからないわけでありまして、したがってその段階でみずからの処分を点検するというふうに申し上げているわけでありまして。

それと、知った段階でということではありますが、私は時期は定かには覚えておりません。率直に言って近い時期だというふうに思いますけれども、隠していたつもりも何もありません。私が行動を起こしたのは、監査委員から調査に入るとことを聞かされて、それで問題はないのかということ職員に指示をしたと。その結果は、北海道の監査も受けた、法的、手続的には問題ないという報告を受けたと。この段階で今のような事態が想定されるのであれば、その段階で市長は指揮監督権を行使していたというふうに思いますけれども、しかし残念ながらそういう判断には至らなかったということでもあります。そういう面では、指揮監督権のありようということについては大いに反省をしているところでございますし、そういう立場で私は議会でその立場で表明をしてきたつもりであります。自己弁護をすると、そういうつもりは初めからありませんことを、これはご理解をいただきたいというふうに思います。

しかし、改めて申し上げますけれども、もしこの出来事がほかの部門で起きたとしたらどうだろうかということ、本当にこういうことになったのだろうかというふうに思います。したがって、やっぱり背景には生活保護法というものがあるのではないかと。私どもは、大いに今回のことについては反省いたしますけれども、生活保護法上こういうことが、厚生労働省のこれからの判断になりますけれども、判断の上で現場における裁量性というものが非常に強い部分についてはさらに生活保護手帳上明確なものにしていったほうがいいのではないかなという思いは持っておりますけれども、そういうものを含めて、特殊性がないかといえ、私はやっぱりあったのではないかなというふうに考えているという私の考えを表明したまでであります。

それから、4月というふうに申し上げたつもりはありません。全容が判明した段階で、職員を含めた対応をとっていくと、行政上の責任の対応をとっていくというお話を申し上げたわけでありまして。これは、行政上の責任への対応です。ですから、過日の清水議員のご質問にもございました民事的な責任のありようというのは、これは別問題だというふうに思っております。

(「6月に福祉事務所にどのような指示をしたか。6月に福祉事務所に指示されていますよね、監査結果報告の後」と言う声あり)

○議 長 立って再質疑してください。

(「3回で終わりですから、1回目に聞いていますので」と言う声あり)

(「それは2月の段階でということじゃないの」と言う声あり)

(「いえいえ、監査結果報告が出た後」と言う声あり)

○議 長 市長。

○市 長 5月22日、副市長に監査委員からペーパーが示されて、そして説明があった。そして、その二、三日後に副市長から口頭での説明があった。そのときに副市長から、こういう方針でやっていきたいという数項目の考え方が示されたので、それはそのようにしっかりやってほしいということを指示したと、そういう中身であります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 まず、私は、システムに問題あるというふうに聞いてはいないのです。市長は、これまで福祉事務所との関係でいうと、事務所長等の答弁でも市長の答弁でもあったと思うのですが、制度改正については聞くと、しかし個々のケースについては報告したり聞いたりする、そういうシステムになっていないのだと。また、財政については、政策経費は協議するけれども、経常経費は協議しないのだと、それで財政主査で終わったと、とまったと。会計課については、そもそもの報告されたり聞いたりするシステムはないのだと。そういうようなご答弁がこれまで各特別職、また部長等からされてきたわけです。そういう中で、しかし今回の問題は特別に重大な問題だったわけです。ところが、やはり、これまでのそういった基準があるのかないのかわかりませんが、そういうところでとまってしまったということだというふうに思うのです。本来であれば、大事なときは幾ら経常経費であっても協議に入れるとか、制度改正でなくても個々のケースでも市長の耳に入れるとか、生活保護の執行機関は市長ですから、そういった行為が行われてもおかしい事態ではなかったのです。ところが、市長の耳に全くどこからも、田村議員以外からは2月まで入らなかったと。この原因は何かと、それはシステム的なことなのか、それとも市長の問題なのか、職員の問題なのかということをお聞きしたのです。そういうことを踏まえて、もう一度お聞きをします。

(何事か言う声あり)

○清水議員 市長の責任と一体ですから、あなたに質疑しているわけでないのだ。

それと、知った段階で、指示は5月22日については数項目と。まず、この責任と市長の行動というのは、これも表裏一体なのです。数項目の中身をお伺いします。また、2月の監査委員に話を聞いた後に、監査委員に市長はどのような話をされたのか、これについてもお伺いをします。

そして、2月より前に知ったということがきょう改めて出てきたわけですが、その時期は覚えていないと、隠した覚えもないと、こういったことを今言われました。しかし、今回の一般質問でも、2月に監査委員から報告を受けたということは何度も言われていると思います。隠したわけではないとは言いますが、では聞かなければ答えないのかと。聞く側は、2月に知ったということを前提で聞くわけです。今まで何回も市長が一番最初に知ったのはいつかと言ったら、最初は8月だったのです。それが5月になって、2月になったのです。私たちは、これが最後だなと、本間議員がテレビにも出ましたね、これが最後ですねと言ったら、福祉事務所長がこれが本当に最後ですと。と

ころが、またまた出てきたわけです。こういった事態においても、なおかつ隠した覚えはない。隠すとか隠さないでないのです。出してくれと言っているものに対して、もうこれ以上出すものはないというふうに福祉事務所長が言っているわけですから。ということで、市長が2月以前に知ったということについて余り問題意識を感じられていないというのは、ちょっと驚きなのです。なぜそのような答弁になってしまうのか理解に苦しみますので、議会や市民が市長が初めて知った時期を知りたいというのは、市長の責任、市長の行動でとめることができた可能性があるからこそ聞いているのです。だから、そういった隠した覚えもない、時期は覚えていないなんていうことを言う、そういう答弁は不適切だというふうに思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

背景に生活保護制度の特殊性があると、この点については膨大な議論になります。見解の相違としか私も考えませんので、これについては再質疑をいたしません。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 今回提案申し上げておりますのは、行政上の処分として行っているものであります。今何が一番重要なのかというと、それはなぜこういうことが起きたのかということをしっかり点検して、そして問題解決の方途を考え出して、そして事後対策をしっかりやるということが目的であります。これからどうしていくのかということはこれからの問題で、しっかりやらなくてはいけません。しかし、起きたことそのものについて、市長は市民の皆さん方に市長の責任として現段階でこういうみずからの処分を提案したい。起きてしまったことに対する事象への対応であります。

それから、これは議事録を確認していただきたいというふうに思いますが、私は8月に知った、それを翻して5月に知った、5月を翻して2月に知ったということを言ったつもりは全くありません。それは、誤解のないようお願い申し上げたいというふうに思います。しかも、申し上げているのは、2月ごろということを申し上げているわけであります。そういう意味では、2月ごろにこういう大きな問題になるというふうに認識をしていれば、それは直ちに具体策を打ったはずであります。放置するつもりはありません。ただ、監査委員さんから話があったときに、情報というのはいろいろありますから、田村監査委員さんから先ほど申し上げたような情報提供があったと、そういうことがあったために監査委員さんから調査に入ることのお話を聞いて、それではお願いしますと、どういうふうに監査委員さんに言ったかは記憶ありませんけれども、直ちに職員をして、それでは問題ないのかちょっと調べてくれというふうに指示をしたという経緯であります。その時期について、田村監査委員さんからいつの時期にあったかというのは、申しわけございませんけれども、記憶にございません。しかし、監査委員さんから調査に入ると言われた時期から遠くない時期でないかしらぬなど……

(何事か言う声あり)

○市 長 そういう記憶があります。これは、時期について記憶がないというのは重大性の認識がないのではないかというおしかりがあるとすれば、それは甘んじて受けたいというふうに思います。

○議 長 答弁漏れありますか。

○清水議員 2項目とシステムか人間かというの。

(「清水議員、これ一般質問じゃないんだから」と言う声あり)

(「いやいや、責任を明らかに、責任の所在」と言う声あり)

(「議案から外れているでしょう、これ」と言う声あり)

(「だから、もうちょっと近づくように聞きなさい」と言う声あり)

○議長 質疑、答弁とも簡潔にお願いします。保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほど市長が知ったのはいつかというような厚生常任委員会での質疑を清水議員さんがされたというふうに私どもは理解したのですが、そうではなくて私が市長にいつ報告をしたのかというご質疑に対し、私は9月の7日に報告をいたしましたという答弁をしたはずでございます。

○議長 長 副市長。

○副市長 5月21日、私全貌を知らされて、書類等で全貌がわかった段階で、市長に二、三日後に報告しました。私としては、福祉事務所長へ、調査権の行使を最大限活用してくれと、それから訪問の徹底を図ってくれと、それから弁護士との相談をしてくれと、それから道との協議を再度行うようにお願いしたいのと、それから供託という方法も視野に入れられないかということで考えてほしいということまで所長のほうに話ししながら、所として調査に限界があるとするならば警察に協力依頼をしっかりとってくれということで、私のほうから指示をしたということを市長に話をしました。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいま田村議員よりの助言で18年の9月ということがありました。18年9月というのは、2月からさかのぼること5カ月ぐらいです。先ほどから申しているように、福祉事務所と市長の関係は、市長が生活保護法の執行機関だから、市長が所長をできるのです。だけれども、仕事が多いので、事務所長を委任をすると、代々保健福祉部長が所長を兼務すると、こうなっているわけで、委任をしている中で直接いろんなケースを知らないのは当然なのです。しかし、9月にこういった情報、それはわずかな情報だったかもしれませんが、このときに福祉事務所長に一体どうということなのだというような行動をとられたのかどうか、まず1点目にお伺いします。

それと、5月22日、3項目というよりは6項目ぐらい言われているのですが、1点だけお聞きします。警察との関係なのですが、福祉事務所長に対して、警察の捜査を優先するようにと、そういったニュアンスのことを言われたかどうか、これを確認いたします。

○議長 長 市長。

○市長 田村監査委員さんからお話があった時期、これは申しわけございませんけれども、定かに記憶はありません。ただ、そのときにこういうふうに大きな問題だというふうに認識をして指示していれば、それは防げたかもしれません。しかし、申しわけないことにそういう認識はなかった。したがって、2月、私はそんなに前かなというふうに思いますけれども、監査委員さんからお話があったときに先ほど申し上げたような指示を下したということがあります。

後段の質問は、所管から。

それと、これは別に責任逃れをするわけでも何でもありません。法的に市長は指揮監督権を持つということが1つです。それから、中身は別です、委任をしたということに対する委任責任があると、これはちゃんと果たさなくては行けないと。そういう意味も含めて、この処分を提案しているわけであります。

○議 長 副市長。

○副 市 長 22日含めて私の指示したことをメモを自分なりにしてしまして、私としては先ほど言った点で、所として調査に限界があれば警察に協力を依頼をすることと。優先だとか、そういう形で言ったというメモはないです。私のメモの中では、調査に限界があれば警察に協力依頼をするようにという指示を出したということです。

(「調査に限界があれば」と言う声あり)

○副 市 長 できる範囲の調査権を行使してくれということがあって、先ほど言いました数項目にわたって、そして所として限界があれば警察に協力してくれという私の記載メモがあったことから、優先とかという言葉で表現したかどうかは私のメモの中にはあらわれておりません。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第18号 一般会計補正予算を可とし、議案第20号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。

まず、第18号については、福祉灯油が盛り込まれたものであり、絶対に可決する必要がある、市長の給与の減額幅が小さいという理由だけで反対にはできません。

さて、議案第20号についてですが、今回の介護タクシー問題の責任の当面のとり方という説明です。しかし、問題は市長の判断ミスなどで、50パーセントカットなどで済まされるような内容ではありません。少なくとも2月以降1億5,000万円に見合うものでなければなりません。4月以降さらなる減額が予想されるとはいえ、公選法上損害賠償が確定しなければ給与以外での賠償ができない以上、1月から50パーセントを超える減額を市民は求めています。以下に市長の責任が問われる問題を指摘します。1点目、個人口座に降り込み続けたことで、会社だけでなく暴力団を含め、覚せい剤購入、高級車購入、マンション借り上げなど、黒い資金に口座から直接流れた可能性が極めて高いこと。市は会社名義でなければ振り込まないという態度をとっていなかったことは、余りにも非常識だ。2点目、市長は監査委員から2月に聞いており、1億5,000万円ものその後の予算支出をとめることができたにもかかわらず、判断を誤ったこと。しかも、その後も福祉事務所に報告を求めず、部長以上が集まる庁議にもこの問題を出さなかったこと。3点目は、制度上問題ないと繰り返し答弁してきたが、地方自治法第234条、契約の締結の基本を逸脱し、3日分で新車が買えるような人件費を除いて8時間で22万円、こんな高額な契約を本人の申請が基本などといまだに法令違反の答弁を続けていること。4点目に、制度上問題ないと繰り返しながら、札幌の耳鼻咽喉科医師の意見書をもとに、歩行や日常生活に全く問題がない妻についても夫と

同様の車代だけで22万円のタクシー料金を認め、なおかつ2カ月と限定した医師の意見書を福祉事務所は無視をして、1年間利用させたこと。5点目は、札幌から転居後、翌日申請を受理し、容疑者が4日後から勝手に使ったタクシー代120万円を4月に福祉事務所が容疑者の口座に振り込み、生活保護世帯なのにもかかわらず120万円を自由にできる世帯に何の指導も行わなかったこと。6点目は、嘱託医には、巨額タクシー料金が最大の問題なのに、最低の費用で行うと明記した生活保護法に反し、金額は一切伝えなかったこと。7点目は、市内またはより近い医療機関に通院または入院が必要かどうか、検診命令を一度も出さなかったこと。8点目は、送迎時刻に自宅に行けば確認できたにもかかわらず、送迎時刻の訪問をほとんど行わなかったこと。9点目に、家の中には世帯外の実子と思われる成人男子、しかも暴力団周辺者と思われる者二、三名が同居または頻繁に出入りしていたにもかかわらず、指導していないこと。10点目に、家の周囲にはクラウンクラスの高級車が常時七、八台違法駐車があり、400ccクラスのオートバイがあり、新品の水上バイクがあり、同居人や妻が車を乗り回していたことを把握していなかったなど、信じがたい答弁を行っていること。11点目に、春から秋にかけ、上記車両等で暴走行為、しかも改造マフラーを使うなど、毎日午後10時から午前3時ごろまでの暴走行為、しかも地域住民が黄金交番や滝川署に苦情を頻繁に申し入れながら、警察との情報交換では警察から全く聞かされていないなど警察との連携の実態に大きな疑問があること。また、民生委員、町内会長にも何も聞いていないなど、情報を集める努力を怠ったこと。12点目に、地域住民が怖くて安心して生活できない、こういった状況に市として気づいていなかったこと。13点目に、財政緊縮時予算編成に、20倍化した1億1,900万円、これは18年度決算よりも1億1,300万円も増加したタクシー料金の予算を財政課内部のシステムの欠陥が原因で扶助費一括に埋め込まれ、財政課長も気づかずに予算案化したこと。14点目に、20名以上の職員が高いタクシー代の実態を知っていながら、1年間もの長きにわたり市長、副市長の耳に入らないなど、危機管理意識、常識的判断が働かない市役所の空気があること。15点目に、これまで違法性がないと言ってきた、その根拠となる3大根拠、1つは道が認めた、2つは札幌が20万円払った、3点目は医師が認めたなど一見正当な根拠を挙げながら、実態は道や札幌にその後一度もどの管理職も確認をしていないこと、2点目については3日で新車を買える、1万人の国民に聞けば1万人が非常識と思うタクシー料金を払い続けたこと、3点目は耳鼻科でストレッチャーが必要などの医師の意見書をそのまま認めたなど、この3つの根拠はこの間の委員会審議などで完全に崩れ去っているにもかかわらず、支出は適正だったという根拠にまだにしていること。16点目は、道に相談したときのことについて道と市で見解が対立していること。17点目に、市長、副市長が知った時期について、委員会では8月ごろ、5月ごろ、2月ごろ、そして本日の一般質問では9月、このようにころころと変わり、謝罪も2回目の委員会で初めて副市長から行われるなど、世論の批判を受けなければ謝罪もしない、こういった姿勢できたこと。18点目に、委員会への情報開示の点で医療費資料をあくまでも拒否し続け、移送費以外の資料を出さないこと。こういった問題点を指摘することができます。最後に、総額2億4,000万円、1日最高夫婦で95万円、通院で1カ月31日行った月が4カ月もある。

以上のような過失が明らかになりながら、市民が最も知りたいどうしてこのような不正支出を繰

り返したのか、この原因はまだ霧の中です。今何よりも必要なのは、関係者みずからがこの点について明らかにすることです。また、今回の異常な支出が生活保護法の特殊性にあると本日も市長が繰り返し述べたことは重大です。移送費に上限がないことに問題があるでしょうか。上限を設けなくても適正な契約行為を、地方自治法に基づいていれば、こんなことにはならなかったのは明らかです。このような言いわけを逮捕後1カ月を経過した今の時点で述べる市長は、本当に反省しているのかと疑わざるを得ません。

以上のことから、50パーセントカット3カ月の条例には賛成できません。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これよりまず議案第20号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、残りの議案第18号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は可決されました。

◎日程第4 議案第19号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算(第4号)

○議 長 日程第4、議案第19号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第19号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

第2条、業務の予定量の補正では、主要な建設改良事業の中の病院改築事業を1,540万3,000円補正したいとするものです。

第3条、資本的支出の補正でございますけれども、予算第4条中、4億3,241万1,000円とありますのは資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額であります。これを4億4,781万4,000円に、4億3,218万円とありますのは過年度分損益勘定留保資金であります。これを4億4,758万3,000円に改め、同条の表を次のように補正をしたいとするものでございます。支出の部のところにつきまして、第1款資本的支出、第1項建設改良費について1,540万3,000円を増額補正したいとするものです。

次の2ページに実施計画、3ページにつきましては資金計画、4ページ、5ページにつきまして

は予定貸借対照表を記載してございますので、これについてはお目通しをいただきたいと思います。

6 ページをお開きいただきたいと思います。資本的支出の明細書でございます。1 款 1 項 1 目改築費につきまして、委託料 1, 5 4 0 万 3, 0 0 0 円の補正でございますけれども、国の住宅建築物耐震改修事業補助金に係りますところの調査業務を実施したいとするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ただいまの 1 9 年度病院特別会計補正予算に 3 点ほど質疑をしたいと思います。

まず、1 点目でございますが、ただいま説明がありましたように法改正で建てかえにも補助金が出るようになったと、こう申されたわけでありますが、法改正で耐震診断検査のどのような数値が補助金の対象になったのでしょうか。1 7 年 1 月の耐震診断検査のどのような数字がこの補助金の対象にならないのか、ここのところを 1 点目ということでお答えをいただきたいと思います。

2 点目にまいります。逆説的に聞きいたしますが、この新たな耐震検査をしなければならないということは、さきの耐震診断の数値に何か甘さがあったのではないのでしょうか。このままの数値を申請したら、どうなるのでしょうか。そのほうが一番いいのではないかとと思うのですが、そこまでの説明はございませんので、つまりさきの耐震診断の数値は建てかえの論理のための根拠のない数値だったのでございましょうか。わかりやすく市民にご説明をお願いします。

(「委員会で解明したこと聞いてもしようがない」と言う声あり)

○渡辺議員 3 番目でございます。もっと厳しい質問になります。1, 5 0 0 万円以上もかけて数値が甘く出て、今後の問題でございますから、例えばこのようになって建てかえ不要、つまり補助金申請に該当しないような数値が出てきたら、建てかえを中止しなければならない、こういう論理になると思うのでありますが……

(「それはあんたの論理だ」と言う声あり)

○渡辺議員 そうというような覚悟で耐震診断検査に臨む、こういうふうにして解釈してよろしいでしょうか。

(「だめです」と言う声あり)

○渡辺議員 以上、この 3 点をしっかりと、私に答えようと思ったらとんでもない、市民にしっかりと、これは記録もされておりますから、答えていただきたいと思います。また、そういう質問はしていないなんていうことになったら大変なことになりますから、しっかりと 1 点、2 点、3 点と分けてください。ごちゃっと一遍にやりますと困りますので、1 点目、2 点目、3 点目……

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 ごちゃごちゃ言わないでください、質問しているのですから。

○議 長 答弁を求めます。病院事務部長。

(「解明済みのやつは答弁しなくてもいいと思いますよ」と言う声あり)

○病院事務部長 3 点のご質問ということでございまして、特別委員会でもこの部分についてはご

説明をさせていただいたところでございますけれども、まず法改正ということではございません。前回にもご報告申し上げましたように、住宅建築物耐震改修等事業制度の要綱が改正になったと、これによって19年度部分について、病院につきましても建てかえについても改修をしたときの費用に対する補助制度が適用になると、こういうことになったということでございます。この前提といたしましては、それぞれの国の基準の補助要綱に基づきました例えば構造計算ですとか、あるいは耐震改修工事費の積算など、それぞれの棟ごとに実際に実測によって出したものを提出しなければならぬということでございます、17年の1月で報告をいたしました耐震診断につきましてもは特別委員会でも資料として詳細に提出してございますけれども、1棟について実測して行っただと、それ以外の棟につきましても統計的推計によって行っただということでございますので、今回求めております実測に基づくということに欠けますので、この部分について行わなければならないということでございます。したがって、今回はあくまでも補助金を得るために必要なデータを集積しなければならぬと、こういうことでございますので、耐震そのものが建てかえそのものというようなことではございません。あくまでも補助金を得るために必要なデータを収集するための業務委託ということでございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 補助金を得るためにということの検査ということですが、それにしてもさきの数値が今回の補助金の申請にどこが対象にならないのかという、たったそれだけで結構ですから、市民にわかりやすく、委員会とかで説明したではなくて、しっかりとこの点をもう一度ご説明願いたい。

○議長 長 渡辺議員、今それについては説明をいたしました。後で病院事務部長に聞いてください、個人的に。今説明しましたので。

○渡辺議員 それで説明したということで、これは決して十分ではないと思います。さきの数値は、一つ一つは別に言わなくてもいいわけでありまして。その数値が1から何々とか、その数値が、今回の補助金を例えば2億円もらいたいと、こう申請するわけですが、さきの17年1月の検査をやった、その数値が出ています。その数値をもってなぜその補助金が当たらないのか、たったそれだけです。

○議長 長 先ほど1回目に数値が出たのです。ある部分について推定数値を出したのが、それが該当しないので、その分を新しく調査をしたいということで答えがありましたので、ご理解できていないかと思いますが、その部分につきましては事務部長に聞いてください。質疑を終わってよろしいですね。

○渡辺議員 終わります。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、3点にわたりましてお伺い申し上げます。

今回の調査では、1月の耐震診断では得られていない資料、これが必要だということで、各棟ごとに対象となるか診断を行う必要があるということでございますけれども、具体的にどういった調査を行うのかお伺い申し上げます。

2点目であります、決定される補助は2億円を超えるくらい期待していると委員会でご答弁さ

れました。前回の耐震診断の300万円から400万円に今回の1,500万円を足した額を差し引き、1億8,500万円程度が期待される部分という認識でよろしいのかどうか、確認いたしたいと思います。

3点目であります。そもそも建てかえを前提とするものに耐震診断等の調査が必要なのかどうか伺います。

以上であります。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 今回の補助金の制度といたしましては、先ほども言いましたように各棟ごとにそれぞれ実測して、補助金として必要な求められているものがございますので、これを調査をする必要があると。実際に補助金の対象となりますのは、耐震改築をした場合に要する費用額の3分の1が補助金の対象になりますと。ただし、その場合につきましても1平方メートル当たり上限が8万円というものがございますので、したがって今回の調査では耐震改修の工事費も含めて調査をしなければならぬというようなことでございます。

また、2億円というのは、前回の特別委員会の中では最大といった場合ということで、私のほうで最初にお話しいたしましたのは億を超える金は期待できると思われると、ただしとらぬタヌキの皮算用と、こういう話をいたしましたけれども、もし最大うまくいけば2億円ぐらいの部分が期待できるのかなと。といいますのは、先ほども言いました対象となるところが56年以前の建物でございますので、対象となる部分の面積が現在でございますけれども、全体で1万57平米でございます。これに単純に先ほどの限度額を掛けまして3分の1といたしますと、2億円を超えるという勝手な推測ということでございます。

また、今回の部分について、建てかえを決定したものについてさらにまた調査が必要なのかということにつきましては、私も正直言いまして個人的に言えばこういう部分が再度調査なくても補助対象にできないのかという気持ちはないわけではございません。ただ、補助の要綱として基準の中にこれらの部分、こうこうこういうことがそれぞれ必要ということでございますので、これはしっかりやらなければ補助対象にはならないということでございますので、今回これについてご提案をしているということでございます。

○議長 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

討論ございますか。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第19号 平成19年度滝川市病院事業会計補正予算（第4号）に否の立場で討論を行います。

今回の議案は、市立病院の建築物耐震改修関連調査のための補正であります。要綱改正のため、従来耐震改修のみが補助対象であったものが建てかえも補助対象となったものであります。しかし、議案には疑問があります。まず、建てかえを前提とするものに耐震診断等の調査が必要かということです。補助獲得のために必要としても、現在の病院を取り壊し、新病院を建設する実施設計が進

められている以上、これ以上の耐震診断は意味がありません。補助金は国のお金ですが、同時に国民の税金から支出されているものであります。補助の要綱で必要だといっても、国に対して耐震診断がなくても補助金が獲得できるよう訴えるべきではありませんか。

以上を申し上げて、討論いたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第19号は可決されました。

◎日程第5 報告第1号 監査報告について

報告第2号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第5、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 報告第1号 監査報告についてご説明をいたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を市民生活部を対象に行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、くらし支援課、市民課、税務課、江部乙支所を対象に実施をいたしました。

監査の範囲は、平成18年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、所属に対する講評において、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、文書事務関係では受付印、決裁日漏れ、決裁責任者の決裁及び合議漏れ、出張関係、外勤簿関係、補助金関係では関係規定に基づき適切な事務処理などを、指定管理者関係では事業報告書などの提出遅延等がありましたので、その指導方について、また調定漏れにより未納となっているものがありましたので、事務の適正な執行とチェック体制の強化を、市税の徴収では多額の未収金、不納欠損処分 of 縮減を図るため滞納者の状況把握などの指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容の説明は省略いたします。

以上で報告第1号 定期監査の説明を終わります。

次に、報告第2号 例月現金出納検査報告についてご説明をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成19年8月分から10月分までの

例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査の期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。各所属に対する講評において請求書の要件不備、支出科目の誤り、旅費の計算誤りなどについて、その処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略をいたします。

なお、厳しい財政事情から、予算の執行に当たっては前例踏襲にとらわれることなく、合理的、効率的な執行等により、なお一層経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第2号 例月現金出納検査報告の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 教科書検定に関する要望意見書

意見書案第2号 B S E全頭検査の実施に関する要望意見書

意見書案第3号 品目横断的経営安定対策に関する要望意見書

意見書案第4号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める要望意見書

意見書案第5号 メディカルコントロール体制の充実を求める要望意見書

意見書案第6号 肝炎患者への医療費助成等についての要望意見書

○議長 長 日程第6、意見書案第1号 教科書検定に関する要望意見書、意見書案第2号 B S E全頭検査の実施に関する要望意見書、意見書案第3号 品目横断的経営安定対策に関する要望意見書、意見書案第4号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める要望意見書、意見書案第5号 メディカルコントロール体制の充実を求める要望意見書、意見書案第6号 肝炎患者への医療費助成等についての要望意見書の6件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案6件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 教科書検定に関する要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣であります。

意見書案第2号 B S E全頭検査の実施に関する要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労

働大臣、農林水産大臣であります。

意見書案第3号 品目横断的経営安定対策に関する要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣であります。

意見書案第4号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

意見書案第5号 メディカルコントロール体制の充実を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣であります。

意見書案第6号 肝炎患者への医療費助成等についての要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 お諮りをいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第6号までの6件は、いずれも可決されました。

◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りをいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議長 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合市長から発言の申

し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 議長から発言のお許しをいただきましたので、お礼を申し上げたいと存じます。

第4回定例市議会におきまして提案をさせていただきました各議案につきまして、十分議を尽くして原案を可決いただきましたこと、厚くお礼を申し上げたいと存じます。

また、臨時市議会に引き続きまして、本議会においても生活保護費詐欺事件を通じまして行政経営のあり方についての究明が行われたわけであります。これから事実を明らかにして、事後対策を万全にする。そして、行政経営のあらゆる部分において危機管理とこの種問題の再発防止に盤石を尽くしていくことを改めてお約束をするものであります。

本議会で議決をいただきました補正予算初め、新たな施策については迅速にやってみます。経済停滞した中でありますから、反省は反省として、取り組むべきものはしっかり取り組むということにいたしたいというふうに思います。年末年始に当たって、職員もへこまないで業務執行とまちにも繰り出してほしいというふうな願いを持っております。市民活動が停滞しないことを望むものであります。そういう意味では、議員各位におかれましてもぜひとも、今回の問題についてしっかりした対応をする、事後対策、そしてそれからの危機管理をしっかりやっていくし、議会としても今回の議会同様しっかりチェックしていくということを市民の皆さん方にもお伝えいただいて、市職員が少しでもへこまないで業務執行を迅速に行い、まちに繰り出す条件も整えていただきたい。甘えたお願いでありますけれども、この点は心からお願いを申し上げて、第4回定例市議会閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

新たな年が新たな時代への転機となりますように、明るくともに迎えたいものだというふうに思います。まことにありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長 第4回定例会の終わりに当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本年度は、4月の選挙を挟みまして旧、新の議会となりましたが、その後半につきましてはベテラン議員の抜けた穴といたしますが、総合力の不足を実は懸念をしていたところでございますが、それぞれの皆様の資質と行動力で補っていただきました。そして、活発なる議会活動をいただきましたこと、ありがとうございました。お礼を申し上げます。

しかしながら、残念なことに今回の詐欺事件におきましては、市民の皆様に多大な損失とご負担、ご迷惑をかけてしまいました。私ども議会の責任においても、しっかりと事件の解明を急ぎ、今後このようなことが二度と行われないように職員の意識改革と組織の見直しに積極的に私どももかわっていきまして、行政と議会に対する市民の皆様の信頼の回復に努めたいと考えております。それには議会としての責任も明確にしながら、議員個々の皆さんが市民に働きかけて、ぜひ理解をいただくようお伝えもいただきたいと思いますと考えております。

来年は北海道サミットも開催され、世界から注視を浴びることとなります。滝川市におきましても、市制50年という節目の年となりまして、いろいろな事業が展開をされますが、いろいろな意味での再スタートとなる年と思っております。まちづくりに向けまして、ますますご健勝でご活躍

をいただくことを期待申し上げます。

どうかよい年をお迎えください。冗々にわたりご審議本当にありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成19年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時48分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員